

平成 27 年度

# 包括外部監査結果報告書

香川県包括外部監査人

石川 千 晶

## 平成27年度香川県包括外部監査結果報告書

(目次)

第1節外部監査の概要	1
I 外部監査の種類	1
II 選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
III 事件(監査のテーマ)を選定した理由	1
IV 外部監査の方法	1
V 外部監査の実施期間及び対象	2
VI 外部監査人・補助者と資格	2
VII 利害関係	3
VIII その他	3
第2節 監査結果の概要	3
I 行政計画	3
II 香川県の許認可事務について	12
III 香川県の行政計画数	14
IV 香川県の許認可数等	14
第3節 個別の報告書	20
I 香川県の策定する諸計画	20
1 香川県離島振興計画:地域活力推進課	20
2 香川県水道整備基本構想:水資源対策課	23
3 香川県広域的水道整備計画:水資源対策課	26
4 香川県総合水資源対策大綱 2011:水資源対策課	28
5 かがわ青少年育成ビジョン:男女参画・県民活動課	31
6 共助の社会づくり推進指針:男女参画・県民活動課	35
7 第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画: 男女参画・県民活動課	38
8 香川県文化芸術振興計画:文化振興課	40
9 香川県ファシリティマネジメント推進計画:財産経営課	44
10 県有建物保有総量の現状と最適活用について:財産経営課	48
11 香川県県有建物長寿命化指針:財産経営課	49
12 香川県人権教育・啓発に関する基本計画:人権・同和政策課	50
13 かがわ多文化共生推進プラン:国際課	54
14 香川県国民保護計画:危機管理課	58
15 香川県地域防災計画:危機管理課	60
16 香川県第4次地震防災緊急事業五箇年計画:危機管理課	62
17 香川県庁業務継続計画(震災対策編):危機管理課	64

18	香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画:危機管理課	66
19	香川県消防広域化推進計画:危機管理課	68
20	石油基地防災計画:危機管理課	70
21	第9次香川県交通安全計画:くらし安全安心課	72
22	香川県地球温暖化対策推進計画:環境政策課	75
23	かがわエコオフィス計画:環境政策課	78
24	国土利用計画(第3次香川県計画):環境政策課	79
25	香川県土地利用基本計画(第6回変更):環境政策課	81
26	香川県全県域生活排水処理構想:環境管理課	82
27	香川地域公害防止計画:環境管理課	83
28	瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画:環境管理課	85
29	香川県海岸漂着物対策等推進計画:環境管理課	86
30	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画: 環境管理課	87
31	香川地域森林計画:みどり整備課	88
32	香川県森林経営計画:みどり整備課	92
33	大滝大川県立自然公園の公園計画:みどり保全課	94
34	鳥獣保護管理事業計画(第11次):みどり保全課	98
35	香川県廃棄物処理計画:廃棄物対策課	100
36	香川県分別収集促進計画:廃棄物対策課	102
37	香川県ごみ処理広域化計画:廃棄物対策課	104
38	香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画:廃棄物対策課	105
39	豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画:廃棄物対策課	106
40	エコアイランドなおしまプラン:廃棄物対策課	107
41	健やか香川21ヘルスプラン:健康福祉総務課	109
42	第2次香川県がん対策推進計画:健康福祉総務課	114
43	香川県歯と口腔の健康づくり基本計画:健康福祉総務課	118
44	香川県地域福祉支援計画:健康福祉総務課	120
45	第6期香川県高齢者保健福祉計画:長寿社会対策課	124
46	香川県ひとり親家庭等自立促進計画:子育て支援課	126
47	香川県周産期医療体制整備計画:子育て支援課	129
48	香川県子どもの貧困対策推進計画:子育て支援課	131
49	香川県健やか子ども支援計画:子育て支援課	134
50	香川県社会的養護推進計画:子育て支援課	138
51	第4期かがわ障害者プラン:障害福祉課	141
52	香川県動物愛護管理推進計画:生活衛生課	143

53	香川県食の安全・安心基本指針:生活衛生課	146
54	香川県産業成長戦略:産業政策課	148
55	香川ものづくり産業振興計画:企業立地推進課	150
56	第9次香川県職業能力開発計画:労働政策課	153
57	香川県大川地域雇用開発計画:労働政策課	156
58	香川県農業振興地域整備基本方針:農政課	159
59	香川県農業経営基盤強化促進基本方針:農業経営課	162
60	香川県有機農業推進計画:農業経営課	165
61	香川県卸売市場活性化基本方針:農業生産流通課	167
62	香川県酪農・肉用牛生産近代化計画:畜産課	170
63	家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画:畜産課	174
64	獣医療を提供する体制の整備を図るための香川県計画:畜産課	175
65	香川県老朽ため池整備促進計画ー第10次5か年計画ー:土地改良課	178
66	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針:農村整備課	182
67	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画: 水産課	185
68	香川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画:水産課	187
69	圏域総合水産基盤整備事業計画:水産課	189
70	香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針:技術企画課	193
71	県土軸ネットワーク計画:道路課	196
72	香川県橋梁長寿命化修繕計画:道路課	198
73	河川整備計画:河川砂防課	202
74	香川県河川管理施設長寿命化計画:河川砂防課	204
75	讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画 燧灘沿岸海岸保全基本計画:河川砂防課	207
76	高松港港湾計画:港湾課	208
77	港湾施設の維持管理計画:港湾課	212
78	地震・津波対策海岸堤防等整備計画:港湾課	216
79	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン): 都市計画課	218
80	香川県景観形成指針:都市計画課	221
81	高松広域都市圏都市交通マスタープラン:都市計画課	224
82	香川県公園施設長寿命化計画:都市計画課	225
83	播磨灘流域別下水道整備総合計画 燧灘流域別下水道整備総合計画 備讃瀬戸流域別下水道整備総合計画:下水道課	229

84	香川県下水汚泥処理総合計画(基本計画):下水道課	232
85	香川県流域下水道長寿命化計画(3処理区):土木部 下水道課	235
86	香川県建築物耐震化推進プラン(香川県耐震改修促進計画): 建築指導課	239
87	香川県住生活基本計画:住宅課	243
88	香川県営住宅長寿命化計画:住宅課	246
II	香川県の許認可等事務	250
1	行政財産目的外使用許可(庁舎):財産経営課	250
2	庁舎における制限行為に係る許可(庁舎):財産経営課	253
3	消防設備士免状:危機管理課	254
4	液化石油ガス設備士免状:危機管理課	256
5	高圧ガス製造保安責任者免状等:危機管理課	259
6	危険物取扱者免状:危機管理課	261
7	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (第一種フロン類充填回収業者の登録等):環境管理課	264
8	県立自然公園特別地域内における許可:みどり保全課	266
9	狩猟免許及び登録:みどり保全課	268
10	受胎調節実地指導員の指定:子育て支援課	271
11	各種事業所の指定:障害福祉課	273
12	ふぐ処理師の免許:生活衛生課	276
13	魚介類行商の登録:生活衛生課	280
14	特定動物の飼養又は保管の許可:生活衛生課	282
15	死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜処理の許可:生活衛生課	284
16	製菓衛生師の免許:生活衛生課	286
17	一般海域の占用等の許可:土木監理課 (小豆総合事務所及び各土木事務所)	289

## 第1節 外部監査の概要

### I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### II 選定した特定の事件(監査のテーマ)

香川県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関連する事務

### III 事件(監査のテーマ)を選定した理由

#### 1 第1のテーマ 香川県の策定する諸計画

香川県においては、さまざまな計画が策定されており、その種類は①政策全般について定めたもの、②法令等により、国の指針等に基づく策定が求められるもの、③具体的に業務を実施するための実施計画などに分けられる。県は、政策を実施するにあたり、計画を策定し、事業はそれに沿って実施されることが多い。そして、計画は重要な施策につき策定されるべきものである。このため、県が策定する計画は、行財政を含む県政にとって重要な位置を占め、計画の策定による事業の実施は、県民の生活に対する影響も大きいと考えられる。

#### 2 第2のテーマ 香川県の許認可等事務

許認可等事務は、県の行う事務の中でも重要な位置を占めている。許認可対象や内容は、相当の必要性に基づき定められるものである。このような許認可に関する事務は、法令等に基づき実施され、許認可の結果は、県民の諸活動にも重要な影響を与える。

それに加え、県の許認可を受けることにより、許認可された者は県民から一定の信頼を受けると考えられる。さらに、許認可を受けることにより、何らかの公的支援を得たり、優遇を受けることができる場合もある。

### IV 外部監査の方法

#### 1 監査の範囲

##### (1) 第1のテーマ 香川県の策定する諸計画(以下、「行政計画」という。)

香川県知事部局が策定したとしてリストアップされた諸計画を対象とした。このうち、内部管理目的のもの及び平成27年度に改訂作業を実施している計画の一部は除外した。

##### (2) 第2のテーマ 香川県の許認可等事務

香川県知事部局で行われる許認可のうち、平成26年度に許認可事務の実績があるものを対象とし、広範に手続きの実施状況等を確認した。このうち、県の条例に基づく許認可、計画に関連する許認可、個別に意見を付した許認可、他の許認可と共通の意見を付したもののうち、県民生活に関連の深い許認可であり、福祉など包括外部監査により取り上げられることが多い分野を除いた許認可等につき、監査報告書に掲載している。

また、免許及び登録については、一覧表を掲示し、共通の課題について記載している。

## 2 監査の視点

### (1) 第1のテーマ 香川県の策定する諸計画

行政計画は、本来、行政活動の整合性を保つこと、効率的に実施することを目的に策定されるものであり、香川県が策定する行政計画は効率的な行政活動に資しているか。

### (2) 第2テーマ 香川県の許認可等事務

許認可等事務は、県民生活のあらゆる場面に深く関係していることから、目的に沿って適切に実施されているか。

## 3 主な監査手続

ヒアリング、関連書類の閲覧・照合、関係法規・条例等との整合性チェック、数値分析等による。

## 4 「指摘事項」及び「意見」の判断基準

包括外部監査では、地方自治法により、「監査の結果」についての報告を求められており、法規等への準拠性のほか、有効性・効率性・経済性（3E）についても検討を行うこととされている。本来、自治体は事務をそのように執行しているべきものなのであるが、政策目的が果たされるべく実施され、またサービスを受ける県民の間で公平であること、さらにそのように実施されていることについて証明・説明できる状況にしておく必要がある。

法令・条例等に合致していないもの、また、著しく政策目的とかい離したり、形骸化していたり、公平性に欠くような状況が見られた場合は、地方自治法に定める「監査の結果」を「指摘事項」として記載している。

上記のような事実はないものの、実施状況に改善が求められる場合や、より有効な実施方法が考えられる場合は、地方自治法に定める監査の「意見」として記載している。

## V 外部監査の実施期間及び対象

平成27年4月1日より平成28年3月2日

知事部局の行政計画及び許認可を対象とした。なお、平成27年度の現状を基礎としているが、数値等については、必要に応じて過去のものを用いている。

## VI 外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人 石川 千晶（公認会計士）

補助者 岡崎 美恵子（公認会計士） 勝丸 充啓（弁護士） 桜内 文城（公認会計士）

武田 真由美（公認会計士） 塚本 秀和（公認会計士） 八木 俊則（弁護士）

（50音順）

## Ⅶ 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## Ⅷ その他

- ・この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については香川県情報公開条例及び香川県個人情報保護条例に従って判断している。
- ・この報告書内のデータについては、出所を記載していない場合は、香川県から入手した数値である。
- ・数値については、単位未満を切捨てにより表示することもあり、表合計と合計数値が一致しない場合がある。

## 第 2 節 監査結果の概要

### I 行政計画

#### 1 行政計画の概要と監査にあたっての考え方

##### (1) 国における行政計画の位置づけと県行政上の課題

第二次世界大戦後、我が国のあらゆる行政分野において行政計画の策定・実施が行われている。西谷剛著「実定行政計画法」によれば、300 を超える法律に行政計画に関する規定が置かれているという。

これは、法律の策定により、所管省庁の担当部局や担当課室等に執行予算枠が与えられ、その部局等が実施する事業を計画の策定により決定し、都道府県や市町村に計画の策定を求め、計画に関する予算もそれに沿って流される、という行政手法がとられているようにも見受けられる。

行政計画の数が多いことから、行政計画の目的が重複するケースが見られるだけでなく、連携すべき行政分野でありながら、行政機構のいわゆる「縦割り」の影響から、国だけでなく、自治体においても異なる部署で類似する計画が策定されているケースも多数存在する可能性がある。

また、総合的な計画では、行政計画の策定を行う部署と執行権限を有する部署と執行する部署や自治体が異なることが多くあり、行政計画の執行プロセスが明確に示されていないか、たり、執行による実績の測定等のモニタリングやそのフィードバックが十分に行われていない可能性がある。

日本の行政運営の特徴として、予算編成は注目されるが、決算にはほとんど関心が払われないとの指摘もある。行政計画も予算と同様、その策定までは皆が注目するが、実際の行政計画の執行、その実績の測定やフィードバックについてはほとんど関心が払われない状況となっている可能性がある。



## (2) 行政計画の定義と課題

### 1) 定義

行政計画とは、行政法学で用いられる概念であり、「行政権が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するもの」(塩野宏、行政法 I (第三版)、p.188) と定義されている。

### 2) 目的

行政計画の目的は、法令及び政策により設定される。

### 3) 目標

目標は、目的の実現のために設定される取組内容や道筋である。

目標を目的に対して適切な内容で、適切なレベルで設定することは難しい。

目標の達成が目的にどのように資しているのか、分析を行い、目標が適切ではないと考えられた場合には、目標のレベルを変えたり、目標自体を追加するなど、目標の設定を変える必要がある。

これを日常生活で例えるなら、「元気で長生き」という目的に対し、毎日1万歩歩くことが目標にあたる。しかし、いくら毎日運動しても、ヘビースモーカーだったり、食事内容に問題があると、元気で長生き出来る可能性は低くなる。また、1万歩という目標が高すぎる場合もあると思われる。

そこで、目標のレベルを7千歩に変えたり、併せて禁煙、一日の野菜摂取量350グラム以上、というような目標を加える、というように目標の設定を変える必要がある。

目標設定の課題は、計画一般に共通することであるが、行政計画では特に、施策を実施する主体が県ではない場合などには、目標に対する実績の分析や、分析結果のフィードバックは困難であると思われる。

また、行政には県民に対する説明責任が求められ、行政計画の目標が適正に設定されるよう努力していることを県民に示せることが求められる。

### 4) 手段

目標を達成するための手段は、各種の施策であり、施策の体系を示して、目標をどのように達成するのか、説明することが求められる。

先ほどの例でいくと、毎日1万歩歩くために、通勤を徒歩に変える、ということが手段と考えられる。

しかし、風邪気味の時に無理して歩き、肺炎になるというように、目的自体が忘れ去られ、目標達成のためにあらゆる努力をしてしまうことを一般的に「手段の目的化」と言う。

行政計画の目的実現方法については、目的あるいは目標達成のための手段として施策が決定されると、効果が検証されることなく、計画が存続していることを理由に、施策が継続して実施されることがあってはならない。啓発事業については、効果が測りにくく、特に注意が必要と思われる。

## 5) 実現方法

行政は、最小の経費で最大の効果を出すよう努めることとされ、行政計画は、施策が経済的、効率的に実施され、目標達成に至るまでの道筋を総合的に提示することが求められている。

## (3) 監査要点

監査を実施するにあたり、下記の点について留意した。

### 1) 行政計画の策定プロセス

- ・行政計画を策定する根拠は明確か。
- ・目的や機能、政策手段が重複する行政計画が他に策定されていないか。さらに、それらの行政計画の間で整合性は図られているか。  
※なお、県の総合計画については、平成 27 年 12 月に新たな総合計画が策定されているが、今回の監査においては、前計画「せとうち田園都市香川創造プラン」(平成 23 年度～27 年度)を基本として記載している。
- ・他の計画との統合について検討されているか。
- ・策定にあたって必要と考えられる調査や検討、協議が充分に行われる体制を整えているか。
- ・計画策定の方法は妥当か。特に計画策定を外部に委託している場合は、委託業務内容に合理性があるか。

### 2) 行政計画の目的の妥当性

- ・行政計画の目的は明確に示されているか。

### 3) 行政計画の目標設定の妥当性

- ・行政計画の目標が、目的の実現に対して適切に設定されているか。

### 4) 行政計画における政策手段の妥当性

- ・計画期間内での目標達成のプロセスは明確か。また、県が直接実施する施策と、間接的に関与する施策が区別されているか。
- ・目標達成のために設定されている施策は適切に実施されているか。

### 5) 実績のモニタリング及びフィードバック

- ・計画期間中に、目標達成に向けた実績のモニタリングを定期的に行っているか。
- ・モニタリングを実施した上で、新たな行政計画の策定や現行の行政計画の修正等にむけて、絶えざる改善がなされているか。

### 6) 計画策定後の維持管理

- ・長期にわたる計画については、見直し要件などがあらかじめ定められているか。
- ・計画に関連する諸情勢を把握し、適宜計画の見直しの可否を検討しているか。

### 7) 県民への公開

- ・前に記した 1) ～ 6) の項目について、必要に応じて適時開示されているか。

- ・計画の策定からその結果までの一連の情報が、計画に関連付けて、県民にもわかりやすく開示されているか。

## 2 行政計画に関する共通の意見と今後行政計画の策定にあたり踏まえるべき事項

以下については、今年度の監査において、共通的にみられた事項を記載している。来年度、修正が必要と思われるものは、「意見・共通」と記載しており、これについては、各所属において改善されたい。

### (1) 策定プロセスに関して

#### 1) 計画策定の根拠について

計画を策定する根拠は、計画の中に書き込まれているが、必ずしも明確には記載されていない。

今後の行政計画の策定にあたっては、計画策定の根拠を、計画の本文及び計画策定時の検討関係書類に明確に記載することを原則とする必要がある。

#### 2) 策定コストについて

技術的な知識が必要な土木施設の管理計画のようなもの以外のほとんどの県計画は、県職員により策定されている。

策定費用として実際に支出される額は少ないものの、策定作業自体に相当の労力を要している。

今後、行政計画の策定にあたっては、人件費を含む策定コストを見積もり、策定費用として認識し、計画を策定する効果と比較して策定の可否及び策定方法を検討することが望まれる。また、この検討資料を策定決定資料として備えることも望まれる。

#### 3) 計画内容の重複について

内容が関連する計画が多い。その中には、計画の策定にあたり、関連する計画と整合するように調整しながら策定されているものもある。

(意見・共通①) 計画の策定、変更を行う場合には、他の計画と統合できるものがないか、統合できない計画についても、策定を同時に行うことで策定作業が効率的になるものがないか、検討することが望まれる。

※当意見について実施している計画；第4期かがわ障害者プラン、香川県健やか子ども支援計画、第6期香川県高齢者保健福祉計画

今後、行政計画の策定にあたっては、他の計画との統合や同時に策定することについて検討し、検討内容について記録することを計画策定手順の一つとすることが望まれる。

検討の結果、法令の要件等により、個別に計画を策定する必要があると判断して個別に策定する場合でも、成果の検討項目が重複している計画など、まとめて成果の検討を行うことが効率的なものがないか、策定時に検討することが望まれる。

なお、策定にあたり内容の整合性について検討した関連計画についても併せて記録することが望まれる。

#### 4) 外部委託について

計画策定の一部を委託により行うことがある。委託業者にどこまで任せるのかが重要である。一部の計画では、計画策定まで委託の範囲にしているものがあった。

(意見・共通②) 委託業務の範囲は、政策の決定に至る重要な部分を委託することがないよう決定すべきであるが、政策に関する指針のような性格の計画策定にあたり、その分野にノウハウのあるコンサルタントなどへの策定業務委託には、仕様書などで前もって委託範囲を明らかにすることが難しい場合もみられる。策定業務の進行は県が管理し、政策に関する決定は県の判断で行い、それらの決定過程がわかるように、県の文書として保管する必要がある。

(意見・共通③) 専門的な知識が必要な分野においては、計画の策定まで委託することも考えられる。しかし、その際に、現況の分析や将来予測の積算根拠などを入手しておかなければ、計画を変更すべきタイミングもわからないなどの不都合が生じる。委託を行うにしても、可能な限りノウハウを県に蓄積するように委託契約を行うことが望まれる。

今後、行政計画の策定にあたっては、委託による必要性及び範囲を明確にすることと、策定過程での位置づけが明確になるよう策定資料を整理することが望まれる。

#### 5) 外部委員等について

計画策定するにあたり、専門知識を有する者や政策の実施に関連する者などで構成される委員会等を組織することが多い。

今後、計画を策定するにあたっては、委員会等を置く場合にも、他の計画策定の委員会等と兼ねることができないか、検討することが望まれる。

### (2) 目的及び目標

#### 1) 目的及び目標が明確に記載されているか

計画の中には、目的が策定経緯などと併せて記載されているなど、明確に「目的」と認識できる形で記載されていないものも見られた。また、目標についても同様である。

(意見・共通④) 計画には、目的及び目標を明確に記載することが望まれる。

今後、計画を策定するにあたっては、目的は、法令等の趣旨等に合致しているか、目標は、計画の目的に合致しているかについて、計画本文で明確にする必要がある。

#### 2) 目標の設定は適切か

目標として適当なのか、やや疑問があるものもみられる。目標を達成するために各種の施策が実施されることになるが、施策の有効性を測るためにも、目標は達成したかどうかははっきりと評価できるよう設定されることが望まれる。

今後、計画を策定するにあたって、計画に目標を記載する場合には、何をもちいて達成度合いを評価するのかについて、あらかじめ決めておくことが望まれる。

#### 3) 数値による指標

数値による指標が設けられていない計画も多い。また、設けられているものについて

も、必ずしも達成度の評価と分析が行われていない。

(意見・共通⑤) 計画に沿って実施された取組みについて、また、指標があるものについては指標の実績についても毎年など一定期間ごとに評価・分析されることが望まれる。

公表されている計画については、これらの評価・分析結果についても、県ホームページに計画と関連付けて公表することが望まれる。

※これについて前回改定時に改善した計画 第9次香川県交通安全計画

数値指標の設定の方法につき、次のような事例が見られた。

- ・指標を設けているものの、「平成25年の半減」、「国の平均以下」など、具体的な数値が示されていないものもある。

このような場合は、施策の実施途中で達成度合いを測ることが難しい。国の指標をベンチマークとして捉え、それ以上に改善することを目指す、という目標もありえるが、数値による指標の設定が困難な場合に限定するべきと考える。

- ・指標を自由に決定できない場合、指標の中には、国が示したものをそのまま用いた例がある。このようなものについても、県の計画として示す指標であることから、少なくとも指標についてどのように評価するのか事前に検討する必要がある。

### (3) 政策手段

#### 1) 施策の実施主体

計画に記載された目的に沿って施策が記載されているが、施策の記載方法には、具体的な事業が記載されているものと、「XXに努める」のように漠然とした方向性を示すものが混在している計画が見られる。また、施策の実施主体が県以外のものも含まれることもあり、誰がどのように実施する施策なのか不明確なものもある。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

※当意見について実施している計画：香川県総合水資源対策大綱2011、香川県文化芸術振興計画、香川県食の安全・安心基本指針、かがわ青少年育成ビジョン、香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画

今後計画を策定するにあたっては、施策の実施主体を明確に示すことが望まれる。

特に香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画及び香川県文化芸術振興計画については、視覚的にもわかりやすく工夫されており、計画策定にあたり、参考にされたい。

#### 2) 啓発事業について

計画に関して、実績としてイベント開催が挙げられているものもあるが、啓発事業は効果を測りにくいものである。

イベント等の効果を測る方法としては、一般的に参加者へのアンケートが行われている。文章で記載されたコメントの内容などを参考にすることが望ましい。

(意見・共通⑦) 啓発事業については、効果を検証しつつ、次年度の実施方法や実施の継続

を検討することが望まれる。そのためには、例えば県政モニターに対し、啓発に要した費用の概要につき、参加者あたりのコストなども含めて説明したうえで、実施方法や事業の継続の可否に対する意見などを求める方法などが考えられる。

今後啓発事業を実施するにあたっては、継続を前提とせず、実施した啓発事業の効果を適正に評価し、実施及び手法を決定することが望まれる。

#### (4) 実績のモニタリング及びフィードバック

##### 1) 公開している計画の実績について

公開している多くの計画で、実績の分析が行われていてもその結果が計画に関連付けて公開されていない。

(意見・共通⑧) 計画に対して実施した施策とその効果の分析結果は、計画と関連づけて県のホームページで公開することが望まれる。

##### 2) 施策へのフィードバックについて

最近策定された計画の中には、PDCA サイクル※について記載され、これに基づいて計画に沿った施策の実施について、評価を行い、施策を再検討することとされているものが見られるが、一部の計画に留まっている。

今後の計画策定にあたっては、PDCA サイクルについて計画自体に明記することが望まれる。

※PDCA サイクル：plan, do, check, act の頭文字をとったもので、目的達成のための計画(Plan)、計画の実行(Do)、実行したことによる結果の評価(Check)、より良い結果を出すための計画の改善(Act)の4つの工程を繰り返すことにより、業務を改善していくことを指す。計画自体の見直しまでは入っていない。

#### (5) 計画策定後の維持管理

##### 1) 計画の見直しについて

計画について、中間年度や環境が変わった場合には見直しを行う、という記載のある計画についても、何を評価して見直すのかについては記載されていない。

今後の計画策定にあたっては、「どのようなときに計画を見直すのか」、「見直しの結果がどのようなであれば計画を変更するのか」の2点について、計画策定時に明確に決めておくことが望まれる。

##### 2) 長期計画の見直しについて

計画の多くは、策定にあたって、現況分析に基づいた課題の検討が行われている。しかし、計画策定後長期間経過しているにもかかわらず、計画の前提に変化がないか、検討されていないと思われるものがある。

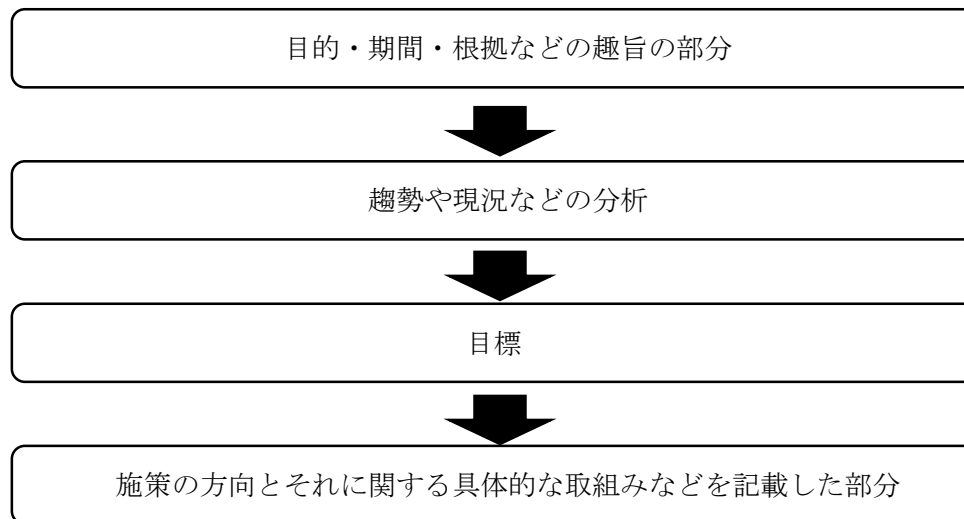
長期間にわたる計画で、途中で改訂を検討したが改定に至らなかったもので、その検討結果については保管されていないものもある。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

今後計画策定にあたっては、いつ、どのような時に見直しをするのかあらかじめ決定し、計画にも明記することが望まれる。

また、有効期限を設けることを原則とし、現在ある計画についても、適正に改定することが望まれる。

3) 計画のユニット化 行政計画は、次のような構成のものが多い。



それに加え、アンケート結果や統計、関連事業等が資料あるいは参考として添付されているものもある。また、巻頭に、策定時の知事や委員長の巻頭辞が掲載されているものもある。

計画の中には、現況分析の年次、資料、巻頭辞などの情報が相当古くなってい計画等もみられる。これらの計画は、担当部署で基本的な内容には変更が不要と判断され、その判断が合理的であったとしても、県民から見ると、その計画が有効なものなのか判断が難しい。

今後の策定にあたっては、計画の構成部分ごとに、基本事項の変更を伴わない差し替えまたは追加を行えるような計画の策定方法について、検討が望まれる。これにあたっては、差し替え等の承認方法についてあらかじめ決定しておくとともに、計画の変更までは不要であるという判断を行った根拠を記録する必要がある。

最近策定される計画は、冊子として印刷される場合でも、電子データでも入手され、ホームページに掲載される。差し替えができるようなデータ掲載方法についても、併せて検討が望まれる。

(6) 数次にわたり策定される計画

1) 計画に関連して実施した施策とその効果・実績について

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施

策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

今後計画の策定にあたっては、蓄積されたデータを分析し、その結果を反映させることが必要である。

## 2) 前回計画の評価

継続して計画を策定する場合、前回の目標に対する実績の評価や分析に基づき、次の計画内容が決定される。しかし、前回の計画の実施状況等が記載されていない計画が多い。

(意見・共通⑩) 原則として次期の計画に、前回までの計画の評価、実績、進捗状況等について、少なくとも概要程度は記載することが望まれる。

※当意見について実施している計画：第2次香川県がん対策推進計画、香川県老朽ため池整備促進計画（第10次）

今後の計画策定にあたっては、上記の事項について留意されたい。

## (7) 計画策定及び管理に関する標準ルール

計画策定及び管理の方法について、本監査結果を踏まえて、留意すべき項目を列挙した標準的な手順書の作成が望まれる。

## (8) 県民への公開

### 1) ホームページの掲載について

計画を県ホームページに掲載することについては、各担当部署の判断に委ねられている。少なくともパブリックコメントを実施したものについては、速やかに内容を含めて公開することが望まれる。

### 2) ホームページ上の一覧性について

香川県のホームページには、計画に関する項目をまとめて示している部分があるが、新着情報として開示されているため、現在有効な計画を一覧で把握することができない。

計画について、ホームページで検索して探し出すことが非常に難しく、実質的には非公開の状況にあるものも見られる。部署ごとの計画が一覧できるホームページの構成にすることが望まれる。これにあたっては、内容を公開しない計画についても、名称及び策定年度程度は掲載することが望まれる。

また、計画に関連する実績評価や施策の現況などについては、各担当部署のホームページに掲載されているものがあるが、県のホームページから検索しても閲覧できないことが多い。これについては、県のホームページから閲覧できるよう、改めることが望まれる。



## (9) パブリックコメントについて

パブリックコメントは、法令に基づく制度ではないが、県民参加の手法として広く用いられている。香川県では、パブリックコメントに関する指針を設けており、担当部署は、計画の策定時には、指針に沿って実施の要否などを判断している。

パブリックコメントに寄せられるコメント数は、一般に低調である。また、パブリックコメントの結果については公表されており、その内容を確認したところ、必ずしも対象となる行政計画に反映すべきものではなく、施策実施の要望に近いものも多く見受けられた。

これについては、計画本文だけを見てコメントをすることは難しい。計画策定時の資料や委員会の議事録等を併せて公表するなど、提供情報を充実させることが望まれる。

## II 香川県の許認可等事務について

### 1 許認可等事務の定義

許認可は、次のように分類される。県民の秩序ある安全・安心な生活を脅かさないためには、許認可の判断は厳格に行わなければならないが、一方で、法の上では許認可を求める者の不利益にならないよう、それぞれの制度に基づき処理することを求められる。

#### 1) 許可

法令に基づき一般的に禁止されている行為について、特定の場合又は相手方に限ってその禁止を解除するという法律効果を有する行政行為をいうとされている。

また、裁量により許可を拒むことが出来ないのが原則とされている。

#### 2) 認可

行政行為のうち、私人の契約、合同行為を補充して法律行為の効力を完成させるものとされている。当事者が必要とする要件を満たしていると認めれば認可を行う。

#### 3) 登録

一定の事項を公に証明するために、所定の機関に届け出て公簿に記載すること。

#### 4) 免許

法令により禁止されている行為を、行政機関が特定の場合に特定の人に許すこと。

#### 5) 届出

届出制とは、放任状態では、違法行為が行われる可能性があるため、ある行為を行うに当たって、監督官庁に事前通知する義務を課した制度を指す。監督官庁は、違法行為に直結するとの証拠がない限り、届出を却下できない。

### 2 監査要点とその結果

監査を実施するにあたり、下記の点について留意しながら確認を行った。

#### (1) 受理

##### 1) 受理記録

- ・申請書等を受理した記録が整理・保存されているか。

## 2) チェックリスト等

- ・受理の際、申請書類等に漏れがないか、チェックリスト等で確認されているか。

## (2) 審査

### 1) 審査基準

- ・根拠法令の趣旨・目的に沿って定められているか。

### 2) 審査手続き

- ・認定の手続は、法令等に沿って行われるよう、フローチャートなどにより、標準化されているか。
- ・認定に際し、必要に応じて実地確認を行っているか。
- ・認定に関する必要な書類は、適切に保管されているか。
- ・判断を要するものについては、判断のよりどころとなる基準等が設けられるか、複数の者によりチェックされる制度にするなど、一者の判断だけで決定されない体制がとられているか。

### 3) 試験

- ・県で試験を行うものについて、適正に実施されているか。

## (3) 継続管理

- ・必要に応じて、許認可要件を継続して満たしているかについて、許認可後の状況について把握しているか。

## 3 免許・登録に関する共通の課題

### 1) 他県での違反者

他県で登録要件に違反して、1年間は登録できない、などの処分を受けた者が香川県に転入して登録を申請する場合にも、申請者が違反について自主的に申請しなければ登録することができる仕組みになっているものが多い。

当登録に関し、建設業に関する登録など、国土交通省関連の登録事務には、違反等に関する情報が提供されるシステムのあるものが多い。登録事務は多種多様であるが、全国的に違反情報が共有できる仕組みについて、所轄省庁に要望することが望まれる。

### 2) 反社会的勢力について

登録事務について、法令等に基づき要件が決められているものが多いが、反社会的勢力について確認を求めているものは少ない。例えば採石業については、平成27年度中に改正された。

県条例による登録等については反社会的勢力と無関係であることについて確認を行うような制度改正について検討されたい。

### 3) 会社の計算書類の信頼性について

登録の要件に、経営の安定などを求める場合がある。この場合、計算書類が添付されている。この計算書類を見ると、退職給付引当金が計上されていないものが多いが、本来計上されるべき負債が計上されていないのか、いわゆる外掛け方式で計上が不要なのか、会計方針などが記載された注記が添付されていないため、判断できない。退職給付については、企業の財政の状況に大きな影響を与えることが多く、退職給付引当金を正しく計上すると、債務超過になる場合もあり得る。信頼性の高い計算書類を入手する必要があり、例えば「中小企業の会計に関する指針」に準拠した計算書類の提出を求めることなどについて、検討が望まれる。

#### 4) 更新について

免許、登録ともに更新制度が設けられていないものが多い。このため、次の点につき、検討が望まれる。

- ①登録時に免許が必要な場合に、免許を取得してから実務に従事していない期間が長い者でも登録が可能であるものがほとんどである。本来は、実務従事証明の制度、一定期間実務に従事していない者に対する講習の制度につき、検討が望ましいが、国の制度の場合、県独自で過重することは難しい。県民の安全な生活を守るという視点で、講習を斡旋することなどについて検討が望まれる。
- ②登録に更新が無い場合には、登録時に確認した事項が継続していることを確認できない。これについても、上記と同様に、国の制度である場合には県独自での対応は困難であるが、現況を確認する必要があるか、検討することが望まれる。

#### 5) 試験について

個別事項に意見として記載しているように、免許に関する試験を県で実施する場合、採点につき、誤りが発生しにくい採点欄の作り方を工夫することが望まれるものがある。また、採点は基本的に複数の者でチェックされた証跡がある。しかし、同一人が二回してもわからないので、誰が採点したのかわかるような採点方法が望ましい。

### Ⅲ 香川県の行政計画数

香川県の知事部局の計画のうち、88項目を報告書に記載した。

ただし、河川や港湾などの社会資本の管理計画のように、1としているが、実際の計画数は多いものもある。一覧は巻尾に掲載している。

### Ⅳ 香川県の許認可等数等

平成26年度の許認可等事務について、香川県が調査を行った資料を入手したところ、知事部局の許認可総数は1,594件であるが、そのうち平成26年度に申請が1件以上ある許認可等事務の数は413であった。そのうち、行政計画に関連する許認可、条例に基づく許認可、登録及び免許に関する許認可などを中心に、192の許認可等事務を対象として監査を行った。

課ごとの内訳は表1のとおりである。

(表1)

担当課	許認可数等	申請数 1件以上	監査対象	担当課	許認可数等	申請数 1件以上	監査対象
合計	1,594	413	192	生活衛生課	78	26	18
自治振興課	2	0	0	企業立地推進課	5	3	3
水資源対策課	8	2	0	経営支援課	90	15	8
情報政策課	3	1	0	労働政策課	29	8	8
男女参画・県民活動課	11	3	0	交流推進課	4	1	1
総務学事課	29	11	0	観光振興課	3	3	0
財産経営課	4	3	3	交通政策課	10	0	0
総務事務集中課	1	1	0	農政課	5	3	0
職員課	2	0	0	農政課組合検査指導室	49	0	0
広聴広報課	9	4	4	農業経営課	20	9	0
国際課	2	0	0	農業生産流通課	12	3	0
危機管理課	108	47	42	畜産課	69	13	0
くらし安全安心課	10	2	2	土地改良課	34	6	6
環境政策課	7	3	3	農村整備課	2	0	0
環境管理課	22	6	6	水産課	139	0	0
みどり整備課	52	3	3	土木監理課	25	11	1
みどり保全課	23	8	8	道路課	25	4	0
廃棄物対策課	39	20	20	河川砂防課	55	11	11
健康福祉総務課	44	25	22	港湾課	34	19	0
長寿社会対策課	43	9	0	都市計画課	102	5	0
子育て支援課	20	4	4	建築指導課	95	16	0
障害福祉課	31	21	17	住宅課	55	13	0
医務国保課	40	11	2	出納局	1	0	0
薬務感染症対策課	143	60	0				

(\*許認可数等は平成27年6月9日現在)

このうち、監査対象とした登録事務は、表2のとおり、次の14事務ある。

(表2)

報告書	番号	担当部署	名称	免許事務	根拠法令等	チェックリスト等	現地調査
	1	危機管理課	電気工事業の登録	有	電気工事業の業務の適正化に関する法律	有	－
	2	環境政策課	不動産鑑定業者の登録	無	不動産の鑑定評価に関する法律	国マニュアル	－
○	3	環境管理課	第一種フロン類充填回収業者の登録	無	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	無	－
○	4	みどり保全課	狩猟者登録	有	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	無	－
	5	廃棄物対策課	廃棄物再生事業者の登録	無	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有	行う
	6	廃棄物対策課	浄化槽保守点検業者の登録	無	浄化槽法・浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	無	行う
○	7	生活衛生課	一般ふぐ処理業の登録	有	香川県ふぐの処理等に関する条例	有	行う
○	8	生活衛生課	特別ふぐ処理業の登録	無	香川県ふぐの処理等に関する条例	有	行う
○	9	生活衛生課	魚介類行商の登録	無	香川県魚介類行商に関する条例	無	行う
	10	生活衛生課	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	無	建築物の衛生的環境の確保に関する法律	有	行う
	11	交流推進課	旅行業者の登録	無	旅行業法	有	－
	12	土木監理課	浄化槽工事業の登録	無	浄化槽法	有	－
	13	土木監理課	解体工事業者の登録	無	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	有	－
	14	土木監理課	採石業者の登録	無	採石法	有	行う

	名称	H26年度末登録数	H26年度新規登録数	手数料(円)	反社会的勢力対応	更新	委託事務の有無
1	電気工事業の登録	726	30	22,000	無	5年	
2	不動産鑑定業者の登録	26	2	15,600	無	5年	無
3	第一種フロン類充填回収業者の登録	340	52	5,000	無	5年	無
4	狩猟者登録	1521	－	1,800	無	無	無
5	廃棄物再生事業者の登録	14	1	40,000	有	無	無
6	浄化槽保守点検業者の登録	131	22	30,000	無	3年	有
7	一般ふぐ処理業の登録	155	11	5,200	無	5年	無
8	特別ふぐ処理業の登録	9	2	5,200	無	5年	無
9	魚介類行商の登録	89	1	1,700	無	5年	無
10	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	182	22	35,000又は45,000	無	6年	無
11	旅行業者の登録	64	2	24,000	無	5年	無
12	浄化槽工事業の登録	94	6	33,000	有	5年	無
13	解体工事業者の登録	44	9	33,000	有	5年	無
14	採石業者の登録	355	0	18,000	有	無	無

監査対象とした免許事務は、表3のとおり、次の14事務である。

(表3)

番号	報告書	担当部署	名称	登録事務	根拠法令等	H26年度末累計数	H26年度新規発行	免許事務の手数料
1	○	危機管理課	危険物取扱者免状の交付	無	消防法	80,761	1,790	2,800
2			電気工事士免状交付	無	電気工事士法	6,544 25,562	70 570	5,900 (第一種) 5,200 (第二種)
3	○		消防設備士免状の交付	無	消防法	8,774	311	2,800
4	○		製造保安責任者免状等の交付	無	高圧ガス保安法	11,968	153	3,400
5	○		液化石油ガス設備士免状の交付	無	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	1,998	21	3,300
6			火薬類製造保安責任者免状等の交付	無	火薬類取締法	4,312	10	2,400
7	○	みどり保全課	狩猟免許の交付	有	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	2,482	271	受験料
8		健康福祉総務課	調理師免許の交付	無	調理師法	27,708	274	5,600
9			栄養士免許の交付	無	栄養士法	7,924	116	5,600
10			管理栄養士免許の交付	無	栄養士法	-	101	15,000
11	○	生活衛生課	ふぐ処理師免許の交付	有	香川県ふぐの処理等に関する条例	527	11	5,600
12			クリーニング師免許の交付	有	クリーニング業法	1,373	5	5,600
13	○		製菓衛生師免許の交付	無	製菓衛生師法	1,420	34	5,600
14		労働政策課	職業訓練指導員免許の交付	有	職業能力開発促進法	8,349	7	2,300

番号	名称	要件	発行時の確認資料	更新の有無
1	危険物取扱者免状の交付	県からの委任を受けた(一財)消防試験研究センターが実施する試験	試験結果通知書	有
2	電気工事士免状交付	第一種：国の実施する試験+実務経験等 第二種：国の実施する試験等	第一種：試験合格通知書、実務経験証明書等 第二種：合格通知書等	無
3	消防設備士免状の交付	県からの委任を受けた(一財)消防試験研究センターが実施する試験	試験結果通知書	有
4	製造保安責任者免状等の交付	県からの委任を受けた高圧ガス保安協会が実施する試験	合格通知書	無
5	液化石油ガス設備士免状の交付	①県からの委任を受けた高圧ガス保安協会が実施する試験 ②高圧ガス保安協会又は設備士養成施設での講習 ③県知事の認定	合格通知書	無
6	火薬類製造保安責任者免状等の交付	国又は県の実施する試験	合格通知書	無
7	狩猟免許の交付	県の実施する試験	合格証書(狩猟免状)	有
8	調理師免許の交付	県の実施する試験	合格通知書、医師診断書・戸籍等	無
9	栄養士免許の交付	養成施設の卒業	卒業証明書・戸籍等	無
10	管理栄養士免許の交付	国の実施する試験	合格通知書、戸籍等	無
11	ふぐ処理師免許の交付	県の実施する試験	合格通知書、医師診断書、戸籍等	無
12	クリーニング師免許の交付	県の実施する試験	戸籍等	無
13	製菓衛生師免許の交付	県の実施する試験	合格通知書、医師診断書・戸籍等	無
14	職業訓練指導員免許の交付	法定要件	合格証明書等	無

免許に関する 14 事務のうち、試験を伴うものは、表 4 のとおり、次の 11 事務であるが、県が直接試験を行う事務は 5 事務である。

(表 4)

名称	H26 年度 新規発行	試験を行う場合の実施方法など					
		受験料(円)	試験問題作成	実技	H26 受験者	H26 合格者数	H26 合格率 (%)
危険物取扱者	1,790	5,000 (甲種) 3,400 (乙種) 2,700 (丙種)	委任	委任	3,969	1,649	41.5
消防設備士	311	5,000 (甲種) 3,400 (乙種)	委任	委任	934	342	36.6
製造保安責任者	153	5,500～	委任	委任	386	153	39.6
液化石油ガス設備士	21	20,200 (インターネット受付)	委任	委任	14	6	43.0
火薬類製造保安責任者	10	甲種・乙種： 25,900	委任	なし	24	10	41.7
狩猟	271	1 種目 5,200	県	県	289	271	93.8
調理師	274	6,100	委託	なし	243	159	65.4
ふぐ処理師	11	12,000	県	採点者を委託	18	10	55.6
クリーニング師	5	8,000	県		11	5	45.5
製菓衛生師	34	9,400	県	なし	43	32	74.4
職業訓練指導員	7	3,100 (学科試験)	県	なし	12	3	25.0

監査対象とした許認可等事務のうち、報告書に掲載しているものは、表5のとおり、次の17事務である。

表5

担当部署	番号	許認可の名称等	登録	免許	ページ
財産経営課	1	行政財産使用許可			250
財産経営課	2	庁舎における制限行為に係る許可			253
危機管理課	3	消防設備士免状		○	254
危機管理課	4	液化石油ガス設備士免状		○	256
危機管理課	5	高圧ガス製造保安責任者免状等		○	259
危機管理課	6	危険物取扱者免状		○	261
環境管理課	7	第一種フロン類充填回収業者の登録等	○		264
みどり保全課	8	県立自然公園特別地域内における許可			266
みどり保全課	9	狩猟免許及び登録	○	○	268
子育て支援課	10	受胎調節実地指導員の指定			271
障害福祉課	11	各種事業所の指定			273
生活衛生課	12	ふぐ処理師の免許	○	○	276
生活衛生課	13	魚介類行商の登録	○		280
生活衛生課	14	特定動物の飼養又は保管の許可			282
生活衛生課	15	死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜処理の許可			284
生活衛生課	16	製菓衛生師の免許		○	286
土木監理課	17	一般海域の占用等の許可			289



### 第3節 個別の報告書

#### I 香川県の策定する諸計画

##### 1 香川県離島振興計画：地域活力推進課

###### (1) 計画の概要

###### 1) 体系

香川県離島振興計画は、離島振興法第4条の規定に基づき策定される計画である。離島振興法では、離島振興の目的として、地域間交流の促進、居住するもののない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに定住の促進等が明記されている。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれている等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。

離島振興計画は、これら離島の基礎条件の改善及び産業振興、離島地域における創意工夫を活かした主体的な取組、多様な主体による地域づくり等の支援を行っていくという国の方針に基づき作成される。

香川県離島振興計画は、このような法及び国の離島振興基本方針の趣旨に基づき、各市町の離島振興計画案を十分に反映して、今後の県内における離島振興の基本方針を明らかにするものである。

当計画は、法令及び国の方針に基づき、市町計画案を反映して作成され、外部委員等による委員会等は設置されていない。策定にあたっては、国に事前提出を行っている。また、パブリックコメントは実施されている。

当計画の期間は平成25年度から34年度までの10年間である。平成24年6月に改正離島振興法が公布され、法の有効期限が平成25年4月から10年間延長されたことに伴い、同法の期限にあわせて当計画を策定した。なお、平成27年7月に新たに離島振興対策実施地域に指定された大島地域の振興計画について、平成27年11月13日までの期間でパブリックコメントを実施のうえ、平成28年2月8日に策定を行うとともに、同地域振興計画を追加する計画変更を行った。

###### 2) 香川県の状況等

全国では78地域260の離島が離島振興対策実施地域として指定されており、そのうち香川県では直島諸島、塩飽諸島、伊吹島、小豆島及び、平成27年7月に高松市大島が離島振興対策地域に追加されたことから、5地域24島となっている。香川県の有人指定離島の数は長崎県、愛媛県に次いで全国で第3位(※)と数は多い。

※離島振興法に基づく指定有人離島数の順位(有人島数は、沖縄県及び鹿児島県より少ないが、上記の離島振興対策実施地域には沖縄振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法の対象地域は含まれていない)

瀬戸内海は、古来から海運が盛んであり、香川県の有人島の多くは、海の交通の拠点

としても栄えてきた歴史を持つ。しかし、鉄道や道路などの陸上交通網や、臨海大規模工業地帯の整備などにより、島々は交通の便の悪い「離島」となった。昭和初期から比べると、人口が10分の1程度に激減している島もあり、また住民の高齢化も課題とされている。

### 3) 目的

法及び国の離島振興基本方針の趣旨に基づき、各市町の離島振興計画案を十分に反映させ、今後の県内における離島振興の基本方針を明らかにする。

### 4) 内容

離島振興の基本的な考え方や方向性を記し、各離島地域個別の現況及び具体的な振興のための施策をとりまとめて記載している。施策の実施主体はさまざまであるが、離島活性化交付金等事業については、実施主体、事業等の内容について詳細に記載されている。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

### 5) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」と関連する。

### 6) 計画策定の効果

離島振興計画に基づく事業については、国からの財政上の措置等を受けることができる。

この措置の一つとして活用が可能な離島活性化交付金は、対象経費の1/2以内について国から交付金が交付される。

### 7) 計画に係る予算額

当計画に関係する予算は、各方面にわたっており多額である。例えば、香川県の離島活性化交付金事業に係る平成27年度予算額は、4,098千円であるが、全体のごく一部である。

### 8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

## (2) 内容の検討

### 1) 啓発・イベント

当計画に関連して実施されるイベントは、瀬戸内国際芸術祭をはじめ、数が多い。その中で、離島活性化交付金を活用した県主催事業としては、交流促進事業として「かがわ島フェスタ2014」、離島ワークショップ「親子で島まるごと体験ツアー」の開催等があげられる。

島フェスタは「離島と本土との交流促進」、「離島相互間の交流促進」を目的として、県内の島のグルメや特産品、伝統芸能などを一堂に集めたイベントであり、平成26年

9月27日、28日の2日間にわたって行われた。普段は島に行かないと見ることができないもの、味わうことのできないものをサンポートで体験できる。グルメコーナーや体験コーナー、島の伝統芸能を披露するステージなどがあり、入場は無料である。

開催費の開催業務一式を随意契約（競争見積もり）により委託して開催した。

※島フェスタの開催に関する委託業務について、随意契約が適切に締結されていることを確認した。

島体験ツアーは、離島に対する興味や関心を高めてもらい、島との交流を促進するため、夏休みの小学生の親子連れを対象に、県内離島を巡り各島の自然や文化等を体験するワークショップを平成26年8月19日に開催した。参加費は、昼食及びワークショップ代金が自己負担であるほかは無料である。

島フェスタ、島体験ツアーいずれも、参加者に対するアンケートを実施する等、成果を図ることを行っていない。アンケートは実施していないものの、参加者からは「参加することで島のことを知ることができた」「船に乗って島を巡るのが楽しかった」等の声があり、平成27年度にも開催されることとなった。

各イベントの開催費と参加者一人当たり開催費は次のようなものである。

	島フェスタ	島体験ツアー
開催費（千円）	1,801	108
（内 県費）	900	54
参加者数（人）	5,000	23
1人当たり開催費（円）	360	4,695
（内 県費）	180	2,347

※離島活性化交付金に係る離島活性化事業実績報告他より抜粋

※島体験ツアーは、県所有の漁業指導船で各島を巡ることから、燃料費や保険料等の支出のみ。

（意見）イベントの成果を測る上で参加者に対するアンケートを実施することは有用であり、今後の実施が望まれる。

（意見・共通⑦）啓発事業については、効果を検証しつつ、次年度の実施方法や実施の継続を検討することが望まれる。そのためには、例えば県政モニターに対し、啓発に要した費用の概要につき、参加者あたりのコストなども含めて説明したうえで、実施方法や事業の継続の可否に対する意見などを求める方法などが考えられる。

## 2) 成果検討

離島振興計画に数値目標等は記載されていないが、離島振興法第7条の2では、都道府県は、離島振興計画に基づく事業又は事務のうち、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するための計画である「離島活性化交付金等事業計画」を策定することが出来るとされている。離島活性化交付金等事業計画は、国からの通達により、「（計画に）記載された事業については計画期間終了後に目標の達成状況について評価

を行うことが望ましい」とされている。

なお、同法第7条の4では、国は毎年度、離島活性化交付金等事業計画に記載された事業等を取りまとめ、公表するものとされており、当該事項について、国土交通省離島振興課のホームページに掲載されている。

離島振興計画自体には数値目標が設けられていない。成果を測る上では判断の指標となる数値目標を設定することは重要である。ただし、事業の方向性や指針を定める計画において、明確な数値目標を設けることがそぐわない場合もあると思われる。

その場合であっても、計画の方向性を判断する指針となるような情報や数値を継続して把握していくことは可能であると考ええる。

数値目標を設定すると、その数値を達成したか否かという点に注目しがちであるが、特定の年度において数値が大きく変動した場合の要因分析や、指標とする数値が計画の期間中において改善傾向にあったのか、又は悪化傾向にあったのかといった時系列での傾向把握は、今後の計画の方向性を判断する上で有用な情報である。

(意見) 数値目標を示して計画に関連する指標を明らかにし、その情報を継続的に把握した上で分析した結果を広く公表することが望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

平成27年7月に大島が新たに離島指定され、香川県には24島の有人離島が存在している。これらの島々では、今後更なる人口減少や高齢化が懸念される。そのような状況において、離島振興を進めることは重要な施策の一つであると考えられている。

## 2 香川県水道整備基本構想：水資源対策課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

厚生省(当時)の通知に基づき、県内水道事業の今後の水道整備の基本となるものとして策定された。

策定から相当年数が経過しているため、策定方法の詳細は不明であるが、計画の基となる水需要の予測なども含めて、委託によらず策定したとのことである。

現構想は平成10年度に策定され、平成28年度までを計画期間とし、平成22年度を中間目標年度とする長期計画である。

計画期間は経過しているが、現在まで計画の変更等は実施されておらず、対象事業が終了していないことなどから有効な計画とされている。

#### 2) 目的

県内水道事業の現状及び将来を見通し、良質で安定した水道水を供給するために必要な施策大綱を示し、水道施設の合理的かつ計画的な整備を促進しようとするもので、今後の水道整備計画等の基本となるものである。

### 3) 内容

計画の主旨を明らかにし、香川県の地勢などの概況と、水道の現況を記載し、これらを踏まえ、「圏域設定の考え方」の項では、香川県全县を一つの圏域として設定している。次に、この圏域内での水道水の需給について、平成28年度には一日最大8,200 m<sup>3</sup>が不足するとしている。この予測に対して、水道整備の基本方針と、水道整備方策を定めている。方策としては、水源の確保として、香川用水の工業用水の未利用水を水道に転用すること、県水道用水供給事業の第二次拡張整備を実施すること、建設中のダム工事の進捗を図ることなどが県事業として記載されており、市町については、「自己水源の能力の保全に努める」とされている。

また、施設の整備として、「県水道事業のほか、市町水道事業の計画的な拡張整備を進める」としているほか、「漏水防止対策等を含む計画的な施設整備を進める」としている。

このほかでは、維持管理の強化の項で、「共同水質検査センターの整備に努める」としているほか、財政基盤の強化の項では、「市町の自主性を尊重しつつ、水道の統合、再編成を進め（中略）統合、再編成は、当面中間目標年次までに市町における簡易水道等小規模水道統合を進め、段階的にさらに広域化への対応について検討を進める」としている。

水道施設整備の詳細はそれぞれの水道事業者が決定するが、当計画は、それらの整備の基本方針を示している。水道事業者はこの基本方針に沿って整備計画を定める。

### 4) 他の計画との関連

当構想と当該地域の水道に関する開発計画は整合することが求められる。香川県水道では、香川用水を水源とし、市町水道事業者に浄水後の水道用水を供給する事業を行っているが、その第二次拡張計画をこの構想に基づき策定している。

### 5) 計画策定の効果

財政的な面では特にないが、全县で1とする水道圏と整備方針を定めており、これに沿って実際の整備計画が策定される。

### 6) 計画に係る予算額

水道整備に関する基本構想であり、これにより、直接実施される事業はない。ただし、構想に沿って実際に実施される水道事業の拡張やダム整備は多額の投資を伴う事業である。

### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開

(意見) 当計画は、県民の生活に影響の大きい重要な計画であり、次回改定時等には、県ホームページへの掲載について、検討することが望まれる。

## (2) 内容の検討

1) 計画に対する事業

当構想と水道事業計画は整合することが求められている。しかし、人口増加等により水需要が増加するとした当構想策定時と、人口が減少に転じ、また節水等により一人当たりの給水量も減少するなど、現況は大きく異なっている。実際には、事業の実施にあたり、水需要の変化に合わせ、一部実施を見合わせるなどの対応が行われている。

2) 成果の検証

当構想自体は、県内自治体が行う水道事業の基になるものであるが、当構想自体は成果を求められる性格のものではない。

当構想の基本になる水需要の予測と実績値を比較すると、次のように、需要量は予想を大きく下回っている。また、当構想を基に県事業として実施されている第二次拡張事業は、市町の受水要望等を踏まえ、先送りされ、当初平成 22 年度までであった事業期間を平成 30 年度まで延伸している。

この間に、需要水量の多い高松市の水道事業では、単に需要を充たすことから、渇水時にも安定した水供給を行えるという安全性を重視した水道整備に方向変換している。

少なくとも、香川県総合水資源対策大綱を策定した時点あるいは県水道事業の延伸時には、当構想の見直しが必要であったと思われる。県では、実際にその検討を行い、計画の変更は不要と判断したとのことであるが、検討の内容が保存されていない。このため、当計画が合理的な根拠の下に有効であることについて、検討された証跡が残されていない。次回改定時等には、検討の過程がわかるよう、文書化のうえ、計画と合わせて保存する必要がある。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

構想に記載された予測						
項目	単位	H 7	H12	H18	H22	H28
総人口	千人	1,024	1,033	1,035	1,034	1,022
給水人口	千人	1,004	1,019	1,026	1,027	1,018
1 日需要水量 (最大)	m <sup>3</sup>	486,905	566,848	608,081	621,426	632,541
1 日需要水量 (平均) ①	m <sup>3</sup>	388,808	446,360	479,373	490,276	499,460
年間需要水量①×365 日	千m <sup>3</sup>	141,915	162,921	174,971	178,951	182,303
実績						
項目	単位	H 7	H12	H18	H22	H28
総人口	千人	1,027	1,022	1,009	995	-
年間需要水量	千m <sup>3</sup>	147,325	151,143	143,030(*)	138,322	-

(\*年間需要水量は、年間取水量ベースで示しており、平成 18 年の年間需要水量は、別に記す香川県総合水資源対策大綱 2011 に記載された実績値である。)

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

構想策定当初は、水需要の増加が予測されており、これに基づき当構想も策定されている。

実際には、予測されたほど水需要は増加しておらず、水の需要が多い地域も、構想時とは異なっている。情勢の変化に対応し、県内水道の広域化も検討されており、当構想は、新たに作成される計画に発展させる方針であるとのことである。

構想策定当初からの状況の変化に応じ、少なくとも予測需要を大幅に下回っていることを把握した香川県総合水資源対策大綱策定時か、構想策定当初に見直しを行うとしていた中間期である平成 22 年度には、構想自体を見直す必要があったが、平成 21 年度から香川県水道広域化専門委員会による検討が開始されるなど、広域化の検討が進んでおり、広域化の方向性が具体的に確立した段階で見直しを行うこととされた。

(意見) 定期的に現況把握を行い、予測と相当の乖離があった場合には、現況に応じて事業計画を修正することについて、あらかじめ明確に定め、さらにそれを次期計画に記載することが望まれる。

## 3 香川県広域的水道整備計画：水資源対策課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

水道法第 5 条の 2 には、「地方公共団体は、水道の広域的な整備を図る必要があると認めるときは、関係地方公共団体と共同して、水道の広域的な整備に関する基本計画を定めるべきことを都道府県知事に要請することができる」とされ、都道府県知事はこの要請を受け、「必要があると認めるとき」に広域的水道整備計画を策定するとされている。広域的に水道を整備する区域ごとに策定される計画であり、香川県では県内全ての市町の要請を受け、全県を 1 区域として当計画が策定されている。

策定から相当年数が経過しているため、詳細は不明であるが、市町の概況をヒアリングしながら、計画区域を定め、策定されたと思われる。

計画自体は 19 ページと大部ではないが、概要を記したものであり、水需要と香川用水取水量、現在の市町を含む水道の状況と今後の設備計画などと整合する必要がある、相当の協議と技術的検討が必要であったと思われる。策定時には県議会の議決を得ている。

当計画は、平成 10 年度に策定され、事業は平成 22 年度までを計画期間としている。計画期間は経過しているが、現在まで計画の変更等は実施されておらず、対象事業が終了していないことなどから有効な計画とされている。

#### 2) 計画の対象事業等

当計画により実施されている事業には、昭和 48 年から香川県事業として設置されて

いる県営水道についての第二次拡張事業がある。この拡張事業に関する事業計画も平成 10 年に策定されており、目標年度は平成 22 年度であった。工事の一部が市町の受水要望等を踏まえ先送りされていることから、事業期間については、厚生労働省との協議により、平成 30 年度まで工期延伸が了承され、有効な計画として管理されている。当計画は、この拡張事業の根拠となる計画であり、事業計画に先立ち、平成 10 年に策定され、事業計画と同様に平成 22 年度を目標年度としている。

当計画は人口や産業の増加等により水需要が増加することを前提として策定されたが、水の需要量は想定したほど増加せず、また産業の分布が策定当初に比べ異なってくるなど、計画の前提は大きく変化している。第二次拡張事業においては、渇水や地震・事故時においても安定的な水供給を可能とする危機管理体制の強化につながる整備を進めているとのことである。

(意見) 当計画は、県の事業である第二次拡張計画の基本となる計画であり、前提が大きく変化した時点で、改正の要否についての検討を行うべきであったと思われる。県では、実際にその検討を行い、計画の変更は不要と判断したとのことであるが、検討の内容が保存されていない。このため、当計画が合理的な根拠の下に有効であることについて、検討された証跡が残されていない。次回改定時等には、検討の過程がわかるよう、文書化のうえ、計画と合わせて保存する必要がある。

### 3) 目的

本県全域における水道を広域的かつ計画的に整備し、将来にわたる安全で安定した給水体制を確立する。

### 4) 内容

予測される水需要の増加に対し、ダム適地も少ないこと、安定供給と水質管理が課題であることなどから、水道の広域的整備が必要であることと、計画に基づき広域水道整備事業の内容について記載されている。

### 5) 他の計画との関連

香川県水道整備基本構想と整合するように策定された。

### 6) 計画策定の効果

広域水道事業を実施するために、当計画を策定することが水道法により求められている。

### 7) 計画に係る予算額

第二次拡張事業にかかる事業費。ただし、水道事業は、公営企業会計で実施される。香川県水道事業は、市町水道事業に水道用水を供給しており、直接県民に水を供給する制度ではないため間接的ではあるが、県民が支払う水道料金で賄われることが原則である。

### 8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開



(意見) 当計画は、県民の生活に影響の大きい重要な計画であり、次回改定時等には、県ホームページへの掲載について、検討することが望まれる。

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

水道事業の実施計画であるが、水需給見通しに基づき事業が計画されている。この需要水量と実績の対比は行われていない。

### 2) 計画の目的との整合性・課題等

計画策定当初は、水需要の増加が予測され、これに基づき事業が計画されている。

実際には、予測されたほど水需要は増加しておらず、需要地の分布も、計画とは異なる。これらの情勢の変化に対応して、計画に盛り込まれたものの、実際には実施されなかった事業もある。また、平成の市町大合併により、市町水道事業も合併され、渇水時には水の相互供給が有効であることも明らかになった。情勢の変化に対応し、県内水道の広域化も検討されており、当計画は、新たに作成される計画に吸収される予定である。

計画策定当初からの状況の変化に応じ、5年ごとなど一定の期間ごとに事業計画を見直すことが本来の姿であったように思われる。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

## 4 香川県総合水資源対策大綱 2011：水資源対策課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川県は、満濃池をはじめとするため池が多いことで有名であるように、古くから水不足に苦しんできた。香川用水は、これを解消するものと期待を集めて建設された。昭和50年から本格給水が開始され、香川県の水供給の3分の1強を占めている。香川県は、香川用水のほかにも、ため池や地下水など、様々な方法で水の確保に努めている。当計画は、名称どおり、考えうるあらゆる水資源についてのあらゆる局面に関する大綱であり、香川県独自のものであるといえる。

水に関する計画は以前から策定されていたが、平成14年に全面改定のうえ香川県新総合水資源対策大綱が策定され、現計画は第2期の計画である。

#### 2) 策定方法等

今後の県の水資源対策を推進していくための基本指針として、香川県総合水資源対策大綱に基づく取組みの成果や課題を踏まえ、平成37年までの長期間の水需給の見直しを参考に、関連部署の政策とすり合わせつつ、水循環のために必要な施策を整理して策定している。

大綱の作成は、香川県水資源対策懇談会に諮っている。策定までの5回の会議の詳細な議事録についても、ホームページで公開されている。

計画期間は、平成23年度から32年度までの10年間であり、平成27年度を中間年度としている。

### 3) 目的

「安心して暮らせる水循環社会をめざして」を基本目標としている。

### 4) 内容

総論として、策定の趣旨、基本目標、安定した水資源の確保と供給、水を大切にす社会への転換、水環境の保全、渇水・緊急時の水確保の4つの基本方針と施策体系を記載している。

次に、施策の展開として、基本方針ごとに、「水資源施設の整備」など合計11項目の基本方向を示し、それぞれについて現況と課題を分析し、施策の方向として「ダムの整備推進」などの実際の事業を記載している。目標数値としては、合計6項目の指標を挙げている。

さらに、大綱の推進方策と進行管理の方法について記載し、ホームページにより情報提供をすとしている。また、参考としてはあるが、個別の施策の担当課を一覧にした表が添付されている。

### 5) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」と関連する。

### 6) 計画策定の効果

財政面での効果は特にないが、水資源対策に関する県の施策を広く網羅して整理し、安心して暮らせる水循環社会をめざす香川県の取組姿勢を示している。

### 7) 計画に係る予算額

当計画に直接関連して実施される事業は、平成27年度では、県内水道広域化推進事業32,495千円、香川用水水源の森保全事業43,878千円、水道整備事業222,061千円などであり、総額は308,094千円である。

計画に関連する予算は、関連部署において計上されている。その内容は、ダムの建設、農業用水路の維持管理など、設備投資を伴うものも多く、極めて多額であると思われる。

### 8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

## (2) 内容の検討

### 1) 改定

大綱の第Ⅲ章、大綱の推進方策の中で、「今後、水需給の動向等を踏まえ、必要に応じて、大綱の見直しを行っていく」と記載している。平成27年度は計画の中間年度であるが、平成26年度までの各施策の進捗状況や成果・課題を踏まえ、今後、水需給の

動向等を把握しながら、必要に応じて見直しの検討を行うこととしている。

平成 27 年度の間年度において、水需給の動向についても把握した上で見直しの検討を行うことが本来であったと思われる。しかし、平成 27 年度の状況により水需給の動向を把握するとしていたため、平成 27 年度の実態数値が入手可能となる平成 28 年度以降で把握せざるを得ない状況となっている。

(意見) 次期計画では、中間見直時点の設定にあたり、その中間年度で入手可能な数値を用いて動向を把握することが望まれる。

## 2) 啓発・イベント

計画に関連して実施される啓発、イベントの主なものは、節水に関するイベントや広報である。しかし、これらは節水型街づくり推進協議会により実施されるため、協議会への県支出予算額は、平成 27 年度は 100 万円である。

## 3) 成果の検証

数値目標として定めた指標は 6 項目であり、指標は施策の基本方向の全てには設けられていない。数値目標を設けづらいか、それ自体が不相当と考えられたものと思われる。

平成 27 年度は中間年度であることから、平成 23 年度から 26 年度までについての「香川県総合水資源対策大綱 2011 施策実施状況及び評価」が作成され公表を予定している。

当計画の 6 つの指標のうち、「老朽ため池の整備箇所数（累計）」については、「ため池の整備と保全を図る」ための数値目標として平成 21 年度 3,265 箇所に対し、平成 27 年度 3,445 箇所とされている。水資源確保の観点からすると、ため池の整備により保全される貯水量などの水量に関する指標も考えられるが、ため池の整備貯水量については数値目標が設けづらいことから、ため池の整備箇所数を指標としているとのことである。県全体のため池数約 14,600 箇所に対し、箇所数による整備率は低く見えるが、貯水量の大きなため池を優先して整備してきたことから、貯水量による整備率は、箇所数に比べると進んでいると思われる。

(意見) 水資源に関する指標としては整備箇所数よりも貯水量が望ましく、より適切な指標設定を検討することが望まれる。

## 4) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、基本目標である「安心して暮らせる水循環社会を目指して」を実現するため、4 つの基本方針に基づき、今後の水資源対策を推進していくこととしており、香川県の水に関するほとんどあらゆる施策を体系づけたものである。平成 27 年度は、計画の間年度であり、平成 26 年度までの施策の進捗状況や成果・課題を踏まえ、今後、水需給の動向等を把握しながら、見直しの要否について検討を行うこととしている。

当計画は香川県にとって極めて重要な計画であり、施策の体系や取組についての実施部署まで詳細に記載されている。水需給予測に大きな変動がないか、実施施策に変動

はないかなどについて確認し、計画自体の見直しの要否について、定期的に検討する必要があると思われる。

## 5 かがわ青少年育成ビジョン：男女参画・県民活動課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

当計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条の1に基づき、国が定める「子ども・若者育成支援推進大綱」を勘案して、各都道府県で作成するように努めるものとされており、香川県の「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられている。

子ども・若者は次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであるが、子どもに対する虐待の増加や、不登校、高等学校中途退学、非行、ひきこもりや、フリーター、ニートなど、青少年が抱える問題は多様化・複雑化し、さらに深刻になっており、これらの課題に対する支援が不可欠となっている。当計画の対象は広く、乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）の青少年が対象とされ、ひきこもりへの支援など施策によっては、おおむね40歳未満のポスト青年期も対象としている。

当計画は、国の計画である「子ども・若者育成支援推進大綱」を勘案して作成される。まずビジョン策定検討会で骨子を作成し、青少年活動推進本部会幹事会等で素案検討を行い、青少年問題協議会で審議した上で、パブリックコメントを実施して最終的に青少年活動推進本部会で策定される。

※平成23年策定時の協議会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っており、パブリックコメントも実施されていることを確認した。

当初計画であるかがわ青少年育成ビジョンは、平成14年度から23年度までを対象としていた。当プランは平成24年度に策定されたものであるが、計画の見直しの時期については明らかにされていない。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

#### 2) 香川県の状況

香川県における児童虐待相談件数の推移、不登校児童及び生徒数、刑法犯少年数及びフリーター・ニート数の推移は次のとおりである。

児童虐待相談対応件数				
	H25年度	H26年度（速報値）	増減件数	増減率
香川県	551	727	176	1.32
全国	73,802	88,931	15,129	1.2

(厚生労働省報道発表資料 児童相談所での児童虐待相談対応件数)

香川県及び全国的にも児童虐待相談対応件数は増加傾向にある。理由として、厚生労働省

働省の発表資料には子どもの虐待の例示にきょうだいに対する虐待行為を追加したこと、及び配偶者に対する暴力がある事案について、警察からの通告が増加したことなどが挙げられる。

	小学校		中学校		高校	
	児童数	人口比	生徒数	人口比	生徒数	人口比
香川県	132	2.5	809	28.5	294	11.2
全国	25,866	3.9	97,036	27.6	53,154	15.9

\*人口比：1,000人あたりの不登校児童及び生徒数  
 (文科省発表資料 H27.9.16 「H26児童生徒の諸問題に関する調査」について)

香川県における不登校児童及び生徒数の人口比は、小学校と高校で全国平均を下回る一方、中学校では若干高くなっている。

	H17年度		H26年度		増減人数	増減率
	人数	人口比	人数	人口比		
香川県	1,103	18.6	478	8.6	-625	0.43
全国	123,715	15.9	48,361	6.8	-75,354	0.39

\*人口比：同年齢人口1,000人あたりの刑法犯の検挙人数  
 (香川県警本部 香川県の少年補導H26年度より抜粋)

全国の刑法犯少年は、平成16年度以降11年連続減少している。香川県においても同様の傾向を示しており、平成17年度に比べ、平成26年度は43%と大きく減少している。

	H18年度	H22年度	増減	増減率
香川県	15	13	-2	0.87
全国	187	183	-4	0.98

	H18年度	H22年度	増減	増減率
香川県	6	3	-3	0.5
全国	62	59	-3	0.95

\*フリーター：15～34歳の男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、パートアルバイトとして勤めている、又は仕事を探している、希望している者  
 \*ニート：15～34歳の非労働力人口のうち、通学や家事を行っていないその他の者  
 (かがわ青少年育成支援ビジョン より抜粋)

この項目については、他の項目に比べ、情報が古いですが、平成22年度が現状入手する最新の情報である。フリーター及びニート数は全般に減少しているが、香川県では、ニート数については半減しており、全国に比べると大幅に減少している。

各指標において、過年度からの推移や人口比を把握したが、全国数値と比べて香川県に顕著な特徴はない。

### 3) 目的

子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とする。

#### 4) 内容

香川県の子ども・若者の現況（家庭、学校や職場における意識アンケート等や、児童虐待、いじめ、引きこもりに関する統計等）を明らかにし、当計画の基本理念や指針及び施策の方向性を示している。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体とともに一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することなどの検討が望まれる。

#### 5) 他の計画との関連

「せとうち田園都市香川創造プラン」や「香川県次世代育成支援行動計画後期計画」、「香川県教育基本計画」と関連する

#### 6) 計画策定の効果

法に基づき策定され、県として子ども・若者育成支援のための施策に関する方向性を示すものである。

#### 7) 計画に係る予算額

(千円)

事業名	H24	H25	H26	H27
みんなで子どもを育てる県民運動推進事業	4,240	4,240	4,448	4,292

当計画により実施される主なものは、みんなで子どもを育てる県民運動推進事業である。一方、当ビジョンに関連する事業は幅広く、多岐にわたる。その内訳は「かがわの青少年（香川の青少年施策）」にとりまとめられ、公開されている。

#### 8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 啓発・イベント

啓発活動として、青少年育成支援ネットワークフォーラムが開催されている。

平成26年度は、対談「居場所と出番を見失う子ども・若者」、パネルディスカッション「若者が輝く香川のために」及びポスター展示を行い、青少年の自立支援に向けて分野を超えて対応できるネットワークの策定と機能充実、人材育成を図ることを目的として実施175名の参加があった。

当講演会の運営業務は県が実施し、広報としてはチラシ、県の広報・ホームページの活用等を行った。

参加者に対してアンケートを実施し成果を検討している。114名からの回答があった。

アンケートの結果満足度は非常に有意義、有意義であったとの回答が95%と高い一方、意見として今後の要望等も多く出されていた。啓発活動としてこのようなイベントを

開催することの意義はあると考えられることから、県民からの要望を生かすような形で次回開催することでより有意義な啓発活動となると考えられる。

なお、アンケート回答者のうち、40歳未満の参加者は約18%であった。

イベントの開催費と参加者一人当たり開催費	
	青少年育成支援 ネットワークフォーラム
開催費（千円）	1,182
（内 県費）	1,087
参加者数（人）	175
1人当たり開催費（円）	6,754
（内 県費）	6,211

## 2) 成果の検証

分野が多岐にわたり、数値目標を設けることが難しいことから、指標となる数値は示されていない。

また、当計画では、成果に関する記載はないが、青少年に関する指標は「かがわの青少年」としてホームページ上で報告されている。

成果の検討方法としては毎年1回開催されている香川県青少年問題協議会において、外部委員の意見を参考としている。議事録等を閲覧したところ、外部委員のコメントは委員の専門分野における個別課題に対するコメントであり、計画全体の成果を測るといった性質のものではない。

児童虐待やひきこもりに関する課題など、簡単に解決するような課題ではないことから、数値目標を設けることが難しいことは理解できるが、参考とする指標の明示もないことから、子ども・若者に対する支援がどの程度行われているのかという点を評価することが難しい。また、現状の課題についても変化のスピードが速く、施策の見直しを行うことが必要な状況となることも想像できるが、指標等に基づく実績との分析により実態の把握が行われることで施策の見直しを迅速に行える可能性がある。

（意見）子ども・若者の実態の把握と今後の施策の見直しを適宜適切に行うためにも、可能な限り指標を明らかにし、施策の成果を検討することが望まれる。

指標を設けることが困難であっても、計画の方向性を判断する指針となるような情報や数値を継続して把握していくことは可能であると考えられる。数値目標を設定すると、その数値を達成したか否かという点に注目しがちであるが、特定の年度において数値が大きく変動した場合の要因分析や、指標とする数値が計画の期間中において改善傾向にあったのか、又は悪化傾向にあったのかといった時系列での傾向把握は、今後の計画の方向性を判断する上で有用な情報となる。

「どのようなときに計画を見直すのか」、「見直しの結果がどのようなであれば計画を変更するのか」の2点について、計画策定時に明確に決めておくことが望まれる。

## 3) 計画の目的との整合性・課題等

子ども・若者の範囲は広く、乳幼児から施策によっては 40 歳前後まで対象であり、必要となる施策の内容は児童虐待防止、いじめや不登校への対応、ひきこもり・ニートへの支援、就労支援、有害環境の浄化といった様々な施策の方向性が記載されている。いずれも重要であると考えられるが、年齢の幅や、施策が必要となる課題が幅広く、具体的な施策は他の部門や、市町、教育委員会、警察、保健所といった多くの関連機関と連携していく必要がある。各基本指針に対してどのような事業が行われたのか、という点については明らかにされているが、その結果どうなったのか、という点が見えづらい。可能な限り他の計画や指針と連携し、必要十分な施策が講じられ、事業が実施されることが望まれる。

## 6 共助の社会づくり推進指針：男女参画・県民活動課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

平成 15 年 3 月に「共助の社会づくり推進プラン」（計画期間：平成 22 年度まで）を策定し、このプランの理念に添って様々な具体的な施策に取り組んできたが、目指す社会の実現のためには引き続き取り組みを継続させる必要があることから、基本理念と基本方針を明確にした平成 23 年度からの共助の社会づくりの指針を策定している。

当初策定年は平成 23 年 10 月であり、指針には必要に応じて見直しを行う旨が記載されているが、その時期は明記されていない。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

また、「どのようなときに計画を見直すのか」、「見直しの結果がどのようなであれば計画を変更するのか」の 2 点について、計画策定時に明確に決めておくことが望まれる。

当指針は、香川県共助の社会づくり懇談会の意見を参考にして策定された。

※指針の策定について、懇談会が開催され、指針の内容について議論されていることについて議事録を閲覧して確認した。

#### 2) 香川県の状況

共助の社会とは、誰もが地域社会の主体的担い手として、自主・自立の精神のもと、その個性や能力を発揮し、共に手を携え、支えあい、助け合える社会、すなわち「自分で出来ることは自分で、一人でできないことは地域や仲間、そしてみんなで」解決できる社会を言う。このような社会の実現に向けて県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体が、地域社会の「公」における役割を主体的に担う。



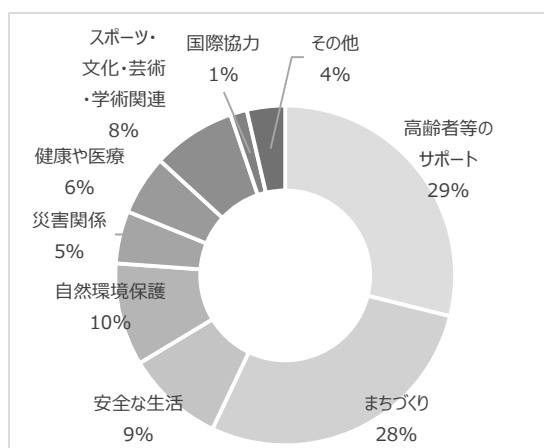
ボランティア活動の行動者数(都道府県別)

順位	都道府県	ボランティア実施者(千人)	10歳以上推定人口(千人)	行動者率(%)
1	山形県	365	1,035	35.3
2	島根県	219	629	34.8
3	鹿児島県	511	1,485	34.4
23	香川県	244	877	27.8
46	沖縄県	269	1,203	22.4
47	大阪府	1,638	7,936	20.6
	全国	29,951	114,061	26.3

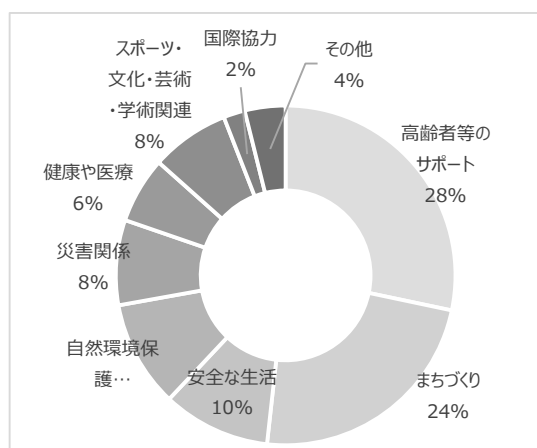
※平成23年社会生活基本調査より抜粋

ボランティア活動の内訳

香川県



全国



(※平成23年社会生活基本調査より作成)

共助の社会づくりにおいて重要な役割を果たす活動の一つにボランティア活動がある。香川県のボランティア実施者数は244千人であり、10歳以上の推定人口に占める割合は27.8%と全国平均の26.3%を若干上回り、23位である。また、香川県のボランティア活動の内訳は全国の平均と大きく変わらないが、防災関連が若干低く、まちづくり関連が高い傾向にある。

3) 目的

県民一人ひとりが、地域社会づくりの主役であることを自覚し、その個性と能力を發揮しながら、積極的に社会に関わっていくとともに、県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体が、地域社会の「公」における役割を主体的に担いながら、お互いに支え合い、助け合い、心豊かに暮らせる「共助の社会づくり」を目的とする。

4) 内容

共助の社会づくり推進指針は背景、基本理念、基本方針及び指針推進のための視点等から構成されている。基本方針には施策の方向性として7項目が示されており、その中

には、「企業のCSR活動の促進」など、民間に関連するものも含まれている。

5) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」と関連する。

6) 計画策定の効果

県民のボランティア参加やNPO活動の推進といった活動は、特定の部署、分野に限られるものではなく多岐にわたる。したがって、共助の社会づくりに関する指針を包括的にとりまとめることには意義があると考えられる。

7) 計画に係る予算額

平成26年度の共助の社会づくり推進に関する施策の実施状況によれば、関連する事業は100程度あり、男女参画・県民活動課において、共助の社会づくりに直接関連している事業の平成27年度予算額は395千円であるが、計画の内容に関連して実施される事業数は多い。

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(2) 内容の検討

1) 啓発・イベント

主な活動としては、ホームページ「かがわ共助のひろば」の運営、「ボランティア活動顕彰事業（ボランティア大賞）」及びNPOと行政の協働推進研修会や意見交換会であり、予算額は小額である。研修会の参加者にアンケート調査を行うなどの方法で成果を把握しているが、その他にもホームページへのヒット数などは一つの目安になると思われる。

(意見・共通⑦) 啓発事業については、効果を検証しつつ、次年度の実施方法や実施の継続を検討することが望まれる。そのためには、例えば県政モニターに対し、啓発に要した費用の概要につき、参加者あたりのコストなども含めて説明したうえで、実施方法や事業の継続の可否に対する意見などを求める方法などが考えられる。

2) 成果の検証

当指針には、進行管理として「この指針に沿った施策の実施状況を、毎年度把握し、その内容を公表します。」と明記されている。ホームページ上で「共助の社会づくり推進に関する施策の実施状況」が公表されており、指針として示されている内容とそれに対応する事業とその内容、決算額と翌年度の予算額が記載されている。ただし、数値目標等は定められていないことから成果に対する分析やコメントはない。

県は独自にボランティア参加率を調査し、総合計画の指標の達成状況として評価しているが、当計画に関する実績としては公表されていない。

これについて、当計画の実施状況に関連付けてホームページに公表することが望まれる。

(意見・共通⑧) 計画に対して実施した施策とその効果の分析結果は、計画と関連づけて県のホームページで公開することが望まれる。

(意見) 自治会は、共助の社会づくりの一環として重要な役割を果たすものであるが、市町が管轄することなどから、自治会の活動状況についてはとりまとめられていない。自治会についても、その運営状況等を明確にすることが望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

社会経済環境が変化する中で価値観の多様化や複雑化が進み、住民のニーズに行政だけで対応することがより困難となっている。このため、多様な主体がそれぞれの役割分担のもとで「公」の役割を担い共助の社会を実現していくことが求められ、当指針はそのために重要な役割を果たすと思われる。

ただし、当指針は基本方針を策定したものであり、男女参画・県民活動課が直接実施する事業以外については、とりまとめられているものの、評価されているかは疑問であることから、検討の余地がある。

なお、県では、「県関係ボランティア情報」をとりまとめ、これからボランティアをはじめたい、参加したいといった場合にどこに相談すればいいのかを一覧にして、県のホームページに掲載されている。

共助の社会づくりの一環として、地域住民の参加のきっかけとなる大変有益な情報であるが、このページが共助の社会づくりに関する情報からリンクしておらず、ヒアリングを実施するまで把握することができなかったのは残念である。ホームページ等、情報の整理も施策を推進する上で重要であると考えます。

## 7 第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画：男女参画・県民活動課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3に基づく基本計画として平成23年度に策定された計画である。国は、この法律に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。都道府県は、国が定めた基本方針に即して当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めることが求められている。

現在の第2次計画は平成23年度から5年間を計画期間とする。

当計画は、国の基本方針を基に、香川県の実情を加えて作成される。計画策定にあたり、上位計画である第2次かがわ男女共同参画プランの策定とあわせて調査を行っている。

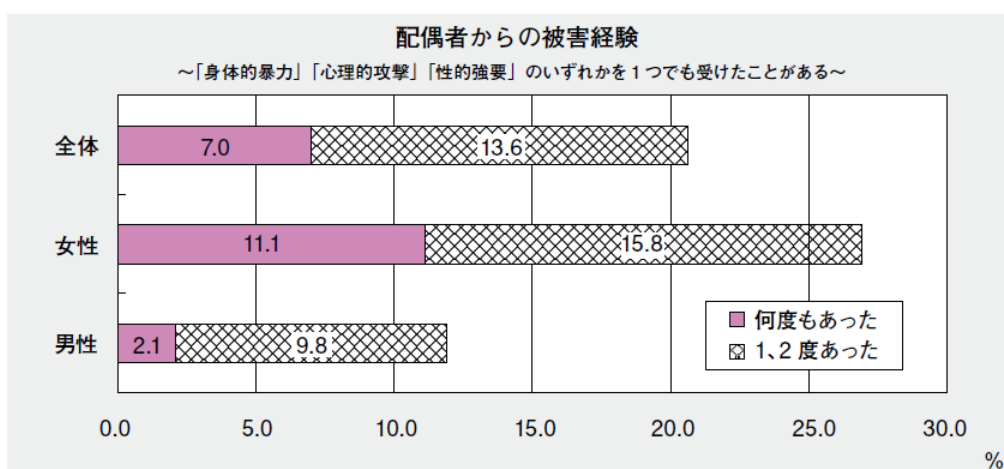
「香川県男女共同参画審議会」にも意見を聞いている。

※国の基本的な方針と当計画を比較したところ、香川県で特に加除した個別課題はなかった。ただし、国の策定した基本方針には、「基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価」の項目において施策の実施状況の把握及び実施状況に係る評価を適宜行う旨が記載されているが、当計画にはその記載がない。

後述する成果の検証に関連するが、施策実施の評価を行う方法を明確に示すべきである。

## 2) 香川県の状況

香川県が実施した意識調査では、女性の11.1%、男性の2.1%が、これまでに配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを受けたことが「何度もあった」と答えており、女性が男性より9ポイントほど上回っている。



(香川県「男女共同参画社会に関する意識調査」平成21年)

## 3) 目的

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。このような配偶者からの暴力のない社会の実現を基本的な目標として定められた計画である。

## 4) 内容

香川県における配偶者からの暴力と被害者支援の現状についてとりまとめたのち、基本方針の内容と関連する重点目標を整理している。重点目標については現状と課題及び今後の方策を示している。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

## 5) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」や「第2次かがわ男女共同参画プラン」と関連する。

## 6) 計画策定の効果

財政面では特になし。法に基づき策定され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する施策を具体的に定めるものである。

## 7) 計画に係る予算額

各所属で実施している当計画に関連した事業費は次のとおりである。

	H22	H23	H24	H25	H26
当計画関連事業（千円）	38,476	38,983	64,350	40,139	39,598

## 8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

計画ごとに男女共同参画社会に関する意識調査を実施し、計画の推進状況を取りまとめ評価を行うとしている。現行の計画は平成27年度が終期であり、成果のとりまとめを行っているところである。

成果を測る指標としての数値目標は策定されておらず、成果の検討は主に意識調査を実施し、計画の推進状況を取りまとめ、評価を行うこととしているとされているが、何をもって成果が達成されたかという点について明確にされていない。

配偶者暴力防止という当計画の性格上、評価する場合に、何を基準にするのかは難しい。相談件数や保護施設の入居件数が増加した場合、被害が拡大しているのか、又は潜在的に発生していた暴力被害が明らかになったのか判断することが困難である。意識調査を行ってもこの点については明らかになりづらいところであると思われる。

しかし、被害者支援の視点から考えると、住宅の確保や就業支援、民間団体との連携強化といった方策については、ある程度の目標数値を設けることができるのではないかと考える。

(意見) 数値目標を定め、実績と比較して分析することにより、その後の施策に反映することが出来ると考えられる。なんらかの数値目標としての指標を示すことが望まれる。

### 2) 計画の目的との整合性・課題等

配偶者からの暴力は、家庭や身近な人間関係の中で発生し、外部から認知することが難しい面がある。自治体等が積極的に広報活動を行い、被害者が相談し、自らを守ることができるような窓口や施設を整備することは重要である。

## 8 香川県文化芸術振興計画：文化振興課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

文化芸術は人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、香川県は、平成13年3月に当計画の前身である「香川県文化振興ビジョン」を策定し、香川県の文化振興の施策を行ってきたが、平成19年12月には、心豊かで活力あふれる香川を創造する

ことを目指して、「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」(以下、「条例」)が制定された。この条例第20条第1項の規定に基づき策定された現計画は、平成25年3月に策定された第2期計画であり、平成29年度までの5年間の計画期間としている。

香川県文化芸術振興審議会の意見を聞きながら策定し、パブリックコメントも実施されている。

※香川県文化芸術振興審議会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っており、パブリックコメントも実施されていることを確認した。

なお、国では、平成13年12月に制定された「文化芸術振興基本法」の規定に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を定め、平成23年度から概ね5年間の第3次方針が策定され、平成27年には、第4次基本方針が閣議決定されている。「文化芸術振興基本法」では、地方公共団体の責務として、国との連携を図りながら自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定・実施することとされている。

平成23年社会生活基本調査(総務省)によれば、香川県で1年間に「学習・自己啓発・訓練」を行った人で「芸術・文化」に関わった人の割合は、全国平均をわずかに上回る9.1%であった。

全国的にみると、文化振興に関する条例を制定している都道府県は約6割であるが、文化振興を目的とした計画は、ほぼ全ての都道府県で策定されているとのことである。

## 2) 目的

当計画は、「文化芸術の振興による夢と希望あふれる香川づくり」を目標とし、文化芸術の振興により、県民一人ひとりが心豊かで、夢と希望あふれる香川の実現を目指して策定されている。

## 3) 内容

香川県の現状とそこから浮かび上がる課題を挙げたのち、以下の3つの基本的な方針を打ち出している。

①文化芸術を担う人材の育成②文化芸術を育む環境の整備③香川の特色ある文化芸術を活かした地域づくり

これらの基本的な方針に基づく基本的施策を挙げ、さらにその施策に対する取組みを記載している。また、特に重点を置いて実施する事業を「戦略的重点事業」として他の事業と区別している。施策の実施主体は、県及び公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団である。香川県で特徴的な施策としては、さぬき映画祭、瀬戸内国際芸術祭等がある。

## 4) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」の重点施策「文化芸術・スポーツの振興」の一端を担う。

5) 計画策定の効果

当計画を策定することで文化芸術振興事業がオーソライズされ、戦略的重点事業については、当計画に基づいて文化芸術振興基金を充てている。

6) 計画に係る決算額

当計画に関連する主な事業の文化振興課の決算額は次のとおりである。

(単位：百万円)

主な事業名	H22	H23	H24	H25	H26
県立ミュージアム事業	516	515	534	519	596
県民ホール事業	278	287	291	308	304
東山魁夷せとうち美術館事業	78	65	102	100	84
漆芸研究所事業	62	68	67	74	79
その他	487	192	177	532	584
計	1,421	1,127	1,171	1,533	1,647

また、香川県では、条例に基づき、文化芸術の振興に資する事業に充当するため、香川県文化芸術振興基金を設置しており、施設設備を除く戦略的重点事業を原則基金事業として位置づけ、事業経費の全部または一部に基金を充当している。

なお、基金の主な事業の支出予算額は次のとおりである。

(単位：百万円)

主な事業名	H22	H23	H24	H25	H26
瀬戸内国際芸術祭開催事業	22	50	161	119	0
東山魁夷作品の収集等	-	-	33	21	-
その他	-	32	84	63	44
計	22	82	278	203	44

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(2) 内容の検討

1) 啓発・イベント

当計画は、文化という性質から、計画に関連するイベントの数は多い。主なイベントとしては、さぬき映画祭、かがわ文化芸術祭が挙げられ、それぞれ年1回開催されている。

①実施方法

さぬき映画祭は、平成18年度から開催されており、2月に10日間にわたり開催され、様々なジャンルの映像を上映したほか、演劇公演や、トークイベントなど映画以外のコンテンツも充実されて行われた。

かがわ文化芸術祭は、昭和33年から毎年10月からの3か月間、県内各地で誰もが

気軽に参加できる文化芸術の祭典として開催されている。

## ②委託等契約

さぬき映画祭は、株式会社ロボットと単独随意契約を結んでいる。

かがわ文化芸術祭は、かがわ文化芸術祭実行委員会を中心に実施され、公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団からの補助金で運営されている。

さぬき映画祭の委託契約の資料を閲覧し、適正に委託契約を締結していることを確認するとともに、委託契約金額の積算根拠を確認し、その契約内容が適切であることを確認した。

また、双方の事業実績報告書を確認し、計画どおりに事業が実施されたことを県が確認していることを確かめた。

## ③成果の検討

さぬき映画祭は、来場者アンケート、来場者数、満足度などで成果を測っている。かがわ文化芸術祭については、鑑賞者数や参加公演・行事数などで成果を測るとともに、各公演・事業に実行委員が参加し、後日開催される実行委員会で成果の検証をしている。

## ④次回開催の可否の検討

どちらのイベントも地域に根付いており、今後も開催のニーズが高いと思われる。さぬき映画祭については、来場者アンケートを実施して、状況を把握するとともに今後の開催についても意見を聴取している。かがわ文化芸術祭についても一部公演・行事ではアンケート調査を行うとともに、実行委員会で成果が検証されている。

今後の開催については未定であるが、香川県文化芸術振興審議会で、委員の意見も踏まえつつ、継続の可否について検討するとのことである。

なお、各イベントの1人当たり開催費は以下のとおりである。

	さぬき映画祭	かがわ文化芸術祭
開催費（千円）	35,076	25,012
（内 県費）	10,500	2,165
参加者数（人） ※	8,660	5,923
1人当たり開催費（円）	4,050	4,223
（内 県費）	1,212	365

※さぬき映画祭の参加者数は、出演者等89名を加えた数であるが、かがわ文化芸術祭の参加者数は、出演者等の数は把握できないため、加えていない。

## 2) 成果の検証

戦略的重点事業のうち特に重要な取組みについては、数的目標や質的目標を明らかにすることにより、その取組みの効果を測ることとしている。また、計画に沿った施策の実施状況を毎年度把握し、香川県文化芸術振興審議会に報告の上、必要に応じて取組



みなどを見直すことになっており、年に1回は審議会に報告し、進捗状況を確認している。また、この審議会は公開されている。

※香川県文化芸術振興審議会議事録を閲覧し、進捗状況が確認されていることを確かめた。

県の総合計画では、当計画に関連する2指標が挙げられ、毎年評価されている。現時点においては、概ね順調に推移している。

(意見・共通⑧) 計画に対して実施した施策とその効果の分析結果は、計画と関連づけて県のホームページで公開することが望まれる。

平成26年度の県政世論調査では、瀬戸内国際芸術祭についての調査が行われ、約2割が会場を訪れ、約8割が島の再生や地域活性化に役立ち、香川県について情報発信ができたと感じている等の結果を得ている。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

香川県では、条例に基づき、文化芸術の振興の資する事業に充当するため、香川県文化芸術振興基金を設置している。基金の財源は、一般からの寄付金、県遊休財産の売却金、運用益等であり、支出の中で突出して多額であるのは瀬戸内国際芸術祭開催事業である。今までは定期的に県遊休財産の売却が行われ、現段階の基金残高は潤沢であるが、県の遊休資産には限りがあることから、今後どのような基金収支で事業を行っていくかは、柔軟かつ適切な判断が求められる。

## 9 香川県ファシリティマネジメント推進計画：財産経営課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川県行財政改革基本指針の「活用力」の項に「ファシリティマネジメントの推進」という目標があり、これに基づいて、県有資産(公共土木施設及び農業水利施設を除く)についてのファシリティマネジメント実施のために策定された計画で、県有資産の概要、社会情勢等も記載した基本方針と、アクションプランの2部構成である。

当計画は、先進県を参考にしながら策定されたとのことである。当時の資料を閲覧したところ、県庁内の各部署の状況を確認しつつ、策定されたものと思われる。

現在の計画が最初に策定された計画であり、平成23年度から27年度の5年を期間とするため、更新計画の作成途中である。

#### 2) 目的

香川県においてファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、県有資産の保有総量の適正化や効率的な利用、建物の長寿命化などにより、県有資産を有効的に利活用する。

#### 3) 内容

当計画の対象は、平成 23 年度末時点の県有資産建物延べ床面積 191 万㎡、県有地 1,592 万㎡（うち利用されていない土地約 100 万㎡、うち利用計画のない未利用地約 46 万㎡）である。

計画によると、厳しい財政状況下、この約半数が平成 26 年度で築年数 30 年を超え、再投資等が必要となることを見込まれることなどから、ファシリティマネジメントの導入が必要とされている。

県庁舎本館の建設データによると、㎡当たり建築単価は約 53 万円である。この単価を用いると、191 万㎡の半分の建替えには 5,000 億円もの資金が必要になる。実際には、本庁舎より他の施設の建設コストは低いとは考えられるものの、財政面から見て、ファシリティマネジメントの必要性は高い。

本庁舎建設面積	①	40,648	㎡
本庁舎建設費	②	21,716	百万円
㎡単価	②÷①=③	0.53	
191 万㎡× 1 / 2 ×③		510,204	

この計画は、①ファシリティ情報の一元化（建物ごとの調査、劣化状況カルテの作成など）、②県有資産の効率的な運用や長寿命化（計画的な維持補修、1 人当たり標準執務面積や収納量についての基準の策定など）、③維持管理経費の縮減（仕様書や積算方法の標準化及び一括化の対象業務拡大など）④未利用地の利活用・処分の推進（売却方法の工夫、災害時の暫定利用体制の確立など）を四本柱とし、それぞれに具体的な実施項目とそれらの実施スケジュールを作成している。ファシリティ情報の一元化がまず第一項目として挙げられていることからわかるように、ファシリティマネジメントを導入するにあたって、基本的なスタンスと、それに沿った事業の内容と行程を示した計画である。

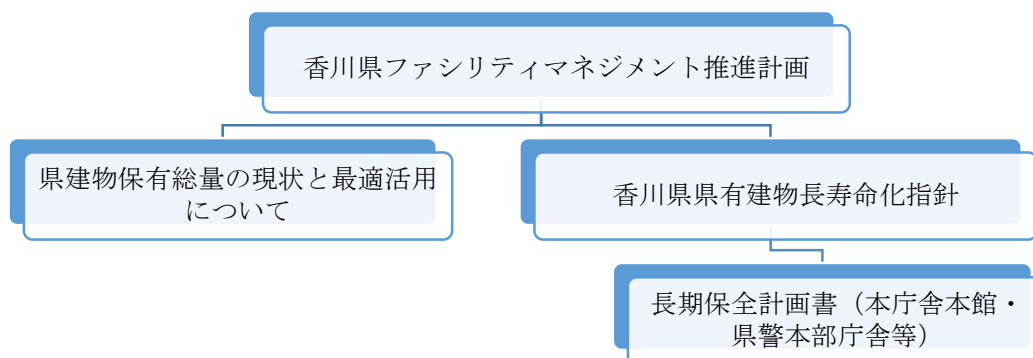
※ファシリティマネジメント：企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境（ファシリティ）すべてを経営にとって最適な状態で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動。自治体では、青森県が先進的に取り入れたことから広まった経緯があるが、香川県も実施面では先進例とされることがあるとのことである。

#### 4) 他の計画との関連

本計画のもとに、計画という位置づけと言えるかどうか疑問であるが、「県有建物保有総量の現状と最適活用について」、「香川県県有建物長寿命化指針」（共に平成 25 年 3 月）が策定されている。香川県県有建物長寿命化指針に沿って、対象施設を選定し、「長期保全計画書」が策定される。

土木部が管理する狭義の社会資本については、別途長寿命化計画が策定されている。

当計画は財政面からの最適化計画であり、財政面からその結果を取り入れて事業計画を行う。



#### 5) 計画策定の効果

それまでなかった性質の事業を実施するための計画であり、財政面での重要性から策定された計画である。その他の補助対象となるなどの財政メリット等はない。

#### 6) 計画に係る予算額

##### ①歳出

管理に関する計画であり、計画に基づく、多額の歳出を伴う事業はないが、この計画に基づき策定された建物長寿命化指針に基づき、建物の長寿命化のための事業などが行われている。平成 27 年度の主要事業の予算額は、5 項目で 126,473 千円である。

##### ②歳入

未利用資産の売り払い収入については、予定がたてにくく、年次ごとの変動が大きいため、毎年 5 千万円を予算計上している。

#### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

### (2) 内容の検討

#### 1) 終期

施設を保有する限り、ファシリティマネジメントが求められることから、終期は想定していない。しかし、現計画は当年度を最終年度とするファシリティマネジメント導入の行程表という性格も持ち、この形での計画は当期で終了すると考えるべきであろう。

なお、国では、国土交通省主導で、社会インフラ全体の更新等のマネジメント会議が行われているとのことであり、次期計画は、平成 27 年度に策定する県の公共施設等総合管理計画に基づく、個別施策計画の一つとしての位置付けとなるとのことである。

計画には、対象期間を明記することが望まれる。

#### 2) 啓発・イベント

講演会を四国ファシリティマネジメント協会と共催で毎年開催しているが、ファシリティマネジメントに関する研修という性格が強い。共催であることから、実施経費も 95 千円である。

※平成 26 年度実施時の伺い書、案内文、アンケート、実施報告書を閲覧し、目的に沿った実施が行われているかについて確認した。

計画趣旨には、「民間企業や他県の先進的事例についての情報収集を目的とする」とされている。他自治体や民間企業でファシリティマネジメント手法を効果的に取り入れるための講演を、県の施策として実施すること自体には妥当性があると思われる。平成 26 年度の実施結果を見ると、他自治体での事例を担当者が香川県に来て具体的な内容について講演しており、情報収集としての成果もあったと考えられる。

講演会の後に、講演内容に関して、香川県のファシリティマネジメントに反映させることを検討すべき事項がないかを検討し、検討した内容を記録して講演の成果として保管することが望まれる。

### 3) 成果の検証

現在の計画は、前記のように、現況把握以前に策定されており、具体的な数値目標の設定は行われていない。

担当部署は、毎年香川県ホームページに 4 つの目標ごとに実績を公表しているが、その他の取り組みには、「毎年度、県民にわかりやすい定量的な形で情報提供を行う」とされ、また実施内容は「県のホームページにファシリティマネジメント専門サイトの開設」とされている。

遊休資産の売却実績は次のように表示され、具体的な物件名等は記載されていない。

#### 遊休資産売却実績

	単位	H23	H24	H25	H26	累計
件数	件	5	8	6	6	25
金額	百万円	845	546	638	878	2,907
面積	m <sup>2</sup>	56,184.7	47,172.8	37,992.9	52,256.1	193,606.5

(意見) 県有地の売却実績などについては、より詳細な内容を示すことが望まれる。また、時間の経過とともに、利用されなくなった施設等もあるので、各年度末時点で使用されていない建物、土地及び未利用地の面積を示すことが望まれる。

### 4) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、ファシリティマネジメント導入にあたり、透明性の高い状況で実施されるよう、公表する計画として策定されたものと思われる。

施設管理は県の事務であり、名称や実施方法が変わったとしても、継続して実施されるものであるが、ファシリティマネジメントについては、一種の流行のような形で、その名称とそれに関係づけられる一定の手法が導入されてきた経緯もある。管理実務自体は状況の変化に応じ、目的に沿った判断が行われることが求められることから、事前の計画にはなじまない部分もあると思われ、当技法の定着後は、現在のように全般を事前に計画したうえで実施されるべきものか、やや疑問も残るところである。

ファシリティマネジメントは、地道な資産管理の実務そのものであり、計画的に実施することは必要であるが、定着後の計画はおのずと内容を変えていく。

当計画策定時の目的に沿い、5年間にわたって計画的に実施してきた内容をとりまとめ、記載し、公表する時期であると思われる。

成果を検証するにあたっては、今後の継続実施の可否の検討や、事業実施のための留意点についての整理を同時に行うことが望まれる。

また、次回の計画策定にあたっては、事務の実施そのものの部分について、計画として公表するのか、計画に盛り込む内容についても検討が必要であると思われる。

## 10 県有建物保有総量の現状と最適活用について：財産経営課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

当計画の「概要」によると、平成24年2月に策定された香川県ファシリティマネジメント推進計画に基づき、県有建物最適活用の実現について、基本的な考えをまとめたものとされている。平成25年3月に先進県の事例を参考に、資産の入力については、県の公有財産システムを活用。劣化の分析については、他の建物調査のデータを活用して作成されている。指針的なものであり、期間の定めは設けられていない。

#### 2) 目的

本文に目的は記載されていないが、概要には、香川県ファシリティマネジメント推進計画に基づき、県有資産の効率的な運用に取り組むとされている。

#### 3) 内容

県有建物の保有総量、劣化状況、空き状況など現状を分析し、他県と比べ、保有総量は中位の状況であることを示し、最適活用の実現を目指すとしている。それに向けて、施設整備計画検討システムの手続きを導入し、建替え等の整備が必要な建物や、施設の有り方を検討のうえ、存続が決定した未耐震の建物について、今後県有建物の最適活用の観点から整備方針の検討を進めるとしている。

#### 4) 他の計画との関連

香川県ファシリティマネジメント推進計画を参照。

#### 5) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

### (2) 計画の目的との整合性・課題等

当指針は、県有建物の現況を分析し、他県と比較し、最適活用に向けた考え方を整理したものであるが、具体的な取組みとして本庁舎東館、教育センター、耐震計画が未定であるものとされているが、公表された指針でもないことから、特にその後の経緯につ

いてはとりまとめられていない。また、最適活用の実現に向けた基本的な考え方についても、一般的な記載にとどまっている。

香川県ファシリティマネジメント推進計画の推進のために現況を把握し、その時に対応が必要な建物を特定したものと思われ、今となっては資料という位置づけが適当であるように思われる。

(意見)「県有建物保有総量の現状と最適活用について」は、位置づけが不明瞭である。現在も有効な指針であるならば、見直し作業が必要と思われる。すでに指針としての有効性を失っていたり、他の計画に吸収されているのであれば、そのように明記し、資料として位置づけるべきである。

## 1 1 香川県県有建物長寿命化指針：財産経営課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川県ファシリティマネジメント推進計画に基づき、県有建物の長寿命化の取組み等を定めている。平成 25 年 3 月に建替え経費（県の近年の実績値）及び修繕費（国の統計値）をもとに、建築後 40 年での建替えと改修・修繕等の充実を図り建築後 65 年での建替えの 2 つのパターンで各建物について試算し、削減効果を算出し策定された。

#### 2) 目的

以下の内容を目的としている。

- ・ 県有資産の長寿命化により、財政負担の軽減及び平準化を図る。
- ・ 産業廃棄物である建設廃材の排出抑制を図る。
- ・ 安全性を最も重要な性能水準と考え、その確保を図る。

#### 3) 内容

香川県の建物の状況から、県有建物維持管理の課題を記載し、長寿命化の必要性、意味と、それによるライフサイクルコストの縮減額を示している。

次に、長寿命化を実施するときの注意点を示し、長寿命化のための長期保全計画書を作成することとしている。平成 25 年度には本庁舎本館及び警察本部庁舎について作成し、平成 26 年度以降順次取り組むとしている。

#### 4) 他の計画との関連

香川県ファシリティマネジメント推進計画を参照。

#### 5) 期間等

指針的なものであることから、期間の定めは設けられていない。

#### 6) 計画策定の効果

それまでなかった性質の事業を実施するための計画であり、財政面での重要性から策定された計画である。

7) 計画に係る予算額

建物長寿命化指針に関連する平成 27 年度の予算額は、500 千円である。

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 計画の目的との整合性・課題等

当指針は、長寿命化の必要性や性格、手法を説明したものである。

平成 24 年度に導入したシステムを用い、順次長期保全計画を作成することとしている。長寿命化事業は、長期間でのトータルコストを低減する目的で導入されるが、長寿命化のための保全工事の効果が出るまでは、従来行ってきた事後対応もこれまでどおり必要となることから、当初の維持管理費は増加する。

(意見) 長寿命化事業は、長期間でのトータルコストを低減する目的のものであるが、一般的に、当初の維持管理費は増加することを予定している。長期保全計画を策定し、それに沿って維持管理する建物のうち、少なくとも本庁舎本館及び警察本部庁舎など大規模のものについて、長期的なスパンで実績を把握し、効果を測ることが望まれる。

1.2 香川県人権教育・啓発に関する基本計画 人権・同和政策課

(1) 計画の概要

1) 体系

21 世紀は「人権の世紀」とも言われている。我が国では、日本国憲法において、法の下での平等などの基本的人権を保障するとともに、国連が採択した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」等の国際人権諸条約を締結しているが、依然として各種の人権問題が存在する。国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を平成 12 年 12 月に定め、人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年 3 月）を策定した。これに沿って、香川県の特有の事項を加え、作成したものが本計画である。地方公共団体での計画の作成は義務ではないが、ほとんどの都道府県で作成され、また、香川県内では、すべての市町で作成されているとのことである。

計画は、国の計画を基に、香川県の実情を加えて作成される。香川県人権・同和政策協議会の意見を聴くほか、パブリックコメントも実施している。

※平成 15 年策定時の協議会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っており、パブリックコメントも実施されていることを確認した。また、印刷に関する手続きが契約に関する規則に沿って行われていることを確認した。

計画期間についての定めは無い。実態が乖離した場合など、必要に応じて見直しを行うとのことであり、国の計画の変更もあったことから、平成 25 年度に改正されている。

2) 目的

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

### 3) 内容

人権に関する取り組みや、計画の理念などを記載したのち、人権教育・啓発の推進や女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、ハンセン病回復者・HIV感染者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害など、個別の問題について、現状と課題、施策の方向として記載しているが、具体的な事業については触れず、考え方を示したものである。

### 4) 他の計画との関連

個別に記載されている人権課題については、それぞれの担当部署で多くは計画を作成している。当計画は、それらの計画の内容を反映して作成されている。

個人人権課題（政府）	個人人権課題（香川県）	担当部署	香川県関連計画
女性	同左	男女参画・県民活動課	第2次かがわ男女共同参画プラン 第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画
子ども	同左	子育て支援課	香川県次世代育成支援行動計画
高齢者	同左	長寿社会対策課	第6期香川県高齢者保健福祉計画
障害者	同左	障害福祉課	第4期かがわ障害者プラン
同和問題	同左	人権・同和政策課	-
アイヌの人々	その他に記載	-	-
外国人	同左	国際課	かがわ多文化共生推進プラン
HIV感染者・ハンセン病患者等	ハンセン病回復者・HIV感染者等	業務感染症対策課	香川県感染症予防計画
刑を終えて出所した人	その他に記載	-	-
犯罪被害者等	同左	くらし安全安心課 香川県警察本部広聴・被害者支援課	-
インターネットによる人権侵害	同左	-	-
北朝鮮当局による拉致問題等	その他に記載	健康福祉総務課	-
その他	その他	-	-

### 5) 計画策定の効果

財政的な面では特になし。担当部署では、業務の指針として使用しており、研修等に



も用いるとのことである。

#### 6) 計画に係る予算額

事業実施は他の諸計画に任せているため、通常は県事業と関連付けて把握されることはないが、平成 25 年度の改正に向け、平成 23 年度の香川県各部署の関連事業予算を調査している。次のように啓発に 3 億円程度かけている。

項目	23 年度予算 (千円)	うち啓発事業(千円)
女性	12,488	12,488
子ども	165,669	10,069
高齢者	5,224	5,224
障害者	3,105	2,358
同和問題	33,932	23,370
外国人	879	879
ハンセン病回復者・HIV 感染者等	178	178
犯罪被害者等	8,068	8,068
インターネットによる人権侵害	3,328	1,919
その他	432	432
人権全般	307,588	267,308
合計	540,891	332,293

#### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 国の計画との比較

国が策定した平成 23 年変更計画と当計画を比較したところ、推進体制等については、国の記載では、マスコミの利用、担当者の教育など項目を挙げて記載されているが、県計画では個別の問題の項に詳細に記載されている。また、香川県の計画には担当部署が明記されていない点が大きな相違点と思われる。

次に、個別課題とした項目を比べると、前ページ表のように国が個別課題としているもののうち、3 項目については、香川県では「その他」に含めている。

この 3 項目のうち、「アイヌの人々」「北朝鮮当局による拉致問題等」については、当事者が香川県には策定当時認識されていなかったことから、その他に含められたとのことであれば、相当な理由があると思われる。一方、「刑を終えて出所した人」については、県内に高松市に刑務所、善通寺市に四国少年院、丸亀市に丸亀少女の家があるにもかかわらず、その他に含められ個別に記載しないことについての相当な理由は説明されていない。

総務省が行った「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視」に

よると、高松刑務所の対策は充分とはいえないことが伺える。生活の糧を得ることが出来ないことが、再犯につながる人が多いことから、治安の面からも就労支援が重要とされ、都道府県では、奈良県が先陣をきって、平成 25 年から民間企業への就職への移行を目的として、少年院出所者を臨時職員として雇用するという取り組みを始めている。また、高松市では、高松刑務所と協力し、平成 25 年から出所予定者に対する福祉の説明を行っている。

刑を終えて出所した人に対する対策は治安面からも重要であるが、対策が充分でないとして、犯罪対策閣僚会議では、平成 24 年 7 月に「再犯防止に向けた総合対策」を策定し、平成 33 年までに再犯率を 2 割減少させるという目標値も公表し、さらに平成 26 年 12 月には、「犯罪に戻らない・戻さない」という宣言を公表している。これらによると、社会における居場所と出番（仕事）を作ることが重要とされ、宣言のサブタイトルは、「立ち直りをみんなで支える明るい社会へ」であり、人権に深く関連する課題であると思われる。

（意見）「刑を終えて出所した人」の人権課題については、国として社会復帰支援対策の重要性を認識し、その具体的な施策も公表しており、国が主導的に取り組まなければならない問題であるが、香川県としても国との連携を図りつつ、県内の実情を踏まえながら、状況に応じた人権啓発に努めることが望まれる。

## 2) 改定時の検討

関連法令や国の指針が改正されたり、県内で新たな人権問題が発生したような場合に、改正の可否が検討される。最近の改正は、平成 25 年であり、策定から 10 年が経過している。当計画は、現状と課題を分析しているが、統計数値の趨勢などを用いていないため、平成 25 年時点の現状をどの程度反映したかが明確ではない。課題とされる事項も、当初よりは改善されているものがあるのかないのか、についての記載はない。

個別の課題について、現状と課題の部分では、例えば「犯罪も見受けられます」「女性の比率が低い水準にあり」という記載について、どの程度発生しているのか、どの程度低いのかについて計画策定当初と変わっているのか変わっていないのか不明である。

（意見）「現状と課題」が策定当初からどのように変化し、施策の方向が基本的理念に沿って実施されているか、定期的に検証し、施策に反映することが望まれる。

## 3) 啓発・イベント

当計画に基づき、直接実施される啓発活動やイベントはないが、前表の平成 23 年度啓発事業について、1 千万円を超えるものは、次のようなものである。

（単位：千円）

項目	23 年度予算	27 年度予算	計画の項目
①人権・同和問題啓発事業	37,574	34,516	人権全般
②社会福祉施設隣保館運営費	207,070	203,346	人権全般
③人権相談・啓発事業	23,370	24,038	同和問題
④パーキングパーミット制度導入事業	11,898	-	人権全般
合計	279,912	261,900	-

このうち、④は導入時の特別な支出であることから、ここでは計画策定担当部署が行っている①～③の事業について検討を行う。

なお、3つの事業のうち、②隣保館運営費は、県単独補助事業として、平成26年度に監査対象とされており、特に指摘・意見も付されていない。

当計画のうち、同和対策事業は、平成14年度以降は、一般対策事業として実施されている。①と③の事業のうち、金額が多額であるのは、人権フェスタの開催と、コマーシャルやポスター、配布物の製作等の2つの契約であり、それぞれ契約事務は県の規程に沿って実施されていた。

(意見・共通⑦) 啓発事業については、効果を検証しつつ、次年度の実施方法や実施の継続を検討することが望まれる。そのためには、例えば県政モニターに対し、啓発に要した費用の概要につき、参加者あたりのコストなども含めて説明したうえで、実施方法や事業の継続の可否に対する意見などを求める方法などが考えられる。

#### 4) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、実施計画ではないことから、数値目標等は定められておらず、成果について検証する仕組みは無い。しかし、個別の部分では、課題分析とともに、施策の方向として、無作為に抽出すると「成年後見制度の普及と利用の促進を図ります」とされているなど、具体的に記載されている。また、「計画の推進」の項では、庁内の推進体制の充実とされている。

人権については、扱う範囲が広範であり、関連する部署や機関も多様である。この中で、県が実施できる施策は限定されているものの、ほとんど全ての個別の人権課題で重要な役割を果たしている。

当計画は、指針に近い役割を持たされているが、策定当初からのバージョンアップ、施策の成果認識は充分とはいえない。「現状と課題」が策定当初からどのように変化し、施策の方向が基本的理念に沿って実施されているか、定期的に検証し、施策に反映することが望まれる。また、検証を前提とし、個別の施策を実施する担当部署について、記載することが望まれる。

### 1.3 かがわ多文化共生推進プラン：国際課

#### (1) 計画の概要

##### 1) 体系

平成17年には我が国の外国人登録者数が200万人に達し、その後もさらに増加すると見込まれていた。外国人住民施策は全国的な課題と認識され、平成18年に総務省により「地域における多文化共生推進プラン」が策定された。このプランでは、都道府県の役割として、「同様の指針・計画を策定して市区町村レベルの対応を促進すること」とされている。これに基づき、香川県は、平成19年に「外国人住民と共に暮らす香川

づくり推進計画」を策定した。現在の計画は、平成 24 年に策定された第 2 期計画である。

## 2) 策定方法

当初計画は、平成 19 年に、先進県を参考にしながら、アンケートに基づき、策定されたとのことである。現計画策定時は、アンケートの集計や冊子の印刷などは委託により実施されている。

平成 19 年度の策定費用は文書の保管期限が経過しており、不明である。

第 2 期計画の策定に関する委託料は 5,706 千円であった。

※契約に関する伺い書、審査に関する資料等を閲覧し、委託の契約手続きが、当時の県規定に沿って実施された証跡があることを確認した。

計画の策定のために要綱を設けて設置された策定懇談会に諮っている。

※懇談会等の議事録を閲覧し、計画が会に諮られ、内容が検討されていることを確認した。

当計画は、平成 24 年度から 27 年度の 4 年を期間として策定されている。平成 27 年時点では、次期計画の作成途上である。

## 3) 目的

「外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、共にいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる香川づくり」を基本理念としている。

## 4) 内容

まず、策定の趣旨の項で背景等を記載し、「多文化共生」は、「国際交流」「国際協力」と並ぶ第 3 の柱であるとして、外国人住民のための施策の現状と課題をアンケート結果や県内での取り組み事例を示しながら分析し、基本理念を示し、コミュニケーション支援、生活支援、防災面における支援、暮らしやすい地域づくり、外国人住民支援施策推進に向けた体制の整備の 5 項目に分けて、基本的な考え方と実施する施策を記載している。

数値目標等は設けられていない。本文 31 ページのほか、資料としてアンケート結果などを 26 ページにわたり掲載している。

計画の目標に対して実施するとされた施策について、実施主体が県ではないものも含まれることなどから、具体的に記載されている個別の施策についても、責任部署が記載されていない。このため、誰がどのように実施する施策なのか、施策の実施とその効果がどのように出てくるのか、という過程をイメージしにくい。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取り組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

## 5) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市創造プラン」をと関連する。

## 6) 計画策定の効果

総務省の通知に基づき策定した計画であるが、政策実施のために策定される総合計画であり、当計画策定により、特に優遇を受けたり、実施できる事業があるわけではない。

7) 計画に係る予算額

平成27年度国際推進費の当初予算額は、99,935千円であり、次期計画策定費を含む。

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(意見) 県ホームページ上には、計画の概要については、英語・中国語・ハングルでも掲示されている。しかし、それらの翻訳された計画の案内自体が日本語で示されており、配慮に欠けるといえる。翻訳文の案内については、それぞれの言語で表記することが望まれる。

(2) 内容の検討

1) 啓発・イベント

各種のイベントがあるため、実績に記載されているものから、次の2イベントを抽出し、実施方法等を検討した。

(かがわ国際フェスタ 2014)

平成26年9月21日に開催されている。香川県ほか4団体で実行委員会を組織して、平成7年度から毎年開催されているイベントである。参加者数3,900名等、開催記録が報告されている。

収支の状況は次のようなものであり、22団体が出展している。

収入		支出	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
香川県負担金	193,000	備品購入	497,880
香川県国際交流協会負担金	579,000	委託料	411,588
その他団体負担金	695,000	使用料等	307,260
参加者負担金	84,900	その他	333,531
前年度繰越金・利息	308,091	次年度繰越	309,732
合計	1,859,991	合計	1,859,991

収支は詳細に記録されている。参加団体のボランティアで成り立っている県民参加型のイベントであると思われる。

(異文化交流イベントー多国籍料理作りと五色台から眺める瀬戸内海の絶景)

平成27年3月21日に開催されている。定員40名のところ、参加者は日本人14名、外国人13か国26人であった。

日本料理のほか、ペルー、アルゼンチンの料理を提供している。

イベントに関する参加者アンケートは実施されている。そもそも、参加者へのアンケートは、そこにわざわざ足を運んだ人たちを対象にするため、評価は高い方向に出やす

いのであるが、公費を投入するイベントの場合、参加者の自己負担額が減少し、公費負担分の参加メリットが生じることから、参加者の評判は良くなる。また、イベント開催が「多文化共生」にどのような効果を果たしたかについては検討するシステムはない。

(意見・共通⑦) 啓発事業については、効果を検証しつつ、次年度の実施方法や実施の継続を検討することが望まれる。そのためには、例えば県政モニターに対し、啓発に要した費用の概要につき、参加者あたりのコストなども含めて説明したうえで、実施方法や事業の継続の可否に対する意見などを求める方法などが考えられる。

## 2) 事業の内容

(意見) 各種イベントの参加者を見ると、異文化交流イベントと同様に、外国人参加者数のウエイトが高いイベントが多い。開催情報提供が、特定の外国人居住者及びその関係者に対して偏っている可能性がある。自治会や諸団体への情報提供、市町や県庁のホームページ、広報誌等への掲載など、一般県民に対するイベント周知方法を検討することが望まれる。

## 3) 成果の検証

次回改定のための資料として、平成 24 年度から 26 年度の取り組み状況をまとめている。これによると、事業は多岐にわたり、実施主体としては公益財団法人香川県国際交流協会が半数程度を占めている。例えば、生活相談窓口設置であれば、相談件数が平成 24 年の 43 件から平成 26 年の 76 件と件数で増加したことが示されているが、もともと数値目標等は設けていないため、評価は困難である。また、通訳等ボランティアの登録者数は、平成 25 年は増加、平成 26 年は減少している。これらについて、もともと、例えば何種以上の言語を目標とするのか、必要と思われる人数は何人なのかについての数値目標は設けられていない。今後、次期計画策定に向かい、評価等が行われるものと思われる。

(意見) 事業を評価するに当たって示す実績数値について、望ましい水準がどの程度であるのかについて記載した上で評価することが望まれる。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

## 4) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、国の通知に基づき、都道府県に対して策定が求められている。国当計画は、国の通知に基づき、都道府県に対して策定が義務付けられている。国際交流と国際協力に並ぶ 3 本目の柱として多文化共生について総合的に施策を展開する、とされており、香川県では観光客等への対応と区分し、香川県に居住する外国人に対する環境整備と相互理解を当計画の対象としている。

このため、外国人居住者に対する施策が多くなるが、参加型交流イベントは、相互理解というもう一つの目的のために実施されるものである。外国人居住者と、特に関心の高い日本人の県民以外に対しても、各種チャンネルを利用して広報することも、施策の

本来の趣旨を考えると、今後展開が必要と思われる。

#### 1 4 香川県国民保護計画：危機管理課

##### (1) 計画の概要

###### 1) 体系

平成 13 年に米国で発生した同時多発テロの後、同年には日本近海で武装不審船事件なども起こり、国の安全保障に対する国民の関心が高まる中、「日本に対する武力攻撃」という国家の緊急事態に対処するのに必要な備えに関する法整備の一環として、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が制定された。当計画は、同法第 34 条の規定により、政府の定める国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき都道府県に策定が義務づけられるものである。同様に、全ての市町村にも策定が義務付けられている。

同法の施行に伴い、平成 18 年 3 月に策定され、平成 26 年に所要の改定が行われている。武力攻撃事態、緊急対処事態等に対応するための計画であり、計画期間はない。

当初策定時にはパシフィックコンサルタンツ株式会社に外部委託をしているが、その際の契約資料等について保存年限が経過しているため、委託費等の詳細は不明である。その後の変更については、庁内で行っている。

同法の規定に基づき香川県国民保護協議会が設置されており（香川県国民保護協議会条例による。）、平成 17 年 5 月、同年 10 月及び平成 18 年 2 月の 3 回開催されている。会議内容は県ウェブサイトで公開されている。その後の計画変更時は、文書審議によっている。

###### 2) 目的

県が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県の地域に係る武力攻撃事態、緊急対処事態等から国民の生命、身体及び財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

###### 3) 内容

同法第 34 条第 2 項では、自治体が国民保護計画において定めるべき事項を規定している。これを受けて策定された当計画の内容は次のようなものである。

- ・総論（計画の目的、香川県の責務、構成等）
- ・平素からの備えや予防（組織・体制の整備等、避難及び救援に関する平素からの備え、啓発など）
- ・武力攻撃事態等への対処（初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置、対策本部の設置、警報及び避難の指示等など）
- ・復旧等

・緊急処理事態への対処

4) 他の計画との関連

上位計画、下位計画ともないが、各種防災計画等に基づく取り組みの蓄積を活用する、とされている。

5) 計画策定の効果

特に事業に紐づけられた計画ではないため、(万が一武力攻撃事態等が起こるまで)具体的な効果は想定されない。

なお、武力攻撃事態等が発生し、実際に国民保護措置の実施等を行った場合には、県が当該措置の実施等に要した費用については国に負担金を請求することができる(同法第168条等)。

6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(2) 内容の検討

1) 事業

関係機関とともに、年1回の訓練を行っている。最近では、平成26年2月に国及び高松市と共同で、平成27年2月には県単独で、それぞれ爆破・立てこもりを想定した訓練が実施されている。

訓練の後に反省・検討会を行い、次回訓練にフィードバックしている。例えば、平成27年2月の訓練実施後は、参加者に対してアンケートを実施したところ、災害に比べて国民保護事案に関する理解と認識が低く、事前に制度そのもののレクチャーの実施を求める声もあったことから、平成27年11月に当制度に関する研修会を実施している。

課題等をフィードバックして次回訓練の参考にしているが、計画の変更まで必要な課題はなかったとのことである。

2) 計画の目的との整合性・課題等

万が一武力攻撃事態、緊急処理事態等が発生しない限り、具体的な成果が想定される計画ではないが、定期的に訓練を行い、その結果を計画やその運用にフィードバックしていくとともに、現在の状況を前提として、計画の変更が必要ではないか、継続した検討が望まれる。

(意見) 平成27年現在、当計画策定時の状況よりも、世界的にテロに対する危険は増しており、日本もISILから敵国宣言されている。極東の遠隔地であることなどから、現在のところ日本国内でのテロ行為は限定的であるが、当計画の重要性は増している。一方、訓練のアンケート結果を見ても、県職員の中でも認知度の低い計画といえる。県のホームページ以外では、県民への周知は特には行われていないが、県民をどのように守るか、という計画であることもあり、当計画の周知方法について検討が望まれる。



## 1.5 香川県地域防災計画：危機管理課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

災害対策基本法第 40 条第 1 項に基づき、都道府県防災会議が作成義務を負う計画である。

水防計画、離島振興計画、海岸保全基本計画等の防災に関する部分や、その他防災に関連する計画の防災に関する部分は都道府県地域防災計画と矛盾抵触するものであってはならないとされており（同法第 41 条）、その点において県における防災に関する計画の基本となるものである。この計画に抵触しないよう、県内市町でも市町村地域防災計画が策定される（同法第 42 条第 1 項）。

計画の策定主体は香川県防災会議（根拠条例は香川県防災会議条例）である。原則として地域防災計画の修正の際に開催されており、修正内容について審議をしている。なお議事は公開であるが、議事録は公開されていない。

同会議には、知事部局の職員や関連する公的機関からの委員のほか、自主防災組織を構成する者や学識経験のある者が委員として任命されている。

計画の当初策定は昭和 39 年であり、計画期間はない。見直しは随時行っており、平成 24 年から平成 26 年までは毎年修正を行っている。このうち平成 26 年の修正では、同年までに行われた「香川県地震・津波被害想定」（平成 25 年 3 月第一次公表－平成 26 年 3 月第四次公表）の公表結果を盛り込んだものである。

#### 2) 目的

県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### 3) 内容

一般対策編、地震対策編、津波対策編の 3 編からなる、合計 564 ページの計画である。各編に、総則、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画が規定されている。災害予防計画にはインフラや人的体制整備、災害応急対策計画には災害発生時の応急対応、災害復旧計画には公共施設、被災者の生活などの再建や義援金等の受入配分に関する計画が含まれる。

#### 4) 他の計画との関連

当計画は災害対策の各種計画のマスタープラン的な位置づけであり、上記のとおり関連する計画の防災に関する部分は当計画と矛盾抵触しないように策定される。なお、平成 27 年 12 月に策定された香川県国土強靱化地域計画は、当計画の上位計画の位置づけとなる。

5) 計画策定の効果

自然災害・事故災害に係る県の災害対策の基本となる計画であり、防災に関する下位計画の指針となるものである。

6) 計画に係る予算額

当計画に含まれる各課の所管する事務（例：道路整備、公共施設の安全化等）について、それぞれ予算措置が講じられる。

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 事業の実施

当計画は香川県における地域防災のマスタープラン的な位置づけであり、個別の具体的な事業が記載されているわけではなく、総論的、概括的な記述が多くなっている。そのため、例えば南海トラフ地震・津波対策行動計画に見られるように、下位計画において、当計画の各内容との関連を明らかにし、当計画がいかなる形で具体化・実行されているかを明らかにすることが望ましいと考えられる。

(意見) 下位計画の策定に当たっては、当計画との整合性や関連性をわかりやすく明示することに留意すべきである。

2) 成果の検証

災害予防や災害時の行動プランという性格上、平常時において具体的な成果が現れるものではない。毎年の災害を受けて次年度の見直しにつなげる必要があると、担当課でも計画の見直しを行っている。

また、平成26年の見直しでは、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する主な目標を目標年度とともに掲げているほか、市町は、津波警報等の内容を踏まえ、避難の指示等を行う具体的な基準等を策定する、とされているが、これらの進捗状況については、下位の計画で検討される。成果の検討についても、下位計画と関連付けて示される必要がある。

3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は大部かつ総論的なものであり、マスタープランとしての重要性は大きいものの、その具体化や個々の分野における具体的な実効性の確保については下位計画が担うこととなっている。そのため下位計画の策定に当たっては、当計画との整合性や関連性をわかりやすく明示し、上位・下位計画全体として適切かつ実効的な防災計画となるよう留意すべきと考えられる。

1 6 香川県第4次地震防災緊急事業5箇年計画：危機管理課

(1) 計画の概要

1) 体系

地震防災対策特別措置法第2条第1項により都道府県知事が作成することのできる計画であり、これを作成した場合、国庫補助率の嵩上げ措置（同法第4条）、地方債についての配慮（同法第5条）、その他財政上の配慮等（同法第6条）の対象となる場合がある。

当計画に含めることのできる事業は同法に定められており、庁内において各担当部署が、法の趣旨に従って地震防災上緊急に整備すべきものを抽出し、これを取りまとめて計画としている。

なお国庫補助の嵩上げについては当計画を定める重要な効果の一つであるが、計画作成にあたっては、「あくまで地震防災上緊急に整備すべき施設等について対応を図るという法の趣旨に基づいて作成した。」とのことである。

同法により、計画期間は5箇年とされており、現在の計画は平成23年度から27年度を計画期間とする第4次計画である。

2) 目的

各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性の向上に努める。

3) 内容

同法に基づき、香川県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて整備計画等を定めるもの。

内容については同法第3条第1項各号に「避難地」「避難路」など20の事業項目が列挙されており、当計画もこれらについての整備計画等を定めるものになっている。

計画項目及び事業量・事業費は次表のとおりであり、事業費合計は101,456百万円である（なお事業費には国の補助金等も含まれている。）。

事業項目	事業量		事業費	事業項目	事業量		事業費
1号 避難地	44.0 ha	5箇所	9,621	10-2号 屋内運動場	2棟	2学校	605
2号 避難路	0.2 km	2箇所	1,200	10-3号 寄宿舎	1棟	1学校	233
3号 消防用施設	91 箇所		3,889	11号 公的建造物	21施設		2,562
4号 消防活動用道路	2.0 km	4箇所	782	12号 海岸・河川			
5号 緊急輸送道路等				12-1号 海岸保全施設	5箇所	1,800m*	579
5-1号 緊急輸送道路	8.5 km	23箇所	15,154	12-2号 河川管理施設	2箇所	1,900m*	735
5-2号 緊急輸送交通管制施設	19 箇所		154	13号 砂防設備等			
5-3号 緊急輸送ヘリポート				13-1号 砂防設備	60箇所		6,500
5-4号 緊急輸送港湾施設	3 箇所	3バース	3,436	13-2号 保安施設	75箇所		2,262
5-5号 緊急輸送漁港施設				13-3号地 すべり防止施設	3箇所		279
6号 共同溝等	1.3 km	3箇所	731	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	10箇所		1,090
7号 医療機関				13-5号 ため池	118箇所		7,298
8号 社会福祉施設	11施設		3,844	14号 地域防災拠点施設			
8の2号 公立幼稚園	55棟	35学校	3,633	15号 防災行政無線			
9号 公立小中学校等				16号 飲料水施設・電源施設等	7箇所		1,239
9-1号 校舎	105棟	52学校	25,887	17号 備蓄倉庫	3箇所		117
9-2号 屋内運動場	36棟	33学校	7,961	18号 応急救護設備等			
9-3号 寄宿舎				19号 老朽住宅密集対策			
10号 公立特別支援学校				合 計			101,456
10-1号 校舎	15棟	4学校	3,534	*1堤防・護岸距離			

4) 他の計画との関連

香川県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものが当計画の対象とされている。

5) 計画策定の効果

地震防災上緊急に整備すべき施設等を特定するとともに、その一部については、国庫補助金の嵩上げの対象となっている。

6) 計画に係る予算額

県として、当計画の実施のための予算措置は行っていない。そもそも香川県地域防災計画に定められた事項のうち一部を抜き出したものであり、すでに別途予算措置がなされているものである。

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開

(意見) 防災は県民生活への影響も大きいことから、計画本文及び概要等について、ホームページへの掲載が望まれる。

(2) 内容の検討

1) 国庫補助の嵩上げ

当計画策定により国庫補助が嵩上げされたものは次のとおりである。

実施主体	法第3条第1項該当号	対象事業名	計画事業量	実施事業量	計画事業費(百万円)	実施事業費(百万円)	うち国庫補助金(嵩上げ前)	うち国庫補助金(嵩上げ後)
丸亀市	8-2号 公立幼稚園	公立学校施設整備事業	7園	3園	2,263	950	179	179
坂出市	9号 公立小中学校等(校舎)		3校3棟	3校3棟	52	48	12	18
さぬき市	9号 公立小中学校等(校舎)		6校16棟	4校10棟	1,091	740	252	329
	9号 公立小中学校等(屋内運動場)		6校6棟	0校0棟	175	0	0	0
三豊市	9号 公立小中学校等(校舎)		10校6棟	10校5棟	546	253	48	63
	9号 公立小中学校等(屋内運動場)		11校6棟	11校6棟	689	1017	204	222
小豆島町	9号 公立小中学校等(校舎)		3校3棟	3校3棟	324	192	79	100
	9号 公立小中学校等(屋内運動場)		3校1棟	3校1棟	32	42	15	21
宇多津町	9号 公立小中学校等(校舎)		1校3棟	1校3棟	150	99	7	11
	9号 公立小中学校等(屋内運動場)		1校1棟	1校1棟	10	4	1	2
琴平町	9号 公立小中学校等(校舎)		3校4棟	3校4棟	213	213	71	107
まんのう町	9号 公立小中学校等(校舎)		2校2棟	2校2棟	2,064	1,451	272.9	505.1
	9号 公立小中学校等(屋内運動場)		1校1棟	1校1棟	50	45	12.5	24.1
危機管理課	11号 公的建造物	公共施設耐震化事業	2施設	1施設	572	105	47	62
合計					8,231	5,159	1200.4	1643.2

2) 成果の検証

毎年秋頃、危機管理課が各部局に照会し、各事業の進捗をチェックしている。各事業について、年度ごとの年次計画が定められている。なお当計画の前身の第3次五箇年計画の進捗率は全体で75%に留まっていた。

(意見) 次期計画策定にあたり、進捗率が低い項目については、期間内に実施されなかった理由を明確にし、遅れた事実をどのように評価し、次期の計画の策定に反映させたのかにつ

いて文書化する必要がある。さらに、次の計画を策定するのであれば、次回策定まで保管し、適正な計画策定に反映することが望まれる。

当計画は随時改定され、現行のものは平成27年3月に変更されたものであるが、当該時点において各過年度でどの程度の進捗率であったかが記載されていない。

(意見・共通①) 原則として次期の計画に、前回までの計画の評価、実績、進捗状況等について、少なくとも概要程度は記載することが望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、香川県地域防災計画に定めた事項のうち地震防災上緊急に整備すべき施設等にかかるものである。国庫補助率の嵩上げ措置等が、計画を策定する目的の一つであるが、他方で極めて大部の香川県地域防災計画に定められた事項のうち、より緊急性の高いものの整備を促進する効果を有するものともいえる。

他方で5年間の事業費合計は101,456百万円となり、県の事業全体に占める割合は決して小さくないことから、進捗の管理や成果の検討にあたっては、真に必要な事業が確実に行われるよう注意をする必要があると考えられる。

## 1.7 香川県庁業務継続計画（震災対策編）：危機管理課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

国の法律等に基づく計画ではない。

災害時の対応については、香川県地域防災計画や各種災害対応マニュアル等に基づいて実施されるが、当計画は、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制限が生じた状況下で、特に非常時優先業務（主に発災直後に優先すべき業務）の継続を確保するためのものである。

組織運営上の必要性から策定されたものであり、その点では一般企業でも策定される計画であるが、県の業務自体が県民生活に与える影響が大きいことから、当報告書の対象とした。

平成22年6月に他県の計画等を参考にして策定され、平成26年11月に第2版が策定された。

一定の期間で成果をあげるという性質の計画ではないことから、期間の定めはない。毎年度の部局の編成替え等にあわせて随時細かな修正が行われている。

#### 2) 目的

南海トラフ地震規模の地震が発生した場合においても、県民生活や社会経済活動に対する行政サービスを継続して実施できるようにするため。

#### 3) 内容

当計画は、本庁（警察本部を除く。）を対象組織とし、南海トラフ地震のうち「最大

クラス」の地震（県の被害想定における震度6弱以上のもの）が発生した場合における業務継続計画を定めるものである。

計画においては、非常時優先業務の選定及び業務目標時間の設定、そのための必要資源の現状分析と対応、業務継続体制の向上への取組み等が定められている。

特に、必要資源の現状分析の項においては、具体的な仮定をもとに参集可能職員数を予測し、また庁舎の耐震化の現状を踏まえた執務場所各所の方策や、各ライフラインの供給状況をシミュレーションし、それに対する対応を策定している。

#### 4) 他の計画との関連

当計画に上位計画、下位計画はないが、香川県地域防災計画を補完するものともいえる。

すなわち、香川県地域防災計画は発災前、発災直後及び復旧におけるすべての災害対応業務について記載しているが、当計画は主に発災直後に優先すべき業務を抽出し、可能な限り速やかに庁舎の機能を発揮して、香川県地域防災計画に基づく災害対応業務のほか、通常業務のうちの災害時でも継続すべき業務等の実施を可能にするためのものである。

#### 5) 計画策定の効果

災害発生時の行動計画という性質上、平常時において具体的な効果が上がるものではない。年に数回県としての訓練を行い、そのなかで効果を検証し、課題等を訓練にフィードバックしているが、今のところ、計画の変更が必要なほどの課題はない。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

### (2) 内容の検討

#### 1) 事業

災害発生時に計画どおりの対応が出来るよう、年に数回、災害等を想定した災害対策本部運営訓練、安否確認訓練などの訓練を実施している。

#### 2) 数値目標

訓練のなかで効果を検証している。①災害対策本部事務局は、第1回災害対策本部会議を地震発生後1時間以内に開催できるよう業務を進めることのほか、②各課の各種業務について業務開始目標時間等が定められている。

#### 3) 計画の目的との整合性・課題等

法律に基づかない計画であるが、実際の災害を想定した実践的な内容の計画であり、毎年の訓練結果を踏まえて適切な見直しが行われていると考えられる。なお当計画は本庁（警察本部を除く。）のみを対象としているが、防災拠点施設となる出先機関についても、平成27年3月に、「香川県防災拠点施設業務継続計画（震災対策編）」が策定されるなど、随時拡充が図られている。

なお、香川県警察本部は、独自に同様な計画を策定しているが、実施方針等に知事部局が行う業務継続との調整を図るよう規定して連携が図られている。

今後、災害が起こった際にこれらの計画の成果が実証されることとなると考えられるが、それまでの間、引き続き訓練結果等を踏まえた適切な見直しを継続していくことが望まれる。

## 1 8 香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画：危機管理課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

「香川県地震・津波被害想定」（平成 25 年 3 月第一次公表－平成 26 年 3 月第四次公表）の策定に当たった香川県地震・津波被害想定調査委員会が、平成 26 年 5 月に「今後の地震・津波対策の方向性について」の提言を行った。

当計画は、当該提言における「地震・津波対策アクションプランの策定」を踏まえて策定されたものであり、香川県地域防災計画の下位計画である。

他県の事例や、被災地に派遣された県の職員の意見などを参考にしつつ、外部専門家の意見を参考にし、見やすさにも配慮しながら策定した。

限られた時間の中で早急に実施すべき行動について具体的な計画を立て、また効果を検証する必要があることから、3 年間で計画期間としている。

#### 2) 目的

この提言や被害想定を踏まえ、平成 27 年度からの 3 年間で短期集中的に実施する必要がある防災・減災対策を具体的な行動計画として総合的・体系的に定める。

#### 3) 内容

香川県地域防災計画で実施することとされているもののうち、限られた時間や予算の中で早期に、集中的に取り組むべき地震・津波対策に関する行動を施策体系に基づいて選定し、それらについて各年度で実施する内容と目標を具体的に設定するもの。

香川県地域防災計画の項目に対応した具体的な行動項目（例：県有施設の耐震化を進める）と個別事業（例：香川県総合運動公園護岸改修事業、五色台少年自然センター改築事業）を定め、平成 27 年度から 29 年度までの各年度において、各個別事業において何をするべきかを具体的に規定している。

#### 4) 他の計画との関連

上記のとおり、香川県地域防災計画の下位計画であり、平成 27 年度からの 3 年間で実施すべき事業を抽出している。

#### 5) 計画策定の効果

すでに香川県地域防災計画に基づき各課が行っている事業をとりまとめるとともに、当計画策定に当たり新たな事業を加えている。

## 6) 計画に係る予算額

当計画自体に係る予算措置はない(当計画に含まれる各事業については、各課が個別に予算を計上している)。

## 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

## (2) 内容の検討

### 1) 計画の構成

各項目・事業の体系的な位置づけや香川県地域防災計画における該当箇所、また各年度において具体的にどのように計画を実施するかが視覚的にわかりやすく表現されており、他の計画においても同様の取組みが期待される。

また「県民に求められる取り組み」として、県だけでなく県民一人一人に求められる取り組みを分かりやすく記載していることも評価できる。

### 2) 具体的なスケジュール及び目標の設定

耐震対策などハード事業については各年度の目標が明確に規定されているが、研修、啓発・イベント、訓練などについては単に「毎年度開催」などとのみ記載されているものも多い。

事業の性質上、継続実施が重要なものも多いとは思われるが、より明確な目標を設定するか、あるいは「平成27年度からの3年間で短期集中的に実施する必要がある防災・減災対策」を定めるといふ当計画の目的からすれば、特段の明確な目標がなく、毎年実施するだけのものについては、より取捨選択を行ってメリハリをつけた計画とすることもありえたのではないかとも思われる。

### 3) 成果の検証

事業によっては数値目標の設定が行われている。本年度が初年度であり、毎年度に進捗をチェックする予定であるが、実績はない。

「計画期間終了時には効果の検証を行った上で、計画期間終了後の取り組みについて検討し、PDCA サイクルで運用することで、南海トラフ地震・津波対策行動計画により防災・減災対策を着実に推進します」とされている。見直し等の体制については、各部署の幹部職員で構成される香川県危機管理総局参事会議で検証等を行うこととしている。

### 4) 計画の目的との整合性・課題等

有識者の提言をもとに香川県が自主的に策定した計画であり、視覚的なわかりやすさや県民一人ひとりに求められる取り組みの記載など、他の計画の策定に当たっても参考にすべき点が見られる。

今年度が初年度の計画であるが、進捗管理や評価を適切に行うとともに、平成30年度以降も同趣旨の計画を策定するのであれば、よりメリハリをつけた計画とすること



ができないか検討することが考えられる。

## 1 9 香川県消防広域化推進計画：危機管理課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

消防組織法第 33 条第 1 項に基づくものである。

同項では、「都道府県は…当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として…推進計画…を定めるよう努めなければならない」と規定しており、推進計画の策定は一種の努力義務ではあるが、香川県では平成 18 年の同法改正を機に当計画を策定した。

全国で策定している都道府県は 45 であり、四国内では全ての県が策定している。

県内全首長、関係団体、学識経験者等からなる香川県消防広域化推進計画検討委員会を設置し、全体会を 4 回、専門部会を 7 回（県外視察 1 回を含む。）を行って策定した。当委員会は、計画策定後「香川県消防広域化検討委員会」として継続されている。

計画に期間等は設けられていないが、当計画策定当時の国の指針（市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 18 年消防庁告示第 33 号））では、推進期限が平成 25 年 3 月 31 日とされていた。当該指針の改正（平成 25 年消防庁告示第 4 号）により、平成 30 年 4 月 1 日までに延長されている。

#### 2) 目的

香川県における自主的な市町の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保を目的とする（同法第 33 条第 1 項）。

#### 3) 内容

従前の消防の広域化への取組み状況や消防本部の現状・実情、消防需要の動向等を踏まえ、以下を自主的な消防の広域化の対象として推進の必要があるものとしている。

- ・ 県内 17 市町のすべてを広域化の対象とし 9 消防本部を 1 消防本部に統合すること
- ・ 直島町の常備化を推進すること

また、自主的な市町の消防の広域化を推進するために必要な措置、広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的事項、市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項等が定められている。

#### 4) 他の計画との関連

上位計画・下位計画ともない。

なお消防は市町村の事務であり（同法第 6 条以下、第 36 条等）、消防の広域化に対する都道府県の関与は限定的なものである（同法第 33 条）。

#### 5) 計画策定の効果

県内 17 市町のすべてを広域化の対象とし、9 消防本部を 1 消防本部に統合するとの

点については、一部自治体の反対等もあり実現していない。

平成 26 年度に丸亀市、善通寺市、多度津町で消防通信指令業務の共同運用を始めるなど、市町における自主的な対応の機運等がある場合に、個別の課題ごとに県が対応、調整等を行っている状況である。

6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 計画の実施体制

法律上、消防の広域化は市町村が主体的に行うものであり、県の役割は市町村間の連絡調整、情報提供等の限定的なものにとどまる。

計画の進捗としても、現時点においては消防通信指令業務の共同運用、消防車両等の共同購入、消防無線のデジタル化など、個別分野の取り組みにとどまっており、計画に掲げられた県内全市町における広域化・消防本部の統合や、直島町の常備化の具体的な目途は立っていない。

2) 成果の検証

定期的な消防庁からの照会等に合わせて県内各市町における広域化の状況確認をしている。

数値目標ではないが、(1) 3) のとおり広域化の対象として推進の必要があるものとして具体的な内容が記載されている。

計画に掲げられた推進の具体的な内容が現時点でそれほど進展しておらず、また国において基本指針の改正や消防広域化の推進に向けた各種の取り組みがなされている中で、当計画においては特段の見直し等がなされず、平成 20 年 3 月の策定時のままの状態となっている。

また県ホームページにおいては「市町村の消防の広域化について」とのページが設けられ、平成 26 年 3 月に更新されているものの、その具体的な内容は当計画策定時(平成 20 年 3 月)以前のものが多く。

上記のとおり、消防の広域化についての県の役割は限定的なものにとどまるものの、国の取り組みや各市町における動き等を踏まえ、国の指針における平成 30 年 4 月 1 日の広域化の推進期限に向けて、当計画の修正の必要がないかを検討することが考えられる。

また県民に向けた情報提供の観点からも、当計画策定後の消防広域化の状況等について、現在の公表内容をアップデートする必要があるかを検討すべきである。

県民生活に与える影響が大きいことから策定された計画であると思われるが、策定後の実情把握と計画への反映が充分に行われているとも言いがたい状況である。

(意見) 消防広域化の状況について、現在の公表内容をアップデートする必要があるかを検

討すべきである。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

国における消防広域化の推進期限である平成 30 年 4 月 1 日が近づく中、当計画については平成 20 年以降も見直しされず、また公表内容についても古い時点での情報が残った状態で公表されている。

消防広域化における県の法律上の役割は限定的ではあるものの、消防事業が県民の安心安全な生活に与える影響は大きく、情報提供の観点等も踏まえた上で、計画や公表内容の修正、アップデート等について検討すべきと思われる。

## 2 0 石油基地防災計画：危機管理課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

法律上の根拠はないが、昭和 45 年の消防庁通知「石油コンビナート地帯防災対策について」(昭和 45 年消防防第 606 号)を契機として策定された計画であるが、当初策定の年月及び具体的な策定方法の詳細は、ともに不明である。

策定当初は、当計画の対象である高松市の朝日町地区内危険物取扱施設用地近隣のほか、坂出市の番の州地区をも対象とするものであったが、昭和 51 年に施行された石油コンビナート等災害防止法に基づき同年に石油コンビナート等防災計画が策定され、番の州地区は「特別防災区域」として当該計画の対象となったため、現在では当計画は朝日町地区のみを対象としている。

当計画には、防災対策という性格上から、計画期間は設けられていない。修正は随時なされており、直近でも東日本大震災等を契機として平成 23 年度及び平成 24 年度に修正が行われている。

#### 2) 目的

石油基地に係る油火災等特殊災害の防災対策について、防災関係機関及び関係企業の行うべき業務を定め、これらの防災関係機関及び関係企業が全機能を発揮し、災害の防止と災害の軽減を図り、もって地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### 3) 内容

上記のとおり、当計画は高松市朝日町地区内危険物取扱施設用地近隣を対象とし、防災に関する組織及び業務の大綱、災害想定、災害予防計画、災害応急対策計画等をその内容としている。

災害想定としては、平成 7 年度から 8 年度に実施した「香川県地震被害想定調査」及び平成 15 年度から 16 年度に実施した「香川県南海地震被害想定調査」による被害予測に基づいているが、「香川県地震・津波被害想定」(平成 25 年 3 月第一次公表—平成

26年3月第四次公表)に基づく修正の検討についてはなされているが、地震の震度や最高津波水位等の被害想定に大きな差が生じていないため、計画の修正は行われていない。

#### 4) 他の計画との関連

当計画は香川県地域防災計画の下位計画との位置づけである。また番の州地区は石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災計画とされており、当計画は同法・同計画の対象とならない朝日町地区についての県独自の防災計画である。

#### 5) 計画策定の効果

計画の性質上、具体的な効果の策定は困難と思われるが、当計画に基づき随時訓練等を行い(朝日町地区における直近の訓練は平成27年)、効果を検証し、課題等があれば計画にフィードバックをしている。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

### (2) 内容の検討

#### 1) 計画の実施

上記(1)3)に記載した内容の各項目について具体的な計画が策定されている。

防災対策という性格上、必要な訓練等を随時行い、適時に見直していくことが必要と思われる。この点についても県や関係企業の実施する訓練や教育等が毎年行われている。

(意見)「香川県地震・津波被害想定」(平成25年3月第一次公表ー平成26年3月第四次公表)に基づく当計画の修正については、前提となる被害想定に大きな差がないことから修正を要しないと判断されているが、計画修正の要否について、検討内容を計画に合わせて保管することが望まれる。

#### 2) 成果の検証

防災対策という性格上、平時における具体的な成果が想定されるものではない。

訓練を通じて計画を検証し、フィードバックすることが求められるが、この点については問題のないものと考えられる。

#### 3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、石油コンビナート等災害防止法に基づく番の州地区の石油コンビナート等防災計画の策定後もなお、高松市朝日町地区の防災の必要性から存続し、修正が重ねられているものである。今後は速やかに上記「香川県地震・津波被害想定」(平成25年3月第一次公表ー平成26年3月第四次公表)に基づく対応が求められるとともに、防災の必要性の変化等にともない、不断の修正と、訓練等の実施を通じた実効性の検証が求められる。

## 2 1 第9次香川県交通安全計画：暮らし安全安心課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

当計画は、交通安全対策基本法により、都道府県ごとに作成が義務付けられているものである。同法の定めにより、都道府県交通安全対策会議が設けられ、この会議が当計画を作成する。都道府県交通安全対策会議は、同法の定めにより、指定地方行政機関の長、県教育長、県警本部長などから構成される。香川県の担当部署は、事務局として原案の作成等を行っている。このように、香川県交通安全計画は、厳密には県が定める計画ではない。

また、当計画は、同法第25条において、「交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。」とされていることから、国の計画のうち、海上交通及び航空交通を除いた部分につき、国の策定する計画を踏襲して策定されている。国の計画に基づき策定することとされていることから、国の計画が改定される都度、当計画も改定される。現計画は平成23年度から27年度までを計画期間とする第9次計画であり、平成27年度現在は次期計画である第10次計画の国の中間案が出されたことから、次期計画の策定作業を行っている。また、当計画に基づき、毎年度、交通安全実施計画を作成している。

#### 2) 策定方法

当計画は、国が発表する中間案を基に、香川県に該当がない部分、指定地方行政機関以外の機関の担当する部分を削除し、香川県の数値に置き換えたり、現状を反映させて記載を変更しながら原案を作成する。

この原案を、香川県交通安全対策会議に諮り、修正を加えた後に、香川県のホームページ上でパブリックコメントを実施し、必要な修正を加える。パブリックコメントの内容などの資料とともに、修正案を香川県交通安全対策会議に再度諮り、その議を経て確定する。

※基本理念、道路交通啓発の部分について、国の計画と照合し、国の計画に沿って香川県の状況を反映させ、策定されていること、重点施策が一致していることを確認した。啓発につき、国の計画では、児童、高齢者などと並んで、「交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実」「交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実」という項目があるが、県ではこれが削除されている。その理由について確認したところ、法務省関係の施策は、国の計画に基づき、法務省から直接関係機関に指示・連絡が行われているためとのことである。交通安全施策は広範にわたり、相互に関係するが、法務省関連の記載は除外されている。

(意見) 県計画策定にあたって、法務省関連の記載を除外することについて、香川県交通安全対策会議に諮ることが望まれる。それにあたり、可能であれば香川県においての実施状況については確認することが望まれる。

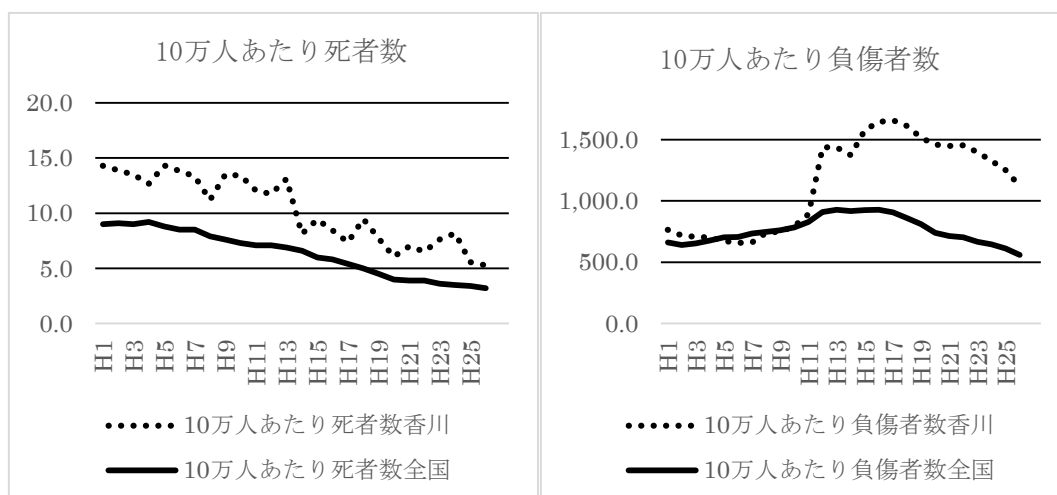
### 3) 香川県の特徴等

平成 23 年及び 24 年では、死者数でワースト 1 位に転落している。発生件数、負傷者数ともに、全国平均の倍以上の水準にある。このように、香川県では、人口あたり交通事故死者数がワーストの上位であることが常態化している。

(平成 24 年の交通事故発生件数・死者数・負傷者数)

	交通事故発生件数			交通事故死者数			交通事故負傷者数		
	発生件数	人口 10 万あたり	順位	死者数	人口 10 万あたり	順位	負傷者数	人口 10 万あたり	順位
全国	665, 138	520.5	-	4, 411	3.45	-	825, 396	645.9	-
香川県	10, 637	1, 072.34	2	81	8.17	1	13, 143	1, 324.97	2
全国比		2.1			2.4			2.1	

香川県での交通事故件数、負傷者数は、ともに減少傾向にあるが、全国でも同様の傾向にあるため、全国平均に比較すると、高い水準で推移している。



平成 27 年には、年初から死亡事故が多発したことから、交通死亡事故抑止緊急キャンペーンを行っているが、それ以前からも、知事が率先してあらゆる会合で交通安全を呼びかけるなど、交通安全について啓発を行っている。

### 4) 目的

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 5) 内容

基本理念を記載し、道路交通、鉄道交通、踏切道のそれぞれにつき、現状と施策を記載している。また、各細目には、重点施策も記載されている。

(意見・共通⑩) 原則として次期の計画に、前回までの計画の評価、実績、進捗状況等について、少なくとも概要程度は記載することが望まれる。

### 6) 計画に係る予算額

「交通死亡事故抑止総合対策事業」の香川県平成 27 年度当初予算は 42,831 千円である。

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(2) 内容の検討

1) 啓発・イベント

当計画の策定により、実施されることになった啓発活動やイベントはない。

しかし、計画の内容にも、啓発は重要項目とされており、県でも、相当数の関連イベントや啓発が実施されている。

平成 27 年度の当初予算ベースで見ると、担当部署の交通安全教育推進事業として 9,457 千円が計上されており、これは交通安全教室や高齢者交通指導員支援事業など、直接的な事業である。

また、同部署の交通死亡事故抑止対策事業としては、より多額な 33,374 千円が計上されている。この予算に対する事業の内容には、交通マナーアップコンテスト 11,570 千円などのイベント系キャンペーン、シートベルト着用率向上事業 6,666 千円などの広報媒体を利用した広報を含む啓発事業などが含まれる。

(意見・共通⑦) 啓発事業については、効果を検証しつつ、次年度の実施方法や実施の継続を検討することが望まれる。そのためには、例えば県政モニターに対し、啓発に要した費用の概要につき、参加者あたりのコストなども含めて説明したうえで、実施方法や事業の継続の可否に対する意見などを求める方法などが考えられる。

2) 実施担当部署

交通の安全に対する対策の項では、重点施策を含め、具体的施策を記載しているが、実施担当部署が記載されていない。担当部署を明記することが望ましいと思われるが、国の計画にも担当省庁等は記載されていないことに倣っている。

また、毎年作成される交通安全実施計画には、詳細に担当部署と施策が記載されている。

3) 成果の検証

成果としては、国の計画にあわせ、交通事故死者数をどこまで減らすか、という目標となる人数を定めている。この人数は、国の計画の目標を国と県の予測人口を使って算出されている。成果の検証は、数値のみであるため簡易である。

従来は、ワースト x x 位以下、などの目標を定めていたが、他都道府県状況により結果が変わるため、具体的に人数で示す方法に変更したとのことであり、妥当であると思われる。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分

析することが望まれる。

#### 4) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、法に基づき、国の計画に沿って合議体である香川県交通安全対策会議が策定する5年間の計画期間とする中期計画である。

県は事務局として原案の作成などを行っているが、国の計画を基本に、会議のメンバー以外が担当するものや、香川県に該当がないものを削除しつつも、ほとんど国の計画と同じ内容で策定される。

香川県では、道路が整備されスピードが出やすい、自転車が、高齢者の比率が高い、など、交通事故が多発する条件が揃っていると言われることから死亡事故も多く、交通事故非常事態宣言をするなど、各種の施策を積極的に展開している。

これらは、当計画の重点施策に概ね一致しているように思われる。

そのためにも、当計画には、交通事故に関する現況分析とあわせ、計画の施策を主として実施する実施機関について、少なくとも重点施策については記載することが望まれる。

また、事故の発生要因については、香川県警察により、詳細に分析検討されており、「夜間、交差点、高齢者」が要注意であること、また近年は自転車に関する事故もクローズアップされている。しかしながら、県が実際に実施する施策は、高齢者への免許返納のインセンティブ制度や、夜間の事故に備えて反射たすきを奨励するなど、直接アプローチするものもあるが、啓発を中心とするものも数が多い。

自動車に関する啓発事業を見ると、交通安全教育は、児童・生徒や高齢者など交通弱者に対して実施されるものが多く、運転者への啓発は、安全運転キャンペーンが主である。全ての運転者は交通法規を理解しており、概ね遵守しているという前提で啓発事業を考え、実施するのではなく、香川県の実情を汲んで施策を検討することが当計画策定制度の趣旨であると思われる。例えば運転の診断をするなど、より踏み込んだ啓発事業を検討することも検討が望まれる。

計画は、各種の施策を網羅したものであり、策定の本旨を考慮すると、どの施策がどの程度実施され、どの程度の効果があるのかについて、県としても把握し、交通安全施策に活かす必要があるのではないかと。

## 2.2 香川県地球温暖化対策推進計画：環境政策課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川県地球温暖化対策推進計画は、国の地球温暖化対策計画に即して、香川県内の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めるものである（地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項）。



平成 23 年 10 月に、計画期間を平成 23 年度から 5 年間として策定された。

策定にあたっては、香川県環境審議会に諮られる。

## 2) 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第 1 条の目的規定が、当計画の目的であると考えられる。

### 【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律第 1 条（目的）

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

## 3) 内容

当計画の基本目標は「温室効果ガスの排出量が削減された『低炭素社会』の構築」とされている。なお、香川県環境基本計画の地球環境分野でも同文の基本目標が掲げられている。

また、削減目標値として、次のとおり、中期目標（平成 32 年度）と短期目標（平成 27 年度）が規定されている。

- ・中期目標（平成 32 年度）：温室効果ガス排出量を基準年（平成 2 年度）比で 15% 削減し、6,894 千 t-CO<sub>2</sub>とします。
- ・短期目標（平成 27 年度）：温室効果ガス排出量を基準年（平成 2 年度）比で 8.8% 削減し、7,400 千 t-CO<sub>2</sub>とします。

これら中期目標（平成 32 年度）と短期目標（平成 27 年度）は、国の目標と整合的に設定されたものであり、かつ、測定可能である。

## 4) 他の計画との関連

香川県環境基本計画、かがわエコオフィス計画と関連性があるほか、施策の中に他の計画（例えば、香川県分別収集促進計画）と関連するものがある。

## 5) 計画に係る予算額

平成 27 年度事業費予算額 137,800 千円

## 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

## (2) 内容の検討

### 1) 達成手段

当計画における中期目標（平成 32 年度）と短期目標（平成 27 年度）は、いずれも香川県が直接的に実施できる目標ではない。数値目標を示す指標も、法的拘束力を持つものではなく、香川県が県民や事業者等に対し、国の計画に即して、指針として示したものである。当計画に記載すべき事項として、「その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項」が法定され、これに関して記載された施策や「県民に期待される取組み」の多くは法的強制力を伴わない。

このような中で、法は県に計画策定を求めており、計画に沿って県が実施できる施策は限られている。しかし、計画を策定する以上、可能な限り目的に沿って内容を整理し、公表する必要がある。このため、例えば、次のような点について課題があると思われる。

- ・「家庭での省エネ行動の取組み」として、ホームページでの情報提供や講演会の開催、「CO2削減かがわええこと運動」等により、省エネ行動の促進や環境に配慮した消費者行動の促進を進めると記述されている。確かに県の行動の目標とはいえるが、温室効果ガス排出量の削減目標としての成果の目標との関連が明確ではない。
- ・「家庭での省エネ行動の取組み」の中に「地産地消の推進」という項目が含まれているが、この施策が温室効果ガス排出量の削減目標とどう関連するのか明確ではない。
- ・「家庭での省エネ型設備・機器等の導入」の中に「省エネ住宅の普及促進」という項目があり、「新築にあたっては、断熱性能等に優れた省エネ住宅やゼロエネルギー住宅等とするよう普及啓発を行います」と記述されているが、具体的にどのような施策を講じるのか不明である。

（意見・共通⑥）計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

## 2) 他法令に基づく計画との関連

当計画には、「その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法第 2 条第 2 項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第 1 項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項」を記載するとされている。循環型社会形成推進基本法第 15 条 1 項は、国に循環型社会形成推進基本計画の策定を義務付けており、この計画は、環境基本計画（環境基本法第 15 条 1 項）を基本として策定するとされている。環境基本法と循環型社会形成推進基本法、そして環境基本計画と循環型社会形成推進基本計画という国の法律と計画の関連がクロスしている。このため、香川県の計画でも、環境基本計画と当計画は記載内容が共通する部分がある。更に地方公共団体での策定が法律上義務付けられている廃棄物処理計画や分別収集促進計画等と整合することも求められる。

関連法令に反しない範囲で、当計画中の施策と他の計画における施策の再整理が望まれる。従来のように各個別計画からボトムアップで香川県環境基本計画を策定する

プロセスから、環境分野における総合的計画である香川県環境基本計画の中で政策目的、政策目標、政策手段を再整理した上で、トップダウンで各個別計画に落とし込むプロセスへの転換などについても検討が望まれる。

### 3) 成果の検証

香川県の温室効果ガス排出量は、現時点で3年前の平成24年度分までホームページで公表されている。モニタリングは実施されているが、平成27年時点で平成24年度分までが公表されている状況では、成果を測るものとしてはデータが古すぎるように思われ、より迅速な公表が望まれる。

(意見) 温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、短期目標の達成は厳しい状況である。計画に関し、重要な条件が変化した時点では、計画の変更を検討することが望まれる。

### 4) 計画の目的との整合性・課題等

香川県地球温暖化対策推進計画は、法律で策定が義務付けられた行政計画である。計画策定時から、原子力発電所の事故、それに伴い全ての原子力発電所が停止するという大きな条件変化を受けて、本来は変更されるべきであったと考える。

## 2.3 かがわエコオフィス計画：環境政策課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

かがわエコオフィス計画は、国の地球温暖化対策計画に即して、香川県の事務事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を定めるものである（地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項）。

当初策定は平成10年3月であり、現計画は、平成23年11月に計画期間を平成23年度から5年間として策定された。

#### 2) 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第1条の目的規定が、当計画の目的であると考えられる。

#### 【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律第1条（目的）

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健

康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

### 3) 内容

「本計画の対象範囲は、県が実施する全ての事務及び事業とします」とされており、香川県の「行動の目標」が設定されている。また、基準年度（平成 22 年度）59,060 t-CO<sub>2</sub>から目標年度（平成 27 年度）には9%削減となる 53,745 t-CO<sub>2</sub>という数値目標を示す指標が設定されている。この削減目標を達成するための取組みも記載されている。また、計画期間内での目標達成のプロセス、また、目標達成の実現可能性ともに当計画で十分に配慮されている。

### 4) 他の計画との関連

香川県環境基本計画、香川県地球温暖化対策推進計画と整合するように策定される。

### 5) 計画策定の効果

県事務の実施方法に関する計画であり、数値目標を掲げ、全庁的な取組みで温室効果ガス排出量の削減を図り、電気、燃料使用量の削減による経費削減が図れる。

### 6) 計画に係る予算額

平成 27 年度事業費予算額 153 千円

### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

通称「エコレポ」として実績のモニタリングが継続的に実施されている。目標年度（平成 27 年度）に向けて着実に実績を上げている。

### 2) 計画の目的との整合性・課題等

かがわエコオフィス計画は、法律で策定が義務付けられた行政計画である。県自体の業務に関する計画であることもあり、行政計画としてあらゆる面で優れた計画であると思われた。

## 2.4 国土利用計画（第3次香川県計画）：環境政策課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

国土利用計画（第3次香川県計画）は、国土利用計画法第7条に基づき、国土利用計画の第3次全国計画を基本として策定されている。なお、国土利用計画の全国計画は、国土形成計画（国土利用計画法第1条、国土形成計画法第1条及び第2条）と一体のものとして策定されている。

当初策定は昭和 52 年 3 月であり、現計画は平成 9 年 3 月に 3 次計画として策定された。それ以降、改定されていない。なお、計画期間の定めはないが、平成 17 年度が目標年度とされている。

策定にあたっては、香川県国土利用計画審議会に諮られる。

## 2) 目的

国土利用計画法第 1 条の目的及び第 2 条の基本理念が、国土利用計画（香川県計画）の目的と考えられる。

### 【参考】国土利用計画法

#### 第 1 条（目的）

この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

#### 第 2 条（基本理念）

国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

## 3) 内容

当計画においては、目標年度である平成 17 年度の県土の農用地、森林、原野、水面・下線・水路、道路、宅地、その他という 7 種の利用区分別の面積目標が数値目標を示す指標として設定されている。但し、国土利用計画の利用区分別の面積目標を達成するために県が実施できる実効性のある施策は担保されていない。従って、進捗管理を行うような行政計画とは異なり、「見込み」を示したものといえる。

また、法律上、都道府県計画の策定は任意とされており、平成 20 年 7 月に第 4 次全国計画が改定された際、香川県計画の改定は行われていない。

## 4) 他の計画との関連

国土利用計画（国）、香川県土地利用基本計画（第 5 回変更）、国土形成計画（国及び広域）と関連性がある。国の国土利用計画は、国土形成計画（国及び広域）と一体で策定される。国土利用計画（第 3 次香川県計画）を基本として、香川県土地利用基本計画が策定される。

## 5) 計画策定の効果

国土利用計画法では、国土を規制区域（許可制）、監視区域（事前届出制）、注視区域（事前届出制）、その他一般（事後届出制）に分類している。なお、現在、香川県内では、事前届出等の必要がある区域が無いことから、一定の要件に該当する土地取引につ

いて全て事後届出制となっている。このため、県は、土地取引規制に関する実効的な政策手段を持たない実情にある。

6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開（概要のみ）

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

モニタリングは継続的に実施されているが、目標と実績が乖離したとしても措置はできず、さらに目標年度は平成 17 年度であり、すでに 10 年が経過している。

2) 計画の目的との整合性・課題等

国土利用計画（第 3 次香川県計画）は、法律で策定が定められた行政計画であり、法に沿って策定されている。現計画の目標年次は平成 17 年度であり、当計画を有効な計画とするのか、廃止とするのか検討する必要がある。有効とする場合には、目標値について、期間を延長する等の対応が必要と思われる。

2.5 香川県土地利用基本計画（第 6 回変更）：環境政策課

(1) 計画の概要

1) 体系

都道府県は、国土利用計画法第 9 条に基づき、土地利用基本計画の策定が義務付けられている。土地利用基本計画は、国土利用計画（国及び香川県）を基本として策定することとされている。土地利用を総合調整するマスタープランとして位置付けられている。

当初策定は昭和 50 年 6 月であり、現計画は平成 26 年 3 月に策定された。計画期間の定めはない。

策定にあたっては、香川県国土利用計画審議会からの意見聴取、国土交通大臣との協議が行われる。

2) 目的

適正で合理的な土地利用を図ることを目的としている。

3) 内容

①都市地域、②農業地域、③森林地域、④自然公園地域、⑤自然保全地域の 5 地域を定め、それぞれの地域区分ごとの土地利用の原則及び 5 地域区分の重複する地域における土地利用の調整等に関する事項を定めている。

5 地域区分の土地利用の原則、そして 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を記載しているが、個別法間の優先順位を定めたものであり、行政計画の目標を設定するような性質のものではない。

#### 4) 他の計画との関連

国土利用計画（第3次香川県計画）を基本として策定される。

#### 5) 計画策定の効果

土地取引規制については、国土利用計画法に基づき、各種の政策手段（許可制の規制区域、事前届出制の監視区域、事前届出制の注視区域、事後届出制のその他一般）が存在する。但し、現在、香川県において許可制または事前届出制の適用される区域は存在しない。

土地の開発行為については、土地利用基本計画が各個別法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法）の適用順位等について総合調整する役割を果たすこととなる。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

計画の性質上、モニタリングの必要はない。

#### 2) 計画の目的との整合性・課題等

香川県土地利用基本計画（第6回変更）は、法律で策定が義務付けられた行政計画である。県の他部署が策定する計画で、当計画に関連するものも多い。

## 2.6 香川県全県域生活排水処理構想：環境管理課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川県全県域生活排水処理構想は、国土交通省、農林水産省、環境省の連名通知により、構想の策定及び社会情勢の変化等を踏まえた5年を基本とする定期的な見直しが指示されており、全都道府県が策定している。さらに香川県では、ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例第13条に基づき、全県域における生活排水処理施設の整備計画を定めるものである。

当初策定は、平成8年であり、当計画は、県が委託により、市町計画をとりまとめて策定する。改定に関する委託費の予算額は、20,425千円である。

現計画の計画期間は平成19年度から27年度である。

#### 2) 目的

当計画の根拠法である「ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例」の目的規定（第1条）は、次のとおりである。

【参考】ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例第1条（目的）

(前半略) 水環境の保全と創出に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水環境の保全と創出に関する施策の基本となる事項を定め、水環境の保全と創出のための措置を講ずることにより、人と自然とが共生する潤いと安らぎに満ちた美しい郷土香川づくりを推進(中略)する。

### 3) 内容

当計画では、目標年次(平成27年度)に汚水処理人口普及率76%という数値目標が示され、目標達成のために必要な施設整備費は、平成18年度から目標年次の平成27年度までに1,389億円と見積もられている。

### 4) 他の計画との関連

環境管理課が所管する香川県水環境保全計画、瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の他、所管が異なる生活排水処理基本計画、浄化槽整備計画(廃棄物対策課)、流域別下水道整備総合計画、下水道事業計画(土木部下水道課)等と関連性がある。

### 5) 計画に係る予算額

平成27年度事業費予算額 177,875千円(農業集落排水対策事業)  
166,600千円(公共下水道普及促進事業)  
352,219千円(浄化槽設置整備事業費補助等)

### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ:公開 / パブリックコメント:実施

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

直近では、平成27年9月に、平成26年度末時点の汚水処理人口普及率が73.4%であったことが公表されている。香川県では、策定当初、やや達成困難な目標値を定めていたが、平成24年度に目標値の改訂を行っており、目標年次(平成27年度)の汚水処理人口普及率76%は概ね達成できるとしている。

当計画の実績については、比較的詳細に分析され、ホームページに掲載されている。計画と直接は関連づけられていないが、計画のページに掲載されている。

## 2.7 香川地域公害防止計画:環境管理課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川地域公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき策定されるものであると同時に、その中に香川地域公害防止対策事業計画(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条の2)を含んでいる。

策定にあたっては、環境大臣との協議を行い、同意を得ることとされている。



当初策定は、昭和 50 年であり、現計画の計画期間は、平成 23 年度から 32 年度である。

## 2) 目的

当計画は、環境基本法第 17 条に基づき策定されるものであることから、同法の目的規定（第 1 条）が本計画の目的といえる。

### 【参考】環境基本法第 1 条（目的）

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

なお、香川地域公害防止計画は、その中に香川地域公害防止対策事業計画（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 2 条の 2）を含んでいる。香川地域公害防止対策事業計画については、同法の趣旨に関する規定（第 1 条）が当計画の目的といえる。

## 3) 内容

当計画の対象地域は、坂出市の区域とされている。当計画においては、目標年度（平成 32 年度）までに、①河川の BOD（生物化学的酸素要求量）及び②備讃瀬戸の COD（化学的酸素要求量）について、政府が定める数値目標を示す指標としての環境基準（環境基本法第 16 条）を達成することを成果の目標としている。

当計画で、「主要課題等への対応」として「講ずる施策」が目標達成手段とされている。

工場・事業場対策として、水質汚濁防止法等に基づく特定事業場に対する立入検査を実施するほか、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に従い、指定地域内事業場の産業排水については、総量規制基準（水質汚濁防止法第 4 条の 5、平成 24 年香川県告示第 84 号、第 85 号、第 86 号）を定めた上で、立入検査、水質検査等を実施することとされている。

生活排水対策としては、香川県生活排水対策推進要綱に基づき、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置の促進等、し尿処理施設の適正な維持管理等を実施することとされている。

家畜排泄物対策の他、非特定汚染源対策（農地からの負荷削減対策・養殖漁場からの負荷削減対策）、ごみ対策を実施することとされている。

## 4) 他の計画との関連

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画及び流域別下水道整備総合計画と関連する。また、当計画は、香川地域公害防止対策事業計画を含んでいる。

水質汚濁の防止を主要課題とすることから、生活排水関連計画等の他部署の計画と同種の内容を含んでいる。

5) 計画策定の効果

公害防止計画において公害防止対策等事業計画を定め、環境大臣の同意を得ることにより、事業に係る経費について国から財政上の特別措置を受けることができる。

6) 計画に係る予算額

県 5,600 千円

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

## 2.8 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画：環境管理課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

瀬戸内海環境保全特別措置法第3条により、国には瀬戸内海環境保全基本計画の策定が義務付けられている。同法第4条により、国の基本計画に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を策定するとされている。

当初は、昭和56年に策定された。環境大臣との協議により策定される。計画期間の定めはないが、国の定める基本計画に基づき定めることとされているため、国の計画が変更される都度変更される。現計画は、平成20年に策定されたものである。

#### 2) 目的

当計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法第4条に基づき策定されるものであるため、同法の目的規定（第1条）が当計画の目的といえる。

**【参考】瀬戸内海環境保全特別措置法第1条（目的）**

この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。

#### 3) 内容

香川県計画の目標は、国の基本計画の目標と全く同じものが設定されている。水質保全に関する目標と自然景観の保全に関する目標である。

当計画の目標を達成するための基本的な施策は、国の基本計画を基礎としつつ、瀬戸内海の香川県海域の特性や個別事情等を踏まえて定められている。

特に、水質汚濁の防止について、県計画において、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（香川県）及び香川県全県域生活排水処理構想の数値目標を示す指標及びその目標達成手段が記載されている。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

4) 他の計画との関連

他の行政計画としては、香川県環境基本計画、香川県全県域生活排水処理構想、香川県水環境保全計画、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(香川県)等が関連しており、これらの主要部分が当計画にも引用されている。ただし、当計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づくものであり、重複はやむを得ないと考えられる。

5) 計画に係る予算額

94,227 千円 (他課分を含まず)

6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

2.9 香川県海岸漂着物対策等推進計画：環境管理課

(1) 計画の概要

1) 体系

香川県海岸漂着物対策等推進計画は、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(略称：海岸漂着物処理推進法)第14条に基づき、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるとき」に任意で策定するものである。

香川県海岸漂着物対策等推進協議会(現：香川県海ごみ対策推進協議会)との協議により策定される。平成23年に当計画が策定され、計画期間は平成23年度から27年度である。

2) 目的

当計画は、海岸漂着物処理推進法第14条に基づき策定されるものであるため、同法の目的規定(第1条)が当計画の目的といえる。

【参考】海岸漂着物処理推進法第1条(目的)

この法律は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策(以下「海岸漂着物対策」という。)に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

ただし、上記目的は、既存の海岸法の目的規定（第1条）に既に包含されているともいえる。

【参考】海岸法第1条（目的）

この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

3) 内容

当計画は、海岸漂着物等対策について、重点的に推進する区域及びその内容、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項、海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項（海岸漂着物処理推進法第14条第2項）を定めるものであり、漂流ごみ及び海底堆積ごみ対策を含め、海岸漂着物対策等の具体的な政策手段を記述したものである。このため、成果の目標というべきものは設定されていない。本来は、施策の体系を示し、実績対比すべきところであるが、補助金対象となることから策定されている側面から実施されていないものと思われる。

4) 他の計画との関連

重点区域の設定にあたり、香川県海岸保全基本計画の整備計画を参考にする。

5) 計画策定の効果

当計画の策定により、補助金交付の対象となる。

6) 計画に係る予算額

82,970千円（県海岸管理者による回収・処理分を含まず）

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

30 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画：環境管理課

(1) 計画の概要

1) 体系

当計画は、環境大臣が定める「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に基づき、香川県の区域において、①化学的酸素要求量、②窒素含有量、③りん含有量にそれぞれについて、発生源別に平成26年度を目標年度とする数値目標を示す指標としての削減目標量を定めるものである（水質汚濁防止法第4条の3、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3）。

関係市町長から意見聴取し、香川県環境審議会に諮る。環境大臣との協議を行い、同意を得ることとされている。

2) 目的

当計画は、水質汚濁防止法に基づき策定されるものであることから、同法の目的規定

(第1条)が当計画の目的といえる。

【参考】水質汚濁防止法第1条(目的)

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

3) 内容

当計画では、香川県の区域において、①化学的酸素要求量、②窒素含有量、③りん含有量にそれぞれについて、発生源別(生活排水、産業排水、その他)に平成26年度を目標年度とする数値目標を示す指標としての削減目標量を定めている。そのうえで、達成のための方途等を記載している。

4) 他の計画との関連

香川県全県域生活排水処理構想等と関連する部分もある。

5) 計画策定の効果

計画により削減目標量が決定される。

6) 計画に係る予算額

1,920千円

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

水質測定計画に基づく水質検査等のモニタリングが継続的に実施されている。

2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、国の定めた手続きに沿って策定する必要がある。最近策定した計画の計画期間は平成23年度から26年度であり、計画期間は過ぎているが、平成26年度の状況をもって国が策定する「総量削減基本方針」に基づき次の計画を策定するという手続きになっているため、必ず計画が存在しない期間が発生する制度である。

3 1 香川地域森林計画：みどり整備課

(1) 計画の概要

1) 体系

香川県地域森林計画は、森林・林業基本法及び森林法に基づき、国が定める森林・林業基本計画及び全国森林計画に即して、各都道府県で策定が義務付けられているものである。

森林は、木材やきのこなどの林産物の生産の場でもあるが、山地災害等を防止する国土保全機能、水源涵養機能、生物多様性の保全など、国民が安全に生活するためにも重要な役割を持ち、これを森林の多面的機能と呼んでいる。経済資源としての木材の伐採が大量に行われると、この多面的機能が損なわれる。森林の多面的機能維持のためには、伐採後の造林や伐採量の制限などが必要である。化石燃料が一般化する以前は、燃料も建築資材も木材に依存していたため、森林の保全は特に重要であった。輸入木材が安価であること、建築資材も多様化したことなどから、林業の採算性は低くなっている。

全国森林計画は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日の 15 年間を対象期間とし、5 年ごとに策定される。

当計画は、5 年ごとに 10 年間の計画を策定することとされ、現在の計画は平成 23 年度からを対象期間としている。

国の計画に即して、法令に基づき、必要事項を記載して作成される。計画の基になる各種の数値の集計や森林所有者の変更などの作業が必要であることなどから、策定には時間を要している。

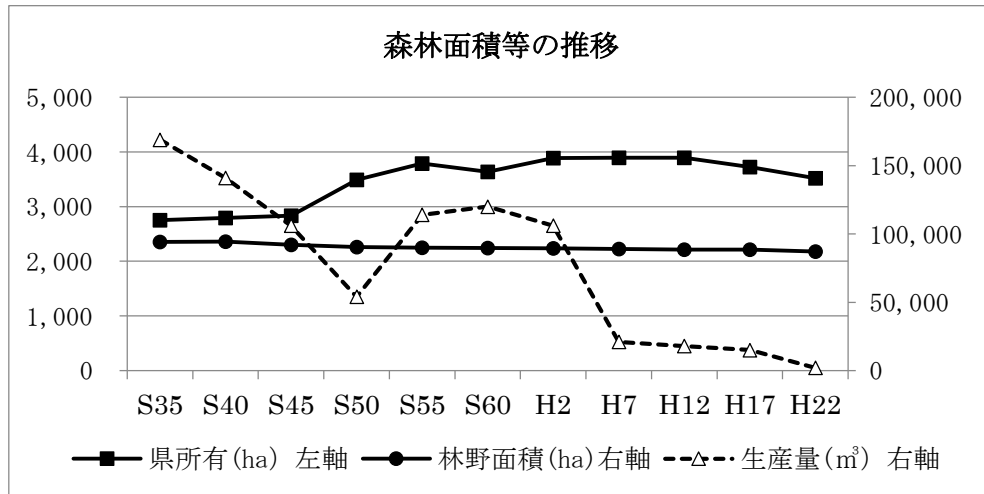
法令に基づき、香川県森林審議会に諮り、計画の内容が検討される。

## 2) 香川県の状況

日本全体で約 7 割が森林であることに比べ、香川県の森林比率は小さいが、それでも県土の半分弱を占めている。また、平成 19 年度の林業生産額は 56 億、県内総生産額の 0.15%と、産業としての林業のウエイトは低い。しかし、同年の日本の林業が国内総生産に占める比率は、0.09%と、香川県の比率よりも、さらに低い。

森林について、香川県統計年鑑から面積等の推移を作成したところ、次のようになる。

項目	単位	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
林野面積	Km <sup>2</sup>	941	944	920	904	898	897	894	—	885	885	872
国有林		91.0	82.0	84.5	84.7	83.4	82.7	76.8	—	78.4	78.9	80.3
県有林		27.6	6.5	28.4	34.9	57.9	36.4	38.9	—	38.9	37.3	35.2
生産量	千 m <sup>3</sup>	169	141	106	54	114	120	106	21	18	15	2



### 3) 目的

森林の多面的機能の維持など、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

### 4) 内容

香川県の現況、森林に関する政策の方向を示し、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示している。

### 5) 他の計画との関連

国の計画に即して策定される。県の他の主要な計画と直接関連しないが、「香川県土地利用基本計画」の森林地域に関する県計画の基本的な指針としての位置づけのほか、本県独自の「みどりの基本計画」や治山・林道等の具体的な整備計画と関連している。

また、森林法に基づき市町が策定する市町村森林整備計画は、これに即して立てなければならないとされている。

### 6) 計画策定の効果

法に基づき策定され、林野庁関係の国の補助事業等の根拠としての性格のほか、この計画対象民有林が森林法による林地開発等の森林保全対象となるなど、県内の森林を保全する上では非常に重要なものである。

### 7) 計画に係る予算額

策定費としての予算は計上されていない。計画の実施に係る予算額は、計画の性格から見て、みどり整備課の予算の多くが当計画に関連していると思われる。

### 8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

当計画は、治山・林道事業等の基本的な整備目標であるとともに、森林整備等の整備

指針を示した計画である。成果の検証について明文化されたものはないが、計画樹立（5年ごと）に際して、実績を集計し、計画書で公表している。

数値目標に関しては、「計画量」という項目に、森林整備の計画量が記載されている。この目標値は、国から示された15年間の計画総量を5年ごとに、前期、中期、後期に区分し、本県の実績を勘案し、2割の増減内で調整し、国との協議のうえ設定されている。

県の施策の基礎となる計画であり、市町、森林所有者等を含め、それらの実施する事業は、全てこの目標に対してのものと解されている。

平成23年度策定計画には、前期の計画について実績が公表されている。

	伐採(千m <sup>3</sup> )			更新(ha)			育成複層林施業導入面積(ha)	林道開設延長(km)	林道拡張箇所数
	主伐	間伐	合計	人工造林	天然更新	合計			
計画	65	45	110	370	170	540	55	30	17
実行	42	60	102	245	120	365	181	8.6	55
実行歩合	64.6	133.3	92.7	66.2	70.6	67.6	329.1	28.7	323.5

	保安林指定の面積(ha)				保安施設地区の指定(ha)	保安施設事業(箇所)	要整備森林の施業面積(ha)	
	水源かん養	土砂流出防備	保健	合計			造林	伐採
計画	136	265	72	473	51	82	12	32
実行	278	115	3	396	1	116	12	32
実行歩合	204.4	43.4	4.2	83.7	2.0	141.5	100.0	100.0

成果の検証を求めた明文化されたものではなく、また、全国森林計画上での国の目標設定は他県と合わせたものになっていることなどから、本県を対象とした計画数値を把握することが出来ないこともあり、成果に関する詳細な検討を行われていない。

しかし、相当の時間をかけて香川県の状況なども記載して策定された計画であることから、計画目標に対する実績数値の取り纏めだけでなく、できるだけ、その理由等についての分析まで行うことが望まれる。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

林業の年間生産額がわずかに56億円であり、しかもそのうち相当金額を民間のキノコ工場の生産額が占める香川県の現況からは、立木の伐採量も少ないことから当計画と県経済全体との関連は薄いと言えるが、県内の森林の整備に大きく影響する林業振興の観点からは、造林等の事業計画の基本となるものであり、その役割は大きい。

また、当計画が森林法の適用森林を規定するものであり、具体的な森林の取扱いの基



準を示すものであることから、県内における林地開発等の森林保全施策の根幹となるという観点からは非常に重要なものと言える。

当計画については、法に基づき、国の計画に即して策定しなければならないものであり、また、計画に記載している目標値についても、成果の検証を求めた明文化されたものはないとのことであるが、計画の大綱、政策の説明の部分には、香川県の森林をめぐる現況の分析や、県の施策を記載しており、これらの記載内容と目標値の間には齟齬はないものの、政策の部分には、例えば造林であれば、「適期の施業を積極的に推進し、健全な森林の維持管理を図る」とされていることから計画目標に対する実績数値の取り纏めだけでなく、できるだけ、その理由等についての分析まで行うことが望まれる。

(意見) 当計画は、森林法に基づき、国の計画に即した目標数値を計上するなど、策定に当たっては国と協議を要するものであるが、目標数値については、造林や伐採など概ね計画量の実施となっているものがある一方で、保安林の指定などの一部で計画量を大きく下回るものがある。

この結果を受けて、「平成 27 年 12 月樹立の次期計画では、国と協議のうえ、当県の実態に合った計画値に修正するなど計画量を見直している」とのことであり、今後も計画内容が香川県の実態を反映したものとなるよう努める必要がある。

なお、成果の検証を求めた明文化されたものはないとのことであるが、その検証が計画目標に対する実績数値の取り纏めだけでなく、できるだけ、その理由等についての分析まで行い、今後の森林・林業政策に反映することが望まれる。

### 3 2 香川県森林経営計画：みどり整備課

#### (1) 計画の概要

##### 1) 体系

森林経営計画とは、森林法第 11 条の規定に基づき、森林所有者等が、所有森林等の経営について策定するもので、計画に沿った事業に関し、税制上の優遇や補助金を受けることができる。県は、県有林と県行造林を合わせた県営林について計画を策定している。

計画対象期間は、平成 26 年度から 31 年度までの 5 年間であり、計画書に記載する事項としてあらかじめ定められた所定の様式により、森林の経営に関する長期の方針、計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴など、森林の経営に必要な事項が記載されている。

県営林の面積については、前項に推移を示しているが、昭和 35 年以降はほとんど変化がない。県有林は、実施主体は県であるが、県行造林は、第二次大戦中に森林が荒廃し、水害等が増加したことを受けて、国の国土緑化施策の一環として創設された経緯があるとのことである。

県行造林については、水源涵養や山地災害防止機能の高い森林につき、土地所有者との間で分収造林契約を結んで県営林として維持管理する。分収造林契約は、香川県行造林条例（昭和 23 年施行）に沿って契約されている。

土地所有者は、個人の者も多いが、全体としては公有林が多い。契約年限は原則 60 年で、延長しても 10 年であり、契約期間の終了に伴い、県の地上権は消滅する。県行造林については、個人の所有する林地を、公費で維持管理するものであり、本来は、生育した樹木を契約期間内に伐採し、収益を得ることを想定しているものである。この収益については、県と土地所有者が折半することなども条例に記されており、契約書もそれに沿って締結されている。しかし、近年の木材価格の低迷などにより、伐採しても赤字になることが多いことや、そもそもの目的が治山治水のためであったことなどから、収益があがらないと判断された場合には伐採せずに返還されている。これは、その多くが公有林であることに加え、次に記載する保安林であることから伐採などの制限がかかること、また、解約時には、ある程度成熟した森林になっているため、森林所有者の管理に戻しても荒廃する恐れが低いことなどから、治山治水の機能は維持できると判断していることによる。そのため、県による林地の買い取りなどは検討する必要がないとされている。

しかし、県が公費によって維持管理してきた森林を、無償で地権者に渡すこと、一般の地上権でも、地上権者による土地の買い取りも行われること、森林の所有者が相続などにより遠方にいる、不在地主が森林管理の課題となっていること、などを考え合わせると、県による買取制度を検討する余地はあるように思われる。

## 2) 目的

計画に基づく効率的な森林の施業の実施と適切な森林の保護を通じ、治山治水機能を十分に発揮することを目的としている。

## 3) 内容

香川県の現況、森林に対する政策の説明を行い、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示している。

## 4) 他の計画との関連

国の全国森林計画及び県の地域森林計画に即して策定された市町村森林整備計画に適合して策定されることを求められるが、他の計画とは直接関連しない。

## 5) 計画策定の効果

計画に沿った事業に関し、税制上の優遇や補助金を受けることができる。県営林については、税制上の優遇は関連しないが、下刈り、枝打ち、間伐など、11 種の森林施業に対して国庫補助を受けられる。

## 6) 計画に係る予算額

県営林に関する維持管理費であり、平成 26 年度の実績額は 30,032 千円である。

## 7) 県ホームページへの掲載等

(2) 内容の検討

1) 事業

森林の維持管理のための具体的な計画であり、これに沿って事業が行われる。

県有林以外の分収林についても、維持管理は県が行う。伐採等により収益が発生した場合、50%などの分収率により、土地所有者と県が折半する。

平成26年度の事業のうち1件は、収益が発生し、地主に554千円の分収金を交付している。その他の事業には収益が発生していない。

2) 成果の検証

維持管理により、県営林の治山治水機能が良好に発揮されることが成果であり、現在のところ、不適當なものはない。森林は、適時に枝打ちや間伐が行われなければ、長期的に良好に維持できない。計画は、適時の維持管理を行うためのものである。

3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画に沿って県営林の間伐等の森林整備が実施される。県営林がある限り、森林が良好に維持管理され、森林の治山治水機能が発揮される必要がある。そもそも県営林は、森林の治山治水機能としての、山地災害防止や水源涵養の機能に着目して実施された事業であると思われる。しかし、事業開始から相当年月が経つ間に、治山ダム、砂防ダム、治水ダム、急傾斜地事業、護岸事業などの即効性のある土木工事が防災の主流になり、当事業の防災の上での意義は、県の防災計画には記載されていない。

平成27年、鬼怒川の堤防決壊による、大規模な水害が発生した。それに当たり、川岸の防波堤的な役割を果たしていた丘を削り、太陽光パネルが設置されたことも決壊の要因ではないか、という報道が行われた。太陽光パネル設置工事に対しては、地元の反対意見もあったとのことである。このような事例に対し、県営林を設置することは有効な防災手段であったと推測できる。

(意見) 県営林の本来目的である防災の役割について、効果の検証は困難であるが、広く認識されるよう努めることが望まれる。

4) 許認可

当計画の認可は香川県の事務である。認可事務に関しては、所定の事項が記載されていることが確認されていた。

3.3 大滝大川県立自然公園の公園計画：みどり保全課

(1) 計画の概要

1) 体系

県立自然公園は、優れた美しい自然の景勝地を保護するとともに、その中で自然に親

しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように県が指定したものである。このため、指定区域には民有地も含む。

平成4年に、委託により策定され、委託費は4,974千円（平成2年度）であった。

法令に基づき、環境審議会により、自然公園としての指定の可否とともに、計画の内容が検討される。

国の通知によると、定期的に見直すことが望ましいとされているが、大きな情勢の変化がないことから、平成4年策定当初のまま改定されていない。

## 2) 香川県の状況等

自然公園は、自然公園法（昭和32年施行）に基づき指定され、県立自然公園のほかに国の指定する国立公園、国定公園がある。香川県には、国立公園1箇所と県立自然公園である大滝大川県立自然公園がある。

分類	箇所		面積(ha)		比率(%)	
	全国	香川	全国	香川	全国	香川
国立公園	32	1	2,113,402	18,171	5.6	9.7
国定公園	56	0	1,350,694	0	3.6	0.0
県立自然公園	313	1	1,970,373	2,363	5.2	1.3
合計	401	2	5,434,469	20,534	14.4	10.9

平成27年度時点の四国内での県立自然公園の指定状況は次のようなものである。

瀬戸内海国立公園が当初から指定されていた一方、香川県には平成4年に讃岐山脈の中央部において指定されるまで県立自然公園がなかった。

香川	徳島	高知	愛媛
1	6	18	7

## 3) 目的

自然公園は、風致景観を保護しつつ利用することが求められる。このため、自然公園法により、行為を規制する保護計画と、駐車場や展望施設などの施設整備に関する利用計画を同時に策定することとされている。大滝大川県立自然公園の公園計画書は、平成4年9月に策定されている。

## 4) 内容

保護計画では、特に保護が必要な地域を特別地域とし、さらに3段階に区分している。（許認可266ページ参照）利用計画は、大滝山と大川山に1箇所ずつ集団施設地区を設け、これに基づきキャンプ場などを整備している。その他の地区は、単独施設として、次表の施設を整備する計画とされている。

園地	休憩所	展望施設	野営場	駐車場	車道	歩道	給水施設
5	7	5	2	5	5	19	1

5) 他の計画との関連

県土の利用の一環として計画されるため、自然公園指定時に県土利用計画も改正されている。

6) 計画策定の効果

自然公園としての保護と利用を計画に沿って行う。

7) 計画に係る予算額

自然公園の管理にかかる歳出であり、指定管理者が管理する2施設の予算のほかは、他の施設と合わせて予算化されており、分離が困難である。

平成27年度の委託料は、合計で8,969千円である。

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開

(意見) 県民に自然に親しんでもらうという自然公園の目的や、地域を指定して行為を制限していることなどから、利害関係者は広範である。公園計画を県のホームページで公表することにつき、検討が望まれる。

(2) 内容の検討

1) 計画に基づく事業

法令に基づき、自然公園の保護と利用のために策定される計画であり、それに沿って利用制限や施設整備が行われる。利用制限の内容については、条例及び施行規則で定めるが、香川県は、平成18年度まで国立公園の管理を受託していたこともあり、国の規定を準用している。

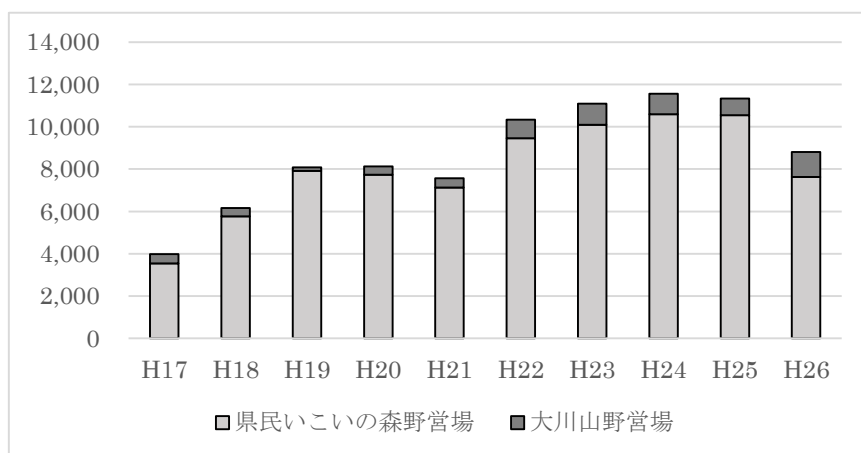
施設整備については、従来から整備されていたものも含め、計画に盛り込まれている。当時の新聞報道によると、キャンプ場などを、10年間約10億円で整備するとされている。

2) 成果の検証

指定管理者が運営する2施設については、利用状況等が報告される。それによると、利用者数の推移は次のとおりである。

(単位:人)

野営場	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
県民いきいの森	3,539	5,773	7,917	7,731	8,134	9,464	10,101	10,594	10,548	7,623
大川山	445	385	160	403	431	878	986	970	779	1,190
合計	3,984	6,158	8,077	8,134	8,565	10,342	11,087	11,564	11,327	8,813



### 3) 香川県計画の目的との整合性・課題等

自然公園は、地域を指定して公園とし、その中で自然を保全しつつ、県民が自然に親しむレクリエーション利用を促進するものである。

香川県の県立自然公園は1であり、平成4年指定時に計画が策定されてから、計画は変更されていない。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

この間に、山間部ではイノシシの獣害が増加するなど、状況が変化しているものもある。

保全計画については、開発等を制限するものであるが、地権者による十分な維持管理を前提としており、林野や構築物が荒廃することには対応できない。

また、利用計画に沿って整備された施設も、設置当初から相当年が経過し、今後は更新の可否が検討される時期になると思われる。

これらのことから、次の事項に関する検討が必要と思われる。

①定期的に利用状況、施設の維持管理状況などの現況を把握し利用状況により、計画から削除して除却する施設がないか、更なる整備が必要な施設はないか、について、5年ごとなど定期的に検討を行うとともに、その検討結果を公園管理の記録として保存する。

②地権者により、十分な保全が行われていない地域がないかについても現況を把握する。

これに対する対応については、許認可の項に記載している。

(意見) 自然公園は、地権者による維持管理を前提としているため、倒木やイノシシ害などによる風致の損害に対応しにくい。現状では、県職員が自ら倒木の処理などに対応することもある。現場に出ることも職務のうちではあるが、訓練を受けていない職員が直接実施することは危険な業務といえ、必要に応じてメンテナンスが行われる体制を築く必要がある。



### 3 4 鳥獣保護管理事業計画（第 11 次）

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画

ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画：みどり保全課

#### (1) 計画の概要

##### 1) 体系

当計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により策定が義務付けられている。同法は、もともと乱獲からシカやサルなどの野生動物を保護することや、狩猟自体が危険であることなどから、狩猟者に対して免許や登録制度を設けたり、狩猟可能な地域や時期を指定するなど、野生鳥獣の保護や狩猟に関する規制を主目的として制定されたものである。しかし、近年、イノシシやシカの数が増え、農業や林業への被害が増え、さらに住宅地へのクマやイノシシの出没がみられるなど、野生動物に関する状況は変化している。これを受け、法律も、平成 26 年に「管理」の定義が追加されるなどの大幅な改正が行われた。この改正により、鳥獣は、生息数が減少し、保護すべき第一種特定鳥獣と、生息数が増加しており、管理すべき第二種特定鳥獣に分類された。野生動物の状況は、地域によって異なることから、都道府県が保護管理の計画を策定し、これにあたっては、環境省の基本指針に沿うことを求められている。当計画の計画期間は、基本指針により、平成 24 年度から 5 年間とされている。

また、管理すべき第二種特定鳥獣については、個別に第二種特定鳥獣管理計画を策定し、さらにそれぞれの計画ごとに、毎年実施計画を策定し、捕獲や侵入防止施設の設置などの対策を行う。

##### 2) 策定方法

香川県鳥獣保護管理事業計画に関しては、国の基本指針に沿って策定される。第二種特定鳥獣管理計画については、生息数の把握や対応など、専門的な知識や経験が必要であることから、委託により策定している。平成 26 年度は、ニホンザル・ニホンジカについて計画が策定されており、委託額は 540 万円である。

※平成 26 年度に行われたニホンザル・ニホンジカに関する契約書類を閲覧し、随意契約の理由が記載されていること、積算が検討されていることなどを含め、契約事務が県の規定に沿って行われていることを確認した。

これらは、香川県環境審議会に諮られる。

### 3) 目的

国が示す鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施する基本的な指針に沿った野生鳥獣の保護及び管理の実施、並びに狩猟等の適正化を図ること。

### 4) 内容

香川県鳥獣保護管理事業計画では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する県としての基本的な考え方と基準を示している。

(意見) 第二種特定鳥獣管理計画の策定が予定されている項目には、その旨を香川県鳥獣保護管理事業計画にも記載することが望まれる。

第二種特定鳥獣管理計画は、明確な目的をもって策定される計画である。管理対象ごとに、対象や地域を明確にし、現状の推定生息頭数と被害の状況を記載し、生息密度や住宅集合地域等への出没件数などの個体数管理、被害集落数について目標値を定め、これを達成するための方策と、その結果についてのモニタリングについて記載している。

第二種特定鳥獣管理計画による生息数等の予測は次のようなものである。イノシシは、生息数の把握が困難な獣とのことであり、四国の推定頭数が記載されている。また、生息頭数は、全て 90%信頼限界値とされている。

項目	イノシシ	サル	シカ	
生息数情報のエリア	四国全体	香川	小豆島	その他香川
推定生息頭数	93,482	3,829	3,849	272
推定自然増加率	39.5%	-	13.7%	28.1%
推定自然増加数	38,895	-	505	63
農作物被害(香川,千円)	11,000	34,368	14,849	
人工林への森林被害(香川,千円)	-	-	4,617	

増加を抑えるだけでも、相当数の獣を捕獲しなければならないが、数を減らしただけでは、一旦、人里の近くまで押し寄せて来た獣の被害を減らすことは出来ない。侵入防止柵などは農政水産部予算で設置される直接的な侵入防止施設であるが、柵そのものの管理や耕作放棄地及び、誘引物の除去など、地域ぐるみの対応が必要とされている。

(意見) 第二種特定鳥獣管理計画には、市町や関連団体、県庁他部局と協力して実施すべき施策が列記されている。これらの施策を実施する対象と担当部署について記載することが望まれる。

### 5) 他の計画との関連

当指針に沿って、第二種特定鳥獣として、イノシシ、シカ、サルに関する 3 計画が策



定されており、それぞれ毎年実施計画が策定される。

6) 計画に係る予算額

鳥獣被害防止対策支援事業の平成 27 年度予算金額は 155,725 千円であるが、農政水産部の予算として計上されている。

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(2) 内容の検討

1) 啓発・イベント

愛鳥週間に関する啓発は継続して実施されている。コンクールの実施などで、予算額は少ない。

2) 成果の検証

第二種特定鳥獣管理計画は、毎年実施計画を策定して捕獲数や被害防止施策を決め、それに沿って事業を行い、被害集落数や住宅地への出没等の目標に対してどのように影響したかを検証し、次年度の計画に反映する。

3) 計画の目的との整合性・課題等

四国村民家博物館には小豆島のしし垣が展示されているように、イノシシは昔から農家を悩ませていた。ここ 100 年ほどがイノシシ害の少ない珍しい時期であるという説もある。農業被害は増大しているものの、一般県民には鳥獣の捕獲は縁遠いことと感じられている。しかし、鳥獣対策は生ごみや収穫しない果樹を放置しないようにするなどして、鳥獣をまちに引き寄せないことも重要である。わが県でも、野生鳥獣はすぐそこまで迫ってきている。県は、計画を策定し、被害の減少に努めるとしており、県の責務は重く、県民の理解と協力が計画の成果をあげるためには不可欠であると思われる。

3.5 香川県廃棄物処理計画：廃棄物対策課

(1) 計画の概要

1) 体系

香川県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称：廃棄物処理法）第 5 条の 5 に基づき、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項について定めるものである。

当計画の当初策定年月は平成 13 年 3 月であり、香川県環境審議会への諮問・答申、関係市町からの意見聴取により策定された。現計画の計画期間は平成 23 年度から 27 年度である。

2) 目的

当計画は、廃棄物処理法に基づき策定されるものであることから、同法の目的規定

(第1条)が当計画の目的といえる。

【参考】廃棄物処理法第1条(目的)

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

3) 内容

基本目標として、「資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築」が掲げられている。「循環型社会」のイメージについては、「できるだけごみを出さず、物を大切に使うといった環境に配慮した生活が実践され、資源回収や分別が徹底して行われるなど、ごみの排出量が着実に減少しています。企業活動における資材の調達、加工、流通、消費の各段階で省資源化やリサイクルが行われるとともに、廃棄物の適正処理に対する意識も浸透し、環境への負荷が低減されています。」と記述されている。

数値目標として、目標年度(平成27年度)の、一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量、リサイクル率(再生利用量)、最終処分量、そして1人1日当たりの排出量が定められている他、産業廃棄物については、総排出量、リサイクル率(再生利用量)、最終処分量が定められている。

4) 他の計画との関連

当計画は、廃棄物処理法第5条の5によって策定が義務付けられている。香川県分別収集促進計画、香川県ごみ処理広域化計画等と内容が重なる部分があるが、香川県では、当計画は、県の廃棄物処理の基本となる計画であることから、単独の計画として策定している。

(意見・共通①) 計画の策定、変更を行う場合には、他の計画と統合できるものがないか、統合できない計画についても、策定を同時に行うことで策定作業が効率的になるものがないか、検討することが望まれる。

5) 当計画に係る予算額

3,200千円

6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

「循環型社会」の構築という目標達成に向けた施策の3つの柱として、①廃棄物の発生抑制(リデュース)の推進、②再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進、③廃棄物の適正処理の推進が挙げられている。

普及啓発に関する成果を測ることは難しいが、リサイクル率などの実績については、毎年調査・公表されている。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

リサイクルについては、廃棄物処理法のほかに、家電、自動車、建設、食品など、分野ごとに法に基づく制度が設けられているが、この中で、県が計画を策定することとなっているものは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（略称：容器包装リサイクル法）である。計画の策定時には、統廃合を検討のうえ、単独の計画として3計画が策定されているが、指標などは重複する部分もあり、モニタリングについては併せて実施し、それぞれの計画から実績としてリンクすることなどについて、検討が望まれる。

## 3.6 香川県分別収集促進計画：廃棄物対策課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川県分別収集促進計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（略称：容器リサイクル法）第9条に基づき、県内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する事項を定めるものである。

当初策定は平成9年4月であり、県内市町の分別収集計画を合算して策定する。現計画の計画期間は、平成26年度から30年度である。

#### 2) 目的

当計画は、容器リサイクル法第9条に基づき策定されるものであるため、同法の目的規定（第1条）が当計画の目的といえる。

#### 【参考】容器リサイクル法第1条（目的）

この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### 3) 内容

当計画においては、容器包装廃棄物等の各市町別の見込及び当該見込量を合算して得られる量、分別促進等に関する事項が記載されている。

具体的には、①当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量（同法第9条第2項第1号）、②当該都道府県の区域内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（同法第9条第2項第2号）及び③当該都道府県の区域内において得られる第2条第6項に規定する主務

省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（同法第9条第2項第3号）、④容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及並びに当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項（同法第9条第2項第4号）である。

#### 4) 他の計画との関連

「35 香川県廃棄物処理計画」に記載した内容と同じ。

#### 5) 計画策定の効果

容器包装廃棄物に関する県の施策（香川県廃棄物処理計画からの抽出）を整理することにより、市町の分別収集に関する取組みを推進する。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

目標達成手段として、①広報媒体等を通じた普及啓発活動の実施、②環境教育の推進、③空き缶等散在性廃棄物の投げ捨て防止啓発運動の推進等が挙げられているが、その実効性がどれだけあるかわからず、効果を検証することも難しい。

普及啓発に関する成果を測ることは難しいが、実績のモニタリングは継続的に実施されている。容器包装廃棄物の収集量の実績については、国により毎年調査・公表されているが、当計画の成果としては公表されていない。

（意見）県のホームページ上、リンクを付けるなどの方法により、当計画のページからその実績の公表を確認できるような掲載方法をとることについて、検討が望まれる。

（意見・共通⑩）施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

次期計画の策定にあたっては、蓄積されたデータを分析し、その結果を反映させることが必要である。

#### 2) 計画の目的との整合性・課題等

香川県分別収集促進計画は、法律で策定が義務付けられた行政計画であるが、行政計画としての一般的な注意事項に沿って管理する必要がある。

当計画は、県によって策定されるものであるが、県内の市町が実施する事業に関するものであり、市町の排出量の見込量を合算して策定される。県は、排出実績等をモニタリングしているが、リサイクル率は、平成21年の20.9%から平成24年には19.9%と、最近やや低下傾向にある。

廃棄物の低減に関しては、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rが手法とされているが、エネルギー効率の悪いリサイクル

は環境負荷も減らさず、また、コストが高いことも課題とされるなど、容器リサイクル法の導入時とはリサイクルに対するとらえ方も異なっている。これらの社会情勢の変化も捉えつつ、香川県のリサイクルの現況について分析し、今後の施策の方向性の決定に活かす必要がある。その分析結果は、モニタリングの一環として、ホームページで計画に合わせて公表することが望まれる。

### 3.7 香川県ごみ処理広域化計画：廃棄物対策課

#### (1) 計画の概要

##### 1) 体系

香川県ごみ処理広域化計画は、厚生省環境整備課長通知「ごみ処理の広域化計画について」に基づき、適正なごみ処理を推進するために必要な事項について定めるものである。

現計画は、平成 11 年 3 月に策定した当初計画であり、計画期間は平成 10 年度から 30 年度と長期にわたる。国の通知によると、原則として 10 年（平成 10 年度～19 年度）とするとされているが、香川県では、施設整備の計画であることから、県内の施設の状況を勘案したうえで、20 年間の計画として策定されている。

今後、予定されている災害廃棄物処理計画の策定にあわせ、当計画の見直しを検討する予定とのことである。

##### 2) 目的

国通知の「ごみ処理の広域化計画について」において、当計画の目的として「ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、今後、ごみ処理の広域化が必要である」とされている。

##### 3) 内容

国通知の「ごみ処理の広域化計画について」において、ダイオキシン削減対策のような項目ごとに、「今後新たに建設されるごみ焼却施設は、原則として、ダイオキシン類の排出の少ない全連続炉とし、安定的な燃焼状態のもとに焼却を行うことが適当であり、そのために必要な焼却施設の規模を確保することが必要である。」など、目標達成のために実施するべき政策手段が記載されている。

##### 4) 他の計画との関連

香川県廃棄物処理計画とも関連するが、当計画は特にダイオキシン対策等を踏まえた広域化計画である。

##### 5) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開

#### (2) 内容の検討

1) 成果の検証

施設整備計画について、随時、実績のモニタリングが実施されていた。

2) 計画の目的との整合性・課題等

法的な拘束力はないが、中長期的な大筋の方向性を示す行政計画であり、行政計画としての一般的な注意事項に沿って管理する必要がある。

3.8 香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画：廃棄物対策課

(1) 計画の概要

1) 体系

香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画は、香川県廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、県内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項を定めるものである（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条第1項）

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は生体に対する毒性が強く、脂肪組織に蓄積しやすい性質のものであるが、熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れていることから、加熱や冷却用熱媒体、変圧器やコンデンサなどの電気機器の絶縁油、塗料など、幅広い用途に用いられていた。日本では、昭和43年の「カネミ油症事件」をきっかけに、昭和49年に製造及び輸入が原則禁止された。技術的な問題や毒性が高いことから、関連施設の建設には住民が反対することなどから、PCB処理施設の建設は進まず、当初平成28年までに国内のPCBを処理することとしていたが、その年限は平成38年まで延長されている。

当計画は、県の職員が内部事務として策定している。

当初策定年月は平成20年3月であり、現計画の計画期間は、PCB処理年限にあわせ、平成20年度から38年度である。

2) 目的

「本計画は、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする」こととされている。

3) 内容

当計画においては、数値は示されているが、目標値ではなく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条第2項第1号）が記載されている。

4) 他の計画との関連

当計画は、香川県廃棄物処理計画のうち、PCB廃棄物の処理に関する特別法的位置付けといえる。

香川県では、当計画が他の計画と重複していることは認識しているが、内容の特殊性などから、単独の計画として策定している。

(意見・共通①) 計画の策定、変更を行う場合には、他の計画と統合できるものがないか、統合できない計画についても、策定を同時に行うことで策定作業が効率的になるものがないか、検討することが望まれる。

- 5) 県ホームページへの掲載等  
県ホームページ：公開

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

実績のモニタリングは継続的に実施されている。

当計画に基づき、香川県は、県内でPCBを保管する者から毎年保管量に関する報告を受け、集計し、処理がどの程度進捗したかを把握している。

(意見) 県のホームページ上で、ポリ塩化ビフェニルの処理実績に関するモニタリング結果を、当計画に合わせて掲載することについて検討が望まれる。

### 2) 計画の目的との整合性・課題等

香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画は、法律で策定が義務付けられた行政計画であるが、県が計画に基づき実施する業務は、現況調査以外にはないが、長期にわたる計画である。国の処理方針を把握するとともに、香川県内で保管されるPCBの現況について、十分に把握することが望まれる。

## 3.9 豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画：廃棄物対策課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

昭和50年代後半から平成2年にかけて、豊島の処理業者（豊島総合観光開発株）による大量の産業廃棄物の不法投棄問題（豊島問題）が発生した。その後、公害等調整委員会において、平成12年6月6日に豊島住民と香川県との間で公害調停が成立した。当計画は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）に基づき、香川県が豊島廃棄物等処理事業を着実に実施するために策定したものである。

当初策定年月は、平成15年12月であり、豊島廃棄物等技術委員会の技術的検討等を踏まえて策定されている。産廃特措法の期間延長に伴い、平成24年度に当計画も延長され、現計画の計画期間は、平成15年度から34年度である。

#### 2) 目的

公害調停に基づき、香川県が豊島廃棄物等処理事業を着実に実施することを目的と

する。

### 3) 内容

当計画における数値目標を示す指標として、目標年度（平成 34 年度）までの年度別の廃棄物等処理計画、特定支障除去等事業に要する経費に係る年度計画等が定められている。

関係自治体や住民との間で長期にわたる協議の末、成立した公害調停を着実に実施することを目的とする内容となっている。また、豊島廃棄物等管理委員会（旧・豊島廃棄物等技術検討委員会）による専門的見地から、豊島廃棄物等処理事業を着実に実施するため政策手段（処理方法）が策定されている。

### 4) 他の計画との関連

中間処理施設の建設を契機に、循環型社会のモデル地域として直島町を指定し、町と共同で、エコアイランドなおしまプランを作成した。

### 5) 計画策定の効果

豊島における特定支障除去等事業は計画に沿って実施される。

### 6) 計画に係る予算額

平成 27 年度事業費予算額 5,045,345 千円

中間処理施設運転管理費等産業廃棄物の処理費用である。

### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検討

豊島廃棄物等処理事業の実施状況については、継続的に実績のモニタリングが実施されている。

### 2) 計画の目的との整合性・課題等

具体的な目的を持つ実施計画であり、条件の変化に沿って改定されつつ、着実に実施されることが求められる計画である。

## 40 エコアイランドなおしまプラン：廃棄物対策課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

エコアイランドなおしまプランは、経済産業省・環境省「地域におけるゼロ・エミッション構想推進のためのエコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）策定要領及び承認基準等について」平成 10 年 5 月に基づき、その承認を受けて実施されている行政計画である。



当計画は、エコタウンプラン検討委員会等の意見を聴きながら、香川県・直島町により作成され、経済産業省・環境省により共同承認されている。平成14年3月に策定されているが、計画期間の定めはなく、改定等も行われていない。

## 2) 目的

経済産業省のエコタウン事業については、ホームページ上で次のように説明されている。

「エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かした環境産業の振興を通じた地域振興および地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会の構築を目的に、地方自治体が、地域住民、地域産業と連携しつつ取り組む先進的な環境調和型まちづくりを支援するものです。具体的には、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）」を作成し、そのプランの基本構想、具体的事業に独創性、先駆性が相当程度認められ、かつ、他の地方公共団体の見本（モデル）となりうる場合、経済産業省および環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体および民間団体が行う循環型社会形成に資する 先導的なリサイクル施設整備事業に対し財政支援を実施するものです。」

当計画（エコアイランドなおしまプラン）については、エコタウン事業事例集において、より具体的に次のように説明されている。

「豊島問題（産業廃棄物等の不法投棄）については、平成9年7月、調停の中間合意で、香川県がその廃棄物等の処理に取り組むこととなった。当初は豊島に処理プラントの設置を考えたが、処理終了後のプラントの有効利用や既存燃料供給施設等の利用が可能であることなどから、直島の三菱マテリアル(株)直島製錬所敷地内に廃棄物中間処理施設を設置することが検討・協議され、平成12年3月に直島町が受入を表明した。この中間処理施設の設置を契機に、循環型社会のモデル地域として直島町を指定し、町と共同でエコタウンプランを作成した。」

## 3) 内容

当計画の基本構想として、「自然・文化・環境の調和したまちづくり」が示されている。但し、当計画は、ハード事業（循環資源回収事業）及びソフト事業（環境調和型まちづくり推進事業）等に関する各種施策やその見通しは記述しているものの、成果の目標というべきものは設定されていない。

### 【ハード事業（循環資源回収事業）】

- ・溶融飛灰再資源化施設は、市町や県の溶融施設等から排出される溶融飛灰を製錬原料化し、新たなリサイクルシステムを構築する公共性が高い施設であり、ハード事業の中核施設として位置付けられるものである。
- ・有価金属リサイクル施設は、廃棄された家電や自動車のシュレッダーダスト等を広域的に集め、溶融処理により有価金属を濃縮し、併わせて大規模な熱回収・発

電を行う施設である。また排出される溶融飛灰も溶融飛灰再資源化施設において製錬原料化しリサイクルする。

- ・中間処理施設は、香川県が既存産業基盤の中に整備するものである。豊島廃棄物等と直島町の一般廃棄物を無害化処理するもので、副成物の溶融飛灰は製錬原料化され、溶融スラグは公共工事に使用するコンクリート骨材等として再利用する計画である。

#### 【ソフト事業等（環境調和型まちづくり推進事業）】

- ・ソフト事業等として、①普及啓発・情報提供事業：環境シンポジウムの開催等、エコアイランドなおしま情報ネットワークの構築、②直島町のごみ減量化・リサイクルの推進：ごみの分別収集の徹底、直島町役場における ISO14001 の取得、マイバッグの全世帯配布、③環境教育・環境学習のフィールドづくり・施設づくり、④エコツアーの誘致、⑤エコネットワークの形成等が挙げられている。

#### 4) 他の計画との関連

豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画と関連性がある。

#### 5) 計画策定の効果

計画に基づき推進する事業を県補助金の対象としている。

#### 6) 計画に係る予算額

- ・平成 27 年度事業費予算額 10,000 千円

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

ハード事業に関する施設整備は着実に実施されている。ソフト事業に関する成果の検証・公表については十分とはいえない。

(意見・共通⑤) 計画に沿って実施された取組みについて、また、指標があるものについては指標の実績についても毎年など一定期間ごとに評価・分析されることが望まれる。

公表されている計画については、これらの評価・分析結果についても、県ホームページに計画と関連付けて公表することが望まれる。

#### 2) 計画の目的との整合性・課題等

行政計画としての策定及び目標設定の妥当性、行政計画における政策手段の妥当性、他の計画との関連性、実績のモニタリング及びフィードバックといった諸点について、県民に説明出来るような、計画あるいはその実施方法の公表が望まれる。

### 4 1 健やか香川 2 1 ヘルスプラン：健康福祉総務課

#### (1) 計画の概要

##### 1) 体系

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大し、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されるとして、平成12年3月31日に厚生省事務次官通知等により、国民健康づくり運動として「健康日本21」が開始され、国の計画が策定された。国の通知に基づき、各都道府県でも、国の計画に沿った都道府県計画が策定された。香川県でも、国の第2次計画にあわせ、第2次計画が策定されている。

当計画は、国の通知に沿って策定されている。現状分析も、統計等の数値を用いており、委託等はない。策定にあたっては、県条例に沿って設置される「香川県健康づくり審議会」に諮っている。

現計画は平成25年度から34年度までを計画期間とし、中間年度である平成29年度に中間評価と内容の見直しを行う。国の計画と期間を合わせている。

本計画は他の計画とも関連しており、その計画期間はつぎのとおりである。

項目	開始		終了		
健やか香川21ヘルスプラン		H25		(H29)	H34
香川県歯と口腔の健康づくり基本計画		H25		(H29)	H34
香川県がん対策推進計画		H25		H29	
かがわ食育アクションプラン	H23		H27		

※（ ）は中間見直し年度

## 2) 目的

健康長寿かがわの実現を基本目標としており、健康寿命を延ばすことが最終的な目標である。

## 3) 内容

冒頭で計画の趣旨・目的や位置づけを明確にし、香川県の疾病や医療の現況を分析したうえで、「健康づくりの推進方法と目標」の項で、現況と課題、推進施策を示し、さらに目標とする指標を掲示している。推進施策は、県事業以外のものも含む。指標は、国の計画の指標を参考に、香川県の地域性を反映させたものを加えている。なお、厚生労働省ホームページで各県の指標と国指標を比較したものを公開しているが、他県でもおおむね同程度の変更を加えている。

計画の冊子には、計画に関する記載のほか、記載に関連する項目についての「ひとくちメモ」を掲載するなど、一般県民に対する啓発も兼ねて作成され、そのままの形でホームページに掲載されている。

計画の目標に対して実施するとされた施策について、実施主体が県ではないものも含まれることなどから、具体的に記載されている個別の施策についても、責任部署が記載されていない。このため、誰がどのように実施する施策なのか、施策の実施とその効果がどのように出てくるのか、という過程をイメージしにくい。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にし

て、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

(意見) 当計画の冊子は、大変わかりやすく、健康に関する知識を啓発することにも役立つよう、工夫されて作成されている。外部監査を行う目的で、各種の計画を読む立場からは、当計画は興味深く感じた。しかし、一般の県民が 64 ページの冊子である当計画を読む気持ちになるか疑問である。当計画の冊子の中の健康に関する啓発記事を、誰に向けて発信しているのが明確ではないように思われる。計画は計画に徹し、簡潔にまとめることが望まれる。

また、「ひとくちメモ」の部分を集めて啓発のための素材とし、ホームページなどに別途掲載することなどについて、検討が必要ではないか。

#### 4) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」や、「第2次香川県がん対策推進計画」、「香川県歯と口腔の健康づくり基本計画」、「かがわ食育アクションプラン」等と関連している。

(意見・共通①) 計画の策定、変更を行う場合には、他の計画と統合できるものがないか、統合できない計画についても、策定を同時に行うことで策定作業が効率的になるものがないか、検討することが望まれる。

#### 5) 計画策定の効果

財政的な面では特になし。計画策定によらなければ実施できない事業もない。

#### 6) 計画に係る予算額

計画は健康づくりに関する事項を網羅しているため、事業も広範であり、各担当部署で実施される。当計画推進自体の予算は平成 27 年度で 2,392 千円であり、主として啓発事業である。

#### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

※コメントの中には、他の計画との整合性を指摘するものや、指標に関する意見など、専門家によるコメントと推測できるものがある。

### (2) 内容の検討

#### 1) 啓発・イベント

計画の各分野で啓発やイベントの開催は行われているが、総合計画としての当計画により実施されるもののうち、主要なものは、次の 2 点である。また、予算の総額でも年間 200 万円強である。

外食(中食含む)産業に対して健康づくり協力店として認定する事業(三つ星ヘルシーランチ店事業含む。)この事業は、一定要件を充たす店舗を健康づくり協力店として認定し、店舗掲示用ステッカーを配布する。

このうちさらに一定条件を充たす店舗を三つ星ヘルシーランチ店として認定し、店

舗掲示用ステッカーを配布するとともに、紹介パンフを作成し、ホームページにも掲載している。

高松市でも同種の事業である「ヘルシーたかまつ協力店」認定事業を実施しており、認定した店舗には、高松市が作成したステッカーを配布している。なお、県が認定する三つ星ヘルシーランチについては高松市の「ヘルシーたかまつ協力店」に関するホームページにも取り込まれている。

(意見) 県が実施する事業と高松市が実施する事業の違いが居住者にはわかりにくい。店舗から見ても、同じようなステッカーを複数貼ることに抵抗があるのではないかと。同種の事業について、相互に認証するなど、高松市と共同で実施できないか、検討が望まれる。

・禁煙・分煙推進事業 禁煙・分煙認定施設を募集し、適合する施設に掲示用ステッカーを配布する。そのほか、研修事業なども実施している。

(意見) 受動喫煙防止のためのガイドラインが策定され、ホームページで公開されている。ガイドラインで示されている数値目標の目標年度は、平成22年のままになっている。その他の記載内容は普遍的なものであるが、ガイドラインにより示される現況値が古く、ガイドライン全体が現在でも有効なものか疑問を感じる。現況を付け加える方法などにより、適宜更新することが望まれる。

啓発のための活動がどの程度啓発に結びついているのか、指標では登録店舗数などを用いて判断することとしている。

(意見・共通⑦) 啓発事業については、効果を検証しつつ、次年度の実施方法や実施の継続を検討することが望まれる。そのためには、例えば県政モニターに対し、啓発に要した費用の概要につき、参加者あたりのコストなども含めて説明したうえで、実施方法や事業の継続の可否に対する意見などを求める方法などが考えられる。

## 2) 事業

最終目標が健康寿命を延ばすということであるため、日常生活から疾病の予防、早期発見まで幅が広く、施策は県事業を含み、広範囲にわたるうえ、すぐに結果が出る事業でもない。施策を計画とおり実施したとしても、最終的に健康寿命にどう影響しているのか、因果関係は明らかではない。しかし、全ての事業は、県民の健康な生活のためには必要と考えられて実施されており、また専門家の意見も聞いたうえで策定されており、不相当と思われるものはない。

## 3) 成果の検証

項目ごとに数値目標が設けられているが、毎年入手できない数値を除き、毎年の香川県健康づくり審議会に諮られる。国の達成状況についても、厚生労働省ホームページで公表されている。

指標には、喫煙率や高血圧の人の率など、なかなか分析が難しい項目もあるが、喫煙が及ぼす害についての知識の普及や、がん受診率の増加など、広報や啓発で向上が可能な項目もある。計画に対して実施した実績を示す「主な取り組み状況」は、目標達成に

関して県が実施した施策を記載した重要な情報である。この中には、計画策定時点では想定されていなかったものもあると思われる。計画は策定時の状況を前提として策定されており、状況の変化に対応して新たに実施される施策や施策の変化は盛り込まれていない。計画の目的達成のために実施した施策のうち、主な取り組みについては、年度ごとの記録ではなく、計画期間を通して記録、保管することが望まれる。また、施策の実施が、どのように目標に対して効果があったのかについても、可能であれば評価することが望まれる。これにより、次回の計画改定にも資すると思われる。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

(意見・共通⑤) 計画に沿って実施された取組みについて、また、指標があるものについては指標の実績についても毎年など一定期間ごとに評価・分析されることが望まれる。

公表されている計画については、これらの評価・分析結果についても、県ホームページに計画と関連付けて公表することが望まれる。

#### 4) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、健康長寿の実現に関連するあらゆる分野を網羅する広範囲な計画である。

指標も多く、それぞれの達成が健康寿命にどのように影響するのか明らかではないものもある。このため、計画自体がマンネリ化しているという懸念はあるが、全ての事業は、また専門家の意見も聞いたうえで策定されており、県民の健康な生活のためには必要と考えられて実施されている。

香川県では、糖尿病の比率が高いことが計画の分析にも記載されており、県は、特別に糖尿病対策事業を実施している。当計画に記載された施策は、全て健康等に関する重要なものであるとはいえ、県が重点と考えて実施する施策について、別途重点施策として記載することも考えらえる。

計画は、県全体を対象としているが、高松市が中核市であるため、実際の事業を担う保健所のうち高松地域については、市の所管となる。このため、県が実施する各種事業について県ホームページに掲載しているもののうちでも、高松市で実施される事業が抜けているものが多い。

例えば、うどんとともに副菜を食べる人の割合、という項目に関連し、香川県は「ヘルシーうどん店マップ」を作成公表しているが、高松市が抜けたものになっている。

当計画は、県民全体の健康寿命を延ばすことを目的として実施されるものであり、昼間人口が多い高松市を抜きにした事業の実効性は薄れる。

可能な限り、高松市についても事業の対象に組み入れるよう、協力を求めることなどについて、検討が必要と思われる。

## 4.2 第2次香川県がん対策推進計画：健康福祉総務課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

がんは、昭和56年から継続して国民の疾病による死因の第1位であり、国でも重要項目としてさまざまな対策がとられてきた。高齢化により、ますますのがん患者の増加が予測されることや、居住する地域によって受けられる医療が限定されたり、希望する医療が受けられないなどの患者の声を受け、平成19年にがん対策基本法が施行された。この法律に基づき、国はがん対策の基本計画を定め、都道府県は、国の計画を基本とし、地域の医療の提供の状況等を踏まえ、都道府県におけるがん対策の推進に関する計画を策定しなければならないとされた。また、この計画は、医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画等と調和が保たれるよう定める必要があり、少なくとも5年ごとに見直し、必要に応じ改定するよう努めることとされている。

香川県でも、がんは昭和52年から継続して疾病による死因の第1位であり、がん対策は重要な課題である。県計画は、平成20年に第1期計画が策定され、その後、国の計画改定に合わせ、平成25年に第2期計画が策定されている。なお、この間、平成23年11月には、香川県がん対策推進条例が制定されている。

現計画は平成25年度から29年度までを計画期間とし、中間年度である平成27年度に中間評価を行う。

#### 2) 策定方法

国の計画を踏まえ策定されている。現状分析等のうち、がん患者ニーズ調査については、香川大学医学部への委託により、実施されている。委託金額は、200万円であり、業務量の減少変更により、160万円に減額されている。

※契約事務が県の定める手続きに沿って行われていることを確認した。随意契約とする理由は合理的であり、積算根拠についても検討されていた。

また、実際の業務量により、契約の変更が行われている。

随意契約による理由は、委託先が当該業務に知見があり、かつ他に適当な団体がない等であり、合理的であると思われる。しかし、契約の変更理由は、香川県内がん患者団体等ネットワーク連絡会で説明を行った際に、実施期間や調査票回収の方法、標本数の確保等に対する意見が出されたことを反映し、作業内容が変更されたことによる。委託先に示した仕様書にも、関連団体等に協議して進めるとされているものの、協議により大きな内容の変更を伴っていることを思えば、委託先が当該業務に関する知見があるという随意契約の理由とは矛盾するようにも思われる。

(意見) 随意契約を行うにあたって、仕様書作成以降は、大きな変更のないよう、事前に十分に協議することが望まれる。また、当初の随意契約の理由と矛盾のないように、当契約であれば、患者団体の意見について、予見が困難であった理由と、予見が困難であることの理由について、変更契約の伺い書に併せて記載することが望まれる。

策定にあたり、香川県がん対策推進協議会に意見を聴いている。他の計画に比べ、専門性が高いことから、医師等の意見を他の計画等より多く取り入れながら策定されている印象を受けた。

なお、当協議会は、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん、がん登録の6つの部会を設けている。国の協議会においては、専門性の高い小児がん、緩和ケア、がん研究の部会を持ち、それぞれが協議会に提言し、その意見を基に計画を策定している。これに対し、香川県の6つの部会は、国が指針を定めているがん検診の実施状況や精度管理の状況、がん登録の状況をチェックする性格が強いと思われる。

### 3) 目的

県と市町、また、がん患者を含めた県民、保健医療従事者、患者団体を含めた関係団体、事業所やマスメディア等が一体となって、がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策に取り組むことで、「県民一人ひとりがお互いに手を携えてがんに向かい合う香川県」の実現を目指す。

### 4) 内容

計画の趣旨・位置づけや目的を明確にし、香川県のがんを取り巻く現状を分析したうえで、前計画の評価を行い、次のがんによる死亡者の減少、すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上、がんになっても安心して暮らせる社会の実現という3つの全体目標を示している。そのうえで、がんの予防の推進、がんの早期発見の推進、がん医療の水準の向上など8つの分野別に、現状と課題を分析し、取り組むべき施策と個別目標を示している。

この施策には、県事業以外も含まれる。指標は、国の計画の指標を参考に、香川県の地域性を反映させたものを加えている。

計画に記載された目的に沿って実施される施策には、実施主体が県ではないものも含まれることなどから、具体的に記載されている個別の施策についても、責任部署が記載されていない。このため、誰がどのように実施する施策なのか、施策の実施とその効果がどのように出るのか、という過程をイメージしにくい。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

目標の項目は、「がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少」とされているが、印刷された計画の冊子には、目標数値(指標)として、20%減少した死亡率ではなく、この死亡率を用いて算出した、75歳未満のがんによる香川県内の年間死亡人数が記載されている。例えば男性の目標値は「88.2」と記載され、「人」などの単位が記載されていない。項目が調整死亡率であることから、調整計算したがん罹患死亡率と誤解を招く可能性がある。ホームページにも、印刷した冊子そのまま掲載されている。がんに対する不安を煽る可能性があり、早急に改正が望まれる。

(意見) 指標は、単位も含め、指標の意味が十分に理解できるような方法で、適切に開示す



ることが望まれる。

なお、国の計画では、重点課題として、①放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成、②がんと診断された時からの緩和ケアの推進（心のケアを含む）、③がん登録の推進、④働く世代や小児へのがん対策の充実を挙げている。このうち④は、平成24年度の改定で新たに加えられた。

香川県の計画でも、これらの項目は網羅されているが、重点としては示されていない。

#### 5) 他の計画との関連

当計画は、「健やか香川21ヘルスプラン」の一分野を推進するものであるほか、「第六次香川県保健医療計画」、「第6期香川県高齢者保健福祉計画」などと調和を図りながら、がん対策に必要な施策の方向を示している。

また、法の定めにより、国の「がん対策推進基本計画」を踏まえて策定されている。

#### 6) 計画策定の効果

財政的な面では特になし。計画策定によらなければ実施できない事業もない。

#### 7) 計画に係る予算額

計画は、予防も含め、がん対策に関する事項を網羅しているため、事業も広範であり、「健やか香川21ヘルスプラン」と重複する。各担当部署のほか、市町や民間でも実施される。がん対策推進事業予算は平成27年度で30,592千円である。

#### 8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 啓発・イベント

平成27年度予算のうち啓発事業は、がん対策県民運動推進事業5,000千円、がん教育推進事業3,394千円などと思われる。

このうち、がん検診受診促進啓発テレビCM広告委託契約2,494千円は、企画提案型の入札によって委託先を決定している。

※契約事務が県の定める手続きに沿って行われていることを確認した。

テレビコマーシャルの利用は、一般県民への啓発に適していると考えて平成26年度から開始しており、平成27年度も継続されている。

(意見) 啓発のうち、テレビコマーシャルは、効果を測りにくいものであり、効果の検証を実施することが望まれる。検診受診者に対して、検診受診の動機についてアンケートを行うなど、何らかの方法により、テレビコマーシャルにどの程度認知度があるのかについて調査し、その結果によって、継続の可否や事業の実施方法を検討することが望まれる。

また、福祉・介護、食育とあわせて啓発イベントを実施している。契約にあたっては、企画競争入札により事業者を選定している。

#### 2) 成果の検証

項目ごとに数値目標が設けられているが、毎年入手できない数値を除き、委員会には諮られているとのことである。

※中間見直しの検討資料を入手し、項目ごとに実施した施策を記載し、指標についても比較されていることを確認した。

(意見・共通⑧) 計画に対して実施した施策とその効果の分析結果は、計画と関連づけて県のホームページで公開することが望まれる。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

がん死亡率を減らす、などの大きな目標に対し、必要と思われる施策を記載しているが、施策の実施が成果をあげるまでには、相当年数を要するものもある。数値目標として設けた指標の現状及び実施された施策、部会ごとの検討内容は、香川県がん対策推進協議会に諮られている。

胃がん部会からの報告の中に、胃内視鏡が普及してきたことから、胃内視鏡を検診に取り込むことについて検討されている。この課題については、来年度から、胃内視鏡も国の推奨する検診方法に加わるとのことであり、解消が予定されている。

(意見) 新たな知見などによって指標の有効性に疑義が生じた場合には、県の指標を変更する必要がないかについて、検討することが望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、予防を含め、がん対策に関連するあらゆる分野を網羅する広範囲な計画である。

指標も数が多く、それぞれの指標の達成ががんの減少や死亡率の減少にどのように影響するのか明らかではないものもある。全ての事業は、専門家の意見も聞いたうえで策定されている。

健やか香川21ヘルスプランと同様に、例えば喫煙に関する啓発事業など、気長にこつこつと成果を積み上げるしかない性格の施策も多い。指標は設けているものの、施策の効果は短期間では反映されないものもあり、長期間にわたり、施策の実施状況、その結果と指標との対比について、データを蓄積し、分析することが必要であると思われる。計画に関しては、5年毎に見直す、それ以前でも必要に応じて改定することとしている。しかし、どの程度の状況の変化があれば、改定するべきかについては記載されていない。また、毎年の実施状況と指標は検討されており、委員会でもPDCAサイクルの採用について検討が必要ではないかという発言が記録されている。毎年の検討に合わせ、計画変更の必要性についても検討することが望まれる。また、次回の変更時には、PDCAサイクルを計画自体に盛り込むことについて、検討が望まれる。

#### 4.3 香川県歯と口腔の健康づくり基本計画：健康福祉総務課

##### (1) 計画の概要

###### 1) 体系

歯と口腔の健康は、人が健康で質の高い生活を営む上で基礎的で重要な役割を果たしている。虫歯は一旦罹患すると、治療によっても、虫歯部分自体が治癒することはない。歯と口腔の健康を保つためには、日常生活での歯科疾患の予防が有効であることから、国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進することを目的とした「歯科口腔保健の推進に関する法律」が平成23年に施行された。香川県でも、平成23年12月に香川県歯と口腔の健康づくり推進条例を制定した。法とこの条例に基づき、策定される計画であり、国が定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を勘案しながら策定するとされている。平成25年度から10年間を計画期間とする第1次計画が策定されている。

現計画は平成25年度から34年度までを計画期間とし、中間年度である平成29年度に中間評価と内容の見直しを行う。国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と期間を合わせている。

当計画の現状分析は、統計等の数値を用いており、委託等はない。策定にあたっては、香川県8020運動推進特別事業検討評価委員会に意見を聴いている。

他の計画に比べ、専門性が高いことから、歯科医師等の意見を多く取り入れながら策定されている印象を受けた。

###### 2) 目的

歯科口腔保健の推進に関する目標を達成するために、必要な施策の方向を示す。

###### 3) 内容

冒頭で、計画の趣旨や位置づけを明確にし、基本目標を「健口から健康へ 笑顔でめざそう8020（80歳で自分の歯を20本残す）健康長寿社会」と定め、「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり」「歯科疾患の予防と早期発見・早期治療を行うための環境づくり」という2つの基本方針と、計画の施策体系を示している。

そのうえで、乳幼児期から高齢期までの4つのライフステージと障害者・要介護者に区分し、香川県の口腔歯科保健の現況と課題を分析したうえで、推進する施策の内容を示し、最後に目標とする16の指標を示している。

推進施策は、県事業以外のもも含む。指標は、国の計画の指標を参考に、香川県の現状を考慮し、決定している。

施策の実施主体が県ではないものも含まれることなどから、具体的に記載されている個別の施策についても、実施担当部署が記載されておらず、誰がどのように実施する施策なのか、施策の実現過程をイメージしにくい。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

#### 4) 他の計画との関連

当計画は、「健やか香川21ヘルスプラン」の一分野を推進するものである。

#### 5) 計画に係る予算額

計画は歯と口腔の健康づくりに関する事項を網羅しているため、事業も広範であり、市町や歯科医師会なども含めた各種の主体で実施される。当計画推進自体の予算は平成27年度で12,426千円であり、研修、調査、啓発事業などが含まれる。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

※コメントの中には、専門家によるコメントと推測できるものがある。

### (2) 内容の検討

#### 1) 啓発・イベント

8020 運動推進業務は、随意契約により香川県歯科医師会に委託されている。歯科医師会は、6月4日から10日までの歯と口の健康週間に、県内11箇所で開催や指導を含むイベントを開催している。しかし、どの程度効果があったのか、イベント参加者数を目安にすることや、参加者へのアンケートなども重要な指標ではあるが、啓発の目的に対するイベントの効果が開催費用に対して妥当かについては検討できていない。

(意見・共通⑦) 啓発事業については、効果を検証しつつ、次年度の実施方法や実施の継続を検討することが望まれる。そのためには、例えば県政モニターに対し、啓発に要した費用の概要につき、参加者あたりのコストなども含めて説明したうえで、実施方法や事業の継続の可否に対する意見などを求める方法などが考えられる。

計画の策定及び事業の実施にあたっては、香川県8020運動推進特別事業検討評価委員会の意見を取り入れている。実施者と策定評価者が重複しており、事業実施に対する公平な評価をどのように行うのか、検討が望まれる。その意味でも、県政モニターへのアンケートは重要であると思われる。

資料を閲覧したところ、歯科医師会が実施する啓発事業は委託事業より広範なものであり、その一部を切り分け、県からの委託業務としている。

(意見) 啓発イベント開催費用のうち、県委託料の占めるウエイトがわかる全体の収支報告を求めることについて、検討が望まれる。

#### 2) 事業

最終目標が80歳で自分の歯を20本残すということであるため、禁煙や咀嚼などの日常生活から予防、早期発見まで幅が広く、施策は県事業を含み、広範囲にわたるうえ、すぐに結果が出る事業でもない。施策を計画とおり実施したとしても、最終的に歯と口腔の健康にどう影響しているのか、因果関係が明らかではないものもある。しかし、全ての事業は、県民の歯と口腔の健康のためには必要と考えられて実施されており、また専門家の意見も聞いたうえで策定されており、不適當と思われるものはない。

### 3) 成果の検証

数値目標が設けられているが、毎年入手できない数値を除き、毎年香川県 8020 運動推進特別評価委員会に報告している。国の達成状況についても、厚生労働省ホームページで公表される。

(意見・共通⑧) 数値指標について、県民に公開している計画にあつては、その数値の実績について、計画と関連づけて県のホームページで公開することが望まれる。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

### 4) 計画の目的との整合性・課題等

健やか香川 2 1 ヘルスプランと同様に、例えば喫煙に関する啓発事業など、気長にこつこつと成果を積み上げるしかない性格の施策も多い。指標は設けているものの、施策の効果は短期間では反映されないものもあり、長期間にわたり、施策の実施率、その結果の指標について、データを蓄積し、分析することが必要であると思われる。計画に関しては、5 年毎に見直すか、それ以前でも必要に応じて改定することとしている。しかし、どの程度の状況の変化があれば、改定すべきかについては記載されていない。

毎年の実施状況と指標は検討されており、これにあわせ、計画変更の必要性についても検討することが望まれる。また、次回の変更時には、PDCA サイクルを計画自体に盛り込むことについて、検討が望まれる。

当計画は、今後の実施状況を見ながら、重点と考えて実施する施策について、別途重点施策として記載することも考えられる。

## 4.4 香川県地域福祉支援計画：健康福祉総務課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

社会福祉サービスは、住民に近い基礎自治体(市町)により提供されるものが多い。市町は、そのサービスを適切に提供できるよう、社会福祉法第 107 条で、地域福祉計画を策定することとされている。県は、社会福祉法第 108 条で、県内市町を通じる広域的な見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画を策定することとされている。ただ、いずれも「努めるものとする」とされており、市町、県計画ともに、策定が義務付けられているものではない。

計画において「一体的に定める」とされている事項につき、市町と都道府県とを比較する。

市町計画	都道府県計画
	市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
	社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	

厚生労働省ホームページ及び香川県資料によると、香川県内で平成26年度末に未策定であるのは、直島町、多度津町、まんのう町の3町であり、うち策定予定がないとしているのは、多度津町のみである。

## 2) 計画の策定

当計画は、国の通知に沿って策定されている。計画の性質から、県内市町との協議を行いつつ策定される。また、法によると、策定や改定時には、「あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること」とされている。県では、福祉関連の多分野の団体や市町の意見を聴くほか、県の附属機関である社会福祉審議会に諮っている。

現計画は平成25年度から29年度までを計画期間としている。平成27年度を中間年度としているが、中間年度での改定は行われていない。

※市町に対して協議が行われたことについて保管されている資料により確認を行った。

また、策定当時の社会福祉審議会議事録を閲覧し、計画案が審議会に諮られており、審議されていることを確認した。香川県社会福祉審議会は対象とする議題が多く、同じ会議で複数の計画を審議している例もある。審議の時間が充分に取られていない可能性もある。

(意見) 委員会に対して事前に資料配布すること、委員の事前の意見を受け付けることなどについて、検討が望まれる。また、多くの委員は団体などを代表しており、委員が属する組織内の担当者が検討することも可能と思われる。

## 3) 目的

市町地域福祉計画の達成に資することを目的としている。

## 4) 内容

計画の概要で計画の目的や位置づけを明確にし、地域福祉の現況を分析し、計画の基本的な考え方で「住民の主体的な参画のもと、福祉活動に関するあらゆる人たちとの協働により、互いに支え合い、助け合いながら地域福祉の推進を積極的に図っていく」と

いう基本目標を掲げている。これを前提に、施策の展開の第4章に重点課題ごとに現況と課題、施策の方向を示し、さらに進行管理の目安となる指標を掲げている。

施策の実施主体が県ではないものも含まれることなどから、具体的に記載されている個別の施策についても、実施担当部署が記載されていない。このため、誰がどのように実施する施策なのか不明確なものもある。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取り組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

#### 5) 他の計画との関連

市町の地域福祉計画の実施のための計画であることから、市町の計画に基づき策定される。県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」の福祉部門を担う計画とされている。そのほか、福祉の各分野一高齢者、障害者、子どもなどの個別の福祉関係計画とも連携する。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 啓発・イベント

計画の各分野で啓発やイベントの開催は行われているが、当計画により実施されるものはない。

#### 2) 成果の検証

中項目ごとに数値目標が設けられている。これらは、毎年、前年度の状況についてとりまとめ、社会福祉審議会に報告されている。

※平成26年度に開催された社会福祉審議会の資料を入手し、指標の達成状況について報告されていることを確認した。

なお、指標について、簡単な説明が加えられているものとそうでないものがある。

また、「主な取り組み状況」として、県の関連部署が実施した施策を記載している。

(意見・共通⑧) 計画に対して実施した施策とその効果の分析結果は、計画と関連づけて県のホームページで公開することが望まれる。

(意見) 指標につき、実態調査の上、設定水準が適切か等についての検討が望まれるものがある。

指標の設定等については、次のことが考えられる。

- ・地域福祉計画策定市町数に関する目標は、県内全ての市町で策定されること(17自治体)とされているが、2町で策定予定、多度津町では策定も予定されていないと報告されている。地域福祉計画の策定は、市町に対して努力義務が課されており、未策定の町に対して、適切な助言が望まれる。
- ・「さまざまな主体による地域福祉活動の支援」の項目では、地域福祉活動計画策定

率だけが指標とされているが、達成が遅延している。地域福祉活動計画は、市町社会福祉協議会が策定する計画であり、協議会が様々な福祉活動を取りまとめているとはいえ、従来の枠組みにとらわれない活動主体は網羅しない。また、活動計画が無くとも、十分な活動が行われていれば、策定は必須ではない。地域福祉活動計画を策定していない市町社会福祉協議会について、策定しない理由を調査し、必要に応じて指標の訂正も検討することが望まれる。

- ・「福祉意識の醸成」の項目では、福祉教育やボランティアに取り組んでいる市町社会福祉協議会数だけが指標であり、達成率は低い。これについても同様に、指標の適切性について検討が望まれる。

計画に対して実施した実績を示す「主な取組み状況」は、目標達成に関して県が実施した施策を記載した重要な情報である。計画は策定時の状況を前提として策定されていることから、状況の変化に対応して、計画には盛り込まれていない施策を新たに実施することもある。施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが必要であると思われる。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、市町の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画として策定が求められているもので、県計画に必ず定めるべきとされている事項は、市町が実施する事業の基盤整備に関する部分である。しかし、当計画は極めて広範囲にわたる福祉について、県の現況を分析し、県が直接実施する事業、市町や市民活動により実施される施策を含め、網羅的に記載している。このため、誰が何を行うのかがやや明確ではなくなっている。

法が想定しているものを素直に落とし込めば、現在のものに対し、県が実施する基盤整備を追加して記載する形になると思われる。少なくとも、県が実施する施策について、担当部署と直接実施か基盤整備かを明らかにすることで、計画の実効性は高まるように思われる。

目指す数値についても、実施主体が市町等であるものが多く、当計画の策定目的を考えると、結果の分析と対策が重要である。これらは、適時県民に公開されることが望まれる。

さらにそれを施策にどのように反映したのかを含め、文書化し、計画期間中のものをまとめて保管することが望まれる。



#### 4 5 第 6 期香川県高齢者保健福祉計画：長寿社会対策課

##### (1) 計画の概要

###### 1) 体系

当計画は、老人福祉法及び介護保険法により策定される老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を「高齢者保健福祉計画」として、一体的に策定したものである。

老人福祉計画は、平成 6 年に策定された「老人保健福祉計画」（計画期間は 6 年間）を前身とし、平成 12 年 4 月の介護保険法施行にあわせ、平成 12 年 3 月に「第 1 期香川県高齢者保健福祉計画」が策定された。その後 3 年ごとに改定され、現計画は平成 27 年度から 29 年度までを計画期間とする第 6 期の計画である。

###### 2) 計画の策定方法

各市町が算定した介護サービスの種類ごとの見込量の内容を確認しながら、県全体の見込量を積み上げて作成される。

高齢者の現状や考え方を把握するために、各市町の協力を得て、県内の自立高齢者と要介護等認定者へのアンケート調査のほか、県内の特別養護老人ホームと市町を対象に、特別養護老人ホームの入所申込者の調査を実施している。

香川県社会福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会に諮るほか、パブリックコメントも実施している。

※分科会、パブリックコメントにつき、確認手続を実施した。

###### 3) 香川県の状況等

全国的には、「団塊の世代」全てが 75 歳を超える平成 37 年までに、高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、介護サービスの基盤を整備していくとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が継続的かつ包括的に提供される「地域包括ケアシステム」づくりが求められている。香川県では、人口に占める高齢者の割合が平成 27 年で 3 割を超え、全国平均を上回り、高齢化が進んでいるといえる。平成 24 年 10 月 1 日時点の特別養護老人ホームと介護老人保健施設の普及率は次のとおりである。

(特別養護老人ホーム普及率)

順位	都道府県	老年人口千人当たり特別養護老人ホーム入所定員(人)
1	島根	21.8
13	香川	16.5
47	愛知	11.3
	全国平均	14.6

(介護老人保健施設普及率)

順位	都道府県	老年人口千人当たり老人保健施設入所定員(人)
1	鳥取	18.8
11	香川	13.6
47	東京	6.3
	全国平均	10.7

香川県は全国の中で上位に位置する施設の受け入れ数の確保が図られているが、一方で、平成 25 年 10 月時点での特別養護老人ホーム待機者数は 854 人であるなど、介護サービスの充実を図るため、計画的な基盤整備を進めることとしている。

#### 4) 目的

香川県の高齢者に関連する現状や将来展望を踏まえ、高齢者の保健福祉分野に関して、香川県の方針や施策を明らかにすることを目的としている。

#### 5) 内容

香川県の高齢化の現状と将来推計を行い（現状把握のため、各市町の協力を得て、県内の自立高齢者と要介護等認定者それぞれを対象としたアンケート調査を実施しており、その結果も盛り込まれている）、それらを踏まえて、「長寿を喜び、人とつながり支え合う中で、いきいきと安心して暮らせる香川の実現」という基本理念に基づき、「いきいきと暮らせるようにする」など3つの基本方針を掲げ、これらの基本方針に基づいて柱となる5つの基本的施策を挙げ、さらにその施策をブレイクダウンして具体的な取組みの内容を記載している。また、5つの基本的施策ごとに、重要な指標を掲げ、目標値を設定している。

#### 6) 他の計画との関連

当計画は、県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」の高齢社会対策（主に保健・福祉分野）に関連している。

#### 7) 計画策定の効果

知事は、当計画上の必要入所（利用）定員総数を上回る場合、特別養護老人ホームの認可等をしないことができる。

#### 8) 計画に係る予算額

当計画に関連する主な事業の当初予算額は以下のとおりである。

年度	H23	H24	H25	H26	H27
介護保険給付費 負担金(百万円)	10,595	11,439	11,811	12,451	12,555

※介護保険は保険料で50%、公費で50%が賄われ、公費のうち2分の1は国が負担し、4分の1ずつを都道府県と市町で負担する。

#### 9) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

当計画は、5つの基本的施策ごとに重要な指標を42項目示して、目標値を設定し、この進捗状況により、その取組みの効果を測っている。また、計画に沿った施策の実施状況を毎年度把握し、香川県社会福祉審議会に報告され、点検及び評価を受けるとともに、意見を求めることになっている。また、この審議会とその議事録は公開されている。

また、県の総合計画において、当計画に関連する指標として「特定健康診査の実施率」、「がん検診受診率」等の7項目が挙げられ、毎年評価されている。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画では42項目の重要な指標につき目標値を設定しているが、過去からなかなか成果が上がらない項目もある。掛け声倒れに終わらないように、目標値それぞれの必要性・適切性の検討を行い、目標値とする以上はそれが達成されるような具体的な取組みを推進していくべきである。

なお、日本では、65歳以上の高齢者人口は平成54年がピークとなり、以降は減少すると予測されている。ピークに向かって介護サービス量を増やす短期的な目標を達成していくことはもちろん重要であるが、長期的な視点も合わせてもち、将来の介護サービス量の変動に耐えられるような、柔軟な施策を推進していくことが期待される。

## 4.6 香川県ひとり親家庭等自立促進計画：子育て支援課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条において、都道府県が国の基本方針に即して自立促進計画を策定することについて規定されており、これを根拠法令として、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために策定された計画である。

当初は、平成19年に策定され、現計画は平成27年度から31年度までを計画期間とする第3期計画である。

当計画は、計画期間中であっても、法律や基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じて見直されるとのことであるが、改定実績はない。

当計画の策定にさきがけて、児童扶養手当の受給資格のある世帯等を対象に、実態調査のためのアンケートを実施し、他都道府県の計画等も参考にしながら策定され、香川県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会及び香川県児童福祉審議会に諮られ、パブリックコメントに付し、市町にも意見を照会されている。

策定費用は、ひとり親世帯等実態調査集計・分析業務の外部委託費などであり、合計額は90万円程度である。

※外部委託に関する資料を閲覧し、県の契約規程に沿って適正に委託契約が結ばれていることを確認した。

※当計画策定時の検討委員会議事録及び児童福祉審議会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っていることを確認した。

#### 2) 香川県の状況

香川県のひとり親世帯数は、平成 22 年国勢調査によれば、母子世帯 6,322 世帯（総世帯数の 1.62%）と父子世帯 772 世帯（同 0.20%）を合わせた 7,094 世帯（同 1.83%）であり、近年増加傾向がみられる。また、以下のように全国平均を若干上回っている状況である。

都道府県	父子・母子家庭数（H22）	
	総 数	総世帯に占める割合
沖縄県	15,907世帯	3.06%
宮崎県	10,821世帯	2.35%
高知県	7,330世帯	2.28%
<b>香川県</b>	<b>7,094世帯</b>	<b>1.82%</b>
千葉県	31,624世帯	1.26%
東京都	65,814世帯	1.03%
全国	844,661世帯	1.63%

国のデータでは、ひとり親世帯の生活保護受給割合が格段に高い。ひとり親家庭の相対的貧困率は 54.6% であり、大人が 2 人以上いる世帯の相対的貧困率 12.4% を上回るという調査結果も出ている。

（ひとり親世帯中の生活保護受給・児童扶養手当受給の割合）

	全国 (H23)		香川県 (H22)	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
生活保護受給率	14.4%	8.0%	10.0%	データ無し
児童扶養手当受給率	73.2%	45.9%	データ無し	データ無し
（全部支給：一部支給）	48:52	36:64	データ無し	データ無し

また、ひとり親家庭の就業状況は次のとおりであり、一般世帯と比べると、母子・父子ともに就業率は高いが、母子世帯は非正規雇用の率が高く、また年間就労収入も低い。

香川県は全国平均よりもひとり親家庭の就業率が高いため、就労支援の対象は比較的少ないが、その分、子どもの養育面で困難が生じている可能性もあり、多面的な支援が必要であると考えられる。

（全国のひとり親家庭の就業状況 平成 23 年）

	母子世帯	父子世帯	（参考）一般世帯
就業率	80.6%	91.3%	女性 64.4% 男性 81.6%
うち正規	43.0%	87.1%	女性 45.6% 男性 80.1%
うち非正規	57.0%	12.9%	女性 54.4% 男性 19.9%
平均年間就労収入	181 万円	360 万円	平均給与所得
	正規：270 万円	正規：426 万円	女性 269 万円
	非正規：125 万円	非正規：175 万円	男性 507 万円

(香川県のひとり親家庭の就業状況 平成 26 年)

	母子世帯(H26)	父子世帯(H26)	(参考)一般世帯
就業率	90.5%	93.1%	56.15%(H22)
うち常用	48.2%	64.2%	25.94%(H24)
うち臨時	39.4%	7.4%	14.13%(H24)
世帯収入	世帯収入 200 万円未満 の世帯が全体の 58.3%	世帯収入 350 万円未満 の世帯が全体の 63.1%	世帯収入 6,385 千円(*)

(\*平成 20 年 12 月から 21 年 11 月の収入合計)

### 3) 目的

ひとり親家庭等が自立を図り、安心して子どもを育てることができる環境を作るため、相談・情報提供、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援などを推進する。

### 4) 内容

まず、香川県のひとり親家庭等を取り巻く現状と課題が記載されている。計画策定に先立って、児童扶養手当の現況届を提出するひとり親家庭等に、提出時にアンケート用紙を配布し、郵送で回答してもらうというなどの実態調査を行ったうえで計画を策定していることから、香川県のひとり親家庭の実態をかなり反映した内容となっている。調査によれば、ひとり親家庭等においては様々な困難・課題があることが窺え、当計画を策定し、県がひとり親家庭等をサポートしていく必要性は高いものと思われる。

それらを踏まえて、施策の基本的な考え方が示され、それに対する施策の具体的な取組みが記載されている。

計画の目標に対して実施するとされた施策について、実施主体が県以外のものも含まれることもあり、誰がどのように実施する施策なのか不明確なものもある。

この点については、毎年度作成されている「ひとり親家庭のしおり」に「問い合わせ先」として、市町、担当課など担当部署が記載されているとのことである。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

### 5) 他の計画との関連

当計画は、「せとうち田園都市香川創造プラン」、「香川県健やか子ども支援計画」と関連するが、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいた単独の計画である。

### 6) 計画に係る予算額

当計画に関連する主な事業の当初予算額は次のとおりである。

(単位: 百万円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	合計
児童扶養手当支給事業	609	657	640	655	644	3,207

### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

## (2) 内容の検討

### 1) 計画と事業の内容の整合性

当計画に関連して、ひとり親家庭の児童の学習を支援する学習支援事業が新たに始められた。既存の事業も含め、目的に沿った事業内容が計画に記載されている。

計画の策定は、健康福祉部子育て支援課が担当しているが、事業の実施にあたっては、分野が多岐に渡るため、労働政策課や住宅課、教育委員会など、多くの部署と連携している。

### 2) 成果の検証

数値目標などは設けられておらず、実態調査・関係者の意見聴取により状況が確認される。

当計画は、数値目標の設定は行われておらず、成果については実態調査の結果や関係者の意見聴取の結果で測ることになる。一方、具体的な数値を用いて、推移を確認したり、実績を評価したりしている都道府県も多い。数値目標とまではいかなくとも、関連する数値については計画期間中の推移を把握し、実施された取組みなどと関連させて分析・評価を行うことは当計画の推進に寄与すると思われる。

(意見) 数値目標の設定などによる実績評価の方法について、検討が望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、国の法律、基本方針に基づき、ひとり親家庭等の自立促進のために総合的に施策展開を行うものである。ひとり親家庭等に直接アンケートを実施して施策を検討するという点で、大変意義がある。ただし、このアンケートの配布は8月の児童扶養手当の現況届の提出の際に行われることから、計画策定期間が短くなっている。最新情報を織り込みたいという意図もあると思われるが、アンケートを前倒しで実施し、分析評価の時間を増やすなど、計画策定スケジュールの改善が期待される。

## 4.7 香川県周産期医療体制整備計画：子育て支援課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

平成20年10月、東京都で脳内出血を起こした妊婦が7医療機関で受け入れてもらえずに死亡するという事案が報道された。厚生労働省では周産期医療と緊急医療の確保と連携の在り方、課題解決のために必要な方策等について検討が行われ、平成22年1月に周産期医療体制整備指針を策定した。同時に、厚生労働省は、この指針に基づき、周産期医療協議会の設置、周産期医療再生整備計画の策定等の周産期医療体制の整備に取り組むように、周産期医療対策事業を実施している都道府県に通知を行った。この通知では周産期医療体制整備計画は平成22年度末までに策定することとされ、香川県では、平成23年3月に当計画が策定された。

香川県では、周産期死亡率・新生児死亡率ともに全国平均と乖離していない。従来から周産期医療は香川県保健医療計画の中で検討されてきており、特に問題があるという状況ではなかったものの、国の通知を受けて策定している。

策定にあたっては、指針の内容を踏まえ、アンケート調査結果や香川県の実情を考慮しながら策定され、周産期医療協議会ワーキンググループ、周産期医療協議会に意見を聴いている。周産期医療協議会は設置が義務付けられており、計画策定後も、毎年現状を報告し、意見交換を行っている。

※周産期医療協議会ワーキンググループ議事録及び周産期医療協議会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っていることを確認した。

当計画の期間は、平成 26 年度から 29 年度までの 4 年間であるが、保健医療計画に合わせる事が望ましいとされている。また、計画期間中でも、必要があると認められるときは随時改定される。平成 24 年には、高松赤十字病院が地域周産期母子医療センターに認定されたことを受け、一部改正が行われた。

## 2) 目的

周産期医療体制整備指針を踏まえ、医療関係者等の協力の下、地域の実情に即し、限られた資源を有効に生かしながら、地域周産期医療関連施設を整備するなど、将来を見据えた周産期医療体制の整備を図ることにより、妊娠、出産から新生児に至るまでの一貫した高度専門的な医療を効果的に提供し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する。

## 3) 内容

香川県の産科医療の現状、周産期医療体制の現状を記載し、そこから浮かび上がる課題を挙げたのち、周産期医療体制の推進方を様々な角度から記載している。

香川県は、指針に定めるNICU（新生児特定集中治療室）の目標病床数を確保できている。周産期死亡率等の指標も全国平均と比べて悪くはないなど、周産期医療体制の整備が遅れている状況ではない。しかし、分娩取扱医療機関の減少など、いくつかの課題がある。

このような地域の実情や分娩実施医療機関に対するアンケート調査の結果を踏まえ、周産期医療体制を維持しつつ、総合的な周産期医療体制の更なる充実強化を推進していくために、搬送、専門医の育成・確保などの推進方を記載している。

## 4) 他の計画との関連

当計画は、香川県保健医療計画にも重複した記載があり、これに沿って定められているが、当計画と香川県保健医療計画の根拠法令等は異なっている。

(意見・共通①) 計画の策定、変更を行う場合には、他の計画と統合できるものがないか、統合できない計画についても、策定を同時に行うことで策定作業が効率的になるものがないか、検討することが望まれる。

5) 計画に係る予算額

(単位：千円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
会議費	139	240	396	285	285
研修費	600	600	600	600	600
事業①	—	—	—	—	4,840
事業②	—	—	—	—	7,316

事業①：周産期医療体制に関するアンケート調査実施経費

財源は国庫補助金（内閣府：地域少子化対策強化交付金）10分の10

事業②：小児慢性疾病療養生活支援事業

財源は国庫補助金（厚生労働省：医療提供体制推進事業費補助金）3分の1、  
県一般財源3分の2

6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開（平成27年8月28日から）

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

当計画は、数値目標の設定は行われておらず、成果についてはアンケート結果・統計結果で測ることになる。周産期母子医療センター3施設については毎年アンケートを実施し、周産期医療協議会で報告されている。しかし、計画の発端を考えれば「妊婦の救急利用が出来ない事例ゼロ」という目標があつていいようにも思われ、また、訪問看護ステーションやレスパイト入院の病床などの増加数を数値目標にすることも考えられるのではないかと。

(意見) 数値目標の設定について、検討が望まれる。

2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、国の指針に基づき、周産期医療体制に係る調査分析を行っている。基本的に毎年調査が行われている。次回のアンケートは、交付金を使った委託調査により、医療現場の生の声を拾い上げられるような内容にされるとのことである。

また、主に医療機関が主体となり、県は間接的な役割となるが、推進方策だけでなく具体的な事業としての今後の展開が期待される。

4.8 香川県子どもの貧困対策推進計画：子育て支援課

(1) 計画の概要

1) 体系

近年、子どもの貧困問題は深刻さを増している。平成24年の全国の子どもの貧困率は16.3%と過去最悪を更新した。これは相対的な貧困率で算出されるため、対策が必



要な世帯とはイコールでないものの、およそ6人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとされている。このような状況を踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「子どもの貧困対策法」）が平成26年1月に施行された。これを受け、政府は平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、同法は、都道府県は、この大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画の策定に努めるとしている。香川県でも大綱を踏まえた県計画が策定された。計画期間も、国の大綱に合わせ、平成27年度から5年間を計画期間としている。

当計画は、先進県を参考に、香川県子どもの貧困対策検討委員会に意見を聴いている。

策定費用は、委員の謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料など、合計額は約50万円である。

※当計画策定時の委員会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っており、パブリックコメントも実施されていることを確認した。

## 2) 香川県の状況

香川県が計画の中で示した指標で見ると、生活保護世帯・児童養護施設の子どもの高等学校等進学率はともに全国平均よりも低く、その反対に就職率は全国平均を大きく上回っている。就学援助を受けている児童生徒の数は、全国15.64%に対し、13.31%と低い。逆に、児童扶養手当の受給資格のある世帯の児童は、全国7.6%に対し、8.7%と高い水準である。また、スクールカウンセラーの配置率は、全国的にはまだ普及が進んでいない中、香川県は小中学校ともに100%配置している。

(県独自に設定した指標)

	香川県	全国
A生活保護世帯における子どもの数とその割合 (H25年度)	1,641人 10.5‰	277,704人 13.9‰
B児童扶養手当の受給資格者数・児童数・児童数の割合 (平成26年3月31日現在)	9,506人 14,578人 8.7%	1,073,790人 1,620,606人 7.6%
C就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率 (平成24年度)	10,783人 13.31%	1,552,023人 15.64%

※‰(パーミル)は、千分率を表す単位。1‰=0.1%

※Aの生活保護世帯における子どもの数は、平成25年7月1日現在の数値。生活保護世帯における子どもの割合の分母は、平成25年10月1日現在の全体の子ども(17歳以下)の数。

※Bの児童数の割合の分母は、平成25年10月1日現在の全体の子ども(18歳以下)の数。全国の児童数は、1世帯6人以上の児童がいる家庭は、6人として計算。

※Cの就学援助を受けている児童生徒の数は、要保護及び準要保護児童生徒数

## 3) 目的

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会の実現を目指し、そのために必要な環境整備等を図る。

#### 4) 内容

香川県の子どもの貧困を取り巻く現状を踏まえ、指標を記載しながら「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」という施策の基本方向を示している。その指標の改善に向け、具体的な施策を位置付けている。

(意見) 指標の中には、計画本文中で内容が明確に示されていないものもある。各指標の説明を行うとともに、県の現況の分析を行い、それに基づき、香川県として特に実施が必要な施策を検討し、計画に盛り込むことが望まれる。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

なお、この点については、今年度中に作成される「県民向けしおり」に「問い合わせ先」として、市町、担当課など担当部署が記載されるとのことである。

#### 5) 他の計画との関連

「香川県健やか子ども支援計画」に関連しており、また具体的な施策の部分は、「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」、「香川県社会的養護推進計画」等の個別計画とも内容が重なる。

#### 6) 計画に係る予算額

当計画に関連する主な事業の当初予算額は次のとおりである。

(単位：百万円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	合計
児童扶養手当支給事業	609	657	640	655	644	3,207

#### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

国の大綱では、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために25の指標を掲げている。当計画においても、国との比較を含め、香川県の状況を把握し、施策の効果等を検証するために19の指標を設定している。大綱と同じ指標が16項目、県独自の指標が3項目あり、大綱の項目のうち9項目は、都道府県ごとのデータが入手できないことから除かれている。

目標設定に法的義務はないが、対策の実行性を高める効果が期待できる。子どもの貧困対策法に基づき22の都道府県が独自の行動計画を策定し、そのうち10の都道府県は具体的な達成目標を盛り込んでいない(平成27年10月1日現在)。この背景には、

貧困に関する地域別データの不足などがあるとみられる。実態把握の在り方や国と地方の連携が課題となるが、香川県としても独自でデータを抽出するなど出来る限りの努力をすることが望まれる。

(指摘事項) 指標は、国との比較を含め、香川県の子どもの貧困の状況を把握し、施策の効果等を検証・評価するために設定されているということである。計画では平成 26 年度等の現況の数値が記載されているが、今後どのような水準を目指すのか記載されておらず、香川県においても、県の特徴を把握したうえで、5 年間の計画が終了した時点で、各指標がどうなることが望ましいかを明示することが望ましい。

(意見) 「児童扶養手当の受給資格者数、児童数、児童数の割合」のように上がる方が良いのか下がる方が良いのかは一概には言えない指標もあると思われるが (※)、このような指標については、内容ごとに区分して目標設定することが望まれる。

(意見) 指標について、例えば中学校卒業後の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」と「生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後)」のように、表裏一体のものがあ、それぞれの目標を設定するよりも、組み合わせた指標を設けることが適当である。

※受給必要世帯が受給資格を得るという点では数が多いことが望ましく、また、貧困児童を減らすという点では、一旦受給資格を得ても、その後の就業などにより、実際に受給している者の数は減ることが望ましい。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、新たに設けられた国の子どもの貧困対策法、大綱に基づき、既存の県施策をまとめ上げられたものである。総合計画に追加する県もある中で単独の計画を策定し、更に香川県子どもの貧困対策検討委員会を任意で設置し、今後も年 1 回は進捗状況の確認や新たに生じた課題への対応等が議論される予定である。現時点では目新しい内容はないものの、香川県の計画を推進していく中で、県の実情に即した独自の事業が展開されることが期待される。

## 4.9 香川県健やか子ども支援計画：子育て支援課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援法の第 62 条により、都道府県には、5 年を一期とする小学校就学前子どもの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定が義務付けられ、これは同法により、国の基本指針に基づき策定することを求められている。

また、平成 17 年 4 月に施行された次世代育成支援対策推進法第 9 条では、都道府県は、5 年を一期とする地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保

及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することに努めるとされている（当計画の策定は、平成 27 年 3 月までは義務であった。）。

これらを根拠法令とし、2つの計画を一体のものとして当計画が策定された。

計画期間は、平成 27 年度から 31 年度の 5 年間である。

当計画の策定にあたっては、香川県子ども・子育て支援会議の意見を聴取し、実施主体である市町が住民に意識調査も行いながら策定した計画を集約しつつ、県庁内で関連各課に照会を行い、先進県を参考にしながら策定されたとのことである。

※当計画策定時の子ども・子育て支援会議議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っており、パブリックコメントも実施されていることを確認した。

当計画の改訂については、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、県計画により定めた当該認定区分の量の見込みと大きく乖離する場合、適切な基盤整備を行うために、社会経済情勢の変化や法改正、市町計画の見直し等の状況を踏まえ、必要な場合には、県計画の見直しを行うとされている。

## 2) 香川県の状況

香川県の平成 26 年の合計特殊出生率は 1.57 であり、全国の 1.42 と比べて高いものの、人口を維持する水準とされる 2.07 を大きく割り込んでおり、少子化が進行している。また、平均初婚年齢は、全国平均よりは低い水準ではあるものの、年々上昇しており、全国と同様に、晩婚化が進んでいる。未婚率、母親の平均出生時年齢についても、やはり全国平均より低い水準であるが、年々上昇している。このように、香川県は全国平均よりは若干良好な水準であるものの、晩婚化の進行・未婚率の上昇・初産年齢の上昇・夫婦の出生子ども数の減少による少子化の問題を例外なく抱えており、国と足並みを揃えて対策を講じることが不可欠である。

## 3) 目的

少子化の流れを止め、長期的には出生率の向上等により人口増への転換を図るべく、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境を作るために策定された計画である。

## 4) 内容

計画では、総論として、香川県の現状について統計データを交えて示し、計画の基本理念、基本目標、基本的視点を述べた後、施策体系を提示している。

各論として、施策体系をブレイクダウンし、それぞれの課題、施策の方向性を挙げるとともに、施策の具体的な取組みを記載している。ここでは各施策に関連する数値目標も示されている。

次に、県内市町ごとの小学校就学前子どもの教育・保育の量の見込みと確保方を表

で記載し、地域ごとに需要と供給のバランス改善の方向性を数値で示し、行政、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、少子化と子ども・子育て支援に関わり、それぞれの役割を自覚して行動することが大切であるという趣旨から、計画推進のための連携・協力について記載している。

最後に、達成状況の点検・評価について記載しており、各年度の施策の実施状況、これに係る費用の使途実績、数値目標の進捗状況について点検・評価がなされ、香川県子ども・子育て支援会議に報告するとともに県民に広く周知される。

#### 5) 他の計画との関連

当計画は、県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」や、「健やか香川21ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「かがわ障害者プラン」、「香川県保健医療計画」、「かがわ男女共同参画プラン」、「かがわ青少年育成支援ビジョン」、「香川県教育基本計画」、「香川県幼児教育振興プラン」、「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」、「香川県社会的養護推進計画」等と関連している。当計画は子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づいた単独の計画と位置付けられている。

#### 6) 計画に係る予算額 当計画に関連する主な事業の当初予算額は次のとおりである。

(単位：百万円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	合計
第3子以降保育料免除事業	120	130	131	131	144	656

#### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 啓発・イベント

当計画は平成27年度からのため、前身である香川県次世代育成支援行動計画・後期計画に基づき、かがわ育児の日の取組みの普及啓発のためのイベントをさぬきこどもの国で年1回、かがわ出合いのきっかけづくり県主催イベントを年間4回開催した(平成26年度実績)。

##### ①実施方法

育児の日イベントは、子育て支援団体や企業など31団体が出展し、高校生ボランティア8校33名も参加して、食のコーナーやステージイベントなど親子で楽しめる場を提供した。

婚活イベントは、第1回・第2回は男女40名の体験型・ツアー型イベント、第3回・第4回は男女100名のパーティ型イベントを実施し、年間合計276名の参加があった。参加者の要件は各回共通で「香川県に居住または勤務している、結婚を前向きに考えている独身男女」とし、年齢は全回20歳以上とした。

##### ②周知方法

育児の日イベントは、チラシ、ラジオ、会員等の広告媒体の活用等を行った。  
婚活イベントは、チラシ、ラジオ、タウン誌紙面、新聞広告の活用等を行った。

### ③委託等契約

育児の日イベントには、官民 67 団体で構成されるかがわ子育て支援県民会議と単独随意契約を結んでいる。

婚活イベントは、一定の資格条件に該当する事業者を公募し、応募があった事業者から企画提案をうけるプロポーザル方式をとった。より透明性を高めるため、外部の第三者を含む委託先選定委員会を設けて審査を行い、委託先を決定した。

※それぞれのイベントの委託契約の資料を閲覧し、適正に委託契約を締結していることを確認した。

育児の日イベントは、随意契約によりかがわ子育て支援県民会議に委託している。同会議の事業報告・収支決算等もあわせて閲覧し、適正な契約内容になっていることを確認した。

婚活イベントは、業務の性質上金額比較による競争入札に適さないと判断され、プロポーザル方式により比較検討されている。資料の閲覧により確認し、随意契約が県の規則に沿って行われていることを確認した。

また、双方の実施結果の報告書を確認し、計画どおりに事業が実施されたことを県が確認していることを確かめた。

### ④成果の検討

育児の日イベントについては、来場者と出展団体へのアンケート、参加団体数、来場者数などにより成果が検討されている。

婚活イベントについても、参加者アンケート、応募者数、カップル成立数などにより成果が検討されている。

### ⑤次回開催の可否の検討

育児の日の参加者数が 9,000 人近くであったり、婚活イベントで各回応募者数が募集定員を上回り抽選を行ったりしていることから、どちらのイベントも県民の関心が深く、ニーズが高いと判断されている。アンケートによれば満足度も高く、婚活イベントについては、「カップリング率」も約 3 割と成果があがっているといえる。

なお、各イベントの 1 人当たり開催費は次のとおりである。

	育児の日イベント	婚活イベント
開催費(千円)	2,322	3,000
参加者数	約 8,800 人	276 人
1 人当たり開催費(円)	264	10,870

県としては、このような県の取組みを通して、民間の気運が高まることを目標としている。今後の開催については未定であるが、それぞれのイベントの継続の可否については、当計画の趣旨に照らして総合的に判断するとのことである。

## 2) 成果の検証

当計画では各施策に関連する数値目標が示されており、計画の末尾に、策定時と最終年度の数値目標が並列された数値目標一覧が掲載されている。毎年度進捗管理を行うこととされ、進捗状況は香川県子ども・子育て支援会議に報告されるとともに、広く県民に周知される予定である。

## 3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、子育て支援に関する幅広い基本計画である。成果を検証しつつ、必要に応じて市町を支援し、広域性と専門性を有する立場から、計画を推進することが求められる。

# 5 0 香川県社会的養護推進計画：子育て支援課

## (1) 計画の概要

### 1) 体系

平成 24 年 11 月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会による「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」が示され、児童養護施設等における家庭的養護推進計画の策定と、それを踏まえた各都道府県の推進計画の策定が要請された。

社会的養護を必要とする子どもたちにあたりまえの生活を保障することは大変重要であり、そのためには、できるだけ家庭的な環境で養育する家庭的養護が望ましい。現状は、全国では児童養護施設の 7 割が大舎制で、定員 100 人を超えるような大規模施設もある。今後、児童養護施設、乳児院等の施設養護は、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要であるとされている。

当計画は平成 27 年 3 月に策定され、計画期間は、平成 27 年度から 41 年度までの 15 年間である。

当計画の策定に先立ち、香川県内の各児童養護施設及び乳児院が平成 26 年度中に「家庭的養護推進計画」を策定できるように、各施設に対して周知、様式の送付、ヒアリング等を行った。こうして策定された各施設の計画を踏まえ、乳児院、児童養護施設、里親等を対象として、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づいて、他県、厚生労働省に適宜照会しながら原案を作成し、市町に説明を行い、香川県児童福祉審議会に諮られた。

※当計画策定時の児童福祉審議会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っていることを確認した。

当計画は 15 年間という長期計画であるため、計画期間を 5 年ごとに区分し、計画に基づく取組みの実施状況や社会的養護を取り巻く環境の変化等を勘案し、見直される。

## 2) 目的

社会的養護の対象となる子どもたちが、健やかに育ち、社会に参加していくためには、できるだけ家庭に近い形で育てられることが重要であり、長期的・計画的に児童養護施設等の小規模化・地域分散化に向けた取組みを推進する。

## 3) 内容

まず、香川県の社会的養護の現状と課題が示されている。

(里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合：平成25年3月末現在)

	里親等※		乳児院		児童養護施設		計
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)
全国	5,407	14.8%	2,924	8.0%	28,233	77.2%	36,564
香川県	34	16.9%	18	9.0%	149	74.1%	201
徳島県	48	15.8%	25	8.2%	231	76.0%	304
愛媛県	51	9.6%	46	8.6%	437	81.8%	534
高知県	25	6.9%	25	6.9%	314	86.3%	364

※「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

国が平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」では、乳児院や児童養護施設と里親やファミリーホームの比率が9対1であるところから、その後十数年をかけて、里親及びファミリーホームが3分の1、グループホームが3分の1、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)が3分の1という姿に変えていくとしている。香川県の状況は上記のとおり、里親等の割合は、全国平均をやや上回っているものの、児童養護施設の割合については約74%と高止まっている。依然として課題は多く、総合的な取組みが必要と言える。

これらを踏まえ、県の社会的養護の将来像が示され、平成27年度から15年間の推進期間のうち、5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した期ごとの目標を設定している。

なお、香川県では、計画策定時に、既に現在の定員の維持を前提とした施設整備が終了又は進行中の施設があり、推進期間15年の間に本体施設とグループホームの定員を同数とすることは困難であるため、計画終期において、本体施設、グループホーム、里親及びファミリーホームの比率3:1:3を目標値としているが、地域分散化に向けた取組みへの働きかけと支援を続け、それぞれが3分の1ずつの姿に近づけていくこととしている。

## 4) 他の計画との関連

当計画は、「せとうち田園都市香川創造プラン」、「香川県健やか子ども支援計画」の一部と内容面で重複する部分もあるが、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づいた単独の計画である。

## 5) 計画策定の効果



厚生労働省の示す方向性に従いながら、児童養護施設等における家庭的養護推進計画をとりまとめ、各施設の計画値の積み上げが適正な目標値になるよう、指導・調整機能を果たしている。

6) 計画に係る予算額

当計画に関連する主な事業の当初予算額は次のとおりである。

(単位：百万円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	合計
児童入所施設措置委託費	883	892	899	984	1,004	4,664

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

児童養護施設等における家庭的養護推進計画をとりまとめ、各施設の計画値を積算したものを目標値としている。計画期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分し、社会的養護を必要とする児童数の見込み、児童養護施設等の小規模化・地域分散化の具体的な取組みと、それにより養護できる児童数の見込み等について、指標が設定されている。

2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、国の社会的養護に関する方向性・目標を踏まえ、県下の児童養護施設等における家庭的養護推進計画をとりまとめ、県全体の社会的養護の充実を図るものである。制度が異なるため、単純比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、9割が乳児院や児童養護施設、1割が里親やファミリーホームという、日本での施設養護依存が高い状況は先進国の中でも際立っている。

(各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(%)：平成22年前後の状況)

オーストラリア	93.5	フランス	54.9
香港	79.8	ドイツ	50.4
アメリカ	77.0	イタリア	49.5
イギリス	71.7	韓国	43.6
カナダ (BC州)	63.6	日本	12.0

このような状況を変え、より家庭的な環境を子どもに与えることが、社会的養護の抱える様々な問題を改善することにつながる。都道府県知事の権限を委任された児童相談所長が入所措置を決定することから、県は社会的養護の仕組みの中で重要な役割を担う立場である。各施設のヒアリングも行い、現場が抱える問題点も把握している。単なる数値目標の達成ではなく、社会的養護の質的な向上も視野に入れ、今後の施策を推進していくことが望まれる。

## 5 1 第4期かがわ障害者プラン：障害福祉課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

障害者に対する国の施策については、平成23年の障害者基本法の一部改正や、平成18年に施行された障害者自立支援法が、平成24年には障害者総合支援法として改正されるなど、大きな改正が度々行われている。

このような中で、障害者総合支援法では、事業を実施する市町村に対し、障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標などを入れた障害福祉計画の策定を義務付けている。都道府県に対しては、市町村障害福祉計画の達成に資するために、広域的な見地からの計画策定を義務付けている。また、これらの市町村・都道府県計画は、国の定める基本指針に沿って策定される。

また、障害者基本法では、国は障害者のための施策に関する基本的な計画を策定し、都道府県はこれを基本としながら、都道府県の状況等を踏まえた計画を策定するとされている。

香川県では、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する都道府県障害福祉計画を、「かがわ障害者プラン」として併せて策定している。現在の計画は、第4期計画として、平成27年3月に策定されたものである。

現計画の計画期間は3年間と他の計画に比べ短い、障害者総合支援法に基づく県計画の見直しが3年ごとに求められているためである。

#### 2) 策定方法

国の計画等に沿って策定されている。

計画の性質から、県内市町との協議を行いつつ、また、障害関連の多分野の団体からの意見を聞きながら策定されるほか、香川県障害者施策推進議会、香川県自立支援協議会に諮られる。アンケートは市町の協力を得て県が実施し、結果をとりまとめ、計画策定時の資料としている。

※関連団体についてインタビューが行なわれたことについて、保管されている資料により確認を行った。

※策定当時の香川県障害者施策推進協議会議事録を閲覧し、計画案が協議会に諮られており、審議されていることを確認した。

#### 3) 香川県の状況

障害者総合支援法の前身である障害者自立支援法の施行により、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）に関わらず障害者の自立支援を目的としたサービスが利用できるようになった。また、難病患者についても、障害者総合支援法の施行により障害者の範囲に含まれることとなり、障害福祉サービスが利用できることとなった。香川県における身体障害者手帳、療育手帳（知的障害）、精神保健福祉手帳の交付者及び特定疾患

治療研究事業対象者の状況は、次のとおりとなっている。なお、近年増加しているといわれる発達障害は、精神障害に含まれるが、実態の把握が困難とされている。

(平成 25 年の状況)

項目	身体障害者手帳 交付者数	療育手帳交付者数 (知的障害)	精神障害者保健 福祉手帳交付者数	特定疾患治療研究 事業対象者(難病)
人数	48,236	6,751	4,343	8,518
うち 65 歳以上	35,249	576	—	—
65 歳以上の比率	73.1	8.5	—	—

身体障害者手帳保持者数は多いが、その 4 分の 3 は 65 歳以上である。65 歳以上は、介護保険法の規定による介護保険サービスが原則優先するため、障害福祉サービスは個別のケースに応じた限定的なものになる。

#### 4) 目的

障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、誰もが笑顔で暮らせるかがわの実現を目指す。

#### 5) 内容

まず、計画の趣旨や位置づけなどを明確にし、障害者やサービス提供の現況を分析し、プランの推進についての基本理念、横断的視点、基本目標、施策の体系を記している。基本目標は、「地域での生活支援」、「就労、教育、社会参加の促進」、「安心・安全な生活を支える環境の整備」、「障害者の人権尊重と権利擁護」の 4 つであり、基本目標ごとに具体的な施策を記載している。また、主要施策の数値目標・サービス見込量に 48 の指標を設けるとともに国の基本指針に基づく数値目標、サービスの見込量を掲示している。

さらに、大川、小豆、高松、中讃、三豊の 5 つの圏域ごとの現況と見込量、目標を示している。

記載された施策には、実施主体が県ではないものも含まれ、誰がどのように実施する施策なのか、施策の実施とその効果はどのように現れるのか、という過程をイメージしにくい。

(意見・共通⑥) 計画目標の達成に向けた具体的な取組みや事業を実施主体と共に一覧にして、計画に掲載するか、計画に関連付けて公開することが望まれる。

#### 6) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」や、地域福祉支援関係計画と関連がある。

#### 7) 計画に係る予算額

当計画に関連して実施される事業は、障害者関連事業全般にわたり幅広く、平成 27 年度予算では、障害者総合支援法施行等事業 4,823,450 千円、障害者施設整備・就労支援事業 556,397 千円などである。

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

数値目標に対する実績は、毎年度協議会に報告されている。

(意見・共通⑧) 計画に対して実施した施策とその効果の分析結果は、計画と関連づけて県のホームページで公開することが望まれる。

2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、障害者基本法に基づく計画部分では、障害者福祉に関する施策の方向を大きく示すものである。

また、障害者総合支援法に基づく計画部分では、障害福祉サービスを提供する市町が、必要量を見込み市町の計画を策定しており、必要な障害福祉サービスが提供できる体制を確保する。県計画では、これをとりまとめて数値目標を示すことが多い。当計画の策定目的を考えると、指標及びサービス提供の実績を常時把握・分析し、対策を検討することが重要である。また、これらは、適時県民に公開されることが望まれる。

さらにそれを施策にどのように反映したのかを含め、文書化して保管することが望まれる。

5.2 香川県動物愛護管理推進計画：生活衛生課

(1) 計画の概要

1) 体系

動物愛護管理法第6条に基づき、都道府県に策定が義務付けられている計画であり、同第5条に基づき環境大臣が定める基本指針に即して定めることを求められている。

動物愛護管理法は、昭和49年に施行されたものであり、動物の愛護のほか、飼い犬が他者に危害を加えたり、感染症の原因となることがないように、適切な管理を義務付ける法律である。法律が対象としている動物の範囲は広い。実験動物や動物園などで展示されている動物なども対象であり、危険な動物として指定した特定動物の適正管理も求めるなど、法の内容は広範である。

この法律の最近の改正は、平成24年に行われている。少子高齢化などを社会背景として「コンパニオンアニマル」の重要性が増すとともに、東日本大震災時のペット対応に課題があったこと、動物取扱業者による大量遺棄事件なども発生したことなど、諸情勢の変化を受け、不適正業者への指導徹底や、災害への備えに対する意識啓発などについて改正されたものであり、国の基本指針も改定された。香川県でも、この指針に従って、平成26年3月に現計画を策定している。

策定方法は、香川県動物愛護推進懇談会に意見を聴いて策定している。

計画期間は国の通知の指定期間による10年間とされている。5年を中間期間として、再検討を行うことについても通知に記載されている。

## 2) 香川県の状況

都道府県計画は、主として犬猫を対象としており、各県の事情を反映して策定される。香川県の特徴をあげれば、動物に関する各種の統計の中でも、犬猫の殺処分率が高いことが挙げられる。平成25年に、犬の殺処分率が93%（平成23年度）と、全国で最も高かったことが、新聞報道された。従来から、犬猫の対策は行われてきたところであるが、この報道を契機に世論が高まり、香川県内でも各種の施策がとられてきた。

他の都道府県の状況を見ると殺処分及び引取り数の傾向を見ると、都市部や、冬の寒さの厳しい地方で少ない傾向がある。

平成26年度の数値を見ると、殺処分率は依然高水準ではあるものの、犬で83.1%に低下しており、施策の効果は表れてきていると思われる。

## 3) 目的

国の基本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定されている。

## 4) 内容

概要で計画の趣旨等を明らかにし、動物の愛護及び管理に関する現状と課題を分析し、基本方針と役割分担を示し、具体的な取組みを記載し、3つの数値目標を掲げている。

計画に記載された目的に沿って実施される施策には、実施主体が県ではないものも含まれることなどから、具体的に記載されている個別の施策についても、実施担当部署が記載されていない。このため、誰がどのように実施する施策なのか、施策の実施とその効果がどのように出るのか、という過程をイメージしにくい。

(意見) 香川県では犬の殺処分率が犬では全国1位と、極めて高い水準である。これに対して施策が実施されつつあるが、当計画の現状の記載では触れられておらず、施策の部分でも、一般的な対策が記載されるにとどまっている。計画は、都道府県の実情にあわせて策定されるべきものであり、引取り数の特徴や、その対策について、重点項目として記載することが望まれる。

(意見・共通⑩) 原則として次期の計画に、前回までの計画の評価、実績、進捗状況等について、少なくとも概要程度は記載することが望まれる。

計画での数値目標は、次の表の項目欄のみに表記され、目標値は明確に示されていない。県の懇談会に示された数値を併せて表示すると次のようになる。

(単位：頭)

項目	基準年	目標年	H25
①平成 35 年度の犬、猫の引き取り数を、平成 16 年度比で 75%減	7,426	1,850	4,720
②平成 35 年度の犬、猫の返還・譲渡数を平成 25 年度比で倍増	263	550	263
③平成 30 年度の犬、猫の所有者明示の実施率を平成 25 年度比で倍増	11.9%	25.0%	-

殺処分については、国と同様の減少率を目標にする場合、香川県の殺処分率の順位は変わらないのであるが、現実的にそれ以上の対応が難しいと判断し、国と同じ指標を用いている、とのことである。

(意見) 目標年度の水準及び基準年度の頭数が示されておらず、何頭を目指すのかがわからない。毎年の成果報告では、数値で提示しているとのことであるが、計画においても具体的な数値を記載することが望まれる。

#### 5) 計画に係る予算額

平成 27 年度の「人にも動物にもやさしい香川づくり推進事業」予算は 10,160 千円であり、主なものは、犬・猫の譲渡促進事業 5,350 千円、「みんなで考えよう！動物愛護」啓発事業 3,226 千円である。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 啓発・イベント

毎年重点項目を決定し、事業を実施しており、平成 26 年度は、重点項目を「地域における動物愛護管理普及啓発の推進」として、DVD の作成、教育施設への出前講座、テレビ CM、動物愛護啓発街頭キャンペーンなどを実施している。

(意見・共通⑦) 啓発事業については、効果を検証しつつ、次年度の実施方法や実施の継続を検討することが望まれる。そのためには、例えば県政モニターに対し、啓発に要した費用の概要につき、参加者あたりのコストなども含めて説明したうえで、実施方法や事業の継続の可否に対する意見などを求める方法などが考えられる。

#### 2) 事業

当計画に関する事務について、高松市の区域では高松市が実施している。このため、犬猫の殺処分減少のための事業は、高松市と協力して実施されている。

その他の市町については、「地域猫」対策を実施する市町に対し、不妊去勢手術の一部を助成する事業を実施している。

#### 3) 成果の検証

指針には、3つの指標が設けられており、毎年開催される香川県動物愛護推進懇談会

に意見を聴いている。そのほか、啓発目的で実施した事業の内容についても報告している。

(意見・共通⑧) 計画に対して実施した施策とその効果の分析結果は、計画と関連づけて県のホームページで公開することが望まれる。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

#### 4) 計画の目的との整合性・課題等

動物に対する考え方や反応の強さは、県民それぞれによって異なり、全てに同時に対応することはできない。香川県の犬猫引取り数が多いことは、そもそも野良犬野良猫の数が多いためである。これは、香川県の気候が温暖であることなどの地勢的条件や、野良犬野良猫に給餌する県民がいることも要因であるが、一方で野良犬野良猫の存在自体を不愉快と感じる県民もいる。家庭動物と、野良犬野良猫対策を主として対象とする当計画は、政策の決定が難しい分野であり、国の指針に沿って策定されるものであるが、より香川県の現状を反映して策定することが望まれる。

また、犬の引取りに関しては、高松市以外の区域での対策がより重要であるといえ、高松市以外の市町で効果的に事業を実施できる方法について、検討が望まれる。

### 5.3 香川県食の安全・安心基本指針：生活衛生課

#### (1) 計画の概要

##### 1) 体系

当指針は、平成 15 年に施行された食品安全基本法に基づき、食の安全に関して県が実施する施策について、総合的に取り組むために策定されたものである。

統計や県内保健所等のデータを利用しながら策定し、香川県食の安全推進懇談会に意見を聴いている。

計画期間の定めはないが、定期的に改正されており、最終改正は平成 27 年 3 月である。

##### 2) 目的

香川県が実施する食の安全・安心の確保に関する各種施策の方向性を示し、県民が安心して暮らせる食生活を確保する。

##### 3) 内容

まず策定の趣旨や基本的な考え方を示し、事業者、県、消費者のそれぞれの責務や役割を示し、各論として安全な農林水産物の生産と流通のようなテーマごとに現状と課題、施策及び方向性を示している。

##### 4) 他の計画との関連

当指針は、県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」が関連する。  
当指針に沿って香川県が実施する事務に関し、年度ごとに「香川県食品衛生監視指導計画」「香川県消費者の安全・安心推進計画」「香川県農林水産物の安全・安心確保計画」が策定される。

5) 計画に係る予算額

指針の分野は広く、計画に策定された業務は、保健所等の維持管理経費の一部を占める。平成 27 年度に食の安全確保として予算化された金額は 8,639 千円である。

6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 啓発・イベント

食の安全に関する啓発はホームページや県報などで行うほか、ポスターを作成している。

2) 成果の検証

県が直接食の安全に関して実施する事業については、実施計画を策定して業務を実施している。

指針には目標等は設けられていないが、実施計画は業務の実施のための計画であり、毎年目標値を設け、実績と対比させ、業務の実施方法などを検討している。これらは香川県食の安全推進懇談会に意見を聴いている。

目標値のうち、食品営業施設への立入監視については、国の指導に沿って、立入対象をランク分けして決定しているが、平成 25 年度の計画に対する実施率は 86.4%、24 年度は 89.4%であるなど、毎年実績が計画を下回る結果になっている。なお、高松市を含めた実施率で見ても、平成 25 年度 77.8%、24 年度 80.7%など、計画を下回っている。

(意見) 実施計画の目標値は、監視指導の重要度（ランク）を考慮の上、現状で最も成果が出るように設定することが望まれる。

3) 計画の目的との整合性・課題等

食の安全・安心は県民生活に密接に関連する。県は、食品を提供する事業者に対して許可を行い、許可後の監督も行うなど、直接的な事務を担当している。

指針に沿って策定する実施計画で、計画と実績が乖離している項目について、要因分析は行われているが、翌年度計画の目標値には反映するか否かの検討が十分には行われていない。現状で最も成果が出るような、実現可能な目標値とすることが望まれる。



## 5 4 香川県産業成長戦略：産業政策課

### (1) 戦略の概要

#### 1) 体系

人口減少・少子高齢化の進行や経済のグローバル化の進展など、国内外の社会環境は急激に変化している。このような社会経済環境の急激な変化に対応し、将来にわたって香川県経済が持続的に発展するためには、中長期的な視点に立ち、香川県の特性を生かしながら、将来を見据え、戦略的に香川県産業の振興に取り組む必要がある。そこで、今後の経済成長のエンジンとなる分野を明らかにするとともに、香川県産業を新たな成長軌道に乗せるための取組みの方向性を示すため、香川県の政策実現のために独自に策定された戦略である。

当戦略は、平成 24 年 6 月から平成 25 年 5 月にかけて、香川県産業成長戦略に関する懇談会及びワーキンググループで検討された。県内企業・経済団体や市町へのヒアリング、ホームページでの情報提供・意見募集を行い、各方面からの意見も集約しつつ先進県を参考にしながら策定されたとのことである。平成 25 年 3 月から 4 月にかけてパブリックコメントに付され、最終的に県議会の審議を経て平成 25 年 7 月に策定された。

香川県産業成長戦略に関する懇談会は、有識者 12 名で構成され、ワーキンググループは、有識者 25 名で構成されている。

※当戦略策定時の香川県産業成長戦略に関する懇談会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っており、パブリックコメントも実施されていることを確認した。

当戦略の対象期間は、平成 25 年度から 34 年度までの 10 年間と比較的長期間であり、当戦略の実施状況を随時確認するとともに、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応して見直しを行うこととしているが、今のところ改定の実績はない。

#### 2) 目的

社会経済環境の急激な変化に対応し、将来にわたって香川県経済の持続的発展を図るため、中長期的な視点に立って戦略的に産業の振興を図る。

#### 3) 内容

①人口減少・少子高齢化の進行、②香川県の経済・産業の特徴、③経済のグローバル化の進展や新興国の台頭という 3 つの点を基軸に、それぞれの現状と問題点を検証し、それをもとに 3 つの戦略方針を立てている。

このうち 2 つの戦略方針については、分野別に戦略を立て、成長のエンジンとなる 6 分野のそれぞれにつき、これまでの取組みと課題を踏まえた施策展開を記載している。また、これらの分野において、香川県ならではの地域資源・技術等を生かして、新たな活力や付加価値を生み出す成長産業を育成するため、5 つの重点プロジェクトを打ち出し、プロジェクト目標（10 年後）とそれに向けたプロジェクト内容が示されている。また、戦略方針全てに関連して、4 つの横断的戦略が提示され、そのそれぞれについて、これまでの取組みと課題を踏まえた施策展開を記載している。

最後に、目指すべき経済社会の達成度を評価するにあたって、3つの戦略方針に沿った指標を基に4つの成果目標が設定されている。

#### 4) 他の計画との関連

当戦略は、県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」と関連している。他の個別計画の一部と内容面で重複する部分もあるが、当戦略は、将来にわたって香川県経済を活性化させるべく、中長期的な視点で産業振興を図るための指針として策定された単独の戦略である。

#### 5) 戦略策定の効果

目的達成のための中長期的な視点に立った戦略的な産業振興の指針となるものである。

#### 6) 戦略に係る予算額

内容が多岐にわたることから、他部署と連携して行う事業が多い。商工労働部産業政策課のみで担当している重点プロジェクトの平成26年度当初予算は次のとおりである。

- ・「かがわ希少糖ホワイトバレー」プロジェクト 78,119千円
- ・ものづくり「温故知新」プロジェクト 155,463千円

#### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

当戦略では平成34年度を目標年度として4つの成果目標が設定されており、随時進捗管理が行われる。また、重点プロジェクト等の主な取組み状況についても随時確認が行われている。進捗状況は香川県産業成長戦略に関する懇談会委員に報告されるとともに、4つの成果目標の進捗状況については、平成27年10月にホームページで公表されて広く県民に周知されている。その内容は次のとおりである。

成果目標	策定時	進捗状況	達成度
①今後10年間で人口の社会増減をプラスに回復させる	-890人 (平成15年～24年(年平均))	平成25年:-999人 平成26年:-725人	2年経過時点では未達成
②今後10年間の平均名目経済成長率を全国平均より高い水準にする	県-0.5%>全国-0.6% (平成12年度～21年度(年平均))	平成22年度:県-0.9%<全国1.0% 平成23年度:県3.1%>全国0.7% 平成24年度:県0.6%>全国-0.1%	全国平均より高い水準を概ねキープできている
③今後10年間で付加価値率(製造業)を全国平均より高い水準にする	県27.8%<全国32.1% (平成23年)	平成24年:県26.6%<全国30.6% 平成25年:県32.5%>全国30.9%	平成25年は全国平均より高い水準となった
④今後10年間で海外展開企業数を平成24年から10%増加させる(420社)	381社	平成26年:391社(10社増)	2年経過時点で目標増加数の25%まで達成できた

なお、成果目標④の海外進出については、県内企業の海外への移転というよりも海外への投資を意図したもので、県内に拠点を残しつつ、海外でも利益を上げ、それをまた還元して成長していくという趣旨で目標に挙げているということである。

4つの成果目標のうち2つは全国平均より高い水準にすることを目標としているが、全国平均値は工業統計調査によって事後的に算定されることから、戦略進行中にリアルタイムの全国水準を知ることは難しい。

(意見) 目標とする全国平均値は過去の指標しかわからない状態のため、施策の実施と並行して目標の達成状況を把握することは難しい。可能な範囲で、早期に成果目標の進捗状況を把握することにより、戦略の確実な実行に結びつける必要がある。

(意見) 人口の社会増減をプラスにするという目標については、国全体の人口が減少し、かつ高齢化が進む中で、最も達成が困難な目標であるように思われ、また、4つの指標の中でも、最も当計画の実施だけでは達成できない指標であると思われる。人口の社会増減結果の要因分析を行い、当計画実施との関連について検討することが望まれる。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

当戦略は、県全体で推進される幅広い基本計画である。これは、他の包括的な計画・戦略についても言えることであるが、内容の一部を他部署の計画やプロジェクトが担うことが多いものは、個別の施策を実施する担当部署について記載し、責任関係を明確にするとともに、分業によって重複作業がないようにすることが望まれる。

## 5.5 香川ものづくり産業振興計画：企業立地推進課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

平成19年に制定された企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下、企業立地促進法）に基づき、国が作成する基本方針に沿って策定される基本計画である。平成25年度時点での基本計画策定状況は次のとおりである。

区域	計画数	立地件数目標（件）	雇用創出数目標（人）
全国	159	10,347	372,958
四国	8	496	4,575
香川	1	100	2,000

当初計画は、平成19年12月に策定され、現在の計画は平成25年度から5年を期間とする第2期計画である。

計画の策定方法は企業立地促進法に定められており、市町と県が共同の上、基本方針に基づいて香川県企業立地促進協議会における協議を経て策定し、経済産業大臣ほか3大臣に協議してその同意を得た。

第2期計画では、第1期計画が順調な成果を挙げていたことから、第1期計画を踏襲しつつ、企業立地促進法の改正、企業の立地行動の変化への対応等、現状に即した内容への変更が行われた。

※香川県企業立地促進協議会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っていることを確認した。

計画期間は5年間であるが、必要に応じて見直され、直近では、企業からの要望を受け、平成27年1月に企業立地重点促進区域が追加される変更が行われている。

## 2) 目的

経済のグローバル化が進展する中、地域の特性・強みを生かした企業立地促進等を通じ、地域産業の活性化を推進する。

## 3) 内容

地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特色を分析し、それを踏まえて、目指す産業集積の概要を具体的な成果目標とスケジュールとともに示している。次に、集積区域、集積業種、集積区域における集積業種に係る成果目標、目標に向けた事業環境整備等が記載されている。

香川県は、四国の玄関口として高い拠点性をもち、県域が狭いながら、可住地面積比率や人口密度は高く、県域内の移動は容易で、社会生活、経済活動の両面で県全体が比較的コンパクトにまとまり、一体性を有しているなどの地域の特性や強みを生かし、企業立地の促進による地域産業の活性化を推進するため、当計画は、集積区域を県全域とし、ものづくり基盤技術産業など5つの産業を核として、既存企業の高度化と新たな企業の立地の促進を図っている。これは、ほぼすべてのものづくり産業や運輸・物流産業など幅広い産業をカバーしている。

## 4) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」、「香川県産業成長戦略」が関連するが、他の計画からは独立した単独の計画である。

## 5) 計画策定の効果

国の同意を得た基本計画中に設定された集積区域において、企業立地や機械等の設備投資を行う事業者は「企業立地計画」や「事業高度化計画」を提出し、県知事の承認を得ることで、企業立地促進法に基づき、各種支援措置が受けられる。

また、県は、立地企業の不動産取得税を免除した額の一部につき、国から地方交付税の減収補てんを受ける。

## 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

## (2) 内容の検討

### 1) 事業

計画実施のためには、税務課、県税事務所、関係機関との連携のほか、市町とも緊密に連絡を取り合うことで情報を共有したり、企業誘致助成金申請書の形式を県と市町で揃える等、様々な連携が行われている。このほか、民間企業とも情報集積・活用を目的として協定が締結されている。

このような連携を下地にして、県は未利用地等の有効活用などによる工場用地の確保や、産業支援機関や試験研究機関等による開発からマーケティングまでの総合的支援など、企業が立地しやすい環境整備を図るとともに、積極的に企業訪問を行い、具体的な企業の要望等にスピーディに対応するなど、ワンストップサービス体制を充実させている。このように、計画と事業内容は整合し、うまく機能していると思われる。

## 2) 成果の検証

成果は立地件数等目標値に対して明確に計ることが出来るものであり、香川県企業立地促進協議会に報告され、評価・検討されている。

また、計画に対し、確定した実績は公表されていないが、「せとうち田園都市香川創造プラン」の行政評価により、毎年の立地件数は公表されている。

「企業立地計画」や「事業高度化計画」を提出し、承認を得た企業数は、全国でもトップクラスであり、目標に対する実績が極めて優秀である計画といえる。

(承認企業数上位都道府県：平成 25 年度時点)

順位	承認企業数		うち企業立地計画		うち事業高度化計画	
1 位	兵庫県	270	北海道	165	広島県	127
2 位	長野県	202	兵庫県	163	兵庫県	107
3 位	北海道	196	長野県	123	長野県	79
4 位	広島県	186	新潟県	95	新潟県	62
5 位	新潟県	157	<b>香川県</b>	<b>94</b>	群馬県	62
<b>6 位</b>	<b>香川県</b>	<b>146</b>	宮城県	81	福島県	58
7 位	福島県	120	石川県	72	岐阜県	55
8 位	群馬県	116	愛知県	71	<b>香川県</b>	<b>52</b>

## 3) 数値目標

経済産業省の工場立地動向調査の平成 18 年から平成 22 年の 5 年間の実績が 84 件であったことを受け、計画最終年度である平成 29 年度までの目標とする立地件数は 100 件と設定されている。この数字に統計データを乗じて、付加価値額増加額 375 億円、製造品出荷額増加額 1,500 億円、新規雇用数 2,000 人という目標値を設定している。

	第 1 期 (H19. 12. 20～H25. 3. 31)		第 2 期 (H25. 4. 1～H30. 3. 31)
	目標数値	実績数値	目標数値
企業立地件数	100 件	100 件	100 件
新規雇用創出件数	2,000 人	2,274 人	2,000 人
製造品出荷額等の増加額	1,300 億円	7,247 億円	1,500 億円
付加価値額の増加額	340 億円増 (伸び率:5.0%)	1,609 億円増加 (伸び率:23.8%)	375 億円 (伸び率:5.5%)

#### 4) 成果達成後

立地件数については、5年計画の2年強経過後で約9割達成しており、堅調に推移しているが、新規雇用数の計画達成率は、7割弱となっている。企業が立地しても、そこで働く労働者を確保しにくい現状がある。香川県は有効求人倍率が高く、ものづくりの現場に人が集まらない傾向にある。企業立地促進法に基づく現制度が継続する限り、企業がメリットを受けることができるため、計画期間内に目標を超過しても計画は終了しない。

計画の目標値に対する実績は公表されていない。目標値として計画を公表している以上、県のホームページ上などで実績の公表は必要であると思われる。

(意見・共通⑧) 計画に対して実施した施策とその効果の分析結果は、計画と関連づけて県のホームページで公開することが望まれる。

#### 5) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は企業が活用しやすいように策定されており、幅広い集積業種・集積区域の設定、市町との連携、ワンストップサービスの実施など、大変使いやすい設計となっている。一方、実績を見ると、企業立地件数は多いが、新規雇用者数は立地件数に比べて伸びておらず、この面へのサポートが必要であると思われる。そのためにも、県はコーディネーターとして企業立地件数以外の指標も公開し、問題提起を行うことが望まれる。

なお、当計画に基づく許認可事務について検討を行ったが、特に指摘する点もなく、ここに記載したとおり、スムーズに認可されており、許認可の項には掲載していない。

### 5.6 第9次香川県職業能力開発計画：労働政策課

#### (1) 計画の概要

##### 1) 体系

当計画は、職業能力開発促進法第7条第1項で、都道府県において、国が策定する職業能力開発基本計画の趣旨に基づき策定すべきとされている計画である。職業能力開発促進法の前身である職業訓練法が昭和44年に全面改正され、都道府県職業能力開発計画が義務付けられたことを受け、香川県職業能力開発計画も昭和46年の策定以降、5年毎に更新され、現計画は平成23年度から5年間を計画期間とする第9次計画である。

現計画の策定にあたっては、前期計画である第8次計画の検証や策定時点の指標や目標値を盛り込むとともに、国の5か年の基本計画と齟齬のないように骨子案が作成された。また、県内事業所、高等技術学校の生徒、求職者等を対象に実施したアンケート調査の結果を反映して策定された素案を、香川県職業能力開発審議会に諮り、パブリックコメントが実施された後、同審議会の答申を受けて策定されている。

前出のアンケート調査(職業能力開発基礎調査)は、緊急雇用創出基金事業として、委

託により実施されている。

※外部委託に関する資料を閲覧し、県の契約規程に沿って適正に委託契約が結ばれていることを確認した。

当計画は、国が策定する職業能力開発基本計画の期間に合わせて見直されるため、基本的には5年に1度アンケート調査結果を基に現況を確認したうえで、状況に即して改定される。計画期間中であっても、必要があると認められるときは随時改定されるが、現期計画中には、改定の実績はない。

## 2) 目的

当計画は、計画的な職業能力開発施策の推進を通じて、労働者の職業の安定と地位向上を図るとともに、県の経済・産業の発展に寄与することを目的とし、「元気の出る香川」の実現を目指す。

## 3) 内容

まず、香川県の職業能力開発をめぐる経済社会の現状について、統計データを交えた分析から導かれる課題を踏まえ、職業能力開発の実施目標として「生涯を通じた職業能力開発の取組みの推進」など5項目を定めている。

次に、この実施目標を実現するため、5項目それぞれに基本的施策を掲げ、各種取組みを記載している。最後に、当計画による施策を効率的かつ効果的に実施するため、高等技術学校修了生の就職率78.0%など13項目の数値目標を設定している。

## 4) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」が関連するが、職業能力開発促進法に沿って独自に設定されたもので、他の計画とは直接的な関連がない単独の計画である。

なお、県の総合計画の目標値として、以下の数値目標が当計画からピックアップされている。

実績	年度	基準値	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	(H22年度)	(H22年度)	実績	実績	実績	実績	目標値
地域若者サポートステーションの登録者数(累計)	835人	835人	1,125人	1,387人	1,800人	2,060人	1,200人
高等技術学校修了生の就職率(委託訓練を含む)	74.8%	74.8%	78.8%	81.5%	82.2%	82.8%	78.0%
一般事業主行動計画(常時雇用労働者数が100人以下)の策定企業数(累計)	201社	201社	213社	226社	190社	200社	300社
技能検定受検申請者数(基礎級除く)	1,266人 (H18-22平均)	1,266人	1,349人	1,527人	1,366人	1,436人	1,390人

## 5) 計画に係る予算額

計画が策定されたことにより新たに実施される事業はないが、労働政策課の実施する主要施策を網羅する基本方針であり、平成 27 年度と同課の当初予算 1,778,509 千円が計画に係る予算と考えられる。

6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(2) 内容の検討

1) 終期

法改正により、次期計画の策定は義務ではないが、計画には意義が認められるとして、策定する予定とのことである。平成 27 年度には、計画策定の前段作業として、基礎調査（資料作成に必要なアンケート調査等）が行われている。

2) 事業

計画の目標は、出先機関である高等技術学校の協力によって実現するところが大きく、県担当部署は、高等技術学校等と連携しながら、目標達成に向けた指導的機能を果たす。

3) 成果の検証

当計画では施策を効率的かつ効果的に実施するため、13 項目の数値目標を設定している。計画には、計画期間の最終年度である平成 27 年度の目標値が平成 22 年度の基準値と並列して示されており、毎年進捗管理を行うこととされている。進捗状況は香川県職業能力開発審議会に報告される。なお、数値目標は、県が事業を推進するための県自身の意識付けの数値であるため、広く県民に周知される予定はないとのことである。

当計画の基本的施策の全てに対しては、数値目標が設けられていない。ただし、数値目標が設けられていない基本的施策についても、進捗管理され、香川県職業能力開発審議会に報告されている。13 の数値目標は職業能力開発施策を効率的・効果的に実施するため設定され、県自身の意識付けのためにあえて選択された項目であるということであるが、各種技能競技大会への参加数など、当計画の基本的施策に直結する重要な数値目標は他にも考えられる。

(意見) 数値目標の意義について再度検討することが望まれる。

4) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、計画策定に先立ち県内事業所、高等技術学校の生徒、求職者等を対象にアンケート調査を行い、現状と課題について調査分析を行っている。調査コストも考慮したうえで、有効的かつ効率的な手法で実施することが望まれる。当事者の生の声をより広く拾い上げられるように、アンケート対象者の選定・配布方法については、さらなる改善の余地があると思われる。



## 5.7 香川県大川地域雇用開発計画：労働政策課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

地域雇用開発促進法に基づき、雇用情勢の特に厳しい地域（雇用開発促進地域）について、国が作成する「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（以下、地域雇用開発指針）」に基づいて策定される。県は計画を策定して厚生労働大臣の同意を得た後、計画策定及びそれに伴う助成金制度の広報活動を行い、届出などの実務処理は大川地域を管轄するさぬき公共職業安定所が行う。

香川県では平成24年に初めて計画を策定した。当計画の計画期間は、3年と定められている。

計画策定に必要な香川県の状況に関する具体的な数値等については、公共職業安定所からデータを取り寄せたとのことである。

計画の策定方法は地域雇用開発促進法に定められており、平成24年6月中に計画案が作成され、同年7月中に関係2市への説明・意見徴収、香川労働局職業安定課へ計画案事前提出が行われている。市町と県が協働の上、地域雇用開発指針に基づいて計画を策定し、香川労働局主催の香川地方労働審議会に諮り、厚生労働大臣に協議してその同意を得ている。諸情勢が変わり、変更が必要と考えられた時にも厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

#### 2) 目的

国が推進する地域雇用対策の一環として、雇用情勢に地域差が見られる中、雇用情勢の厳しい一部地域を対象として雇用の開発を促進し、地域的な雇用構造の改善を図る。

#### 3) 内容

当計画の対象地域は、さぬき公共職業安定所が管轄するさぬき市、東かがわ市の2市である。計画には、まずこの地域の概況が記載され、雇用開発促進地域とする要件に該当することを検証し、続いてこの地域の労働力の需給状況その他雇用の動向に関して、データを用いて説明を行い、これを踏まえた地域雇用開発の目標と方策が記載されている。

#### 4) 他の計画との関連

当計画は、地域雇用開発促進法及び地域雇用開発指針に基づく単独の計画であるが、県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」、「香川県産業成長戦略」に記載する県全体の雇用対策を踏まえて作成されている。

#### 5) 計画策定の効果

当計画に係る雇用開発促進地域においては、地域内への事業所の設置・整備とともにその地域に居住する求職者を雇い入れる事業主や、雇い入れた者について職業に必要な技能・知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主等は、必要な助成及び援助を受けることが出来る。

当計画策定により、対象地域に居住する労働者の雇入れ及びこれに伴う事業所の設置・整備を行った場合、地域求職者雇用奨励金（地域雇用開発奨励金（平成 25 年 5 月 16 日～））として、雇入れ人数及び設置・整備費に応じて国から 40 万円から 900 万円が 3 年間助成される。

6) 計画に係る予算額

県全域を対象とした雇用促進のための各種事業は行っているが、本計画に直接関連して実施する事業はない。

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 現況への対応

香川労働局の雇用情勢等の実態把握調査結果によれば、県内において求人が増え、求職者数は逆に減っていることから、大川地域における最近 3 年間及び最近 1 年間の有効求人倍率は基準値である全国平均の 3 分の 2（ただし、これが 0.50 倍未満の場合は 0.50 倍、全国平均が 0.05 倍未満の場合は全国平均が基準となる）を上回り、雇用開発促進地域の該当要件を満たさなくなっている。したがって、計画の更新の予定はない。

(有効求人倍率の推移)

	一般有効求人倍率		常用有効求人倍率	
	さぬき市	国	さぬき市	国
21 年度平均	0.40	0.45	0.31	0.34
22 年度平均	0.51	0.56	0.41	0.44
23 年度平均	0.67	0.68	0.49	0.55
24 年度平均	0.81	0.82	0.59	0.71
25 年度平均	1.00	0.97	0.76	0.85
26 年度平均	1.11	1.11	0.87	0.98
27 年度 4 月	1.05	1.08	0.84	0.94
27 年度 5 月	1.06	1.07	0.81	0.95
27 年度 6 月	1.07	1.10	0.80	0.99

県としては、県全域をカバーする雇用対策をおこなうことになるため、関係 2 市に特化した事業展開は難しいとのことである。

2) 成果の検証

当計画では、地域雇用開発助成金の活用等により、新たに概ね 300 名の雇用を創出することを目標としている。これは、中四国の状況を調査した上で、雇用開発促進地域の要件に非該当となるための条件や、各種事業の実績を基に決定された数値である。また、県は毎月の雇用失業情勢について、「一般職業紹介状況」（厚生労働省）や「労働市場の

動向」(香川労働局)により、全国及び県全体と比較しながら、状況把握を行ってきた。  
(平成 27 年 6 月末までの実績)

地域雇用開発の促進のための措置	雇用計画数	雇用数
1 地域雇用開発助成金の活用	46	38
2 企業誘致等に関する優遇制度の活用(市)	99	—(*1)
〃 (県)	43	12以上(*2)
3 緊急雇用創出等基金事業の活用	84	84
4 公共職業訓練の実施	91	91
5 県就職サポートセンターでのマッチング	10	10
合計	373	235以上

(\*1)市は雇用計画数のみ把握しており、雇用数の実績については未調査

(\*2)県は雇用計画数のみ把握しており、雇用数の実績について可能な範囲(聞き取り)で調査

「企業融資等に関する優遇制度の活用」の実績については、市及び県の優遇制度について実績報告の義務がないことから把握されていないが、雇用計画の実績からも、目標値の新規雇用 300 人は達成できていると推測できる。実績等は香川労働局を通して厚生労働省に報告されているが、広く県民に周知する広報については、他県でも前例がないということであり、香川県も当計画に関しての広報は予定していないとのことである。

平成 25 年度から、該当地域の一般有効求人倍率は求職超過から求人超過に転じていたとみられ、制度があることにより、該当地域の企業の一般の雇用が圧迫されていた可能性も考えられる。当計画の期間は、法により 3 年と定められているが、計画の変更を行うことはできる。計画が正常な雇用を圧迫していないか、計画の変更が必要ではないかについて、対象地域の既存企業や市町へのヒアリングなどにより、検討を行うべきであったと思われる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

県の役割は計画を策定・広報するのみで、実務処理は公共職業安定所であることから、具体的な施策展開を大川地域に限定して直接行うことは難しいようである。

しかし、県は制度利用の中で一定の役割を果たしている。当計画は、雇用を促進する制度のために策定されるが、指標を見ると、雇用創出が必要な時期には策定されていない。逆に、計画策定後、計画期間の途中からは、労働力の不足に転じている。指標あるいはヒアリング等により実態を十分に把握し、制度が利用されるよう、留意する必要がある。

5 8 香川県農業振興地域整備基本方針：農政水産部 農政課

(1) 基本方針の概要

1) 体系

農地の確保や効率的な利用は、国全体の課題でもあり、その手段として、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下、「農振法」という。）に基づき、農業振興地域制度が設けられている。

同法に基づき、国は「農地等の確保等に関する基本指針」（以下、基本指針）を策定し、これに沿って都道府県は農業振興地域整備基本方針を策定し、その中で、農業振興を図るべき地域として「農業振興地域」を指定する。

市町は、県の方針に基づき農業振興地域整備計画を策定し、その中で、農業上の利用を図るべき土地として農用地区域(\*)を設定する。

(※農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地)

県では昭和 45 年 3 月に県基本方針を策定した。計画に期間の設定はなく、法改正や国の基本指針の変更に合わせ、変更されてきた。

現行の県方針は平成 22 年 10 月に変更されたものである。従前からの主な変更点は、国の基本指針の変更により、確保すべき農地の面積目標の設定が必要となったことである。

策定にあたっては、市町への意見聴取を行うほか、香川県農業振興対策推進協議会を開催して外部者の意見も聴取し、農林水産大臣に協議し、その同意を得る必要がある。

※香川県農業振興対策推進協議会議事録を閲覧し、議論の内容が基本指針の趣旨に沿っていることを確認した。

2) 香川県の特徴

香川県は都市と農村が隣接していることから、農地に対する都市的需要が生じ、また、農業従事者の減少や高齢化などにより耕作放棄地も増加している。これらの要因により、平成 21 年度の農業振興地域内の農用地区域内農地（耕地）面積は、10 年前に比べ約 4,000ha 減少し、27,286ha となっている。

香川県では、農家 1 戸当たりの耕地面積が約 78a で全国平均の約半分と経営規模が零細であるが、日照時間が長く温暖であるという恵まれた自然条件により、多彩な農産物の栽培が可能である。また京阪神に近いという地理的条件を生かして、米と園芸作物や畜産などを組み合わせた複合的な経営や施設園芸などの集約的な経営により、経営規模の零細性を補っている。

耕地面積 平成26年						
順位	1	2	42	46	47	全国
都道府県	北海道	青森	香川	東京	大阪	平均
農家1戸当たり耕地面積:ha	22.42	2.86	0.78	0.56	0.51	1.79

### 3) 目的

農業・農村を取り巻く諸情勢の中で、農業の健全な発展と活力ある快適な農村地域社会を形成するため、各地域の実情に応じた土地の計画的利用による優良農用地の保全・確保、農業生産の基盤の整備及び開発、農業の近代化のための施設の整備、農地の利用集積の促進などについて基本的な方針を定め、農業振興地域の指定を行うとともに、市町農業振興地域整備計画の策定等を促進する。

### 4) 内容

香川県の特徴を記載した上で、農業上の土地の利用の基本的な方向を、都市・平地農業地帯と中間農業地帯に区分してそれぞれにつき示した後、確保すべき農用地等の面積の目標値を定め、その目標を達成するための各施策を列挙している。

また、農業振興地域を次のように指定している。

(指定状況：平成 21 年 12 月 1 日現在)

#### ○農業振興地域の指定

- ・農業振興地域が指定されている市町：15 市町(直島町及び宇多津町を除く全市町)
- ・農業振興地域の指定面積：143,517ha (県土面積 187,653ha に占める割合 76.5%)

#### ○農業振興地域整備計画の策定

- ・農業振興地域整備計画を策定している市町：15 市町(直島町及び宇多津町を除く全市町)
- ・農用地区域面積：31,703ha (県土面積 187,653ha に占める割合 16.9%)

### 5) 他の計画との関連

当基本方針は、「香川県農業・農村基本計画」の施策の一つである「生産条件の整備」の一翼を担っている。

また、県の総合計画である「せとうち田園都市かがわ創造プラン」の中でも、農林業の振興の施策の中に本基本方針の内容が含まれている。

### 6) 方針策定の効果

県基本方針及び市町計画に基づく農用地区域の農業者は、生産基盤整備などの農業施策や融資優遇措置が受けられる。ただし、農用地区域内農地については、他用途への転用が原則禁止されるなどの制限も設けられる。

### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

平成 21 年 12 月 1 日現在の農用地区域内農地面積は 27,286ha であり、その趨勢が今後も継続した場合、平成 32 年の農用地区域内農地面積は 25,595ha となる見込みであるところ、3 施策の実施により、平成 32 年 12 月 1 日時点で 28,321ha の農用地区域内

農地面積を確保することを目標としている。

(目標)

農用地区域内農地面積（平成 21 年 12 月 1 日現在）				27,286ha
↓				
	趨勢	平成 32 年までの農地の減少	施策効果	平成 32 年までの農地の増加
①	農用地区域からの農地の除外	▲841ha	農用地区域内への編入・除外抑制等	+783ha
②	耕作放棄地の発生	▲850ha	耕作放棄地の発生抑制	+703ha
③			荒廃した耕作放棄地の再生	+1,240ha
↓				
農用地区域内農地面積（平成 32 年 12 月 1 日時点）				28,321ha

毎年、県は現況を確認し、国に報告している。その内容は次のとおりであり、荒廃耕作放棄地の再生については成果を挙げているが、農用地区域からの農地の除外と耕作放棄地の発生には歯止めがかからず、農用地区域内農地面積は減少している。

(確保すべき農地等の面積の目標及び実績)

(単位：ha)

	目標					実績値				
		①	②	③	計		①	②	③	計
H22	27,293.4	71.2	63.9	26.0	161.1	27,603.0	23.8		26.0	49.8
H23	27,303.3	71.2	63.9	28.6	163.7	27,184.7	43.8	-57.0	90.9	77.7
H24	27,316.2	71.2	63.9	31.5	166.6	26,420.3	-366.5	-47.8	102.0	-312.3
H25	27,332.1	71.2	63.9	34.6	169.7	26,102.7	0.1	-34.9	220.6	185.8
H26	27,351.6	71.2	63.9	38.1	173.2	25,938.8	25.1	-25.1	104.6	104.6
H27	27,513.1	71.2	63.9	180.2	315.3					
以下 H32 までほぼ同じ数値										
H32	28,321.0	71.2	63.9	180.3	315.4					
計	28,321.0	783.2	702.9	1,240.1	2,726.2					

目標値については、国との協議段階で、道路等で除外される面積（約 1,000ha）や、耕作放棄地の調査で再生が容易ではないと判断された土地まで含めて再生する計画であるなど、再生する土地が過大ではないかと国と協議を重ねたが、不調であった。

(指摘事項) 当方針の目標値につき、設定の過程からみても、また、結果をみても、国の目標が優先された数値であり、策定当初から達成困難な数値を目標値とした結果になっている。県の方針により設ける目標としては不相当であるといえる。

国の基本指針の変更を受け、当計画でも、早期に達成可能な目標値を設定する変更を行う

ことが望まれる。

これについては、平成 27 年に国の指針が変更され、現実的に達成可能な目標設定を行うことが可能になるとのことである。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも重要である。

当基本方針では、農地面積を数値的な目標値として設定し、その目標を達成するために、「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向」や、「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向」などを示し、総合的な農業振興に関する計画としての性格を有している。

これらに関する施策は計画的に実施される必要があり、その意味でも、目標とする農地面積は、実現可能な数値を設定しなければならない。香川県農業・農村基本計画を上位計画とする各個別計画の内容とも連携しながら、広い視野で課題に取り組んでいくことが望まれる。

## 5.9 香川県農業経営基盤強化促進基本方針：農業経営課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年施行）は、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する措置を総合的に講じることを定めており、その措置としては、認定農業者制度、市町村による農地利用集積計画の作成、農地利用改善事業などが挙げられる。

当計画は、同法第 5 条により、都道府県に策定が義務づけられている計画である。

市町村では、都道府県の基本方針に則して、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）を定めることができるとされ、香川県においても、農業者のいない直島町を除き、全ての市町がこれを定めている。

事業の実施にあたっては、都道府県の基本方針に基づき、農地中間管理機構（香川県においては公益財団法人香川県農地機構）が、農地売買等事業（農用地等を買入れ又は借受け、当該農用地等の売渡し、交換又は貸付の事業）などを行うものとされている。

当計画の平成 26 年の変更時には、法令に基づき、県農業会議及び県農業協同組合中央会の意見を聞きつつ策定されている。市町から特に意見はなかったとのことである。

また、市町に関しては、法令による照会義務はないが、計画案の検討会により、意見

を述べる機会を設けている。

当計画に計画期間の定めはなく、平成 26 年 6 月の前の変更は、平成 22 年 3 月であった。

## 2) 目的

多様な担い手が、農業生産の相当部分を担う力強い農業構造が確立できるよう、担い手への面的な農用地の利用集積、経営管理の合理化など農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図る。

## 3) 香川県の現況及び計画の内容

当計画によれば、香川県における新規就農者数は増加傾向にあるものの、平成 22 年の農業就業人口は約 3 万 5000 人となっており、平成 17 年に比べ 26%減少している。また 65 歳未満の基幹的農業従事者数も平成 17 年に比べ 15%減少するなど、農業従事者の減少・高齢化が進んでいる。またこれに伴い、耕作放棄地も増加している。

また、香川県の農家は零細であり、ほ場整備率も低い。温暖な気候に恵まれ、都市近郊型の生産性の高い農業経営が可能とされている。平成 22 年の販売農家の数は次のとおりであり、小規模農家の割合が高い。他のデータによると、一部の大規模農家が農業売上げの相当割合を占めている。

耕地規模	農家数 (H22)			構成比 (%)			構成比累計 (%)		
	香川	全国	四国	香川	全国	四国	香川	全国	四国
～0.5ha	8,049	345,139	27,096	32.2	21.2	28.0	32.2	21.2	28.0
0.5～1.0	12,125	555,165	41,164	48.6	34.0	42.6	80.8	55.2	70.6
1.0～2.0	3,865	415,153	20,863	15.5	25.5	21.6	96.3	80.6	92.2
2.0～5.0	796	225,354	6,879	3.2	13.8	7.1	99.5	94.5	99.3
5ha～	129	90,395	711	0.5	5.5	0.7	100	100	100
合計	24,964	1,631,206	96,713	100.0	100.0	100.0	-	-	-

このような中、当計画は、農用地の利用集積、経営管理の合理化など農業経営基盤の強化を講ずるものである。具体的には、認定農業者等や集落営農組織、新たな担い手(新規就農、企業の参入)の確保育成や女性の農業関連活動への参画促進のための措置を規定するとともに、香川県においてモデルとなるべき、効率的かつ安定的な農業経営の数値的な指標(営農類型ごとの経営規模(面積)、所得、労働時間等に関するもの)を示している。

指標は、香川県の特徴である、農地区画の面積が小さいこと、複数の作物を組み合わせ取り組んでいること(水田とブロッコリー、菜花などの露地野菜栽培、夏作の野菜と冬作の野菜など)等を反映して定められている。

これらの施策の実施主体を記載した「担い手への支援施策ガイド」は認定農業者に配付されており、県のホームページにも掲載されているが、計画からたどれるようになっていない。



(意見) 計画に対する施策実施方法として、担い手への支援施策ガイドについて、リンクすることなどにより、県ホームページ上で計画からたどれるようにすることが望まれる。

(意見・共通⑩) 原則として次期の計画に、前回までの計画の評価、実績、進捗状況等について、少なくとも概要程度は記載することが望まれる。

4) 他の県計画との関連

県の施策の中での位置づけとしては、「せとうち田園都市香川創造プラン」及び「香川県農業・農村基本計画」が上位計画にあたる。下位計画はない。

5) 計画策定の効果

県の各種の農業経営基盤強化のための施策の対象となるための要件として、市町の基本構想に基づく認定農業者であることが要求されている場合がある。

6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

(2) 内容の検討

1) 成果検討

当計画においては、「育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標」あるいは「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」として、現に県内で展開している経営事例を踏まえた主要な営農類型及び前提条件が示されている。その一例は次表のとおりである。

(育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標)

経営類型	経営規模	経営概要	労働力	農業所得	労働時間	前提条件
水稲 +麦	10.0ha	水稲 (早生) 2.0ha 水稲 (中生) 8.0ha 麦 (小麦) 8.0ha	基幹 1名 補助 1名	487 万円	2,508 時間/年  (2,734) (雇用含)	【水稲】 早生品種「コシヒカリ」 中生品種「おいでまい」 農家手取り額 12 千円/60kg 自家育苗、自家乾燥 一発処理型除草剤 肥効調節型肥料(全量基肥方式) 【麦】 小麦品種「さぬきの夢 2009」 低 PK 肥料 経営所得安定対策の交付金を含む

これらの指標は、市町、普及センター等から聞き取りをした資材の単価、出荷の平均単価などの現状を踏まえつつ、一定程度実現可能な指標を設定しているとのことである。

県は、計画変更時に農業普及改良センターから聞き取りを行い、変更時の現状にあわせて指標の変更を行う。また、認定期間である5年を終了した者について、自己の計画、市の指標、県の指標のそれぞれの達成度を自己評価したものを集計し、実績として検討している。

また、農林水産省が平成26年度に作成した農家向けのセルフチェックシートにより、

農家が自主的に作成した実績を集計することで、市町での現況把握が可能となっている。県でも指標の設定について、この集計結果を参考にすることによっても、指標の検討が可能になると思われる。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

農業経営基盤の強化は、農業人口の減少が進む中で喫緊の課題と考えられ、当計画で、目標とするべき農業経営の指標を具体的に数値で示すことは、農業者をはじめとする関係者や一般の県民に県の施策を具体的にわかりやすく示すことができる点などにおいて大きな意義があると考えられる。

## 6 0 香川県有機農業推進計画：農業経営課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

有機農業の推進に関する法律第7条第1項の規定により、都道府県が策定の努力義務を負う計画である。現在までに全都道府県で計画が策定されている。

当計画は、国が定める「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に即したものでなければならないとされる。

有機農業については、環境保全型農業における生産方式の一つとして、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく生産側面からの支援措置が講じられてきたが、生産のほか、流通、消費も合わせた施策を総合的に講じる法律として、「有機農業の推進に関する法律」が平成18年12月に施行されている。同法によると、有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とされている。有機食品については、JAS法に基づき、有機農業の推進に関する法律よりも厳格な認定規格が設けられている。

現計画は、平成19年4月に策定・公表された国の基本方針を受け、平成21年に策定されたものである。推進期間は平成21年度から25年度までの5ヶ年とされておりすでに終了しているが、現時点では次期の計画は策定に至っていない。期間終了までに次期計画の作成に至らなかったことについては、国の次期基本方針の策定・発表が平成26年4月であったこと及び事務処理の遅れとのことである。

(指摘事項) 継続的な推進を行う必要がある場合には、計画における推進期間の終了後直ちに次期計画の期間を開始することができるよう、期間管理等を徹底すべきである。

#### 2) 策定方法

県内の各農業改良普及センターから意見等を取り入れながら、内部部局で策定された。外部委託、策定委員会等の設置は行っていない。

#### 3) 香川県の現況等

現状では、香川県の有機農業の取組規模は、平成 26 年度において 103 戸・73ha（うち有機 JAS 認定を受けているものが 25 戸・16ha）と、県全体の平成 22 年における全農業者戸数 3 万 9,790 戸、平成 26 年度における耕地面積 3 万 1,200ha に対し、極めて小さい。国の指針では、耕作面積に対する有機農業の取組み面積を、0.4%から 1%に倍増させるという指標を示している。このように、もともと大きなウエイトを占めることを予定しているものではないが、香川県では極めて低い水準であるといえる。

この原因の一つとして、化学的に合成された肥料および農薬を使用しない栽培は、温暖・湿潤な香川県では容易でないという自然的条件が挙げられる。

#### 4) 目的

消費者の多様な需要に対応した農産物の供給とともに、有機農業に取り組む農業者の自主的な取り組みを助長するため当計画を定め、関係者一体となって有機農業の段階的な推進を図る。

#### 5) 内容

平成 21 年度から 25 年度までの 5 ヶ年を推進期間とし、有機農業者等の支援（有機農業の取組みに対する支援、有機農業の指導体制の整備、有機農業の組織化による地産地消と食育の推進）、有機農業等への理解と関心の増進、技術開発等の促進（有機農業に関する技術の研究開発、研究開発成果等の普及）、県及び市町・JA 等農業団体との連携の強化などを内容としている。

#### 6) 他の計画との関連

直接の上位計画は国の基本方針であるが、県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」や「香川県農業・農村基本計画」が関連する。

#### 7) 計画に係る予算額

別途予算措置が講じられている有機農業の推進に関連する事業の予算額は次のとおりである。

(単位：千円)

細事業名	H22	H23	H24	H25	H26	H27
環境と調和した土作りの推進（一般）	2,593	2,204	2,051	1,692	2,506	1,854
	1,593	1,204	1,051	692	806	224
有機農業等行程管理登録補助	-	200	175	153	133	80
環境と調和した生産振興対策	1,006	905	802	711	704	351
環境保全型農業直接支援事業	-	2,981	2,464	2,205	1,919	6,844
		2,550	2,226	1,943	1,696	2,300

2 段書の場合は、上段が歳出、下段が歳出のうち一般財源。

#### 8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

## (2) 内容の検討

### 1) 啓発・イベント

かがわ食育・地産地消フェスタや農業試験場でのイベントなど、県が主催するイベントの中で、有機農業に関するパンフレットのコピー等を配布している。

### 2) 成果の検証

計画に記載された施策の実施状況は確認されているが、それに関する記録は残されていない。

また、当計画では、数値目標は設けられていない。香川県の有機農業の現況から見ると、統計的、数値的な目標を掲げて推進し、その成果を検証していくことは必ずしも現実的ではない状況であると思われる。これに関する情報の一部は農林水産省のホームページに掲載されている。

(意見・共通⑤) 計画に沿って実施された取組みについて、また、指標があるものについては指標の実績についても毎年など一定期間ごとに評価・分析されることが望まれる。

公表されている計画については、これらの分析結果についても、県ホームページに計画と関連付けて公表することが望まれる。

### 3) 当計画により実施された取組み

当計画によって設けられた「香川県循環型農業推進協議会」及びその作業部会は、同協議会自体が平成24年度に「目的の1つであった、家畜排泄物など有機性資源の循環利用について、県内における排出と利用のバランスがある程度とれるような状態になった」という理由で終了しているものの、取組自体は県や有機農業者などにより継続して実施されている。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

次期計画の策定にあたっては、蓄積されたデータを分析し、その結果を反映させることが必要である。

### 4) 計画の目的との整合性・課題等

現状の香川県の農業者における有機農業の取組み規模は小さく、また自然条件面から見て必ずしも有機農業の大規模な推進には適していないという事情もある。

一方で、環境保全型農業直接支払交付金制度の導入等、有機農業を行う農業者の組織化を後押しする国の制度等も始まっており、また、新規就農者の有機農業に対する関心は高いとのことである。次期計画の策定について検討する必要がある。

## 6.1 香川県卸売市場活性化基本方針：農業生産流通課

### (1) 計画の概要

## 1) 体系

卸売市場法第6条第1項の規定により、「定めることができる」とされている計画である。当初策定は昭和47年12月であり、その後5年ごとに改訂を重ねて現在の第9次計画に至る。

計画の内容は、「国の策定する卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即したものでなければならない」とされている（卸売市場法第6条第2項）。

卸売市場は、人口20万人以上の自治体でなければ開設できない中央市場と、開設主体を問わない地方市場に区分できる。中央市場は、広域的な生鮮食料品等流通の中核的な拠点とされている。

農林水産省が平成26年7月に公表した「卸売市場をめぐる情勢について」によると、全国の市場開設数は、中央市場67箇所、地方市場1,144箇所である。

卸売市場経由率は低下傾向にあり、例えば青果では、平成元年の83%から平成23年には60%まで低下している。食肉に関しては、もともと卸売市場経由率は高くないのであるが、平成元年の23.5%から平成23年には9.4%まで低下している。卸売市場や関連業者数も減少している。

人口の減少等による食品消費量の低下、環境対応への関心の高まり、販売チャネルの増加、生鮮品の輸出増加など、卸売市場を取り巻く環境は大きく変わっており、市場機能は高度化を求められている。

このような中、平成22年に国の第9次卸売市場整備基本方針が策定された。これに基づき、現方針は、卸売市場の適正な配置などに目標を設けて平成24年3月に策定された。計画期間については、卸売市場法施行令第5条により、概ね5年ごとに定められる国の卸売市場整備基本方針の目標年度までの期間につき定めるものとされていることから、平成27年度を目標年度としている。

策定にあたっては、香川県に先立って作成した他県の計画を参考に作成し、香川県卸売市場懇談会に意見を聴いている。

※議事録を閲覧し、指針について意見を聴いていることを確認した。

## 2) 目的

卸売市場経由率が低下する中、卸売市場がこれまで以上に生産・消費の両サイドの期待に応えられるよう、市場関係者が主体的に取り組むべき卸売市場の活性化に向けた方針として計画策定を行うもの。

## 3) 内容

当計画では、①県産品の取扱割合の低下への対応、②食の安全・安心への対応、③集荷・供給力の強化、④地域の特性を活かした個性的で活力ある流通拠点づくりという香川県卸売市場の課題を踏まえ、活性化に向けた基本的な考え方として、市場関係者による産地育成と県産生鮮食料品等の流通拡大、食の安全・安心に対応した品質管理の高度化、卸売市場関係者の連携強化等の取組を規定している。

また卸売市場の活性化に向けた適正な配置の考え方として、県全域を流通圏とし、青果物、水産物、食肉、花きのそれぞれについて各市場の位置づけや統廃合等を定めている。その他、卸売市場の立地等に関する指標、取引等の合理化に関する基本的な事項、卸売業者及び仲卸業者等の経営の合理化に関する事項（目標年度における従業員一人当たりの取扱金額の水準に関する数値的な目安を含む。）なども定めている。

香川県の特徴としては、県土が狭いため、消費市場を県全体ととらえることができること、また中央卸売市場が高松市に1箇所のみであるが、この1箇所をもって全县を網羅できること等が挙げられる。県内の地方卸売市場数は15箇所である。

#### 4) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」と関連する。

#### 5) 計画策定の効果

現状では、卸売市場について県費での補助金制度はないため、県の財政に対する直接の効果はない。ただし、国の「強い農業づくり交付金」において地方卸売市場への交付金制度があり、当計画の中で地域拠点市場と位置づけられることが交付の要件となっている場合がある。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

計画の進捗については、日常的な卸売市場の監督の中で行うとともに、5年ごとの見直しの際に、香川県卸売市場懇談会において前回の方針の総括を行っているが、計画の文中には、前回の計画の進捗・達成度を記載していない。すでに第9次にわたる計画であり、新たな計画を策定する際は、前回の計画の成果を検討すべきではないかと思われる。

(意見・共通①) 原則として次期の計画に、前回までの計画の評価、実績、進捗状況等について、少なくとも概要程度は記載することが望まれる。

数値目標については、卸売業者における従業員1人当たりの取扱金額の水準を除き、設けていない。

当計画の対象は、第一次的には各卸売市場の自発的努力により行われるものであり、県が財政的な措置（補助金等）を行う事業も予定されておらず、県の計画に数値目標を設けてこれらを推進することは必ずしも適切ではないという判断も合理性はある。

#### 2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画の当初策定は昭和47年、今回で第9次に渡る計画であり、その内容も卸売市場をめぐる情勢の変化に伴って変わってきている。第8次の計画までは、卸売市場の適正な配置に重点が置かれていたが、第9次の計画においては、卸売市場の活性化にも触

れている。

市場活性化に当たっては、合併・提携等による卸売市場の経営基盤の強化が必要になると思われるが、民間等が運営する各卸売市場の経営方針に対し、県が計画をもってどこまで関与・推進できるかについては限界もあると思われる。短期的な成果が上がる分野であるとはいえ、県としては、長期的な観点から取り組んで行くべき課題であると思われるが、他方で県民にこれまでの進捗をわかりやすく説明することも必要であり、次回の計画策定に当たっては、上記のように、今回の計画の成果を検討する項目を設けるべきと考えられる。

## 6.2 香川県酪農・肉用牛生産近代化計画：畜産課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

当計画は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」第2条により、都道府県に策定することができるものとされているものである。当計画の策定が前提となる国庫補助事業があることから、すべての都道府県で策定されている。

国が基本方針を、都道府県はそれに沿って都道府県計画を策定する。さらに、関連する市町でも市町計画が策定される。

当計画は、目標数値等を関係者にヒアリングのうえ策定されているが、議事録としては残されていない。

国の通知に従い、平成22年度から32年度までを計画期間としているが、平成27年3月に国が新たな基本方針を策定・公表したことから、県も新たな計画を策定する。

#### 2) 香川県の状況

香川県は、土地利用面積が狭小であり国土面積の0.5%を占めるに過ぎないが、気象条件にも恵まれ、畜産物の産出額は農業総産出額の約3割と香川県農業の中で大きなウエイトを占めている。しかし一方で、近年は穀物飼料への過度の依存、農家の高齢化や後継者不足、環境面では家畜排せつ物法に対応した適正な管理の実践など様々な課題が顕在化しており、香川県の乳用牛及び肉用牛の飼養頭数は年々減少している。このような状況下で当計画が策定された。

なお、平成25年度における香川県の家畜飼養の状況及び、乳用牛、肉用牛それぞれの飼養頭数・飼養戸数の30年間の推移は下記のとおりであり、飼養戸数及び飼養頭数はいずれも減少傾向にある。担い手の高齢化も原因の一つではあるが、乳用牛については品種改良により1頭当たりの乳量が増加したことも飼養頭数の減少の一因である。

## 2. 家畜飼養の状況

	乳用牛		うち乳用種	豚	採卵鶏	ブロイラー
	肉用牛					
飼養戸数〔戸〕	99	229	104	32	62	33
全国シェア〔%〕	0.6	0.4	1.9	0.6	2.4	1.4
全国順位	32位	29位	15位	30位	16位	16位
飼養頭羽数〔頭、千羽〕	4,890	19,300	12,800	37,600	4,184	2,176
全国シェア〔%〕	0.4	0.8	1.5	0.4	3.1	1.6
全国順位	33位	29位	15位	33位	13位	15位
一戸あたり頭羽数〔頭、千羽〕	49.4	84.3	123.1	1,175.0	67.5	65.9
(全国一戸あたり頭羽数〔頭、千羽〕)	77.5	45.8	151.0	1,809.7	52.2	57.0

資料：農林水産省「畜産統計」

注1：採卵鶏の飼養戸数は、種鶏のみの飼養者及び成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値である。

注2：採卵鶏の飼養羽数は、成鶏めすの数値である。

注3：ブロイラーは、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

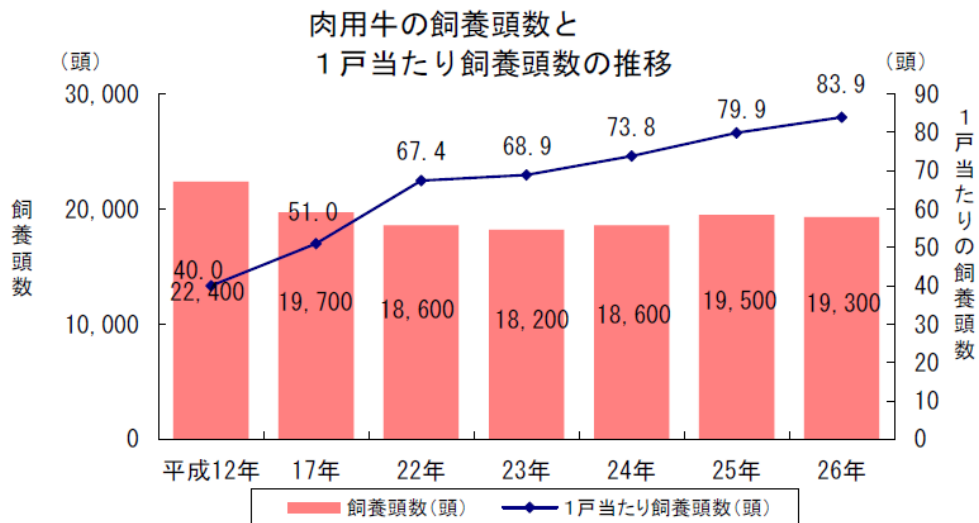
注4：乳用牛・肉用牛は(平成27年2月1日現在)、豚・採卵鶏・ブロイラーは(平成26年2月1日現在)を使用。

### ○肉用牛

本県は「讃岐牛」に代表されるように、優れた肥育技術を有する肉用牛の生産県である。

飼養戸数は小規模層を中心に減少しているが、飼養頭数は微増傾向にあり、平成26年の一戸当たりの飼養頭数は83.9頭と増えており、全国平均以上に規模拡大が進んでいる。

平成23年度から、「オリーブ牛」のブランド化を推進し、平成26年度のオリーブ牛生産頭数は1,746頭で、約3割が首都圏及び京阪神へ出荷されている。



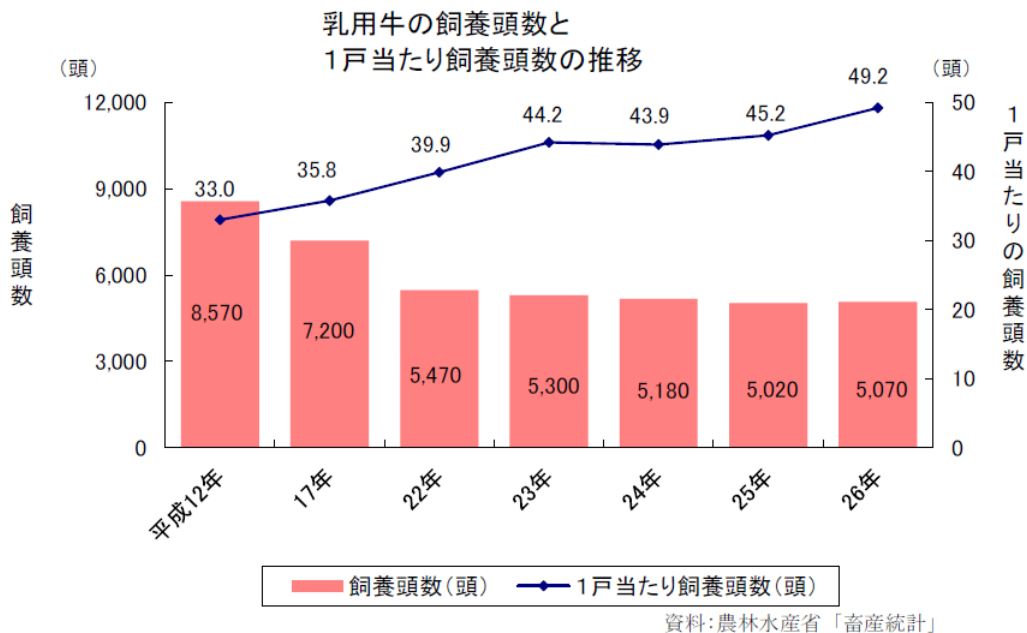
### ○乳用牛

本県の酪農は、典型的な水田酪農であり、経営面積が狭いなど多くの厳しい条件のもとにおかれているが、酪農家の努力と高い技術により発展をとげてきた。

飼養戸数は小規模層を中心に減少し、飼養頭数も減少しているものの、平成26年の一戸当たりの飼養頭数は49.2頭と総じて増加傾向にある。

生乳については、需要に見合った計画的な生産がなされ、ほとんどが飲用牛乳向けに処理されている。





(統計で見る香川の農業・水産業 平成 27 年度版より抜粋)

### 3) 目的

酪農、肉用牛生産の健全な発展と乳牛・乳製品、牛肉の安定供給に向けた取り組みや施策の方向を示すため、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針等について、国が基本方針を、都道府県が都道府県計画を策定するものである。また、県内の酪農・肉用牛関係者において、方向性を共有する目的もある。

### 4) 内容

当計画は、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領に基づき作成されており、生産目標や自給率の向上等について等が記載されている。

### 5) 他の計画との関連

市町においても酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領に基づき酪農肉用牛生産について市町計画を策定している。市町との連携については、策定作業年において年数回会議を開催するとともに県計画の素案を提示すること等により情報を共有している。

### 6) 計画策定の効果

強い農業作り交付金等、国の補助事業は市町計画策定が前提となっており、都道府県計画も同様である。

### 7) 計画に係る予算額

当計画に関連する予算の推移は次のとおりである。

	(単位:千円)				
	H24	H25	H26	H27	合計
酪農関係	3,207	2,896	2,638	6,506	15,247
肉用牛生産関係	24,311	31,009	32,303	34,697	122,320
合計	27,518	33,905	34,941	41,203	137,567

## 8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開 / パブリックコメント：実施

(意見) 当計画を記した PDF ファイルが県ホームページに掲載されているが、その他にはタイトル、根拠条文、担当課及び問い合わせ先があるのみで、ファイルを開かなければその内容は把握できない。畜産関係者以外が触れることは少ないとはいえ、ホームページに掲載するのであれば、掲載方法には改善が望まれる。

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

当計画には、数値目標が設定されているが、基準年（平成 20 年度）と比べて数量が減少しているものもある。これは対策を講じなければ目標数値よりさらに減少が見込まれるため、減少の幅を一定範囲内に抑えるという目標とのことである。成果の検討は新たな計画の策定時（5 年毎）に実施している。

目標数値と現状は、県のホームページに「香川の畜産」が公表されており、当計画における目標数値と直近の数値が列挙されている。次表は、その一部の抜粋である。

指数		平成 20 年度	平成 32 年度	直近の数値	
生乳生産数量	生産量(トン)	36,688	34,797	平成 24 年度	35,700
乳牛飼養頭数	総頭数(頭)	6,040	5,000	平成 26 年度	5,070
肉用牛飼養頭数	総頭数(頭)	18,500	18,000	平成 26 年度	19,300

成果の検討は 5 年毎に実施しており、計画の目標数値と実績の比較についてはその際に実施されると思われる。これらの結果は、中四国ブロックの農政局がとりまとめ、国に報告している。

目標数値と実績比較については情報として公表されているが、ホームページ上で計画が記載されているページと結果が掲載されている「香川の畜産」のページがリンクしていない。

数値の把握が実施されていることが明確になるよう、掲載方法の工夫が望まれる。

また、計画年度途中においても目標の進捗状況に関してコメントも行うことが望ましい。

(意見・共通⑧) 計画に対して実施した施策とその効果の分析結果は、計画と関連づけて県のホームページで公開することが望まれる。

#### 2) 計画の目的との整合性・課題等

香川県では、県農業の約 3 割を畜産物の算出額が占めており、これは品種改良や畜産農家の努力に支えられているとされているとのことである。

近年ではオリーブ牛の普及も進んでおり、高付加価値化・ブランド化という当計画の目標のひとつが、目に見えて成果として現れているものとする。

ただし、現計画の前提である国の基本方針には、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)

の動向は明示されていない。交渉の結果如何によっては、県内の酪農農家も影響を受けることは避けられない。そのような場合、国の方針を受けて県としてはどのような方向に計画の見直しを行うのか、という点について、今まで以上に分かりやすい酪農・肉用牛の生産に関する県としての方向性を適時に示すことを期待する。

### 6.3 家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画：畜産課

#### (1) 計画の概要

##### 1) 体系

当計画は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下、この項では「家畜排せつ物法」という。)第8条により、都道府県で策定することができるものとされているものである。当計画の策定が高度化施設整備計画の認定を行う際の前提であることから、ほぼすべての都道府県で策定されている。

当計画は、国の通知により、平成22年度から27年度までを計画期間とされ、平成28年度から37年度までを次期計画期間として策定される。

同法の制定前には、家畜排せつ物の保管方法等については法律による規制がなく、排せつ物の野積みや素掘りが行われていたが、臭気による住環境への悪影響や衛生上の問題が発生し、環境に対する配慮が求められたことから家畜排せつ物法が平成11年に策定された。

法定後、猶予期間5年を経て一定規模以上の畜産農家については家畜排せつ物の処理施設を整備することが求められた。当時、香川県でも家畜排せつ物処理施設を設置していない農家があったが、平成16年頃までには、国や県からの補助を受けながら、家畜排せつ物の処理施設の整備が図られたとのことである。

##### 2) 目的

平成20年に策定された当計画は、施設の整備がひと段落したことから、計画の目標をたい肥の有効利用へと移行して策定されている。

(意見・共通⑩) 原則として次期の計画に、前回までの計画の評価、実績、進捗状況等について、少なくとも概要程度は記載することが望まれる。

##### 3) 内容

当計画は、家畜排せつ物の利用及び整備に関する目標、家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する事項等で構成される。これは国が制定する家畜排せつ物法第7条に基づく「基本方針」とほぼ同じ内容である。

##### 4) 計画策定の効果

当計画を策定により、畜産業者は処理高度化施設の整備にあたり、低利の資金調達を行うことができる。ただし、当計画の期間内に指定を受けた者はない。法律施行から5年間の猶予期間の間に設備投資が集中して行われたこと、及び市場金利が低金利とな

っていること等から利用が少ないものと考えられる。

5) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

継続して家畜排せつ物が適切に処理され、有効利用が行われることを目標としているが、計画には指標となる数値目標は設定されておらず、成果を図ることはしていない。しかし、国からの要請もあり、家畜排せつ物の利用や家畜ふん尿処理施設に関する実態調査は行われ、5年毎に目標と実績の比較を行ない、次の目標設定の参考にしている。平成27年3月に国の新しい基本方針が策定され、現在県計画の見直しを行っているところである。

(意見・共通⑤) 計画に沿って実施された取組みについて、また、指標があるものについては指標の実績についても毎年など一定期間ごとに評価・分析されることが望まれる。

公表されている計画については、これらの評価・分析結果についても、県ホームページに計画と関連付けて公表することが望まれる。

2) 計画の目的との整合性・課題等

この計画が策定された当初の主目的は家畜排せつ物の処理施設整備であったが、その目標は概ね達成されている。

一方、家畜排せつ物の利用は、循環型農業にとって必要不可欠であり、かつ環境にも配慮する上で必要であると考えられるが、コスト等を考えると民間に任せるだけでは促進が難しく、行政が積極的に関与すべき分野であるといえる。その意味において当計画の必要性は高いと考えられる。

6 4 獣医療を提供する体制の整備を図るための香川県計画：畜産課

(1) 計画の概要

1) 体系

当計画は、獣医療法第11条に都道府県で策定ができるとされており、策定する場合には、国が定める「獣医療を提供する体制を整備するための基本方針」に即して策定される。個々の診療施設が策定する診療施設整備計画の認定を行う際には当計画の策定が前提であることから、ほぼすべての都道府県で策定されている。

香川県の計画は、外部委員会等は設置しないが、獣医師や農済組合などの関係者に対してヒアリングを行った上で策定される。

当計画期間は、国の通知により、平成23年度から32年度までの10年間とされており、他の計画は5年が多く、10年の場合には、中間点を設けて見直す計画が多いが、

そのような規定もなく、比較的長期間の計画といえる。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

## 2) 香川県の特徴等

産業動物分野の獣医療については、畜産経営の飼養規模が拡大し、群管理形態が進み大規模な疫病発生も予想されることから危機管理体制の強化が求められている。また、安全で良質な畜産物の安定供給に対する消費者の関心が高まり、産業動物に関わる獣医師の社会的役割が大きくなっている。

一方で、獣医学生の小動物診療への志向が顕著であり、産業動物分野及び公務員分野の担い手は少ないのが現状である。

地方においては獣医師が全国的に不足しており、産業動物分野の獣医師をいかに確保するかが課題となっている。なお、香川県では、診療所の数は充実しており、診療施設の設備更新をいかに図っていくかが課題とのものである。

## 3) 目的

産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保、診療施設の整備、獣医療関連施設の機能・業務の連携及び獣医療に関する技術の向上、その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項を定める。

## 4) 内容

獣医療の現状を前書きとし、産業動物分野及び公務員分野の獣医療に関する地域区分を明らかにした上で、各地域において目的を達成するための目標を示している。

## 5) 他の計画との関連

国の計画に即して策定される。また、「香川県農業・農村基本計画」を踏まえ、適切な獣医療の提供を通して、家畜生産性の向上や家畜伝染病の適確な防疫措置、消費者ニーズにあった安全で良質な畜産物の安定供給を図ることとしている。小動物分野においては、生活衛生課が担当する「香川県動物愛護管理推進計画」と関連し、そこでイベントやポスターの作成を行っている。

## 6) 計画策定の効果

都道府県知事の認定を受けた診療施設整備計画に基づき、施設の整備を行う産業動物開業獣医師、農業共済団体等に対し、(株)日本政策金融公庫から診療施設の整備のために必要な長期低利の資金の貸付を実施している。獣医療を提供する体制の整備を図るための計画は、都道府県が診療施設設備計画の認定を行う前提となっている。

## 7) 県ホームページへの掲載等

ホームページ：非公開

(意見) 農林水産省のホームページには、獣医療法に基づく都道府県計画の策定状況についてとりまとめたページがあり、各都道府県が策定した計画へのリンクも掲載されているが、策定している45道府県のうち、香川県を含む8県が空欄となっている。国は、県ホームペ

ージによる公開を予定しているものと推測する。

また、当計画の目標の一つである獣医師の確保は県全体から見ても重要な課題であるにもかかわらず、県民に十分理解されていない現状を鑑みても、当計画を掲載するとともに、獣医師確保の重要性をアピールすることが必要であると考えます。

## (2) 内容の検討

### 1) 計画に基づき実施される事業

目標を達成するために他の組織（獣医師会や農業共済組合等）と連携して、学生へのPR活動や、女性獣医師の確保へ向けた環境整備、再就職支援を促すための案内の送付等の施策を行っている。また、農業系高校の畜産専攻者を対象に、家畜伝染病予防など家畜保健衛生所の業務について、高校で飼育している家畜を対象とした家畜伝染病立入検査時にあわせてPRを行っている。

### 2) 成果の検証

獣医師の確保状況採用については毎年集計を行い国へ報告している。

数値目標としては、産業動物診療施設に関しては、開設状況は記載されているが、施設数は充足していると考えられているため、目標数値は設けられていない。

獣医師数については、平成32年の予測家畜数などにより算出された産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保目標が、平成23年時点の123名に対して、平成32年で117名と示されている。

現況を確認したところ、次の表に示すように、平成32年度までに家畜数が減少するとして当初の予測に対し、平成26年2月現在までは減少していたが、平成27年2月現在では、家畜衛生単位は増加に転じていた。ここ数年の飼養頭羽数の増減動向は産業動物分野でも、獣医師の見込みが変化することが予測されることから、確保目標に影響する状況であると判断し、平成27年度報告書作成現在では、計画の変更が検討されている。

(意見) 計画の目標設定に関しては、家畜の飼養頭羽数の推移の予測数値の現況について定期的に検証し、計画の変更が必要ではないか、関連団体や県庁内の関係部署と十分に連携しながら検討する必要がある。また、その検討過程を記録し、変更手続きを行う際に、あわせて公表する必要があると考える。

(家畜の飼養頭羽数の推移)

	平成21年	平成25年	平成26年	平成27年	平成32年
		2月1日 現在	2月1日 現在	2月1日 現在	予測
乳用牛	5,537	5,020	5,070	5,404	5,000
肉用牛	18,306	19,500	19,300	19,063	18,000
豚	37,003	38,300	37,600	38,549	40,000
採卵鶏	6,437,238	6,012,000	5,311,000	5,989,721	6,000,000
ブロイラー	1,560,619	1,841,000	2,176,000	2,213,700	2,000,000
家畜衛生単位*	111,222	110,710	106,760	114,211	111,000

\*家畜衛生単位：大きさの異なる種々の家畜数を総合的に表示するための単位

※平成21年：畜産リクルート支援事業調査（民間調査）

※平成25・26年2月1日現在：農林水産省の農林水産統計年報

※平成27年2月1日現在：家畜伝染病予防法における定期報告

※平成32年：香川県酪農・肉用牛生産近代化計画書

獣医師の確保状況については、隔年で国に報告を行い、その結果は農林水産省のホームページに掲載されている。

(意見) 獣医師の確保数については、計画の内容に即した目標数値であり、農林水産省の公表にあわせ、県の計画を掲載したホームページに、実績として関係づけられる表示を行うことが望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

獣医療を提供する体制の整備を図る上で、もっとも大きな課題は産業動物分野及び公務員分の獣医師の確保であると考えられる。当計画策定の契機となった口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の予防に獣医師は欠かせない存在であり、当計画が策定された意義は大きい。

また、香川県として獣医師の確保に努めることはもちろん重要であるが、伝染病の発生等有事の際には他の県の獣医療提供施設や獣医師との連携も図り対応していくことであると考えられている。

獣医療法に示される都道府県計画の中には明示されていないが、その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項の一つとして、他県とどのような連携を図るのかを明らかにすることも重要であると考えられる。

## 6.5 香川県老朽ため池整備促進計画 ー第10次5か年計画ー：土地改良課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川県は、古くから渇水に悩まされてきた。農業は、雨水や河川水を溜めたため池に

依存してきた。香川用水の開通により、水不足は劇的に改善されたものの、ため池への依存度は依然全国平均に比べ高いとのことであり、ため池の適切な保全が求められている。また、香川用水を取水するにしても、ため池の貯水量を保持し、そのうえで足りない部分を香川用水に頼ることとされたとのことである。

このような事情を背景にして、昭和 42 年にはため池の保全に関する条例が施行され、ため池台帳も作成され、対応が必要なため池を把握することが出来るようになった。

この台帳をもとに、老朽化したため池を計画的に整備するために、昭和 43 年から 5 年間で計画期間として老朽ため池整備促進計画が策定され、順次更新されてきた。現在の第 10 次計画は、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間で計画期間とする。東日本大震災を受け、平成 12 年新基準以前に補修された大規模ため池について耐震診断を行うこととし、防災の視点を入れた計画に再編されている。

計画策定にあたり、県では過去の整備状況を整理するほか、土地改良事務所の職員が、ため池を実際に見て回り、老朽度を A－C の 3 段階で評価する。(A ほど対応が必要＝老朽化している。)

ため池整備の農家負担率は 2 から 7 % 程度であるが、ため池の防災対策を積極的に推進する観点から、1 ～ 2 % 程度と低く設定され、差額は県及び市町において助成している。

平成 12 年時点の調査によるため池数は 14,600 であるが、このうち第 10 次計画開始時点で、対応が必要なため池数は 1,260 である。

## 2) 目的

第 10 次計画では、対応が求められる老朽ため池を計画的に整備する「老朽ため池の整備」に加え、防災の視点から、「大規模ため池の耐震化整備の推進」と「中小規模ため池の防災対策の促進」を加えた三本柱を基本方針として計画を策定している。

## 3) 内容

1 次から 9 次までの計画の概要と実績、ため池の現状分析、当計画の考え方、当計画期間の整備計画という項目が記載されている。

事業の内容は次のようなものである。

項目	事業量(箇所)	事業費(百万円)
A 評価のため池の全面改修	170	9,200
B 評価のため池の部分改修	200	1,600
①ため池改修事業小計	370	10,800
②大規模ため池の耐震化整備の推進	67	4,000
③B 評価中小規模ため池の防災対策の促進	100	200
合計	537	15,000

このうち、①は従来から実施されてきた老朽化対策であり、②は、199 の大規模ため池のうち耐震性の確認ができていない 137 について耐震調査し、耐震化が必要とされる場合に整備する事業であり、箇所数を 67 と予測して計画されたものである。



③は、B評価のうち、貯水量が5,000m<sup>3</sup>以下のため池について、ため池の状況のほか、水利権者など他の状況も勘案して事業方法を決めつつ実施される。

4) 他の計画との関連

「せとうち田園都市香川創造プラン」及び「香川県農業・農村基本計画」に関連する。  
また、「香川県総合水資源対策大綱 2011」では、安定した水資源の確保と供給政策の重要な一部として、当計画が組み込まれており、老朽ため池の整備箇所を平成27年度までに3,445箇所とするという指標が設けられている。

5) 計画策定の効果

今後の事業費を明確にする意義はあると思われる。計画策定前に5年間に整備が必要と思われるため池を洗い出す作業を行っている。

6) 計画に係る予算額

ため池の計画的整備の実施のための計画であり、計画対象期間（5年間）の事業予算額は150億円である。

平成27年度の予算額は、ため池緊急防災対策等事業費1,185,770千円、ため池の整備2,278,592千円である。

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

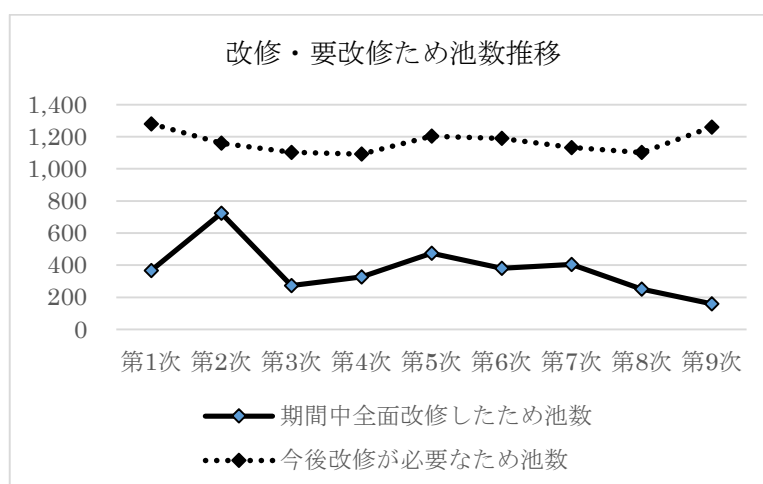
1次から9次の間のため池数に関する実績は、第10次計画に記載されている。このうち、全面改修数は次のとおりであるが、この他に、部分改修も実施されている。

(単位：箇所)

計画	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	8次	9次	合計
当初要対応	1,570	1,280	1,159	1,103	1,092	1,203	1,189	1,133	1,102	1,570
期間中増加	77	602	217	316	585	366	348	220	318	3,049
全面改修	367	723	273	327	474	380	404	251	160	3,359
期間末要対応	1,280	1,159	1,103	1,092	1,203	1,189	1,133	1,102	1,260	1,260

対応が必要なため池でも、地元との調整が難航するなどの理由で、事業の申請が行われないため池もある。

計画期間中の調査などにより、新たに対応が必要とされるため池があるため、要対応ため池数はあまり減少していない。これに対し、改修数は減少しているが、容量の大きなため池や、緊急対応が必要なため池については、計画の当初に対応されているとのことである。



改修実績は、毎年記録され、ため池に関する管理台帳に反映され、計画と実績について対比するとともに、次回の計画は、現況に基づき諸事情を勘案して作成される。

中期計画として策定されるが、実際には毎年計画内容が見直され、実施箇所を決定している実態にある。

香川県の規模別貯水量は次の表のようなものであり、大規模ため池 199 で貯水量の約3分の2を占めている。

区分	大規模	中規模	小規模	合計
数	199	5,820	8,600	14,619
数比率 (%)	1.4	39.8	58.8	100.0
貯水量(千 $\text{m}^3$ )	94,219	48,833	3,002	146,054
貯水量比率 (%)	64.5	33.4	2.1	100.0

第10次計画開始時点で、A～C評価されたため池数1,260の規模別区分は次のとおりであり、最も老朽化しているAと判断されたもののうちに、大規模ため池はない。

(老朽化ため池数と見積もり事業費)

(単位：百万円)

区分	大規模	中規模	小規模	合計
数	19	963	278	1,260
うちA評価	0	136	34	170
事業費	2,560	36,324	4,181	43,065
うちA評価	0	8,310	894	9,204

第10次計画を実施することにより、大規模ため池の耐震化工事は完了するが、数の上での整備率自体は、次のように、あまり変わるものではない。

区分	大規模 (10万 $\text{m}^3$ 以上)	中規模		
		(10万 $\text{m}^3$ ～5万 $\text{m}^3$ )	(5万 $\text{m}^3$ ～5千 $\text{m}^3$ )	(5千 $\text{m}^3$ ～1千 $\text{m}^3$ )
終了時整備率 (%)	100.0	100.0	69.6	28.0
開始時整備率 (%)	100.0	100.0	64.7	26.9

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、香川県で独自に策定しているものである。

計画により、ため池の望ましい維持管理水準を定め、整備の方針を定めている。実際は、計画策定にあわせ、ため池の現況を見直し、維持管理に必要な事業をとりまとめ、5年間に行う事業を積み上げて合計した結果を示し、計画にしたものといえる。

県の他の計画では、老朽化ため池の補修数だけが表示されていることから、貯水量ベースでは相当の改修が進んでいるにもかかわらず、ため池の補修が進んでいないかのような印象を与えることも考えられる。

(意見) 貯水量ベースでの改修の進捗度及び計画との実績比較を県ホームページに掲載することにつき、検討が望まれる。

## 6.6 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針：農村整備課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

農業は、第一次産業に位置づけられ、生鮮食品を供給する産業であるが、近年、農業者の高齢化と中山間部を中心としての耕作放棄地の増加が課題とされている。産業としての役割のほかに、例えば水田は夏期の気温上昇を抑え、ため池や田畑は、洪水時に水を溜めることで治水機能を持ち、また伝統的な季節の催事は農業に根ざすものが多いなど、農業の多面的機能に注目し、その維持のために公費が投入されてきた。この公費投入は、日本型直接支払制度によっており、平成27年4月1日に農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行され、この法律を根拠として香川県は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を策定した。

策定にあたっては、国から出された策定ガイドラインに沿って、国の基本指針に即して、法令に基づき、必要事項を記載して作成され、市町に意見照会を行った。パブリックコメントは、制度対象外のため行われていない。

また、策定時には外部委員等の関与はない。なお多面的機能支払交付金制度について、活動の点検・評価を行い、香川県多面的機能発揮促進協議会に対する適切な指導・助言を行う中立的な第三者機関である「香川県多面的機能支払事業推進委員会」が設置されている。最近では平成27年8月に開催されており、一般傍聴も可能である。

#### 2) 制度

平成12年度から中山間地域等の農業生産活動に関する支援、平成19年度から農村環境の向上に向けた活動に対する支援、平成23年度から、緑肥の作付け等の環境保全型農業を行う農業者等の組織に対する交付金の直接支払(日本型直接支払制度)の支援が予算措置により実施されていたが、同法施行後は法律上の安定した制度として位置づけられた。

当計画は、同法第5条第1項の規定に基づくものである。策定は任意であるが、四国の他の3県を含め、多面的機能発揮促進事業を実施する全ての都道府県で策定されて

いる。

同法では、国の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針（基本指針）」に基づき、都道府県が「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（基本方針）」を策定し、さらに市町が「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（促進計画）」を策定する（後二者は任意策定）とされている。

農業者団体等は、事業計画を作成し、促進計画に基づく市町の認定を得ると、事業計画に基づく取組みに対する支援を受けることが出来る。

例を挙げれば、多面的機能支払交付金農地維持支払において、市町は、農地を農地として維持していくための地域資源の基礎的保全活動を行う農業者等の組織に対して、農振農用地区域内の農用地等について、毎年 10a あたり、田には 3,000 円、畑には 2,000 円、草地には 250 円をそれぞれ活動組織に交付する。この交付金のうち国が 2 分の 1、県と市町は残額を折半し支援する。

### 3) 目的

基本方針の目的は、下記のとおりである。

- ・地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援し、多面的機能の発揮の促進を図る。
- ・中山間地域等の条件不利地域においては、中山間地域等の耕作放棄地の発生を未然に防止し、多面的機能を維持するため、農業生産活動の継続的な実施を支援し、多面的機能の発揮の促進を図る。
- ・環境保全型農業については、エコファーマー制度等の推進を図るとともに、環境にやさしい農業に取り組むため、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を支援し、多面的機能の発揮の促進を図る。

### 4) 内容

事業の実施を推進すべき区域の基準、市町の促進計画の作成に関する事項（区域、目標年次など）等が定められている。

また県において、県内における同法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価等を行うための第三者委員会を国の基本方針において設置するものとされている。

### 5) 他の計画との関連

県の基本方針に則して市町の促進計画が策定される。

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」及び「農業・農村基本計画」が関連する。

### 6) 計画策定の効果

日本型直接支払制度の実施の根拠となり、県内の農業振興地域を有する 8 市 7 町で促進計画を策定している。

### 7) 計画に係る予算額

農業の多面的機能の維持に関連する平成 27 年度の予算額は 1,234,717 千円であり、その内訳は次のとおりである。

①多面的機能支払事業（863,361 千円）

農地維持支払（354,000 千円） 水路、農道等の基礎的環境保全活動など

資源向上支払（471,000 千円） 水路、農道等や農村環境の質的向上、施設の長寿命化等

推進事業費（38,361 千円）

②中山間地域等直接支払事業（364,287 千円）

中山間地域等直接支払交付金（352,904 千円） 中山間地域等において、集落協定等に基づき、農業生産活動等を 5 年間以上継続して行う農業者等に対して取組面積（農振農用地）に応じて支援する。

中山間地域等直接支払推進交付金（11,383 千円）

③環境保全型農業直接支援事業（7,069 千円）

化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等へ支援する。

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 啓発・イベント

パンフレットや各市町での事業制度の説明会などにより、農業者等に向けた啓発を行っている。推進のための予算として平成 27 年度は国から交付される推進交付見込額 80 万円を含む 110 万円を計上している。（平成 27 年度の国からの推進交付決定額は 61 万 8 千円であった）。

2) 成果検討

当計画は基本方針であり、具体的な目標は定められていない。県においては、農業・農村基本計画の中で、農地や農業用施設などの保全に取り組む組織について、平成 22 年度の 661 組織から 5 年間で 730 組織に増やす（5 年で 1 割程度の増加）という目標が掲げられている。

この数値目標については、平成 26 年時点で組織数が 815 となり、すでに目標を達成している。もっとも、組織の規模は様々であるため、組織数よりも、保全された農地面積などの指標が適当であると思われる。

この点につき、次期の農業・農村基本計画においては取組面積による目標設定を検討中とのことである。

(意見) 公開している指標については、指標と実績を対比し、分析を行い、併せて公開することが望まれる。これにあたり、指標としている組織数に加え、その組織が実際に取り組ん

だ面積についても検討し、分析の項に記載することが望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は平成 27 年度が初年度であるが、その対象とする日本型直接支払制度はこれまでの取組実績があり、新法によって法律上の位置づけの明確化が図られたものである。

数値目標は法令により当計画で規定すべき事項ではなく、当計画においては設けられていないが、別途農業・農村基本計画において、農地や農業用施設などの保全に取り組む組織の数として指標が設けられている。今後、当該数値目標の設定方法、目標の進捗を踏まえた見直しなどが実施されていくと思われる。

## 6 7 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画：水産課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

当計画は、沿岸漁場整備開発法第 7 条の 2 に基づき、各都道府県が策定することができる計画である。国の定めた基本方針の内容と調和を図りつつ、沿岸漁場の生産力の増強に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聞いて策定される。

#### 2) 香川県の状況

香川県の海面漁業生産量は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半に 5 万トンを超えていましたが、漁船や漁具の大型化、省力化などによる漁獲努力量の過剰な増大や、沿岸域の都市化・工業化に伴う漁場環境の悪化等により減少を続け、近年はピーク時の半分程度で推移している（当計画前書きより）。例えば、県の重要な魚種のひとつであるサワラは、昭和 50 年以降、昭和 61 年に 1 千トン余りの漁獲をピークに、急激に減少し、平成 10 年には 18 トンまで減少した。

このような状況を踏まえ、県では栽培漁業の推進が進められており、水産動物の種苗生産や放流、育成に関する指針を当計画で定めている。

香川県は栽培漁業の先進県であり、香川県が中心となって周辺の 10 府県と連携して広域回遊魚であるサワラの栽培漁業育成に取り組んでいることもあり、計画を策定することは必要であると思われる。

計画の策定は、海区漁業調整委員会に諮問するとともに、水産審議会及びその下部組織の専門部会の協議も経て意見を聴取した上で策定する。計画策定に当たって、外部委託及びパブリックコメントは実施していないが、漁業関係者に対するアンケートを実施し、放流の対象とすべき魚種の選定や数量などの策定の参考としている。

現在の計画は、平成 27 年度から 33 年度までの 7 年間を計画期間とする第 7 次計画である。従来の計画期間は 5 年間であったが、国の第 7 次基本方針が 7 年間を期間としたため、これに合わせたものである。

### 3) 目的

水産資源の維持・増大を図り、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に資する。

### 4) 内容

水産動物の種苗生産や放流、育成に関する指針を定め、対象とする種類の数量や大きさ、技術開発に関する目標や課題等を策定している。

### 5) 他の計画との関連

県の水産業基本計画における「環境変化に対応した水産物の安定供給体制づくり」のうち、栽培漁業について詳細を定めた計画である。

### 6) 計画に係る予算額

当計画に関連する予算は次のとおりである。

(単位 千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	合計
種苗生産業務委託事業	104,617	120,881	107,281	109,787	113,009	555,575
種苗売却収入額(*)	42,181	41,135	41,187	43,884	46,061	214,448
差引	62,436	79,746	66,094	65,903	66,948	341,127

(\*種苗売却収入を業務委託費に充当)

当該業務は、公益財団法人香川県水産振興基金に委託している。当該法人では水産動植物種苗の生産配布及び放流並びにその研究開発等栽培漁業に関する事業を主に行っており、専門的な業務内容であることから委託している。

### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

## (2) 内容の検討

### 1) 啓発・イベント

施設の見学や、放流の際に地元の小学生に参加してもらうなど、啓発活動を行っている。これらのイベントについて外部委託は行っておらず、水産課で実施している。

### 2) 成果の検証

数値目標及び、技術的な進捗状況を目標値として定め、目標と実績の比較を行うとともに現状の課題を洗い出し分析を行っている。「香川県の栽培漁業の現状と今後」としてとりまとめて、県ホームページに公表している。

この数値目標は実施目標であり、栽培漁業の結果としての漁獲高ではない。また、国から目標値の指針が出されているわけではなく、広域の魚種については、現状維持か増量かといった方向性は示されるが、数量的なものはない。

県では、生産設備の規模や、漁業関係者からの意見も踏まえて現実的な目標数値を定め、これを水産審議会の専門部会における議論を経て決定している。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

平成10年に18トンまで漁獲量が減少したサワラは、平成24年には568トンまで回復している。これは、種苗放流及び別計画における漁獲量の制限に取り組んできた成果であり、生物資源の確保について一定の成果を挙げている計画であると考えられる。

また、計画の成果もレポートにまとめられており、現在どのような魚種の栽培漁業が進んでおり、目標に達していない場合はどのような原因があるのかという点についても明らかにしている。

## 6.8 香川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画：水産課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

当計画は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条により策定が求められる計画である。同法により、国が策定する「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」には、科学的見地に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を図ることを目的として、資源管理の施策が記載されている。当計画は、国の基本計画に基づき、香川県に割り当てられた漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）について、知事管理量（努力量）を定め、適切な管理措置を講ずるための計画である。

国の計画に即して、法令に基づき、必要事項を記載して作成される。国が策定する基本計画の数量の見直しが毎年行われることから、当計画も毎年見直される。

策定にあたっては、毎年海区漁業調整委員会に諮問して、答申された後に農林水産大臣に承認を得る。

#### 2) 目的

香川県の海洋生物資源の適切な保存及び管理を測るため、国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）の香川県のへの割当数量について適切な管理措置を講ずることを目的とする。

#### 3) 内容

海洋生物資源の保存及び管理に関する方針及び、漁獲可能量、漁獲努力可能量について香川県に定められた数量及び採捕の種類とその期間に関する事項が記載されている。

漁獲可能量は、第一種特定海洋生物資源である7魚種を対象として設定されるが、このうち香川県では主にまあじ、まいわし、まさば及びごまさばの3種が漁獲されている。香川県ではまあじについて漁獲可能量が定められている。

また、漁獲努力可能量は、年間の漁獲努力量（漁法、海域、期間ごとの出漁隻日数）の上限を定めるもので、第二種特定海洋生物資源の9魚種が対象であり、このうち、香川県ではさわらについて定められている。

※「第一種特定海洋生物資源」とは、排他的経済水域等において、漁獲可能量を決定す



ること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であって、政令で定めるものをいう。

※「第二種特定海洋生物資源」とは、排他的経済水域等において、漁獲努力可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であって、政令で定めるものをいう。

#### 4) 他の計画との関連

国の基本方針に即して策定される。県の他の計画と直接関連しないが、「水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」生産、育成及び放流を管理し、当計画で漁獲量を制限しているという関係にある。

#### 5) 計画策定の効果

法に基づいて策定される計画であり、香川県資源管理指針に基づく資源管理計画措置の前提となっている。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

各魚種の漁獲量を魚市場や漁協から集計し、一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告している。

漁獲高を制限するための数値目標であることから、目標を超過しないことが求められる。数値目標に対する実績は毎年集計しており、まあじ、さわらともに計画数量を超過していない。

平成 26 年漁期 漁獲可能量 (TAC) 実績 ーまあじ

(漁獲可能量 (TAC) および採捕実績の推移 水産庁より)

	漁獲可能量	採捕実績
香川県	若干※	52 トン
全国	234,200 トン	137,781 トン

※100 トン以上の実績はあるものの、資源に対する圧力が認められる場合若干と定められている。

平成 26 年 サワラ漁獲努力可能量(TAE)管理の実施状況 (水産庁 HP より)

	漁獲努力可能量	採捕実績	消化率
香川県	10,440 隻日	5,576 隻日	53%
全国	121,461 隻日	17,939 隻日	15%

#### 2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、国として定められる海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針に基づいて定められたものである。漁獲量や漁獲努力量 (漁法、海域、期間ごとの出漁隻日数) について、都道府県単位で定められることから、県としてはそれを計画として毎年

立案することになる。本来は、当計画で年度ごとに設定する漁獲高の上限を超過しないような日常的な管理が必要であると思われる。しかし、香川県で管理対象となる魚種の漁獲量は日本全体からみると少なく、毎年上限額を下回っていることから、毎日の漁獲高報告を積み上げて漁を制限するなどの日常管理は行われていない。

## 6.9 圏域総合水産基盤整備事業計画：水産課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

当計画は、漁港等の整備を行う場合には、水産物供給基盤整備事業実施要領の運用第2の2の規定に添って策定が求められる計画であり、策定後は水産庁長官に届け出る。計画の内容は、漁港漁場整備法に基づき策定される国の第3次漁港漁場整備計画に即するものとされる。その第3次漁港漁場整備計画は、重点的に取り組む課題を①災害に強く安全な地域づくりの推進、②水産物の安定的な供給・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進、③豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進、の3課題として、目指す主な成果及び事業量を設定し、計画的に漁港漁場整備事業を推進することとしている。

当計画は、国の計画に即して、法令に基づき、必要事項を記載して作成される。香川県では、漁港関連はすべて市町が管理しているため、県は、状況の把握に努め、さらに市町と十分協議を行い、水産審議会及びその漁港漁場整備部会で議論のうえ、策定を行っている。

※平成24年の漁港漁場整備部会議事録を閲覧し、圏域総合水産基盤整備事業計画について承認されていることを確認した。

なお、当計画は国の漁港漁場整備計画と同じ期間とすることが求められるため、平成24年度から28年度を計画期間としている。

#### 2) 香川の状況

香川県は約700kmに及ぶ海岸線沿いに92の漁港が開けている。その規模は概して小規模であり、内訳は第2種漁港が6港、第1種漁港が86港となっており、漁港はすべて市町管理である。香川県では、県内を5つの圏域に分け、漁港漁場整備計画で示された課題に対処すべく圏域ごとの総合計画の策定を行っている。

今までの漁港漁場整備事業における投資額及び港別の陸揚量は次のとおりである。

漁港名	投資額 (*1)	港別陸揚量及び陸揚金額(*2)			漁港名	投資額 (*1)	港別陸揚量及び陸揚金額(*2)		
		漁獲量	陸揚量	陸揚金額			漁獲量	陸揚量	陸揚金額
	(百万円)	トン	トン	(百万円)		(百万円)	トン	トン	(百万円)
伊吹	2,853	294	1,541	816	高松	419	3,303	3,303	不明
小田浦	1,215	256	36	23	生里	344	120	120	64
唐櫃	1,197	919	913	249	積浦	309	3,560	1,615	416
四海	843	355	42	197	浦生	270	1,399	1,399	不明
引田	598	3,807	3,807	2,327	その他	3,038	18,290	8,734	4,013
庵治	517	3,449	3,449	1,271	合計	11,609	35,747	24,956	9,376

\*1 漁港漁場整備長期計画における第1次～第3次漁港整備投資計画(平成14年度からH26年度)の累計額

\*2 「港勢調査の概要」水産庁 陸揚量及び陸揚金額 H24年数値。

※漁港の種類は次のとおり。(漁港漁場整備法第5条)

第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

### 3) 目的

国の策定した計画の課題に対処すべく、漁港や漁場の計画的な整備を推進することを目的としている。

### 4) 内容

5つに区分した圏域ごとに、水産業の概要や課題及び水産基盤整備の基本方針を示し、目標達成のための具体的な施策とその行程表を示している。

### 5) 他の計画との関連

県の計画では、「香川県水産業基本計画」と関連する。

### 6) 計画策定の効果

法に基づき策定されるが、この計画に基づいて漁港及び漁場の整備が進められる。また、当計画の策定を前提として整備に関する国庫補助制度が利用できる。

### 7) 計画に係る予算額

(単位 千円)

漁港関係	H24	H25	H26	H27	合計
特定漁港漁場整備事業	150,000	30,000	150,000	200,000	530,000
水産物供給基盤機能保全	51,000	51,000	21,000	55,000	178,000
漁港施設機能強化事業	-	-	30,000	60,000	90,000
港整備交付金	95,000	124,000	90,000	140,000	449,000
計	296,000	205,000	291,000	455,000	1,247,000

漁場関係（事務費を含む）	H24	H25	H26	H27	合計
地域水産物供給基盤整備事業	194,200	125,978	215,178	152,305	687,661
広域漁場整備事業	168,420	101,920	7,350	7,350	285,040
調査費	10,400	8,320	8,400	8,400	35,520
計	373,020	236,218	230,928	168,055	1,008,221

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 成果の検討

香川県水産業基本計画の指標としても記載されている藻場造成面積及び機能保全計画策定漁港数の2点について進捗管理を行い評価している。

また、計画の指標としては記載されていないが、整備の成果は、計画に基づくそれぞれの事業評価により検討される。例えば、国庫補助事業の水産生産基盤整備事業（特定）事業などの規模の大きい補助事業や、農山漁村地域整備交付金事業においては、事業評価を行っている、又は行う予定としている。

このうち、藻場造成面積については5カ年事業での整備面積から目標数値を算出している。また、機能保全計画策定漁港数は全漁港で作成することを目標としている。

(藻場造成面積)

	H22 実績	H26 実績	H27 目標
藻場造成面積	107ha	119ha	125ha

※公共事業予算枠の中で、漁港・海岸事業の予算が増加し、漁場事業の予算が減少した結果、当初予定よりは遅れ気味である。

(機能保全計画策定漁港数)

	H2 実績	H26 実績	H27 目標
策定漁港数	0港	31港	92港

※国庫補助対象の漁港数は92のうち53であり、39漁港は、国の補助が得られないことから、市町の単独事業となるが、市町の予算が厳しいことから作成が遅れている。国庫補助対象漁港は、国の補助期間であるH29年度までに完了予定。市町単独漁港についても、県はヒアリングを行い、作成依頼中である。

現段階では計画期間の途中であるが、成果の達成状況については検討を行い、その原因を分析している。

水産生産基盤整備事業のうち、伊吹地区の期中評価書を確認したところ、投資に対する費用対効果の検討などが行われていた。

指標の妥当性について検討すると、漁港整備の目的の一つとして「水産物の安定供給・国際化に対応できる力強い産地づくりの推進」が挙げられているが、成果を測る指

標として、水産物の陸揚量等投資効率を図るような指標は設けられていない。

これについては、漁港整備は必ずしも漁獲高の増大だけを目的に行われるわけではなく、防災に強く安全な地域づくりや生態系の維持・回復といった目的もあることから投資の成果として陸揚量だけでは計れないため、指標として設定していないとのことであった。また、漁港整備は、漁業者の増加などにより漁獲高の増加に直接結びつくこともあるが、漁業作業の効率化という側面もあり、水揚げ量は一定でも、生産性が上がる性質のものもあり、それについては、費用対効果の計算に含まれ、評価されている。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

小規模な漁港でも一定の整備費や維持管理費が発生することから、隣接する小規模漁港の統廃合については今後の漁業者（漁港利用者）の動向を踏まえ検討されると思われる。県担当部署によると、小規模な漁港においても独自の流通経路が確立しており、生活の拠点としてそれぞれに漁業者が漁により生計を立てていることから、行政の呼びかけにより現状の生活状況を変えて機能集約することは、非常に困難であるとのことである。

確かに、どこの漁場で漁を行うかは漁業者にとって生計を左右する事項であることは理解できるが、陸上交通網の整備や自動車利用が一般化している状況からも、現在利用している漁港以外の漁港からその漁場に行くことも可能と思われ、統合を行うことで、漁港整備や維持管理費用を削減するとともにより効率的な整備が実施できるようになる場合もある。

漁港整備に関して受益者負担金は収受しないことも統廃合が検討されない要因であるように思われる。この点につき、漁港施設は公共土木施設であり、港湾など同様に受益者が多岐に渡る（漁業者、遊漁者、海上運送業者等）ことから、特定の受益者（漁師や漁業組合等）のみから負担金を徴収するといったことは実施しておらず、四国内では受益者負担金を受領している事例はないとのことであった。

(意見) 県は、漁港管理者と共に小規模漁港の統合が可能かどうか検討した上で、当計画を策定することにより、公費による漁港整備の合理性について、県民に対して明確に説明する必要があると考える。

香川県には比較的多くの漁港があり、その多くが更新時期を迎えている。また、水産業は重要な産業であることから漁場の整備も重要な事業であり、当計画はこれらの事業を推進する計画である。

一方で、他の産業に比べ、漁業者に直接関連する公費による設備投資が多額であること、漁港として利用しないスペースは自由利用できるが、そこにはプレジャーボートが多く係留されていること、などの問題も指摘されている。漁港については、市町が国庫補助を利用して実施する事業に関する計画であることから、県としては市町の要望を積み上げて策定しているが、少なくとも、漁港の利用の実態について把握し、漁港が県の漁業政策の中でどのような位置を占めるのかについて明確にすることが望まれる。

さらに、漁港の中には年間の陸揚量が 10 トンに満たない規模の小さな漁港もあり、漁港の維持管理の必要性についても検討することが必要であると考えられる。香川県内で管理する漁港の必要性を整理するなど、県民の理解を得られるよう、説明することが求められる。

## 70 香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針：技術企画課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川県では、昭和 30 年から昭和 47 年にかけての高度経済成長期や、昭和 60 年代から平成初期にかけての陸・海・空における 3 大プロジェクトの推進期間中に、多くの公共土木施設が集中的に整備され、現在、これらの施設の老朽化が急速に進行している。一定期間に作られた大量の施設を有していることから、補修・更新費用が一時期に集中して増大することが予想される。

その一方で、県・国の財政状況は厳しく、使える予算には限りがあるため、今後は限られた財源の中で、効率的かつ計画的な維持修繕により施設の延命化を図り、更新を含む投資費用の平準化、最小化の実現を目指す必要がある。

香川県においては、「香川県行財政改革基本指針」の 4 つの柱のひとつである財政運営の改革の中で、「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針（平成 20 年 11 月策定）」が位置付けられている。当方針では、上記のような課題に対応するため、道路、河川、港湾、下水道、公園等の公共土木施設を「資産」として捉え、土木施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、ライフサイクルコストの最適化を図る「アセットマネジメント」の考え方を公共土木施設全体の維持管理に導入している。

同様の方針は他の都道府県でも同時期に多く策定されており、国土交通省は平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を決定した。この基本計画に基づき、各インフラの管理者（国、都道府県、市町村、その他民間企業等）は、インフラの維持管理・更新等を確実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（以下、行動計画）」を策定するとともに、行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下、個別施設計画）」を策定することが求められることとなった。香川県においては、行動計画については、現在、総務部財産経営課で策定中であり、土木関係の個別施設毎の長寿命化計画については、橋梁、河川施設など、重要性・緊急性が高く、交付金等の国の支援制度が整ってきたものから優先的に土木部各課で策定を進めているところである。

#### 2) 策定方法

平成 17 年 6 月に香川大学工学部と連携のうえ研究に着手し、県土木部内に外部の技

術アドバイザーを含んだ「公共土木施設サービス維持研究会」を組織し、他県の先行事例を参考にして検討を進めた。平成20年6月には県土木部内メンバーで「公共土木施設維持修繕システム検討会」及びワーキンググループを設置し、検討のうえ策定された。  
 ※公共土木施設サービス維持研究会の技術検討会議に関する資料を閲覧し、当方針の趣旨に沿って検討が行われていることを確認した。

### 3) 目的

当方針は、公共土木施設の維持管理にアセットマネジメントの考え方を導入し、計画的・効率的な維持管理により更新・補修費用の低減と平準化を図りながら、施設の長寿命化に取り組むことを目的としている。

### 4) 内容

当方針は、公共土木施設全体へのアセットマネジメントシステム導入の基本となるべき事項を定めたものであり、個別施設の維持管理計画策定の基本方針となっている。

主な管理施設の現況は次表のとおりである。

(主な管理施設の現況：H20.4時点)

施設		数量
道路施設	管理延長	約 1,800km
	橋梁	1,439 橋
	トンネル	20 箇所
河川施設	管理延長	約 1,100km
	管理施設	97 基
	ダム	15 基
砂防施設	砂防ダム	875 基
海岸施設	海岸延長	約 700km
港湾施設	管理港湾	23 港
	係留施設	315 基
都市公園施設	管理公園	13 箇所
流域下水道施設	下水処理場	4 箇所 ※
	幹線管渠延長	約 96km ※

※H27年現在、「3 箇所」、「約 87km」

また、当方針策定にあたっては、アセットマネジメントの標準的な手法を踏襲する一方で、香川県の管理する施設は平地の占める割合が高く大きな河川が少ないことなどから、比較的小規模であることや、構造物の耐久性に影響する気象条件が穏やかであるといった香川県の特徴を踏まえた形で導入されている。

具体的には、管理コストの低減を図り、メリハリをつけた維持管理を実施するために、施設の特長やそれぞれの状況に応じ、詳細マネジメントと簡易マネジメントに区分して維持管理の方法を示している。

また、今後、計画的に長寿命化修繕計画等を策定し、修繕・更新コストを平準化する

ことや、維持管理費予算の確保、職員の技術力の向上、県民との協働の推進などについても記載されている。

#### 5) 他の計画との関連

国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、策定が求められている行動計画については、香川県においても、現在、その策定に向けて作業が進められている。この行動計画の下位計画として、当方針が存在する。また、土木関係の個別施設毎の長寿命化計画を策定するにあたっての基本となる考え方を示したものであることから、香川県の行動計画を補完する位置づけである。

#### 6) 計画に係る予算額

当方針に基づく事業は、公共土木施設保全技術者養成事業（国の研修機関である一般財団法人全国建設研修センター等に職員を派遣し、アセットマネジメントや効率的な点検、維持補修に関する知識等、保全技術に関する専門的な職員の養成を図る事業）であり、平成 22 年度から毎年、年間 15 名程度を派遣し、平成 26 年度までに累計 85 人が専門知識を学んでいる。

#### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

当方針は、個別施設の長寿命化計画を策定する際の基本的な考え方を示すマニュアル的な位置付けのものであり、長寿命化計画の成果は個別施設の計画毎に判断することになる。一部の個別施設については、長寿命化計画における実施状況や計画によるコスト縮減状況等について、県ホームページで公開されている。

なお、公共土木施設の維持管理を所管している土木部予算、土木技術職員ともに減少している状況の中、国の補助金や交付金にも頼ることになるが、国も県と同様に予算に限りがあることから、どの個別施設の計画にも、資金の目途がつかず計画どおりの維持管理を進められないリスクがある点、留意が必要である。

(意見) 当計画に基づき、各種の長寿命化計画が策定されている。当計画はホームページに公開されているが、これに基づき策定された計画についても、現在の策定状況、計画期間、成果の概要について併せて公表するか、ホームページによりリンクすることが望ましい。

#### 2) 計画の目的との整合性・課題等

当方針は、管理コストの低減を図り、メリハリをつけた維持管理を実施するために、従来型維持管理を徹底する「簡易マネジメント」と、定期点検結果と劣化予測に基づきライフサイクルコスト型維持管理を行う「詳細マネジメント」に区分している点、効率的かつ実効性が高いと言える。

公共土木施設の維持管理の出発点となるのは、対象施設の現状把握であり、基本とな



るのが台帳の整備である。従来は補修工事履歴の記録等、台帳整備が不十分であったが、公共土木施設統合台帳システムを用いたシステム化を進め、改善が進められている。このシステムを活かし、今後さらに点検記録や健全度評価などの重要な情報を台帳にアップデートしていき、より精緻な現状把握を行うことで維持管理計画の策定に役立てていくことが期待される。

## 7.1 県土軸ネットワーク計画：道路課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川県の道路舗装率は、山間部の一部を除きほぼ100%であるなど、道路整備については全国的にみても大変高い水準にある一方で、交通死亡事故が多発する状況が続いている。

(道路密度) (平成25年4月1日現在)			(道路舗装率) (平成25年4月1日現在)		
順位	都道府県	1k㎡当たり道路実延長(m)	順位	都道府県	道路舗装率(%)
1	大阪	1,287	1	佐賀	100.0%
2	東京	1,225	2	宮崎	100.0%
3	愛知	1,076	<b>3</b>	<b>香川</b>	<b>99.9%</b>
<b>4</b>	<b>香川</b>	<b>1,029</b>	3	千葉	99.9%
5	福岡	942	3	鹿児島	99.9%
全国平均		496	全国平均		97.5%

(10万人当たり交通事故死亡者数のワースト順位の推移)

H23	H24	H25	H26
1位	1位	5位	9位

高齢者に配慮した道づくり、安全性の向上等、今後の道路整備についてはまだまだ課題は多い。その一方で、県の財政状況は厳しく、道路課の予算も大幅に減少している。このような状況下、県土軸ネットワークの構築に向けた道路整備を効率的かつ効果的に行うため、当計画が道路の長期ビジョンとして県独自に策定された。

当初策定は平成15年7月であり、計画期間の設定はないが、平成22年12月に改定され、最新の数値データを踏まえて体系が整理された。

国の道路政策などを斟酌しながら、専門性を有するコンサルタント会社への委託により策定され、改正時には、最新のデータを踏まえ、あらためてコンサルタント会社への委託により改正された。

当初計画策定調査業務委託費約4,800万円、改定時は県内道路網検討業務委託費約500万円が主要な策定経費である。当初計画策定時は、香川県県土軸ネットワーク整備

計画検討委員会が組織された。

※外部委託に関する資料を閲覧し、県の契約規程に沿って適正に委託契約事務が行われていることを確認した。

※香川県県土軸ネットワーク整備計画検討委員会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っていることを確認した。

今後も、国の施策の変化や状況の変化に伴って、適宜改定が行われる予定であるが、現時点では改定の予定はない。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

「どのようなときに計画を見直すのか」、「見直しの結果がどのようなであれば計画を変更するのか」の2点について、計画策定時に明確に決めておくことが望まれる。

## 2) 目的

県土軸ネットワークの構築に向けた道路整備を効率的かつ効果的に行う。

## 3) 内容

香川県の現状と課題を挙げたのち、課題に対する道路施策を10項目設定し、それに対する取組みを記載している。

取組みの例としては、人口の減少及び少子高齢化に対応した、高齢者に配慮した道づくりや、全国でトップクラスの自転車利用に対応した自転車の走行空間の確保、事故率の高さに対応した安全性の向上等が主な施策として挙げられる。

## 4) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」や「香川県橋梁長寿命化修繕計画」が関連する。

## 5) 計画策定の効果

当計画の策定により、道路事業全般をオーソライズして、県の総合計画でも県の重点施策に位置づけし、道路予算の計上の根拠としている。

## 6) 計画に係る予算額

各年度とも当初予算。当計画は道路整備の考え方を示したものであるため、下記は道路予算全般の数値である。ただし、当計画は、市町道は対象路線としておらず、市町道改修費補助等は含まない。

(単位：百万円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
補助・交付金事業	8,413	6,691	5,955	5,738	6,094
単独事業	8,155	8,477	7,847	8,882	8,984
計	16,569	15,169	13,802	14,620	15,078

## 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開（主だった取り組みについては道路課のページに記載。）

／ パブリックコメント 実施

(意見) 当計画は、現在、パンフレットを道路課に設置するとともに、道路課ホームページに主だった取り組みを開示している。今後、計画の公共性に鑑みて、計画本文についても県ホームページに記載することが望まれる。

(意見・共通⑤) 計画に沿って実施された取り組みについて、また、指標があるものについては指標の実績についても毎年など一定期間ごとに評価・分析されることが望まれる。公表されている計画については、これらの評価・分析結果についても、県ホームページに計画と関連付けて公表することが望まれる。

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

当計画は、計画期間の定めはなく、長期的な道路整備の考え方を示したものであり、数値目標の設定は行われていない。ただし、県の総合計画では、「県管理道路整備率(地域幹線道路事業中区分)」、「安全で快適な自転車歩行者道などの整備延長」が指標とされ、現時点においては、概ね順調に推移している。

### 2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、道路整備の長期的な考え方を示したものである。その主な取り組みについては、道路課ホームページに開示されているが、道路課に設置されたパンフレット以外は内容を確認する術がない。道路ネットワークの構築や既存の道路施設の維持管理は、国・県・市町等の共通の課題であることから、行政全体での柔軟な連携体制を構築することが望まれる。道路インフラの効果的な老朽化対策のために、香川県内の道路管理者が一堂に会する「香川県道路メンテナンス会議」が設置されているが、このような連携体制を強化し、安全性を最優先としつつ、長期的な視野に立ったより効率的な事業の推進が期待される。

## 7 2 香川県橋梁長寿命化修繕計画：道路課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

香川県の県土は狭小であり、山地から海の距離が短いことから、1級河川は土器川のみであるなど、大きな河川が少ないため、橋梁数は全国の中でも少ない方である。

橋梁の管理施設数(平成26年12月末時点)

順位	都道府県	全道路管理者分	うち地方公共団体管理分
1	岡山	32,087	30,777
2	北海道	30,372	25,960
<b>43</b>	<b>香川</b>	<b>7,903</b>	<b>7,244</b>
46	東京	6,313	5,730
47	沖縄	2,518	2,145
	全国計	706,549	661,066
	全国平均	15,033	14,065

香川県では、昭和 30 年から昭和 47 年までの高度経済成長期に建設された橋梁が全体の約 50%を占め、これらの老朽化とともに、補修・更新費用が一時期に集中して増大することが予想されている。また、昭和 50 年代後半から平成初期にかけて建設された橋梁の数は少ないが、多車線の道路が整備されたことや比較的橋長の長い橋梁が建設されたことなどから、この時期に橋梁面積が増加している。今後、計画的に維持管理を行う必要がある。

実際に、県及び市町が管理する橋長 2m 以上の道路橋 7,244 橋のうち、県が管理する道路橋は 1,460 橋であり、このうち、建設から 50 年を経過する老朽化橋梁は、370 橋と、約 25%を占める。さらに 20 年後には、急速に老朽化橋梁が増大し、1,158 橋（約 79%）となる見込みである。

その一方で、県の財政状況は厳しく、道路課の予算も大幅に減少しており、橋梁の修繕・架替えに使うことのできる費用には限りがある。

このような状況下では、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに充てる費用に対し、可能な限りのコスト縮減の取組が必要である。

国全体でも同じ状況であることから、国は「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱」を定め、平成 19 年 4 月にこれを地方公共団体に通知した。この要綱は、地方公共団体が管理する今後老朽化する橋梁の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び架替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えにかかる費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とするものである。この要綱に基づき、香川県は平成 21 年 12 月に当計画を策定した。計画の目標設定はないが、毎年実施する定期点検の最新のデータに基づく改定を行っている。

## 2) 策定方法

学識経験者の意見を聴取し、国から通知された計画のひな型や国の補助要綱を参考に策定された。平成 19 年 4 月の国から通知により策定を開始し、平成 20 年度から約 4 年間で、全ての対象橋梁を点検するスケジュールが組まれた。当初計画が策定された後も、その後の点検結果を踏まえ、随時改定される。点検結果等基礎データの取りまとめや計画の素案策定については、他県等の実施状況も参考にし、専門性・ノウハウを有するコンサルタント会社に委託している。委託に関する当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
交付金事業	6,000	-	-	-	89,730
内 計画策定業務	2,520	-	-	-	3,000
内 点検業務	3,480	-	-	-	86,230
単独事業	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
内 点検業務	13,945	8,988	19,282	20,028	21,000
内 橋梁台帳システム構築・改良業務	-	9,975	-	972	-
計	27,000	21,000	21,000	21,000	110,730

なお、平成26年度の道路法施行規則の改正により、近接目視による点検が義務化されたことから、点検費用が増大している。

※橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託に関する資料を閲覧し、県の契約規程に沿って適正に委託契約が結ばれていることを確認した。なお、その過程で積算根拠の合理性についても検討されていた。

当計画に関する意見聴取者を、香川高等専門学校の教授に委嘱している。

※教授に対する委嘱状、検討会の開催及び検討会資料が保管されていることを確認した。

### 3) 目的

当計画は、これまでの対症療法的な対応から、予防的で計画的な対応により橋梁を長寿命化させる方針に転換し、道路交通の安全性を確保しつつ、コスト削減を図ることを目指して策定されている。

### 4) 内容

香川県の橋梁の状況を確認し、健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を示している。

これまでの「対症療法型」の管理では、橋梁の寿命は60～75年といわれていたところ、「予防保全型」への転換により、100年以上に長寿化することを目指している。これにより修繕費は増えるが、長期的には架替え回数を減らすことができるため、修繕と更新（架替え）を合わせたライフサイクルコストを削減できるとしている。平成26年度の予測では、「予防保全型」への転換により1,091億円のコスト削減効果があると見込まれている。

このような「予防保全型」の考え方にに基づき、橋梁の規模、機能、路線等の重要度を踏まえ、4つの対応区分に分け、その順位付けに基づき橋梁修繕を行っていくとし、公開されていないが、全ての対象橋梁の次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期をリスト化した資料が作成されている。

(橋梁の対応区分)

対応区分	適用	箇所数	橋面積(m <sup>2</sup> )
I 高度予防維持管理対応	・橋長 100m 以上かつ最大支間長 50m 以上の橋梁	9	38,365
	・歴史的橋梁など維持管理上優先度が極めて高い橋梁	(0.60%)	(11.30%)
II 予防維持管理対応	I、IVを除く橋梁で、以下のいずれかに当てはまる橋梁	725	295,390
	・橋長 15m 以上の橋梁	(49.70%)	(86.90%)
	・跨線橋 ・跨道橋		
III 事後維持管理対応	I、II、IVを除く橋梁	713	
		(48.80%)	
IV 観察維持管理対応	特に指定する橋梁	13	5,992
	・架け替えが決まっている橋梁	(0.90%)	(1.80%)
	・古い橋梁で、修繕より架け替えが妥当と考えられる橋梁		
	・迂回路が近接してあるなど緊急対応が可能な橋梁など		

5) 他の計画との関連

当計画は道路事業全般についての計画である「県土軸ネットワーク計画」や「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針」が関連する。

6) 計画策定の効果

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく事業として実施される点検、計画策定及び修繕工事等であることが、社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金の交付条件の一つとされているほか、長寿命化修繕計画の策定費用も国庫補助の対象となっている。

7) 計画に伴う対策工事の予算額

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
橋梁長寿命化対策工事(千円)	129,837	388,476	455,440	566,420	569,480

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

※本文は公開しているが、対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期をリスト化した資料部分については非公開。

(2) 内容の検討

1) 計画と事業の内容の整合性

当計画は、対象橋梁ごとの維持管理計画であり、計画に沿って点検等が実施される。

2) 成果の検証

当計画は、計画期間の定めはなく、橋梁長寿命化修繕の取組みを示したものであり、数値目標の設定は行われていない。ただし、県の次期総合計画においては、当計画関連として、「今後5年間で105橋修繕を実施する」といった数値目標が示されている。

当計画は、橋梁に関する更新投資を含めたライフサイクルコストを低減する性格のものであり、当初計画策定時からの設備関連コストを、計画による計画的な維持管理を行わなかった場合の予測と比較する必要がある。

(意見) ライフサイクルコストの予測と、計画策定費用を含め、維持管理にかかる歳出の実

績の累計額、毎年の改定額を毎年比較し、投資総額の面から、計画の有効性を確認する必要がある。

計画が長期にわたるため、その間には点検方法の変化や、消費税率の上昇、また資材の高騰などの様々な要因によっても、当初計画とは異なることから、計画の有効性を確認するためには、各年の実績値に当初計画との差異の調整を考慮することが必要である。逆に、今のタイミングで実施しなければ、実際に長寿命化計画が有効であったのかの検証は困難になると思われる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、従来の対症療法的な対応から予防的で計画的な対応により橋梁を長寿命化させる方針に転換し、道路交通安全性を確保しつつもコスト縮減を図ることを目標に策定されている。厳しい財政状況の中、点検方法が近接目視点検に変わり、平成 26 年度から本格的に実施されたことにより、今後は点検費用の増大が見込まれている。長期的な視野に立ったより効率的な事業の推進が求められる。

## 7 3 河川整備計画：河川砂防課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

昭和 39 年制定の旧河川法では、河川工事を行うために工事実施基本計画を策定することとされていた。それを引き継ぐ形で、平成 9 年の河川法改正により、河川の整備に関する長期的な基本的事項を定める河川整備基本方針と、その基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、今後 20 から 30 年程度の中長期的な観点から当該河川の整備に関する具体的な事項を定める河川整備計画の二つに分けて策定することとされた。このため、河川整備計画期間は、概ね 20 年から 30 年程度となっている。

#### 2) 計画策定

計画の策定は、委託によって実施され、指名競争入札（かがわ電子入札システム）による。

①新川水系河川整備計画作成業務委託料 4,884 千円

②本津川水系河川整備計画作成業務委託料 6,665 千円

なお、契約期間中に国の補助河川事業計画の見直し要請により、当初の契約期間を超過して委託業務を遂行する必要が生じ、超過期間分の業務委託料について増額変更された。いずれも平成 21 年度一般会計予算から明許繰越により平成 22 年 4 月に支出済みである。

※直近の 2 水系（新川及び本津川）の業務委託契約書等を閲覧し、入札手続等の記録を確認した。

外部委員等としては、学識経験者や関係自治会長をメンバーとする「わがかがわの川懇談会」が組織され、当計画について意見を聴いている。

### 3) 目的

河川整備計画の目的は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、今後 20～30 年程度の中長期的な観点から当該河川の整備に関する具体的な事項を定めることにある。

### 4) 内容

「河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない」と定められている。現在、香川県内では、二級水系である別当川、湊川、綾川、香東川、大東川、高瀬川、桜川、新川、詰田川、弘田川、本津川の 11 水系で河川整備基本方針が策定されている。

他方、「河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない」と定められている。さらに「この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない」と定められている（法第 16 条の 2 第 2 項後段）。現在、香川県内では、河川整備基本方針に対応して、別当川、湊川、綾川、香東川、大東川、高瀬川、桜川、新川、本津川の 9 水系で河川整備計画が策定されている。なお、詰田川、弘田川の 2 水系に関する河川整備計画は策定に向けて検討中である。

【参考】新川水系河川整備計画（平成 23 年 5 月 10 日）の目次

#### ①新川水系の概要

#### ②新川水系の現状と課題河川整備の目標に関する事項

- ・河川整備計画の対象区間
- ・河川整備計画の対象期間等
- ・洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標
- ・河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標

#### ③河川整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の思考により設置される河川管理施設の機能の概要

#### ④河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 5) 他の計画との関連

河川整備計画は、河川整備基本方針に即して策定すべきものとされている。



6) 計画に係る予算額

河川整備計画に基づく事業費であり、平成 27 年度の事業費予算は約 48 億円である。

7) 計画策定の効果

計画策定により、国庫補助等の対象になる。

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 目標

例えば、本津川水系河川整備計画において、「河川水の適正な利用に関する目標」は次のように記載されているが、これは同日に公表された新川水系河川整備計画のものと全く同じである。

「河川水の利用については、慣行水利権に基づく多くの灌漑取水が行われているとともに、高松市の水道用水にも利用されている。この水利環境を維持・保全するため、水利関係者との連携、調整に努めることを目標とする。流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、現時点において流況資料が乏しいことから、引き続きデータの蓄積に努め、本津川にふさわしい流量について、設定・確保できるよう、住民や関係機関と連携し、取り組んでいくことを目標とする。」

このうち、「水利関係者との連携、調整に努めることを目標とする」、「住民や関係機関と連携し、取り組んでいくことを目標とする」ことが目標として適切かについてはやや疑問であるが、国から示されたマニュアルに沿って記載されている。

2) 成果の検証

河川整備計画は、河川の下流から順次工事を進められる。特に河川整備計画の進捗状況のモニタリングをしている訳ではないが、毎年度の予算要求プロセスにおいて、河川の整備（河川工事及び河川の維持）に関する整備済区間については、把握されている。

7.4 香川県河川管理施設長寿命化計画：河川砂防課

(1) 計画の概要

1) 体系

日本の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備され、これらの老朽化が急速に進行する一方で、県・国の財政状況から、社会資本の維持や更新投資に関する財政的制約が厳しくなっている。社会資本の効率的かつ計画的な維持管理や更新は重要な課題である。

このような状況の中、香川県は、平成 20 年 11 月に「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針」を策定し、これに沿って、県管理の公共土木施設の管理を行うこ

ととした。

平成 21 年には国において特定構造物改築事業の長寿命化計画による長寿命化対策等に対する河川管理施設機能確保事業費補助が創設された。香川県は要綱及び国のマニュアル案等に基づき、平成 26 年度末に、一定規模以上の 15 の河川管理施設について長寿命化計画の策定を完了した。これらを一つの計画にまとめ、当計画は平成 27 年 2 月に策定された。

計画期間は、国の要綱の記載を参考にし、各河川管理施設の長寿命化計画を策定してからそれぞれ 40 年間としている。

計画の策定にあたっては、河川管理施設の調査・点検、健全度評価・劣化予測、対策工法検討から長寿命化計画の策定まで、他県の実施方法も参考にし、簡易公募型プロポーザル方式により選定された専門性・ノウハウを有するコンサルタント会社に委託している。

県と委託先であるコンサルタント会社は随時協議を行い、国から通知された要綱やマニュアル等を斟酌しながら計画を策定している。

策定費用は、この外部委託費用であり、15 施設分合計で約 125 百万円である。

※河川管理施設長寿命化対策事業大東川新町水門長寿命化計画作成業務委託に関する資料を閲覧し、県の契約規程に沿って適正に委託契約が結ばれていることを確認した。なお、その過程で積算根拠の合理性についても検討されていた。

なお、参考としている国のマニュアルの改定が平成 27 年 3 月に行われたため、平成 27 年度中を目途に改定を検討中である。

## 2) 目的

当計画は、河川管理施設の老朽化に対して、日常管理や点検、整備（施設更新・修繕等）等の保全を計画的に実施することにより、設備の信頼性の確保とライフサイクルコストの縮減を効率的・効果的に実現することを目的としている。

## 3) 内容

香川県の河川は、そのほとんどが讃岐山脈に源を發し、山間部では急勾配で流れ、平野部で急変し、扇状地を形成し、天井川となって瀬戸内海に流れ込んでいる。山間部が比較的短いため特に大きな河川も無く、各河川の規模は小さいが数はそれなりに多いという特徴がある。

河川管理施設は、堰や水門、樋門、排水機場などであり、施設の耐用年数は概ね 40 年程度と考えられている。当計画では、施設の老朽化などにより維持管理費や修繕・更新費が肥大することが見込まれる中、河川管理施設の計画的・効率的な維持補修を行い、発生する事業費や時期を平準化するとともに、ライフサイクルコストを軽減するための方策を示している。また、国からの交付金を受けるため、合計事業費が概ね 4 億円以上であることなどの国の交付要件を満たす 15 施設について、それぞれ具体的な長寿命化計画を策定している。

4) 他の計画との関連

「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針」に関連がある。

5) 計画策定の効果

当計画に基づく河川管理施設の改修・長寿命化事業と当計画の策定又は変更は、社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業交付金の交付対象とされる。国費による補助率は2分の1である。

6) 計画に係る予算額

当計画に基づく事業は、河川管理施設の改修・長寿命化事業と当計画の策定又は変更であり、近年の予算推移は次のとおりである。

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業費(千円)	128,000	315,000	168,000	136,500	296,100

なお、改修・長寿命化事業のための設計・工事は、公共工事実施手続きにより外部委託により行われている。

※一部の外部委託に関する資料を閲覧し、県の契約規程に沿って適正に委託契約が結ばれていることを確認した。

7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

当計画は、河川管理施設の長寿命化の取組みを示したものであり、数値目標の設定は行われていない。ただし、当計画の最後に維持管理費の平準化後のグラフが示されており、今後の全施設の維持管理計画の目安となっている。

現在は計画初年度であり、成果の検証の実績はないが、40年間の延命化措置及び改築の計画に対して実績が乖離してくるような場合には見直しが必要となるため、施設維持の実績と計画の比較検討が必要である。

当計画は、策定初年度であることから、成果の検証の実績はないが、当計画は、15施設に関するライフサイクルコストを低減する計画を承継する性格のものである。

(意見) 今後の40年間を含め、当初計画策定時からの設備関連コストを、計画による長寿命化工事を行わなかった場合の予測と比較する必要がある。

このためにはライフサイクルコストの予測と、計画策定費用を含め、投資額や維持更新費用についての実績の累計額を15施設ごとに毎年比較し、投資に見合う平準化が行われているか確認する必要がある。計画が長期にわたるため、その間には消費税率の上昇、また資材の高騰などの様々な要因によっても、当初計画とは異なると思われることから、計画の有効性を確認するためには、各年の実績値に当初計画との差異の調整を考慮することが必要である。今のタイミングで実施しなければ、実際に長寿命化計画が有

効であったのかの検証は困難になると思われる。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、河川管理施設の長寿命化計画を策定し、年度ごとに延命化対策の実施を計画しているが、予算に限りがあることから、計画どおりの延命化対策が実施できないリスクがある。計画ではコストを平準化することは意識しているが、予算面のリスクについては考慮していないため、今後、計画と実績が乖離してくる可能性は大いにある。現在、計画初年度のため、今後の動向を見守ることになるが、今後の実績次第では、計画の見直しも必要となってくるとと思われる。安全性を最優先としつつ、限られた予算の中での効率的な事業の推進が求められる。

## 7 5 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

燧灘沿岸海岸保全基本計画：河川砂防課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

海岸法は、昭和 31 年に津波・高潮・波浪などによる被害から海岸を「防護」することを目的として制定された。一方、白浜青松に代表される優れた自然環境、動植物の生息空間、海洋レクリエーションの場など、海岸に対する国民ニーズの高まりや多様化が進んだことなどから、総合的かつ適正な海岸管理を積極的に推進するため、海岸の管理に「環境」及び「利用」の視点を明確に位置づけて、平成 11 年に改正された。平成 11 年改正の海岸法は、「防護」・「環境」・「利用」の 3 つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。また、都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、関係市町及び関係海岸管理者の意見を聴くとともに地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を沿岸ごとに定めることとされ、香川県では、平成 15 年に「讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画」及び「燧灘沿岸海岸保全基本計画」を策定している。

### 2) 計画の策定

旧計画の期間は平成 19 年度から概ね 30 年間であったが、平成 26 年度の海岸法の改正及び平成 27 年 3 月に「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を策定したことを機に、平成 27 年度に、今後、概ね 30 年間で計画期間とする改訂（維持修繕に関する事項、地震・津波対策の推進等を追加）を行った。

改訂した計画の策定は、簡易公募型プロポーザル方式（技術者評価型）により選定された業者に委託して実施され、香川県海岸保全基本計画変更検討委員会で意見を聴いた。

策定費用は次のとおりである。

香川県海岸保全基本計画作成業務委託料 13,536 千円

契約期間：平成 27 年 3 月 26 日～平成 28 年 1 月 29 日

なお、契約期間中、検討委員会の開催について関係者との調整に不測の日時を要したため、当初の契約期間を超過して委託業務を遂行する必要が生じたことから、契約期間の延伸を行っている。

※海岸保全基本計画策定にかかる業務委託契約書等を閲覧し、入札手続等の記録を確認した。

内容的に問題があるとは認められないが、「讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画」及び「燧灘沿岸海岸保全基本計画」共にほぼ全てがコンサルタントにより策定されている。

(意見・共通③) 専門的な知識が必要な分野においては、計画の策定まで委託することも考えられる。しかし、その際に、現況の分析や将来予測の積算根拠などを入手しておかなければ、計画を変更するべきタイミングもわからないなどの不都合が生じる。委託を行うにしても、可能な限りノウハウを県に蓄積するように委託契約を行うことが望まれる。

### 3) 目的

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることを目的とする。

### 4) 内容

海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する事項を定めている。

### 5) 他の計画との関連

改訂した計画は、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に整合するよう策定している。

### 6) 計画策定の効果

計画策定により、国庫補助等の対象になる。

### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

特に海岸保全基本計画の進捗状況のモニタリングはしていないが、毎年度の海岸保全施設の整備の進捗状況は把握している。

(意見) 当計画は、区域ごとに策定されるため、区域ごとに進捗を測ることになるが、上位計画に含まれる事業も多いと思われ、進捗評価を併せて行うことについて、検討が望まれる。

## 7 6 高松港港湾計画：港湾課

### (1) 計画の概要

## 1) 体系

港湾法では、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画を定めなければならないとされている。高松港は重要港湾に指定されており、当計画は、重要港湾の港湾管理者である香川県が政令に基づく計画として策定したものである。

香川県には国際戦略港湾及び国際拠点港湾はなく、重要港湾として高松港及び坂出港が指定されている。高松港の港湾管理者は香川県、坂出港の港湾管理者は坂出市である。高松港は昭和 26 年に重要港湾に指定され、昭和 36 年に最初の高松港港湾計画を策定している。それ以降、高松港港湾計画は改訂及び変更を重ねており、現在の高松港港湾計画は平成 9 年 11 月に改訂し、7 回の軽易な変更等を経て現在に至っている。

港湾数一覧表 H27 年 4 月時点

区分	総数	港湾管理者					都道府県知事	香川県
		都道府県	市町村	港務局	一部事務組合	計		
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	0	0
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	0	0
重要港湾	102	82	16	1	3	102	0	2
地方港湾	808	504	304	0	0	808	0	65
計	933	598	328	1	6	933	0	67
56 条港湾	61	—	—	—	—	0	61	0
合計	994	598	328	1	6	933	61	67

※ 「港湾管理者一覧表」H27 年 4 月 1 日 国土交通省港湾局

## 2) 策定方法

港湾計画の策定には新規策定、改訂、一部変更及び軽易な変更という段階が設けられている。すべての計画策定は、地方港湾審議会の諮問答申を経る必要があり、軽易な変更以外は国土交通省の交通政策審議会港湾分科会の審議を経る必要がある。

計画の策定は外部委託により行われる。直近の軽易な変更計画では、500 万円程度であった。

※計画策定業務について、指名競争入札にかかる委託契約に関する手続きが規則に沿って行われていることを確認した。また、予定価格についても積算に基づいて算定されていることを確認した。

直近の平成 27 年 10 月の軽易な変更計画については地方港湾審議会の審査を経ている。

※平成 27 年 10 月に開催された第 15 回地方港湾審議会の議事録を確認し、高松港港湾計画に関する変更について審議されていることを確認した。

## 3) 目的

高松港において、地域の国際化、社会の情報化・成熟化の進展に対応しつつ、船舶の

大型化への対応等物流機能の充実・強化を図ることなどを目的としている。

4) 内容

高松港について、港湾計画の方針及び目標年次における港湾の能力を定め、その能力に適切に応じるよう港湾施設の規模及び配置に関する計画、港湾の環境の整備及び保全に関する計画、土地造成及び土地利用計画その他重要事項の計画が記載されている。

計画の内容は、一部変更、軽易な変更の場合、改訂計画に追加して計画が策定され、計画自体の改訂は行わない。したがって、高松港港湾計画の現状は、平成9年11月の改訂計画と、その後行われた軽易な変更等を併せて見ることになる。

5) 他の計画との関連

当計画は、港湾整備に関する計画であるが、津波等災害に対する整備については、地震・津波対策海岸堤防等整備計画に委ねられる。

6) 期間等

当計画には計画の期間は明示されていないが、概ね10年から15年を目処に改訂を行うこととされている。前回の改訂計画策定は平成9年であり、見直しの時期は過ぎている。改訂計画に含まれる事業の一部が終了していないことが見直しを実施していない理由である。

7) 計画策定の効果

当計画を策定することで、国庫補助の対象となる。

8) 計画に係る予算額

		H23	H24	H25	H26	H27
一般会計	直轄港湾改修費負担金	1,100	218	370	320	282
	重要港湾改修費	8	130	10	24	11
	港湾環境整備費	40	39	351	49	0
	廃棄物処理事業費	0	0	0	0	53
	統合港湾施設改良費	0	0	5	13	85
特別会計	朝日(2)地区埋築費(港湾)	1,132	394	956	17	50
	朝日(2)地区埋築費(臨海)	121	55	36		50
	香西(西)地区埋築費(臨海)				49	50

※H23～26は実績額、H27は当初予算額

9) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

(2) 内容の検討

1) 期間

計画期間は明確にされていないが、目標年次は概ね10年から15年とされている。

前回の改訂計画策定が平成9年であり、目標年次を平成20年代前半としているが、

前回改訂計画に含まれる事業の一部が終了していないことから、軽易な変更等により見直しを行い、計画の改訂は実施していない。

(意見) 概ね 10 から 15 年を目標年次とすることとされているが、平成 9 年に計画が改訂されてから 18 年が経過しているものの、計画の改訂はいまだ行われていない。計画を改訂しない理由は平成 9 年改訂時に計画した事業が未了であるため、とのことであるが、現在の情勢下では、実施の見込みが薄い事業も含まれている。計画に基づく事業の継続も含め、見直しの要否について、検討を行うことが望ましい。

## 2) 成果の検証

### ①成果検討

成果について検討は行われていない。

### ②数値目標

計画には、目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を定めている。目標年次は平成 20 年代前半とするとされているため、目標数値の見直し等が必要である。軽易な変更等は随時行われているが、軽易な変更を行う際には、数値目標の見直しを行っていない。

平成 9 年改訂計画時の目標数値は次のようなものである。

(計画における目標数値)

取扱貨物量	外貨	60 万トン
	内貨 (うち、フェリー)	6,750 万トン (うち、6,440 万トン)
	合計	6,810 万トン
入港最大標準船型		3 万 D/W 級
港湾利用者数	旅客施設利用者	220 万人
	マリーナ利用者	10 万人

これに対し、瀬戸大橋等の本四連絡道路の利用の増大により、フェリー便が大幅に減少したことから、取扱貨物量は大きく減少しているとのことである。

なお、情勢の変化を踏まえた、必要な港湾整備については軽易な変更等により実施し、計画された整備の中でも、未だに実施されていない事業もある。

平成 9 年の計画改訂時には、平成 20 年代前半の目標数値として指標を定めているが、取扱貨物量について、フェリー便の減少から目標を大きく下回る結果となっており、目標年次を過ぎた現在まで、数値目標の見直しが行われないうまま、「軽易な変更」等を行うことにより計画に基づく事業を実施している。

(意見) 改訂によらなければ、目標数値を変更することはできないことから、目標数値と実績の乖離について分析のうえ、目標数値の変更を伴う計画の変更は不要と判断されているが、これらのプロセスを文書にし、これを計画と合わせ、保管することが望ましい。

### ③計画変更による計画全体の把握



高松港の最新の整備計画については、「高松港港湾計画図」、「高松港要覧」に既設の施設、既定計画、今回変更された計画について、整備箇所や諸元等を図示し、図面及びホームページにて公開している。しかし、「高松港港湾計画書」では、計画全体が、現在の計画の基になる平成9年の改訂計画と、7回にわたる軽易な変更等を合わせて見なければ分からず、計画全体を一覧できる台帳のようなものは作成されていない。

(意見) 計画に対して軽易な変更等が行われた内容を整理し、現計画の事業内容を、変更の履歴と事業完了年も合わせて一覧として整理した台帳等を作成し、保管しておくことが望ましい。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

高松港は、四国と本州を結ぶ海上交通の要衝として重要な位置を占め、古くから本州や離島を含めた地域の人々の交流や物流の拠点、また地域開発の中核として重要な役割を果たしている。玉藻地区のサンポートや朝日町地区の工業用地など、時代の変遷にあわせてその姿を変えてきた施設は、当計画に基づいて整備が実施されてきたものであり、当計画の重要性は高く、情報の公開方法には改善が必要であると考えます。

## 7.7 港湾施設の維持管理計画：港湾課

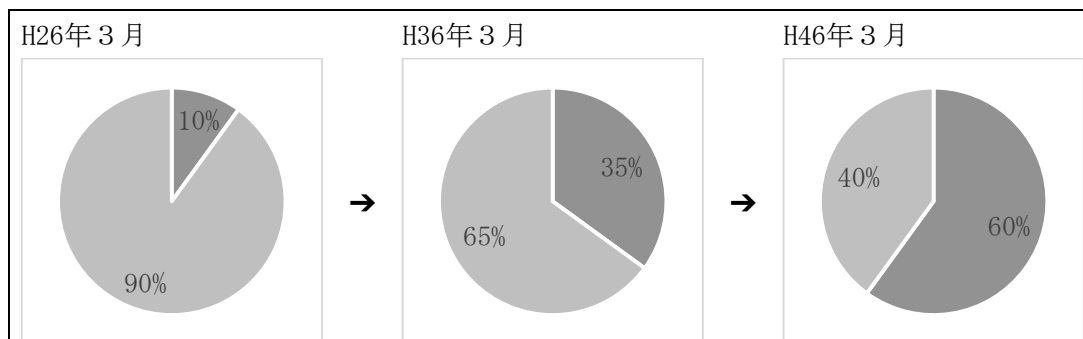
### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

港湾施設は高度経済成長期に集中的に整備されており、これらが今後順次更新時期を迎える。港湾の基幹的役割を果たす係留施設を取り上げると、建設後50年以上の施設の割合は、平成26年3月では約10%であるが、平成46年3月には約60%に急増するという見込みが示されている。

供用後50年以上経過する岸壁の割合

(※母数：岸壁約5,000施設)



(国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の公共岸壁数(水深4.5m以深)

「国土交通省港湾局調べ 平成27年2月港湾施設の維持管理の現状と課題より」

もともと公的施設は、経済的に運営されるべきものであるが、逼迫する財政状況の下

では、港湾施設維持管理費用の縮減、平準化は必要不可欠である。

港湾法第 56 条の 2 の 2 は、「水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設は、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。」と定めており、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第 4 条は、「技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等に基づき、適切に維持されるものとする。」とされ、維持管理計画の策定が求められている。

## 2) 香川県の状況

港湾数の全国的な分布を見ると香川県は第 4 位であり、全国平均に比べて港湾が多い県である。

順位	都道府県	国際戦略	国際拠点	重要	地方	計	56条	合計
1	鹿児島	0	0	5	126	131	0	131
2	長崎	0	0	5	77	82	22	104
3	島根	0	0	4	77	81	9	90
<b>4</b>	<b>香川</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>65</b>	<b>67</b>	<b>0</b>	<b>67</b>
5	愛媛	0	0	6	44	50	1	51
47	富山	0	1	0	1	2	0	2
	全国計	5	18	102	808	933	61	994
	全国平均	0.1	0.5	2.6	20.2	23.3	1.5	24.9

※ 「港湾管理者一覧表」H27年4月1日 国土交通省港湾局

また、港湾には次表に例示しているように、複数の港湾施設がある。

香川県が管理している港湾施設は約 1,120 施設であり、平成 22 年度から 24 年度にかけて、重要な港湾施設を優先して 473 施設の維持管理計画の策定を完了している。平成 25 年度には修繕計画の平準化を行うための業務を実施している。

### 港湾施設の例示

水域施設	航路、泊地及び船だまり
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場
臨港交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート

※ 港湾法第 2 条第 5 項より抜粋

※ 18 種類の施設が列挙されている。一部を抜粋した。

## 3) 計画の策定方法等

当計画は平成 22 年度から 25 年度にかけて策定が行われ、計画の対象となる期間は、計画策定が完了した平成 25 年度から 50 年間とされている。この中で、対象となる施設ごとに、点検や修繕を行う期間が決められる。施設ごとに点検、修繕のタイミングは異なる。

維持管理計画は 1 施設に対して 1 計画の策定が原則とされるため、計画数は多い。

計画は、国土交通省のガイドラインに沿って策定されるが、特殊な技術を必要とすることから、土木コンサルタント会社に委託し、全て指名競争入札により契約している。

計画の策定に係る委託契約の締結状況と契約金額は次のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
委託契約数 (件数)	3	19	32	2	56
契約金額 年度合計 (千円)	11,413	91,003	151,546	8,258	262,222

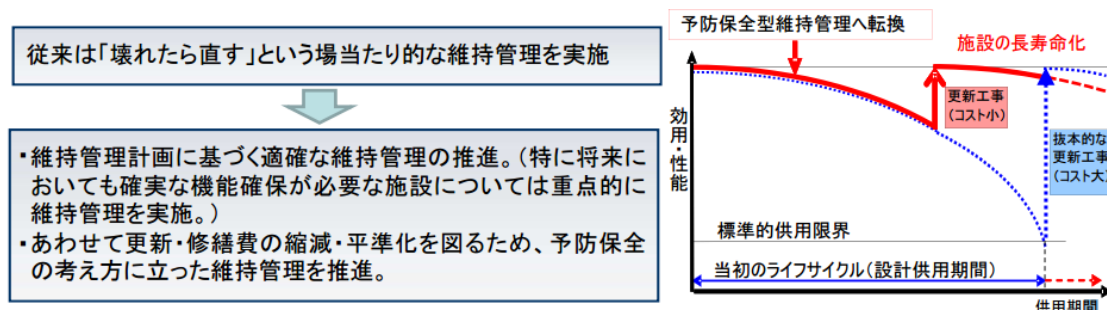
※計画策定業務について、指名競争入札にかかる委託契約に関する手順が規則に沿って行われていることを確認した。また、予定価格についても積算に基づいて算定されていることを確認した。なお、委託業務は港湾課及び各県内の土木事務所で実施されているが、いずれも同様の手順により業者の選定が行われていた。仕様書によると、計画の策定まで委託で行われている。

(意見・共通③) 専門的な知識が必要な分野においては、計画の策定まで委託することも考えられる。しかし、その際に、現況の分析や将来予測の積算根拠などを入手しておかなければ、計画を変更すべきタイミングもわからないなどの不都合が生じる。委託を行うにしても、可能な限りノウハウを県に蓄積するように委託契約を行うことが望まれる。

#### 4) 目的

従来は、補修が必要な箇所から順次修繕を実施していたが、予防的な修繕などにより、施設の大規模な改修を先に延ばし、港湾施設の長寿命化をはかることを目的としている。

維持管理計画導入のイメージ (長寿命化)



(国土交通省港湾局：平成 27 年 2 月 港湾施設の維持管理の現状と課題より)

#### 5) 内容

港湾施設について、施設全体及び部材の維持管理についての基本的な考え方、計画的かつ適切な点検診断の実施時期、維持補修の内容、時期等について記載されている。

#### 6) 他の計画との関連

長寿命化計画の上位計画として、「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針」が策定されている。また、市町管理の港湾設備については各市町で維持管理計画が策定される。

#### 7) 計画策定の効果

計画策定支援として国庫補助の対象とされる。補助率は 1/3 である。補助金は重要施設や防波堤等が対象であることから、補助金の対象施設を優先して策定されている。

平成 26 年度から臨港道路も対象に加わっている。

8) 計画に係る予算額

港湾に関する維持管理費用であり、年間予算は 5～6 億円程度である。大規模施設では 1 施設 60～100 百万円程度である。平成 25 年度に、維持補修の平準化計画が策定されて以降の維持修繕費用は次のとおりである。

	平成 25 年度	平成 26 年度
維持補修費 (百万円)	511	421.3

9) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

当計画の目的から考えると、維持管理計画が計画どおりに遂行され、維持管理費の縮減や平準化が図られることが成果と考えられる。実際には、計画どおりに予算が付かないこともあり、実績としては遅れ気味である。

どの時期にどの程度の予算を持って点検及び修繕を実施するかという目標が計画の中に定められている。

港湾施設の維持管理は、長期にわたり点検及び必要な維持管理を繰り返される。各施設の計画を策定する際には、コスト縮減効果の計算を行っている。また、計画に基づき点検、修繕等が実施されているかどうかはモニタリングされており、進捗管理が行われている。

既設保留施設におけるコスト縮減効果の検討例

① 更新コスト

更新単価	3,200 千円/m	過去の設計資料より概算工事費を抽出
施設延長	324m	実際の施設の距離
更新コスト	1,036,800 千円	(単価×延長)

② 対策コスト 430,000 千円

コスト縮減効果 △606,800 千円

コスト縮減率 59%

2) 計画の目的との整合性・課題等

港湾施設につき、計画的な点検及び修繕を行うことで維持管理費用の削減、施設の長寿命化が図れることから、当該計画の策定及び運用は重要であると考えられる。

しかし、計画数が膨大であり、技術的な内容が多いことなどから、ホームページ等でその内容を公開しておらず、どの港湾施設の維持管理が優先的に実施されるのか、毎年どの程度の費用がかかっているのかといった情報が県民に明らかになっていない。

港湾施設の点検には専門的な調査を要し、修繕にも多額の費用が係ることから、すべての計画の内容でなくとも、点検、修繕等の対象となる設備やその予算について公開することが望まれる。

## 7 8 地震・津波対策海岸堤防等整備計画：港湾課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

東日本大震災の後、内閣府は「南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波想定（平成 24 年 8 月）」を公表した。

香川県は日本の中では、地震・津波の被害が比較的少なく、津波発生から到着までのリードタイムも長い地域に属するが、今後 30 年以内に 70%程度という高い確率で発生すると言われている南海トラフ巨大地震による被害が予想されている。

香川県は「香川県地震・津波被害想定調査委員会」を立ち上げ、内閣府の想定を踏まえ、平成 26 年 3 月までに 4 回にわたって、震度分布や浸水域、人的・物的被害等の推計や被害の推移を示す被害シナリオなど、地震・津波被害想定を公表してきた。

これに先駆け、香川県では、平成 16 年の記録的な高潮・台風被害を受け、「香川県高潮等対策検討協議会」などにより、平成 17 年 3 月に報告・提言をとりまとめていた。

平成 17 年 4 月には、これに基づき、「津波・高潮対策市町連絡協議会」を設置し、関係機関が協力連携しながら、ソフト、ハード両面にわたる津波・高潮対策を進めていた。

このうち、ハード面では、「津波・高潮対策整備推進アクションプログラム」を策定し、概ね 10 年間を整備目標とするⅠ期と概ね 20～30 年を整備目標とするⅡ・Ⅲ期に分けて、順次護岸や堤防などの防護施設の整備を進めていた。

このプログラムの内容を踏まえて、県は独自に、平成 27 年 3 月に当計画である香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画を策定した。

策定にあたっては、専門的知識を有するコンサルタント会社を簡易公募プロポーザル方式により選定して委託を行い、これにより作成された素案をたたき台にして、香川大学危機管理研究センター長をはじめ、専門家の意見を多く聴取しながら、数年をかけて内容を固め、海岸を有する県内 12 市町と繰り返し協議を行いながら策定された。

当計画の主な策定費用は、計画策定業務を外部委託した委託費 50,471 千円である。  
※外部委託に関する契約手続きの確認を行った。

当計画は、平成 27 年度から概ね 10 年間を整備目標とするⅠ期と、平成 37 年度から概ね 10～30 年を整備目標とするⅡ・Ⅲ期に分けて設定されている。

#### 2) 目的

南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防等の地震・津波対策について、優先箇所から重点的・集中的に対策工事を実施することにより、県民の安全・安心を確保することを目的としている。

#### 3) 内容

当計画では、地震・津波対策の全体像を示し、地震及び津波対策が必要である防護施設を抽出し、施設の状況及び、背後地の状況などにより、整備必要箇所の選定と優先度を決定し、優先度の高い箇所から整備する計画である。各種報告等を踏まえ、津波対策

の対象外力は、「発生頻度は比較的高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（いわゆる「L1津波」）」を想定し、津波に先行する地震動に対しても対策を講じるとしている。当計画に基づき、関係市町と連携して地震・津波対策を推進するとしている。

（全体計画）整備延長 約 190km 総事業費 約 800 億円

整備必要箇所を選定・優先順位の考え方：次の2つの観点から施設ごとに評価、検討を行い、整備の必要な箇所を抽出し、整備の優先順位を決定する。

- ・施設の状況：堤防の耐震性、液状化の危険度、施設天端高など
- ・背後地の状況：人家の連担状況、要援護者施設・重要な公共施設の有無など

主な工事内容 ①既設海岸堤防等の嵩上げ②海岸堤防等基礎部の鋼矢板打設③海岸堤防等基礎部の地盤改良

#### 4) 他の計画との関連

平成 27 年 12 月に策定された、大規模な自然災害を対象として、様々な分野に渡る総合的な国土強靱化地域計画が関連する。遼瀋沿岸海岸保全基本計画、讃岐阿波沿岸海岸保全計画も関連するが、特定事業の実施計画であることから、独立した計画として策定されている。

#### 5) 計画策定の効果

当計画に基づく地震・津波対策整備事業の工事費は、国の交付金対象とされる。

#### 6) 計画に係る予算額

平成 27 年度の当計画の予算額は、津波等対策海岸事業 2,362 百万円及び津波等対策河川事業 750 百万円である。

なお、対策工事は、工事請負契約により行われる。

※河川工事の工事請負契約を抽出により確認した。

#### 7) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

当計画は、計画に基づく整備延長（全体計画で約 190km）が目標値といえる。毎年、海岸を有する県内 12 市町からの実績報告を受け、進捗状況を県ホームページで公表していく予定であるとのことである。

現在は計画初年度であるが、30 年間の計画の中で実績が乖離してきた場合には見直す必要が生じると思われる。

#### 2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、地震・津波対策のための海岸堤防等整備計画であり、関連市町と連携して策定され、実施される。整備は優先順位により順次進められるが、交付金が要求どおり

に交付されない可能性があるため、計画どおりに整備できないリスクがある。計画ではそのリスクについては考慮していないため、今後、計画と実績が乖離してくる可能性は大いにある。現在、計画初年度のため、今後の動向を見守ることになるが、今後の実績次第では、計画の見直しも必要となってくると思われる。また、民間が有する海岸堤防等についても状況確認を続け、適切な指導を行っていくことが望まれる。

どのようなときに計画を見直すのか、見直しの結果がどのようなであれば計画を変更するのかの2点について、計画策定時に明確に決めておくことが望まれる。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

## 7.9 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)：

都市計画課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、都市計画法第6条の2により策定が求められる計画である。

都市計画区域マスタープランは都市計画区域を単位とし、概ね20年後を目標として、都市の将来像、人口・産業の見通し、土地利用、都市施設(道路・公園・下水道等)など個別の都市計画の基本方針を示すものである。

既存の都市計画区域マスタープランは、平成12年を基準年、平成32年を目標年としており、平成22年に中間年次を迎えたことから、平成24年10月に県内12都市計画区域の都市計画区域マスタープランの見直しを行っている。

都市計画マスタープランには、都道府県が定める「都市計画区域マスタープラン」と市町村が定める「市町村マスタープラン」の2つがある。このうち、都市計画区域マスタープランは、都道府県が広域的な見地から、区域区分をはじめとして、広域的・根幹的な都市づくりの基本方針を定めるものであり、香川県では平成16年に県内の12都市計画区域について都市計画区域マスタープランを策定している。

■香川県の都市計画区域



高松広域都市計画区域マスタープラン	東かがわ都市計画区域マスタープラン
中讃広域都市計画区域マスタープラン	豊中都市計画区域マスタープラン
坂出都市計画区域マスタープラン	詫間都市計画区域マスタープラン
観音寺都市計画区域マスタープラン	仁尾都市計画区域マスタープラン
豊浜都市計画区域マスタープラン	内海都市計画区域マスタープラン
さぬき都市計画区域マスタープラン	土庄都市計画区域マスタープラン

2) 策定方法

計画の策定は、計画の素案について都市計画区域マスタープラン検討委員会による検討を行った上で、都市計画審議会へ付議し、都市計画区域マスタープランを策定している。また、これらの審議のほか、パブリックコメントや案の縦覧、説明会及び要望がある場合には公聴会を実施し、幅広く県民の意見を聴く機会を設けている。

※第1回から第3回都市計画区域マスタープラン検討委員会議事録、及び平成24年9月に開催された第126回香川県都市計画審議会の議事録を確認し、都市計画区域マスタープランの策定について審議され、議論の内容が計画に反映されていることを確認した。

当計画の策定は、指名競争入札による外部委託を行っている。委託業者により、計画策定に必要な調査、都市計画区域マスタープラン検討委員会の運営、計画素案の策定等が実施される。

※平成22年及び平成23年において業務委託が行われ、指名競争入札の手に従い予



定価格が設定され、委託先が選定され、契約が締結されていることを資料の閲覧により確認した。

### 3) 目的

概ね20年後を目標として、都市の将来像、人口・産業の見通し、土地利用、都市施設（道路・公園・下水道等）など個別の都市計画の基本方針を示すものである。

### 4) 内容

12 都市計画区域それぞれについて、都市計画の目標、区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針及び主要な都市計画の決定の方針を定めている。主要な都市計画には、①土地利用、②市街地開発事業、③都市施設の整備、④自然的環境の整備又は保全、⑤都市防災に関する方針が含まれる。

### 5) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」に関連する。

また、各市町で策定される市町村マスタープランは、県の都市計画区域マスタープランの方向性に基づいて策定されている。

市町村マスタープランの策定状況を見ると、香川県内の都市計画区域に該当する16の市町のうち、10地域で策定されているが6地域ではいまだ策定されていない。県は市町に対して強制力はないが、県全体が望ましい方向へ進むためには県と市町が一体となって都市計画を進めていくことが望ましい。

県としては未策定の市町に対して策定を行うよう働きかけを行っているとのことであるが、引き続き策定を促し、県が策定した都市計画区域マスタープランの実効性を高めることが望まれる。

(意見) 当計画は整備の方針が示されているのみであり、これを実現するための事業名や担当部署は明記されていない。マスタープランという性格から、都市計画の方針や指針を明らかにするものであるため、具体的な事業名や担当部署が記載されていないものと思われるが、実際に整備を行うための下位計画や実施計画がある場合にはそれを明記することが望ましい。

### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

都市計画区域マスタープランの中には都市計画道路の改良率及び幹線街路網密度や下水道普及率及び都市計画区域内人口1人当たり都市計画公園面積について目標数値を定めている。道路及び下水道普及率については、市町や庁内関係各課に対するヒアリングに基づき策定した数値であり、都市計画公園面積は緑の政策大綱(平成6年建設省決定)において目標値として定められていることから記載したものである。

目標数値は一部定められているものの、計画全体の成果検討は実施されていない。なお、現状の把握方法としては都市計画基礎調査等を実施し、実態を把握している。この内容については、関連する市町と情報共有されているが、一般には公開されていない。

都市計画区域マスタープランは、都市計画の大筋を示す指針であることから下水道普及率など一部を除き、明確な目標数値が記載されていない。しかし、都市計画は、ある一定のゴールを達成すればそれで完了するというものではなく、社会経済情勢や人口動向等、都市を取り巻く諸条件の変化により随時見直しが必要となると考えられる。一方、見直しをする際は、各地域に対して見直し理由を説明できる状態で行うことが求められる。そのためには客観的な指標等が必要であろうと考える。

(意見) 人口動向や、市街地の活性化状況、交通環境の現状といった継続して把握する数値を明らかにし、その指標の変化に基づいて計画の見直しを行う、といったプロセスが必要である。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

(意見・共通⑪) 原則として次期の計画に、前回までの計画の評価、実績、進捗状況等について、少なくとも概要程度は記載することが望まれる。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

都市計画は、県民の生活に密接に関連するものである。誰しも、自らが保有している土地の価値が下落することなく、生活圏に必要な施設が整備され、道路網が整備され、将来それが維持管理されることを希望する。また、商業施設の誘致を希望する場合もあれば、農地の確保を希望する場合もあり、空き家が減少することを望む場合もあるかもしれない。しかし、すべての県民、関係者の希望を満たすことは難しく、利害の不一致も生じやすい。

また、人口減少が予想される中で、各地域はそれぞれ人口減少に歯止めをかけることを望み、地域ごとに都市計画の策定内容について利害が対立することも予想される。これらの利害の調整を図り、香川県としてどのような都市計画を進めていくかを明らかにするという意味合いにおいて、当計画は重要である。

## 8 0 香川県景観形成指針：都市計画課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

戦後の高度成長から「国土の均衡ある発展」に伴い、自然な海岸線は減少し、日本中どこに行っても同じ店が同じように並んでいるなど、都市の均一化が進んだ。このような中で、国民の景観形成に対する関心は高まり、これを受けて、平成 15 年に「美しい

国づくり政策大綱」が策定され、平成16年には景観法が制定された。

香川県でも、当時の県総合計画である香川県新世紀基本構想(平成17年度～22年度)では、「市町における景観計画の策定を促進すること」を重点推進プランとしていた。当指針は、この重点推進プランの推進のために平成19年3月に策定されたものである。

景観法では、都道府県や中核市、市町が景観行政団体として景観計画を策定することで、指定した地域内の景観づくりのための各種の規制をかけることができることとされた。

香川県は、県内の市町がそれぞれの総合計画等に沿った景観計画を策定するための指針として当指針を策定した。香川県自体が景観行政団体として策定した景観計画ではないため、当指針自体に強制力があるわけではない。また、指針の有効期限は、特に定められていない。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

## 2) 策定方法

策定のための基礎作業等は、委託により実施されている。委託料は、1,251千円であった。

※策定時の資料を閲覧し、契約事務が当時の県の規程に沿って実施されたこと、及び契約額の内容が検討されていることを確認した。

委託に関する仕様書では、委託業務に関する県との協議打ち合わせを3回以上行うこととしている。

(意見・共通②) 委託業務の範囲は、政策の決定に至る重要な部分を委託することとがないように決定すべきであるが、政策に関する指針のような性格の計画策定にあたり、その分野にノウハウのあるコンサルタントなどへの策定業務委託には、仕様書などで前もって委託範囲を明らかにすることが難しい場合もみられる。策定業務の進行は県が管理し、政策に関する決定は県の判断で行い、それらの決定過程がわかるように、県の文書として保管する必要がある。

(意見・共通③) 専門的な知識が必要な分野においては、計画の策定まで委託することも考えられる。しかし、その際に、現況の分析や将来予測の積算根拠などを入手しておかなければ、計画を変更すべきタイミングもわからないなどの不都合が生じる。委託を行うにしても、可能な限りノウハウを県に蓄積するように委託契約を行うことが望まれる。

策定には約1年を要しており、都市計画審議会に諮るほか、県内市町で構成される美しい景観づくり研究会により、県内市町の意見を聴いている。

※策定当時の都市計画審議会議事録及び景観づくり研究会議事録を閲覧し、計画案が審議会に諮られており、審議されていることを確認した。

## 3) 目的

県内の景観特性を活かした美しい景観づくりの方向性を示すとともに、景観行政の主体となる市町の取り組みを支援する。

#### 4) 内容

指針策定の背景や景観形成の役割など、指針策定の意味や意義を説明し、景観を自然、歴史的な景観、都市・集落の景観、文化的な景観の4つの分野に分けて香川県の景観特性と課題を記載している。これらを前提に、景観づくりの目標を「あたたかさや歴史・風土が育むみどりと融和した美しい香川づくり」とし、4分野ごとに自然であれば、「山から海へ緩やかに広がる讃岐の地形を活かした自然環境づくり」など、目標を定めている。

景観づくりの取り組みの項で、視点、考え方を示し、取り組みを「まもる・ととのえる・そだてる・つくる」に分け、分野ごとに、高さ制限などの具体的な取り組み方策を記載している。最後に景観づくりの進め方の項で、景観計画の策定方法を示している。

資料では、県内自治体での主な取り組み例や、県内での取り組みのイメージを示し、景観形成に活用できる制度や補助事業も一覧して示している。

#### 5) 他の計画との関連

「香川県土地利用基本計画」「都市計画区域マスタープラン」と関連する。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 事業

指針に関連する事業として、かがわの農村・ふるさと景観写真コンテストが実施されているほか、指針策定以降、香川のみどり百選が選定され、県ホームページで公開されている。

#### 2) 成果の検証

当指針には、直接目標とする指標は設けられていないが、県担当部署では、指針の目的と照らし、県内全市町が景観行政団体に移行し、景観計画を策定することを目安と考えている。

平成27年現在では、三木町、坂出市、観音寺市以外の6市8町が景観行政団体に移行しているが、景観行政団体のうち景観計画を策定しているのは高松市、丸亀市、善通寺市、宇多津町、土庄町の3市2町である。

#### 3) 計画の目的との整合性・課題等

当指針は、特に法律に定めのあるものではないが、景観法の成立など、全国的に景観の保全に関する関心が高まってきたことを受け、当時の県総合計画と関連が示されている。

推進の主体は市町であり、中核市である高松市では、景観計画が策定されているが、景観計画まで策定している市町数は少ない。

景観行政は長期にわたって実施されるものであり、指針の効果に期限はないものの、

資料編に掲載されている取組み事例や、公共事業に関する景観形成ガイドライン、景観形成に活用できる法制度、補助制度は、当指針策定前の情報であり、更新されていない。

いまだ景観計画を策定していない市町に対して、当指針が指針としての役割を果たしているのか、確認が必要と思われる。また、資料部分の情報を更新することについては検討が望まれる。

(意見) 県内市町の景観計画が当指針に沿っているか確認のうえ、指針の改正の可否を検討することが必要と思われる。

## 8 1 高松広域都市圏都市交通マスタープラン：都市計画課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

都市計画区域マスタープランに定める都市圏の将来像や目標に即して、道路や公共交通などのハードや交通需要マネジメントなどのソフト施策の実施方針を定める計画である。

#### 2) 策定方法

策定主体は高松広域都市圏総合都市交通体系調査委員会であり、県は事務局を務めている。策定の費用は、委託による調査費である。調査に係る委託料は、平成 24 年度から 26 年度の 3 年にわたり、78,645 千円、22,050 千円、17,280 千円の合計 117,975 千円と多額のものである。毎年度、簡易プロポーザル方式を行い、3 年とも、結果的に同一の事業者が受託している。

※策定時の資料を閲覧し、承認印があるなど、契約事務が当時の県の規程に沿って実施された証拠があること、及び契約額の内容が検討されていることを確認した。

策定から 20 年を計画期間の目安としているが、当計画の特徴として、計画の末尾に PDCA サイクルについて記載されていることが挙げられる。文中には、わかりやすい指標を設け、それをチェックするところまで記載されているが、チェックの結果により、計画自体を見直すか否かについてまでは記載されていない。

#### 3) 目的

当指針には、目的は明確には記載されていない。

(意見・共通④) 計画には、目的及び目標を明確に記載することが望まれる。

#### 4) 内容

計画の趣旨、対象地域などを明らかにし、統計や調査に基づく香川県の人口や移動状況など項目ごとの現況を示したうえで、それぞれの課題を記し、香川県が目指すべき将来都市像として集約型都市構造を挙げ、多極連携型の集約型都市構造を支える交通体系の構築が必要とし、これに県外等との広域的な交流や観光活動を支える交通体系の構築を加え、計画課題としている。第 1 の課題に対し、「自動車や公共交通等、各種交

通相互の連携強化による総合交通体系の構築」など5つの施策体系を示し、現況を記している。また、拠点間移動などの、土地利用、交通自体の検討項目に関して課題と対応方針、関連計画の個別施策等を記載し、これらの関係を整理し、必要と思われる追加施策を提案し、既存施策と追加施策を併せて実施場所、想定する実施主体、関連する団体を整理している。

これらの施策の目的に関し、「公共交通の利便性は向上しているか」など7つの評価の視点と、視点ごとに「公共交通利用者数」などの評価指標を示し、これらの現況値、趨勢値に対して施策を実施した場合の予測値を示している。次に、個別計画を検討し、最後に計画の評価・改善の仕組みについて記載しており、本文170ページの大部のプランである。

#### 5) 他の計画との関連

都市計画区域マスタープラン、各市町の計画と整合を図りつつ策定されるほか、地域公共交通に関する交通分野の各種関連計画と連携して策定される。

#### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

### (2) 内容の検討

#### 1) 成果の検証

当計画には、10のモニタリング指標が設けられている。策定が平成27年3月であることから、成果の検証は、「高松広域都市圏都市交通マスタープランフォローアップ委員会」により、PDCAサイクルの一環として今後継続的に検討されることである。

#### 2) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、特に法律に定めのあるものではないが、都市計画法運用指針により、都市計画にあわせ、土地利用の在り方と一体的に交通体系の整備の在り方を検討することが望ましいとされている。

策定して間もない計画であり、「高松広域都市圏都市交通マスタープランフォローアップ委員会」により、継続して施策の進捗管理が行われる予定である。

計画自体は、多額の委託費をもって調査した結果を踏まえ策定されているが、今後20年の間に冒頭の調査結果が大きく変わることも予測される。

頻繁に調査することも難しいと思われ、前提条件の変化をどのように捉えるのか、計画自体の見直しをどう検討するのかについては、今後の課題であると思われる。

## 8.2 香川県公園施設長寿命化計画：都市計画課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

戦後の高度経済成長期に集中して整備した社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、厳しい財政事情の下でこれらの維持管理が重要な課題となっている。全国の都市公園を見ても、設置から30年以上経過したものが現時点で約3割、10年後には約6割に達する見込みであり、設置遊具については、20年以上経過したものが約4割（経過年数不明のものと合わせると約6割）という状況である。このように、公園施設の老朽化が進む中で、財政上の理由などで適切な維持補修、もしくは更新が困難となり、利用禁止、施設自体の撤去といった事態につながるなど、安全で快適な利用を確保するという都市公園の本来の機能発揮に関わる根幹的な問題が生じている。

このような中、都市公園について、国土交通省は平成21年に公園施設長寿命化計画策定費補助制度を創設し、制度運用にあたっての実施要領を策定した。

これに先立ち、香川県は、平成20年11月に「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針」を策定し、この基本方針の中で、公園施設については簡易マネジメントの事後維持管理（劣化がある程度進行した段階で対策を実施し、劣化の程度に合わせた補修工法を選択する管理）を行うこととされた。

香川県は、平成23年5月に、計画期間は10年間として当計画を策定した。

## 2) 策定方法

計画策定業務については、専門性・ノウハウを有するコンサルタント会社に委託している。委託先選定については、簡易公募型プロポーザル方式により決定している。

委託内容は、長寿命化計画の対象都市公園等の設定、予備調査、健全度調査・判定、長寿命化計画の策定と広範である。

国から通知された指針等を斟酌しつつ、県と委託先であるコンサルタント会社の間で随時協議を行い、計画が策定された。

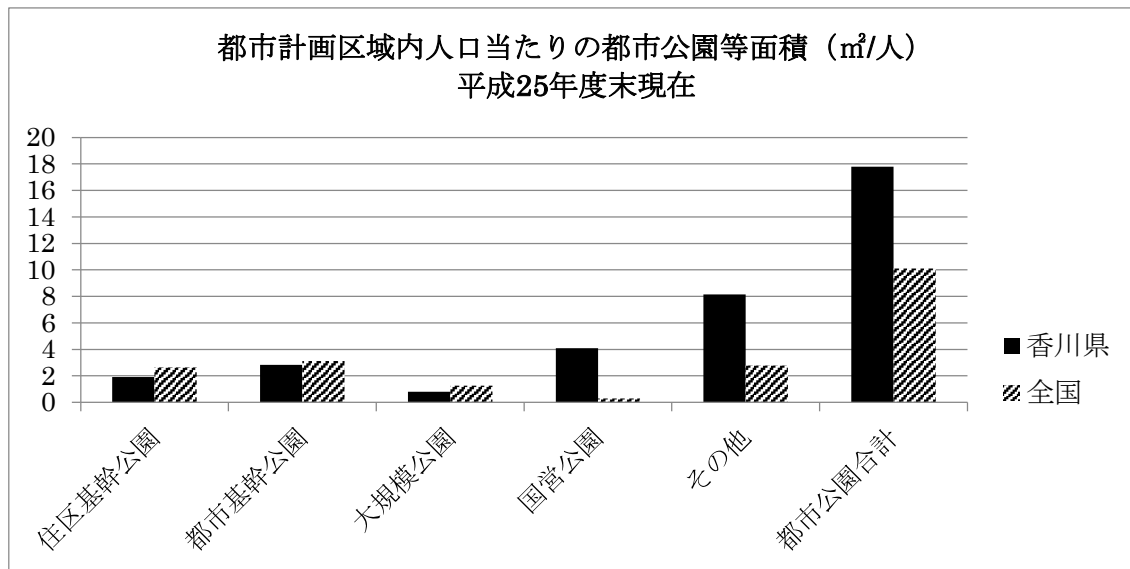
なお、平成24年4月には国土交通省が「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（この項ではこれ以降、「指針」という。）を作成・通知しており、策定当時は、まだこの指針がなかったため、この指針の基となったそれまでの国からの通知や要領に基づいて策定された。策定業務委託費用約2百万円が主要な策定費用である。

※外部委託に関する資料を閲覧し、県の契約規程に沿って適正に委託契約が結ばれていることを確認した。簡易公募型プロポーザル方式であるため、技術面・価格面から評価を行い、技術面においては形式要件を確認するだけでなく、業者へのヒアリングで直接能力や意欲の確認を行い、価格面については積算根拠の合理性についても検討した上で適正に評価していることを確認した。

## 3) 香川県の状況

香川県における一人あたりの都市公園面積は平成25年度末現在17.79㎡/人であり、全国平均10.10㎡/人を上回って全国6位である。公園の種類別に比べると、風致公園や歴史公園、都市緑地などのその他公園（栗林公園、香東川公園、琴弾公園など）や国営公園（国営讃岐まんのう公園）などの、規模の大きい公園の整備率が高く、逆に身近

な公園である住区基幹公園や都市基幹公園の整備率は比較的低い。



県が管理する都市公園は13施設であるが、そのうち公園施設長寿命化計画を策定しているのは土木部都市計画課が管轄する香東川公園、土器川公園、さぬき空港公園のみである。

それ以外の公園は、香川県総合運動公園など2公園を教育委員会保健体育課で、栗林公園など8公園を交流推進部交流推進課で管理しているが、これらの公園についても、監査を実施した平成27年10月現在、順次、長寿命化計画の策定が進められていた。

#### 4) 目的

当計画は、県が管理する都市公園の公園施設の老朽化に対して、適切な施設点検・維持修繕等の予防保全的管理によって既存ストックの長寿命化対策に取り組み、これとあわせて計画的な改築・更新を行うことで、公園施設の安全性の確保、改築・更新費用の平準化、ライフサイクルコストの最小化を図ることを目的としている。

#### 5) 内容

公園施設長寿命化計画に定める事項や作成する様式については、指針に詳細に規定されている。そのため、当計画は指針に基づき、公園施設のストック管理にあたり、ライフサイクルコストが低廉となるように段階的・計画的に策定されている。

具体的には、公園施設長寿命化計画に定める事項として、①都市公園整備状況、②計画期間、③対象都市公園（種別別公園数、選定理由）、④対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由）、⑤健全度を把握するための健全度調査結果の概要、⑥日常的な維持管理に関する基本方針、⑦公園施設の長寿命化のための基本方針、⑧都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容や時期等、⑨計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額）の9項目が、計画本文中に記されている。

また、⑧については、「公園施設長寿命化計画調書」として、「総括表」「都市公園別」



「公園施設種類別現況」の順に別添されている。

6) 他の計画との関連

当計画は、県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」や「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針」と関連している。

7) 計画策定の効果

健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、当計画に基づき適切に維持管理されている施設の改築は、要件を満たせば、交付金の交付対象となる（ただし、個別施設毎に詳細な判断基準がある）。

その要件の主なものは次のようなものであるが、現在のところ、交付金の交付対象となるような改築はないということである。

- ・事業計画期間中における事業の合計費用が30百万円×計画年数以上である。
- ・原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築である。

8) 計画に係る予算額

当計画に基づく事業は、公園施設の維持管理事業であり、近年の当初予算と実績である決算の推移は以下のとおりである。

	H23	H24	H25	H26	H27
当初予算（千円）	28,400	16,902	11,656	17,477	10,831
決算（千円）	21,153	6,030	61,471	30,483	

※上記数値は、工事費をベースに集計しており、指定管理者によるもの、土木事務所で実施したものを合わせた金額である。

※平成24年度は、修繕が低額で実施できたこと、一部修繕・更新等を前年度に実施したことにより、決算額が当初予算に比して少額となった。

※平成25年度及び平成26年度については、県の方針に基づき、補正予算を活用し、施設の修繕、更新等を前倒しして実施した。

9) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

当計画には、数値目標は設定されていない。ただし、都市公園別の健全度調査の結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等については、「公園施設長寿命化計画調書」が示されており、今後の全施設の維持管理計画の目安となっている。

県は指定管理者が毎年提出する事業報告書を確認し、県独自の対策内容も踏まえて、「公園施設長寿命化計画調書」の進捗状況を年度毎に確認しているが、現在のところ、計画で定めた内容と著しく乖離していないと判断し、計画の見直しは行われていない。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

「どのようなときに計画を見直すのか、」「見直しの結果がどのようなであれば計画を変更するのか」の2点について、計画策定時に明確に決めておくことが望まれる。

長寿命化事業は、長期間でのトータルコストを低減する目的のものであるが、一般的に、当初の維持管理費は増加することが予定されている。予定していた縮減額が実際に縮減されていることを確認することで、計画の実効性を測る必要がある。

(意見) 計画を実施しない場合のライフサイクルコストの予測額と、計画策定費用を含めた維持管理費用実績の累計額を定期的に比較する必要がある。

計画は長期にわたるため、その間には点検方法の変化や消費税率の上昇、資材の高騰などの様々な要因によっても、当初計画とは異なってくると思われるが、各年の実績値に当初計画との差異の調整を考慮することで、計画の有効性が長期間にわたり計ることが出来るものと思われる。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

県が管理する都市公園のうち、今のところ土木部都市計画課の所管する3公園を対象とした当計画が策定されているに留まるが、残りの都市公園については、当計画で確立した手法を広げ、公園の所管課毎に策定する予定であるとのことである。そもそも、所管が別とはいえ、同じ内容の計画を個別に策定することは効率的でないようにも思われる。

(意見) 他部署で策定される公園に関する長寿命化計画につき、計画自体は別々になるとしても、内容的に統一して実施できる部分はなるべく統一する(例えば、計画策定業務は一括して同じコンサルタント会社に委託する等)といった工夫も必要ではないか。

また、日常的な維持管理や指定管理についての予算は一定確保しているということであるが、大型遊具や建物関係といった規模の大きい施設に関する改築・更新費用については、限られた予算の中で、できるだけ優先順位をつけながら、公園という人々のふれあいの場であり、防災活動拠点ともなる場所の安全性・快適性を維持していくことが期待される。

## 8.3 播磨灘流域別下水道整備総合計画

燧灘流域別下水道整備総合計画

備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画：下水道課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

環境省は公共用水域を区分したうえで、その水域それぞれが一定の水質を維持することを求めている(水質環境基準)。その実現のために、下水道事業を所管する国土交

通省は、海域ごとに流入する許容負荷量を設定する。県は、陸域（河川等）を担当し、水質環境基準点及びその他必要に応じていくつかの基点を設け、それぞれの基点の水質を改善するために必要な許容負荷量を定め、主として下水道によって水質環境基準を達成すべき公共用水域を対象に、その負荷量を下回る水準まで下水道を整備する計画を策定する。この計画は、下水道法により策定が求められている。また、当計画は、下水道の整備に関する基本計画でもある。下水道事業は土木部が所管するが、事業自体は、県事業である流域下水道のほか、市町の公共下水道事業により実施される。

なお、海域に排水される水には、下水道の他に類似施設として、農業集落排水、漁業集落排水という小規模な処理施設からの排水もある。これらは農政水産部が所管し、公共下水道と同様に市町が実施する。

その他の汚水処理施設としては、環境森林部が所管する合併浄化槽がある。汚水処理を下水道によるか合併浄化槽によるか、という区域区分の判断は市町が行う。また、工場等における事業所排水対策についても環境森林部が所管する。このように、海域への排水は下水道以外にも多岐にわたり、たとえ下水道事業が計画どおり実施されても、基点の汚染が想定どおりに変化するとは限らない。

なお、生活排水の手法について考えると、下水道は、人口密集地の生活排水を処理することに適しており、人口が分散している地域では、合併浄化槽による処理が適している。

香川県では、下水道の整備率は45%弱と全国平均80%弱に比べて低く、合併浄化槽を含めた汚水処理人口普及率も70%強と全国平均90%弱に較べ低い。これは、全国平均に比べて香川県で特徴のある項目の一つといえ、人口分布の特徴にも起因する。

流域名	燧灘流域	備讃瀬戸流域	播磨灘流域
関係市町	観音寺市、三豊市、まんのう町	高松市、坂出市、丸亀市、多度津町、善通寺市、三豊市、まんのう町、琴平町、綾川町、三木町、宇多津町、土庄町、直島町	高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町
計画目標年	H27	H30	H27

## 2) 策定方法

現況の調査などは委託により実施し、市町の概況をヒアリングにより確認しながら策定する。調査に関する委託契約額は次のとおりである。

技術提案書締切日	流域	委託価格	参加者数
H25. 6. 24	燧灘流域	9,800 千円	4 者
H25. 11. 15	播磨灘流域	9,100 千円	1 者
H26. 7. 26	燧灘流域	4,900 千円	2 者
H26. 7. 26	播磨灘流域	7,700 千円	2 者

※前表の4つの契約につき、契約事務が規則に沿って行われていることを確認した。

委託契約の委託先は、簡易公募型プロポーザル方式により決定されている。この方法では、提案内容と価格の面から評価するが、今回の4件の委託契約では、全ての参加者が、価格評価点が満点となる県の提示する目安額の7割の額によって見積りを提出したため、提案書の評価内容により受託者が決定されている。播磨灘と燧灘共に平成25年と平成26年で同一の者と契約していた。

平成26年の播磨灘、燧灘の契約は、作業スケジュールの関係で、技術提案書の締切日と同じ日になっている。この2つの公募には、それぞれ2者が参加している。そして、2つの委託業務の内容はほぼ同じであるにもかかわらず、2つの公募に参加したものの、受託者とならなかった同一の1者が、2つの公募に提出したプロポーザル資料で、技術評価点が大きく異なる項目があった。

(意見) 公募に応募した者全ての基本的な項目での技術評価が著しく低い場合、委託先として適当ではない者に委託せざるを得ないことになる。業務の適正な執行が期待できないと推量出来るような場合には、特定者になれないこととするような検討が望まれる。

概ね20年の長期計画であり、10年を中間年度として見直すこととされている。3計画のうち、2計画について当年度見直し作業中であり、1計画は来年度見直し作業に係る業務を発注する予定である。

### 3) 目的

主として下水道によって水質環境基準を達成すべき公共用水域を対象に、一定の水質を保つことを目的とし、許容負荷量を定め、それを達成するための下水道整備を促す。

### 4) 他の計画との関連

「全県域生活排水処理構想」と関連するが、基本的にそれぞれが独立した計画である。香川県では、東から播磨灘・備讃瀬戸・燧灘の3つの海域についてそれぞれ計画を策定している。播磨灘は兵庫と岡山県、備讃瀬戸は岡山と広島県、燧灘は愛媛と広島に広がる区域であり、それぞれの県で、国の定める許容負荷量に従って、県域の下水道整備について計画を策定している。

### 5) 計画策定の効果

当計画を基とする直接的な国庫補助制度はないものの、各市町の事業計画は当計画に適合していなければならない、その事業計画に基づき実施される事業については国庫補助の対象とされる。

### 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

毎年、基点の水質を計測し、改善状況を把握し、分析を行い、とりまとめたパンフレットを毎年作成し配布している。目標値との対比や現況分析は行っていない。

次回の策定時に再度現況調査や予測を行い、新たに目標値を定める。

下水道の役割について、香川県下水道ホームページには次のように記載されている。

「下水道は、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るための基本的な施設であり、生活排水や産業活動等により生じた汚水を受け入れ、処理したあと再び公共用水域へ戻すという水循環システムを健全に保つための重要な役割を担う、必要不可欠なものである。」

基点での計測実績について記録し、状況を分析した冊子を作成しているが、当計画の目標との対比は実施していない。

(意見) 計測結果について、下水道による改善状況と併せて分析を行っているが、ホームページ等では公表されていない。計画についてホームページへの掲載が検討されており、計測結果と分析の概要を併せて掲載することについて検討が望まれる。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

水質に影響する事項のうち、下水道事業のみに関して計画していることから、水質の目標と達成手段との間にそもそも乖離がある。

このため、下水道事業が計画どおり実施されても、他の汚濁発生源の影響等により、計画に定めた排出目標値が達成できないこともある。また、下水道整備を実際に行うのは市町である。策定時に市町の整備計画などを確認したうえで策定しているが、市町の事業実施状況については、各市町の事業計画（期間内の年度別計画含む）を把握していることに加え、毎年度当初の個別ヒアリングや年度途中の進捗ヒアリングにより状況を把握しており、県には、計画どおりに事業を実施させる強制力はないものの、計画とのズレが生じている場合には、適切に進捗するよう助言・指導を行っている。

## 8 4 香川県下水汚泥処理総合計画（基本計画）：下水道課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

地球温暖化問題などを契機として、環境に関する関心が高まる中で、香川県は、平成7年に香川県環境基本条例を制定した。下水道自体が深く環境に関連するものであるが、下水道処理により発生する汚泥は、当時、県事業である流域下水を含め、全て廃棄物として焼却あるいは埋却により処理されていた。当計画は、この汚泥の再資源化促進のための基本計画として、平成13年度に策定されたものである。

当計画の策定方法については、策定から相当年数が経過しているため、詳細は不明であるが、現況の調査は委託により実施され、市町の概況をヒアリングしながら3年間程度をかけて策定されたとのことである。

平成13年度から30年度までを計画期間とする長期計画であり、平成20年度を中間年度としている。中間年度での見直し改定は行われていない。

策定当初から相当年数が経過し、次に示すように、再資源化率は上昇し、順調に成果は上がっているが、現在までに汚泥処理を取り巻く諸情勢は大きく変化している。

当計画は、当初綿密な現況調査や予測を行い、その予測結果に基づき策定されている。このときの調査結果も計画の一部を構成している。このため、策定当初からこれまでに至っては、当計画の策定を契機として下水汚泥の再資源化が進んできているため、その役割を果たしてきたと言えるが、現時点でこの計画を見ると、15年近く前の分析が記載され、それに基づきその時点の技術基盤を前提に策定されており、リサイクル等に関する近年の技術革新などについて十分に反映されていないため、このままの内容で見直されないならば、有効な計画といえるのか、疑問である。

(意見) 当計画は策定時から長期間経過し、諸情勢は大きく変化している。計画に関し、現況に合わせて見直すか、あるいは計画自体を成果があったとして終了させ、必要に応じて新たな計画として策定することにつき、検討することが望まれる。

## 2) 目的

増加すると見込まれる下水汚泥について、リサイクルを柱とした処理体系を確立し、下水汚泥の再資源化を促進していく。

## 3) 内容

目標年次の計画汚泥量と基本方針を記載した基本事項、汚泥発生量や地域特性などの前提条件の整理、汚泥処理パターンの検討、まとめの4章で構成される。

## 4) 他の計画との関連

香川県環境基本計画に関連項目はあるが、独立した計画である。

## 5) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開

## (2) 内容の検討

### 1) 終期

汚泥の再資源化は進んでいるが、より高度な処理技術も現れており、計画年度終了後も継続して再資源化をする予定とのことである。

### 2) 計画と事業の内容の整合性

計画に基づき実施される事業はないが、汚泥を発生させる下水道事業のうち、規模が大きく汚泥の発生量も多い流域下水道は県事業であり、下水道事業の一環として再資源化が進められている。市町事業も含め、計画策定を契機に汚泥の再資源化は進んでいる。

### 3) 成果の検証

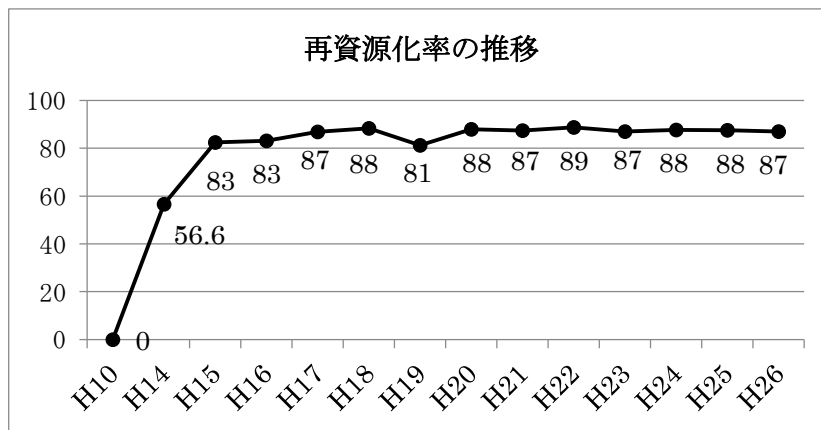
下水汚泥の処理手法として、計画に記載されているものは溶融・セメント資源化・一般廃棄物との混焼・処理業者への委託などであり、このうち再資源化と位置づけられるものは溶融・セメント資源化・堆肥化の3つである。この3つの手法のうち、堆肥化は

現状にそぐわないとして外されている。

県担当部署では、下水汚泥の処理状況を毎年モニタリングしている。これをまとめたものが次の表であり、当初予測よりも、人口減少や節水等の浸透により、汚泥発生量は近年微減の傾向である。発生した汚泥については、セメント資源化を中心として再資源化が進んでいる。

年度	単位	H10	H14	H15	H16	H17	H18	H19
汚泥総量予測		-	22,229	25,222	26,755	28,397	30,003	31,719
汚泥総量実績	t	17,593	24,758	26,076	27,436	27,187	27,937	28,781
再資源化量		0	14,022	21,521	22,839	23,626	24,703	23,385
再資源化率	%	0	56.6	82.5	83.2	86.9	88.4	81.3
年度	単位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
汚泥総量予測		33,544	35,369	37,376	39,676	41,902	44,019	46,136
汚泥総量実績	t	27,536	27,555	27,253	26,968	30,358	29,434	29,498
再資源化量		24,191	24,070	24,207	23,471	26,634	25,748	25,662
再資源化率	%	87.9	87.4	88.8	87.0	87.7	87.5	87.0

(単位：%)



(意見) 当計画の実施主体は市町あるいは県であり、県民と直接の関連はないが、汚泥処理は環境政策であり、これは広く県民に関連する。計画の目標値と現況を比較し、内容を分析し、計画の概要とあわせてホームページに掲載することについて、検討が望まれる。

#### 4) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、香川県で独自に策定しているものである。

計画の策定を開始した時点では、下水汚泥の再資源化自体が認識されていない状況であり、香川県内の下水道事業により発生する汚泥は、全て廃棄物として埋立て処分されていた。

当計画の策定を契機として、セメント資源化などによる再資源化が進んでおり、計画の策定自体が、下水道汚泥再資源化促進について役割を果たしたといえる。

当計画は、平成13年に策定されているが、その後の技術革新により、汚泥に含まれる重金属やリンなどの成分を分離して再利用するなど、資源化の技術は高度化しているとのことである。

しかし、このような高度処理にはまだまだコストがかかり、また、高度処理プラント

を香川県が独自に運営するには、県内で発生する下水汚泥量は少なすぎる。もし高度処理を検討するのであれば、自前で高度処理をしている自治体か、近隣の民間工場で高度処理を行うことが出来ないか検討し、処理を委託するか、広域で処理プラントを建設するなどという方法が考えられる。いずれも、輸送コストや設備コストなど、コスト面では課題があると思われる。

計画に対して、一定の効果があがったとして計画を廃止するか、これらの情勢の変化に対応して、計画を見直すことについて、検討が望まれる。

## 8 5 香川県流域下水道長寿命化計画（3 処理区）：下水道課

### （1）計画の概要

#### 1）体系

日本全体での下水道の普及率は、平成 23 年度末で 75.8%（下水道処理人口普及率）に達し、管渠総延長約 44 万 km、処理場数は約 2,200 箇所と、下水道は、全国の多くの地域で、水道や電気と同じように、基本的な生活インフラの一部になっている。これらの下水道ストックは、昭和 40 年代から平成 10 年代に集中的に整備されたことから、今後急速に老朽化することが見込まれている。下水道事業は、基本的に、市町など基礎自治体の公営企業として運営され、下水道料金をもって運営費用をまかなうことが原則とされているものの、一般会計からの繰出金において不足分が補われている実態にある。地方公共団体の財政状況は逼迫し、投資余力は減退している。以上のことから、下水道につき、戦略的な維持管理・改築更新を行い、もって住民に対する良質な下水道サービス提供の持続性を確保することは、重要な課題である。

このような背景のもと、国は平成 20 年度に、長寿命化対策を加えた「下水道長寿命化支援制度」を創設し、国土交通省により「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）」（以下、「手引き」）が策定され、下水道施設の計画的な改築更新が推進されることになった。これを受け、香川県においても取り組みを始め、3 処理区とともに、平成 23 年 12 月に平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の計画期間とする当計画が策定された。現在は、国の手引き等の改定を受け、30 年程度を推定した長期計画の中の一部として、平成 28 年度から 34 年度までの 7 年間の計画を策定する予定である。

#### 2）策定方法

計画策定業務（対象設備の選定、調査、健全度評価、対策検討、情報システム構築、長寿命化計画の策定等）は、技術的な側面の強い計画であり、専門性や過去の策定実績などのノウハウが必要であることから、他の下水道事業の実施方法に習い、委託により策定している。

※入札に関する監査手続きを実施し、適正であることを確認した。



3 処理区の長寿命化計画策定業務の外部委託費用 36 百万円が主な費用である。

### 3) 目的

当計画は、下水道施設事故の発生や機能停止を未然に防止し、住民の安全な生活を確保するとともに、ライフサイクルコストの最小化を図ることを目的としている。

### 4) 内容

流域下水道とは、公共下水道から排除(※)される下水を受けて、これを排除し、処理するために、二以上の市町の区域における下水を排除するもので、幹線管渠及び終末処理場等の根幹的施設を有するものをいう。

(※雨水や汚水を都市部からその外へ流し去ることを排除という。)

公共用水域の水質保全上、流域内の市町が単独で処理場を建設し処理するよりも、行政区域を越え、自然の地形を利用して、広域的に集めた汚水を一括処理する方が効率的かつ経済的な場合には流域下水道として整備される。二以上の市町にまたがるため、設置や維持管理などは原則として都道府県が行う。

香川県における流域下水道事業は、中讃流域下水道(大東川処理区、金倉川処理区)、香東川流域下水道(高松西部処理区)の2流域3処理区において実施している。平成25年度末現在における流域下水道の計画及び現況は、次のとおりである。

流域下水道名	中讃流域下水道		香東川流域下水道
処理区名	大東川	金倉川	高松西部
関係市町	2市2町 (丸亀市、坂出市、 宇多津町、綾川町)	1市3町 (善通寺市、多度津 町、琴平町、まんのう 町)	1市 (高松市) ※注2
計画処理人口	76,700人	41,660人	121,430人
計画処理面積	3718.9ha	2,873.8ha	3,411.9ha
計画処理能力	48,330 m <sup>3</sup> /日	32,600 m <sup>3</sup> /日	86,800 m <sup>3</sup> /日
現有能力	24,000 m <sup>3</sup> /日	20,000 m <sup>3</sup> /日	47,600 m <sup>3</sup> /日
幹線延長	28.6km(整備済)	19.6km(整備済)	39.1km(整備済)
供用開始	S60.4	H2.12	H13.8
施設	大東川浄化センター 綾南第一中継ポンプ場 綾南第二中継ポンプ場	金倉浄化センター	香東川浄化センター 国分寺中継ポンプ場
ライフサイクルコストの縮減額	16,000千円	98,975千円	102,184千円

※注2)平成28年度から、流域下水道から公共下水道へ移行し、高松市に管理を移管予定。



当計画では、3処理区毎に次の項目を記載している。

- ・対象施設の抽出及びその選定
- ・点検調査結果の概要及び維持管理の実施状況
- ・長寿命化対策を含めた計画的な改築及び維持管理の概要
- ・長寿命化計画の実施効果の算定

3処理区の中で、香東川は供用開始から日が浅いが、大東川と金倉川については、老朽化が進んでいる状況であり、施設ごとに計画的な改築更新が求められる。

#### 5) 他の計画との関連

当計画は、「香川県行財政改革基本指針」の4つの柱のひとつである財政運営の改革の中で、平成20年11月に策定した「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針」の考え方を踏まえて策定されている。

#### 6) 計画策定の効果

当計画に基づく改築は、社会資本整備総合交付金の交付対象となる。(国費率は根幹部分の改築は3分の2、その他の改築は2分の1である。)平成25年からは、当計画に基づいた改築以外は、交付金の交付対象とされないことになった。

#### 7) 計画に係る決算額

当計画に係る事業の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

		H23	H24	H25	H26	H27
中讃流域下水道 大東川処理区	設計費	13,588	3,749	5,750	5,616	0
	工事費	0	327,978	175,450	228,844	112,739
	計	13,588	331,727	181,200	234,460	112,739
中讃流域下水道 金倉川処理区	設計費	15,388	3,906	0	0	0
	工事費	0	51,114	300,783	82,542	5,400
	計	15,388	55,020	300,783	82,542	5,400
香東川流域下水道 高松西部処理区	設計費	0	0	0	0	0
	工事費	0	18,601	0	0	0
	計	0	18,601	0	0	0

なお、改修・長寿命化のための設計・工事は、外部委託により行われている。

※設計・工事の外部委託のうち、中讃流域下水道大東川浄化センター改築詳細設計業務委託に関する資料を閲覧し、県の契約規程に沿って適正に委託契約が結ばれていることを確認した。

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：非公開

(2) 内容の検討

1) 事業

当計画に沿って維持管理及び改築工事が行われる。下水道は、巨額の投資を伴う事業であり、施設の耐用年数は、管渠で50年など長い。当計画は、長寿命化計画という名称ではあるが、機械類の長寿命化を主として策定している。国の指針も長期的な視点に変更されたことから、次期計画はそれに沿って改訂されると思われる。

2) 成果の検証

当計画は、流域下水道を安定的に運営しながら、施設の長寿命化によるコスト縮減を達成することを目的としており、当計画の実施により縮減できると思われる縮減額が示されている。県では、毎年、前年度の実績と、縮減できた額を集計し、実績として保管している。

下水道施設の部品は、一定年数を経過すると劣化により作業停止する前に取替えが行われる。縮減計画は、部品を計画的に取替えることなどにより、使用可能年数を延ばす(長寿命化工事)というような手法を用いるため、長寿命化工事の実施により、機器全体を更新するよりトータルコストが縮減されるという計算が行われている。

また、計画期間に実施する改築工事の年次計画を策定し、実際に行われた改築工事との対応表も作成されている。

※県が作成した平成24年度のコスト縮減計算、年次計画書の実績対比表を閲覧し、成

果が検証されていることを確認した。

計画と実績は、計画期間の5年間を総括して検証し、次期計画に反映する予定とのことである。

計画どおりに実施できなかった改築工事は、国の下水道予算の縮小に伴い、優先度が低い機器等の改築更新等が後回しになっているためとのことであるが、計画に位置付けられている主要設備については、概ね計画どおりに実施されている。

(意見・共通⑩) 原則として次期の計画に、前回までの計画の評価、実績、進捗状況等について、少なくとも概要程度は記載することが望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画の策定にあたっては、設備に関する過去の点検や補修履歴等の情報が必要であることから、これらに関するデータを正確に蓄積していくことが重要である。下水道設備を有する者は限定的であることから、他の自治体との情報共有を図ることが今後必要であると思われる。特に近似した環境下にある県内の市町とは情報を共有する仕組みを構築していくことが有益である。

下水道は、衛生的でかつ快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るための基本的な施設であり、汚水を処理したあと再び公共用水域へ戻すという水循環システムを健全に保つための重要な役割を担っている。また、市街地の雨水を速やかに排除することにより、浸水から街を守るためにも必要不可欠なものである。厳しい財政の中ではあるが、今後も安全かつ効率的な下水道の維持管理を行うよう、当計画が活用されることが期待される。

## 8.6 香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）：建築指導課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を受け、国は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法律」）を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ってきた。

平成17年6月の地震防災推進会議の、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言などを受けて同年11月に法律改正が行われ、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号。以下「基本方針」）」を示し、都道府県及び市町村に耐震改修促進計画の策定を義務付けた。香川県では、これらに基づき平成19年3月に香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）を定めた。国の基本方針と県の計画に基づき、市町も計画を策定するが、計画を策定・変更した場合に県は報告を受け、内容を確認している。

また、東日本大震災後の平成 25 年 5 月には再度法律改正が行われ、不特定多数の人が利用する大規模建築物等の耐震診断義務化や耐震診断結果の公表などの措置が講じられた。香川県では、これらの法律改正等に合わせ、これまでに 7 度、当計画の一部改正を行ってきた。

現計画は平成 19 年 3 月に策定され、計画期間は平成 18 年度から 10 年間であるが、平成 22 年を中間年度とし、検証を行っている。

## 2) 策定方法

南海トラフを震源域とする地震を想定し、県内の耐震化の状況を踏まえ、国の基本方針に従って県独自に策定した。当計画に基づき設置した「香川県耐震改修促進計画推進協議会運営要領」により庁内の協議会及びその分科会を設置し、随時協議を行いながら、約半年をかけて策定された。

重要な改正としては、法律改正に伴って、平成 26 年 4 月に沿道建築物の耐震診断を義務付ける避難路、同年 9 月に防災拠点建築物が記載され、それぞれ平成 33 年 3 月 31 日を期限として耐震診断が義務付けられたことが挙げられ、その都度当計画も改訂されている。

## 3) 目的

当計画は、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする地震等の大規模地震による住宅・建築物の倒壊等から人的・経済的な被害を軽減するため、主として昭和 56 年以前のいわゆる旧耐震基準で建築された既存建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進することを目的としている。また、市町の耐震改修促進計画の指針となるものでもある。

## 4) 内容

計画に定める事項は、基本方針に詳細に規定されており、当計画では、耐震化に関する周知・啓発の方法等を具体的に定めている。

当計画の想定する地震は「南海トラフを震源域とする地震」としており、その被害想定を基に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る計画となっている。

また、特に耐震化を図るべき建築物を、住宅と特定既存耐震不適格建築物で多数の者が利用するものとし、これらの耐震化の現状を示し、計画最終年度の耐震化率の目標を定め、この目標に向けて実施する具体的な施策等を記載している。

また耐震化を促進するため、建築物の所有者の負担を軽減するため、当計画に基づいて以下の事業を行っている。

- ・香川県民間住宅耐震対策支援事業（H23. 4～）
- ・香川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業（H23. 11～）
- ・香川県民間建築物耐震対策支援事業（H25. 11～）

なお、平成 25 年の法律改正で、避難路沿道建築物（都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって一定の高さ以上のもの）、防災拠点建築物

(都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物) は地方公共団体の耐震改修促進計画に記載された期限までに耐震診断結果の報告が義務付けられたことから、当計画においても平成 26 年の一部改訂の中で、対象建築物と指定路線を指定し、平成 33 年 3 月 31 日までに耐震診断結果を報告することとしている。

5) 他の計画との関連

県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」や「香川県地域防災計画」、「香川県国土強靱化地域計画」が関連する。

6) 計画策定の効果

当計画に基づく事業として、耐震診断や耐震改修に関する各種の補助制度が設けられている。

7) 計画に係る予算・決算額

当計画に基づく事業の当初予算・決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名		H23			H24			H25			H26		
		補助・ 交付金	広報・ 啓発費・ 事務費	計	補助・ 交付金	広報・ 啓発費・ 事務費	計	補助・ 交付金	広報・ 啓発費・ 事務費	計	補助・ 交付金	広報・ 啓発費・ 事務費	計
民間住宅耐震対策支援事業 (住宅課) (H23.4～)	当初 予算	54,000	1,000	55,000	45,000	5,000	50,000	71,000	4,500	75,500	71,000	4,500	75,500
	決算	9,488	4,086	13,574	14,515	1,832	16,347	32,364	2,847	35,211	26,630	1,819	28,449
香川県緊急輸送 道路沿道建築物 等耐震対策支援 事業 (建築指導課) (H23.11～)	当初 予算	20,000	-	20,000	35,000	-	35,000	36,000	-	36,000	36,000	-	36,000
	決算	796	-	796	3,782	-	3,782	21,020	-	21,020	2,206	-	2,206
香川県民間建築 物耐震対策支援 事業 (建築指導課) (H25.11～)	当初 予算							9,000	-	9,000	54,100	421	54,521
	決算							-	-	-	5,730	356	6,086

(\*平成 24 年度以降の決算額には、前年度からの繰越分を執行した額を含む。)

民間の住宅・建築物の耐震化は一部の建築物の耐震診断を除き、義務ではなく、また、建物用途によっては、費用負担や使用制限等の観点から、耐震化が困難な面もある。また、香川県は地震の発生が比較的少ない地域であるため、全体的に危機意識が薄く、なかなか耐震化が進んでいない。そのため、当初予算に対し、決算額は大幅に下回る結果となっている。

8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント 実施

(2) 内容の検討

1) 啓発・イベント

リーフレット（県の広報誌に差し込み、全戸配布）や啓発ポスターの作成・配布、個別訪問やポスティングによる周知啓発、自治会等からの依頼に基づく出前講座の実施、防災訓練や不動産フェアなど各種催しの際に住宅耐震対策相談コーナーを出展するなど、耐震化推進のための啓発活動を行っている。

## 2) 成果の検証

平成 22 年に中間検証が行われている。また、県の総合計画である「せとうち田園都市香川創造プラン」における安心の指標として、住宅の耐震化率（耐震性を有する住宅／全ての住宅）が目標値として設定され、これについては毎年検証が行われている。進捗状況は次のとおりである。

区分			現状の耐震化率(%)			目標の耐震化率(%) (H27年度)
			計画策定当初 (H18年度)	中間検証 (H22年度)	現時点 (H26年度)	
住宅			64	72	75	90
特定既存耐震不適格建築物で多数の者が利用するもの	災害対策本部等の災害 応急対策指揮・実行、情 報伝達施設	庁舎、警察本部、警 察署、消防本部、消 防署など	59	71	80	90
	被災時の避難者の収容 施設	学校、体育館、公民 館など	37	75	93	90
	被災時の救護施設	病院	59	60	67	90
	被災時の要援護者施設	老人ホーム、身体障 害者福祉ホーム、保 育所など	72	82	92	90
	被災時の一時居住施設	公営住宅、改良住 宅	79	84	89	90

平成 26 年度時点で、学校や福祉施設等の一部の用途については目標を達成しているが、目標達成が厳しいと思われる施設もある。住宅の耐震化率については、県の総合計画の指標の一つになっているが、一部の建築物の耐震診断を除き、義務ではなく、危機意識も薄いため、なかなか耐震化が進んでいない。

目標に対する実績について、県では、その原因を分析し、達成が困難な分野あるいは、耐震化がそれほど重要ではない分野を特定している。例えば市町では、平屋建てあるいは 2 階建ての保育所については、地震による倒壊が考えにくいことから、耐震化が不要と判断しているところもある。これについて耐震化されない数値に含まれることで、県民の不安をあおる可能性もある。現況について、分析結果を併せて示すことで、耐震化が進んでいないことでどの程度危険な建物が放置されているのかについて、正しくメッセージを発することが出来るのではないかと。

（意見）毎年の実績にあわせ、耐震に関する情報が県民に正しく伝わるように、分析結果についても公表することが望まれる。

（意見）現在の目標値は、どの施設も一律耐震化率 90% となっている。これは、国の基本方針で住宅及び特定既存不適格建築物の耐震化率を平成 27 年度までに少なくとも 9 割にすることを目標とするとされていることによる。施設によっては達成が難しいものもあることから、区分を見直し、それぞれに合った目標値を設定することが必要である。

なお、国の基本方針は今後、住宅の耐震化率を平成 32 年までに少なくとも 95%とすることを目標とすることに改定される見込みである。県は、県下の状況を踏まえ、適切な目標値設定をしていくとともに、必要があれば国に状況を説明し、目標値設定について意見を述べることが望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

香川県は比較的地震が少ない地域であるため、危機意識が薄くなりがちであり、民間の耐震化率は低い状況である。香川県は空き家も多く、空き家は耐震化率算定の対象外となっているものの、これらに対しても地震に備えた対策を行っていく必要がある。また、病院などは費用負担や使用制限等の観点から、耐震化が困難な面があり、これに対する有効策もなかなか見つからない状況である。耐震化率の目標達成は、県だけの努力では難しい部分があるように思われる。

また、国の基本方針は全国一律の目標値を求めているが、本来は地域性の問題もあり、地域によっては建物倒壊よりも津波対策が必要であるなど、対策の優先順位は自ずと異なってくるはずである。香川県において、今後の目標値の設定に際しては、県の実情に応じたものとなるように十分に検討を行うことが望まれる。

## 8 7 香川県住生活基本計画：住宅課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

高度成長期以降、都市部への人口移動や核家族化などから、都市部を中心に住宅が不足したことから、数値目標を設け、5年毎に計画を策定し、住宅建設を推進する政策が行われてきた。住宅戸数が世帯数を上回って推移し、少子高齢化による人口減少が予測されたことなどから、平成 18 年には、住宅の質や高齢者対応、セーフティネットとしての役割などを重視する施策に転換し、現在及び将来の国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給などを基本理念とする住生活基本法が施行された。

この法令により、国には、目標・施策を記載した住生活基本計画が義務付けられ、都道府県には、この国の計画に即した都道府県住生活基本計画の策定が義務付けられている。

当計画は、現状分析も、統計等の数値を用いており、委託等によらず策定されている。策定にあたっては、県要綱に沿って設置される「香川県住生活基本計画検討委員会」に意見を聴いている。

※委員会に関する議事録を閲覧し、内容を確認した。

平成 23 年 3 月の国の計画変更を受け、改定して現在の計画が策定された。前計画も 10 年を計画期間としていたが、現計画は平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間を計画期間としている。



## 2) 目的

県民の豊かな住生活の実現に向け、良質な住宅の供給や良好な居住環境の形成が図られるよう、住宅施策の基本的な方向性や、地域特性に応じた具体的施策の展開方針などを定め、安全で快適な暮らしづくりや活力あふれる地域づくりを図る。

## 3) 内容

冒頭で計画の目的を明確にし、香川県の住宅事情の現況を分析したうえで、まちづくり、福祉、防災、環境・その他、公的賃貸住宅施策、についてそれぞれ現状と課題を分析し、基本的な考え方と住宅施策の方向性を示し、総括して今後の住宅施策のあり方について記載し、どのように推進するのか、5つの基本施策（中項目）を示し、それぞれの基本施策（中項目）にさらに細かくブレイクダウンした基本施策（小項目）と、それに対する施策内容を記載している。基本施策（小項目）は、14項目であり、数値目標は4項目である。

計画の冊子には、計画に関する記載のほか、統計調査等による現状分析が資料として添付されている。

## 4) 他の計画との関連

香川県営住宅長寿命化計画に関連する。

## 5) 計画に係る予算額

計画は住環境に関する事項を網羅しているため、事業も広範であり、各担当部署で実施される。当計画推進自体の予算としてみると、数値目標に設定されている住宅の耐震化に対する補助事業があげられる。平成27年度予算は75,500千円である。

	H23	H24	H25	H26	H27
予算額（千円）	55,000	50,000	75,500	75,500	75,500
実績額（千円）	13,375	16,347	35,211	28,449	-

## 6) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開 / パブリックコメント：実施

## (2) 内容の検討

### 1) 啓発・イベント

耐震化の啓発については、リーフレットなどを作成し、ポスティングや民間イベント時などに配布しているとのことである。また、住宅所有者に対する講演会を毎年開催している。

### 2) 成果の検証

数値目標は、次の4つである。

目標	H22	H32 (目標)	H26
新築住宅における長期優良住宅認定の件数	550 件	年間 1,000 件	528 件
住宅の耐震補助実施件数 耐震診断	—	年間 1,000 件	262 件
耐震補修	—	年間 200 件	84 件
公営住宅の供給目標量 ~27 年累計	—	3,200 戸 うち県営住宅 1,700 戸	1,582 戸 (県営住宅)
~32 年累計	—	6,300 戸	—
サービス付き高齢者向け住宅の登録件数	—	50 件(*) H27 年時点	61 件

(\*) 平成 27 年度の目標数値

このうち、公営住宅の供給目標量については、国土交通省策定の計画に算定方法が指示されている。県では、住宅困窮者数を予測し、その人数に沿った供給量を決定している。

(意見) 当算出目標値は、景況の変化や、人口動態の変化、民間事業者による整備状況の変化などに影響されるため、10 年間固定するのではなく、随時見直しを行うことが望まれる。

県が住宅基本政策として定めた当指標をどのように実現してゆくのか、県営住宅の維持戸数の決定や、運営全般にわたり、当指標との整合性を持たせて運営する必要がある。

数値目標については、全ての指標を毎年比較しているわけではない。

(意見・共通⑤) 計画に沿って実施された取組みについて、また、指標があるものについては指標の実績についても毎年など一定期間ごとに評価・分析されることが望まれる。

公表されている計画については、これらの評価・分析結果についても、県ホームページに計画と関連付けて公表することが望まれる。

計画に対して実施した実績を示す「主な取り組み状況」は、目標達成に関して県が実施した施策を記載した重要な情報である。この中には、計画策定時点では想定されていなかったものもあると思われる。計画は策定時の状況を前提として策定されており、状況の変化に対応して新たに実施される施策や施策の変化は盛り込まれていない。計画の目的達成のために実施した施策のうち、主な取り組みについては、年度ごとの記録ではなく、計画期間を通して記録、保管することが望まれる。また、施策の実施が、どのように目標に対して効果があったのかについても、可能であれば評価することが望まれる。

(意見・共通⑩) 施策には短期間では効果が反映されないものもある。長期間にわたり、施策の実施状況、その結果がどのように指標に反映されたのかについて、データを蓄積し、分析することが望まれる。

### 3) 計画の目的との整合性・課題等

当計画は、県民の住生活に関する基本計画であり、生活の重要な部分に関する計画である。国の計画に沿って地方の独自性を持たせながら策定することとされている。計画を策定して主体的に施策を実施していくという性格の計画ではないが、住生活のために重点的に実施するべき施策は認識されたと思われ、また、他の同種の計画と同様に、住宅に関する各種分野の施策を整理し、住宅政策の中での位置づけを確認するという効果があると思われる。各種統計等により、現況を分析し、施策までつなげていることに意義があると思われる。

## 8 8 香川県営住宅長寿命化計画：住宅課

### (1) 計画の概要

#### 1) 体系

第二次大戦後、都市部は焦土と化し、焼け出された人々や、大陸からの引揚者に対して住宅を供給する事業が公営住宅として行われていた。その後、高度成長期には人口が都市部に流入し、核家族化が進むなど、都市部を中心に住宅不足が顕著になった。そこで、住宅購入資金、住宅そのものの供給、賃貸住宅の提供という3本柱の事業が公により実施されてきた。このうち、前2者は民営化されたが、既に建設された公営住宅は、一定の需要があることもあり、県営あるいは市町営住宅として維持管理されている。公営住宅は、昭和26年に制定された公営住宅法に基づき運営されるほか、建設時の補助要綱に沿った利用が求められる。近年は、福祉目的事業への転用なども認められている。

これらの整備は、「五計」と呼ばれる住宅建設五箇年計画と、それに沿って策定される都道府県計画により進められてきたが、昭和48年には全ての都道府県で、1世帯1戸が実現した。さらに近年の統計では、香川県でも空家率が高くなっているなど、住宅を取り巻く環境が大きく変わった。住宅建設計画法の廃止により、「五計」も策定不要となったが、ストック総合活用計画に位置付ける仕組みが残り、現在は住宅を含む社会資本の維持管理が全国的にも課題となる中で、国土交通省住宅局長名の通知により、「公営住宅等長寿命化計画」として引き継がれている。

計画策定業務（対象設備の選定、調査、健全度評価、対策検討、情報システム構築、長寿命化計画の策定等）については、当計画の前身である香川県営住宅ストック総合活用計画策定時には、専門性を有するコンサルタント会社に委託していたが、この知見を踏まえ、それ以降は、県職員が統計等を利用しながら計画を策定している

当計画の計画期間は10年間であるが、改築及び維持管理の進捗状況、住宅に関するニーズの変化などに伴って改定される。現在までのところ、平成26年3月に改定され、平成28年3月に中間見直しが予定されている。

#### 2) 香川県の状況

現在の香川県営住宅長寿命化計画の記載によると、「香川県で管理する6,431戸の県

営住宅につき、応募状況や経済情勢等を考慮すると、今後も同等の供給を続ける必要がある一方、建設後31年以上経過した公営住宅は、4,117戸と67%に達し、老朽化が進行している。社会情勢や、厳しい財政状況を踏まえると、効率的、効果的な事業計画に基づいた改善や維持修繕により、施設の長寿命化を図ることがますます強く求められている。」とされている。

なお、香川県内の公営住宅の管理戸数は次のとおりであり、高松市にある公営住宅数が多い。県全体では、公営住宅の約4割が県営住宅である。(平成23年3月)

区分	県営住宅①	比率①÷②%	市町営住宅	合計②
戸数①	6,138	38.9	9,637	15,775
うち高松市の住宅③	4,645	56.2	3,623	8,268
高松市比率③÷①%	75.7		37.6	52.4

しかし、県営住宅の利用状況を見ると、平成27年11月末時点で、空家率は27%に達している。公営住宅の空家のうち、災害時や再編整備など、何らかの政策目的の実現のために、募集を停止し空家になっているものがあり、これを政策空家と呼ぶ。新しい団地は空家率は低いとはいえ、建設年数と空家率は必ずしも比例していない。一つには、古い住宅は、利便性の良い場所に建設されているところが多いことなどが理由として挙げられる。

住宅の状況を知るには、5年ごとに実施される住宅・土地統計調査が用いられる。平成25年の調査結果を見ると、全国に比べ、香川県では公営住宅のウエイトが低い。地方圏では、持ち家率が高いことなどが理由と思われる。なお、地域別に見ると、北海道では公営住宅の比率が高い。

(単位：戸、%、世帯、人)

	住宅数	比率	世帯数	比率	世帯人員	比率
全国総数	52,102,200	100	52,378,600	100	124,886,300	100
全国公営の借家	1,958,600	3.8	1,960,800	3.7	4,071,300	3.3
香川総数	387,500	100	389,500	100	963,300	100
公営の借家	9,400	2.4	9,400	2.4	18,900	2.0

香川県の世帯収入区分と比較すると次のようになり、比較的収入の低い世帯が公営住宅に入居していることがわかる。住宅に関するセーフティネットの役割を果たしていると考えられる。

公営住宅に入居するためには、自宅を保有していないなどの条件があるが、所得は月額158千円以下を原則とする。これは、同居家族数等によっても異なるが、収入でみると、300万円以下の区分の世帯は原則的に入居可能である。

年収(万円)		~100	~200	~300	~500	~700	~1000	1000~	合計
県主世帯	①	28,200	56,100	71,100	107,300	55,700	35,100	17,900	371,400
公営の借家世帯	②	2,800	3,000	1,900	800	400	100	0	9,000
②÷①%		9.9	5.3	2.7	0.7	0.7	0.3	0.0	2.4
県主世帯構成比	%	7.6	15.1	19.1	28.9	15.0	9.5	4.8	100
公営の借家世帯構成比		30.8	33.0	20.9	9.9	4.4	1.1	0.0	100

### 3) 目的

予防保全的な観点から計画的な修繕や、住戸改善を実施することで、既存ストックの長寿命化によるライフサイクルコストの縮減と事業量の平準化を図り、住環境の向上と安全、安心な住宅の供給に努めることを目的としている。

### 4) 内容

本計画では、県営住宅に関連する現況を分析した後、改善事業の実施内容を次の表のように区分し、概ね棟ごとに決定している。

なお、複数事業を実施する場合もあるため、合計戸数は管理戸数を上回る。

区分	戸数	事業内容
維持保全	2,810	定期点検の充実、通常修繕
居住性向上形改善	724	設備改善、3点給湯
福祉対応型改善	307	バリアフリー化、エレベーター設置
安全性確保型改善	1,295	耐震改修、移転促進、爆裂補修
長寿命化型改善	2,341	外壁改修、屋上防水改修等の景観改善、手摺改修
合計	7,477	

棟ごとの実施時期についても、「様式1」として詳細に決定されており、点検結果などを反映し、毎年改定されている。

### 5) 他の計画との関連

「香川県住生活基本計画」と関連する。

### 6) 計画策定の効果

本計画に基づく事業は、社会資本整備総合交付金の交付対象となる。

### 7) 計画に係る予算額

当計画に係る事業予算推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27
既設公営住宅改善事業	485,570	462,536	371,372	408,000	408,980
県営住宅移転促進事業	14,157	14,157	11,180	11,057	10,551
合計	499,727	476,693	382,552	419,057	419,531

### 8) 県ホームページへの掲載等

県ホームページ：公開（概要のみ）

## (2) 内容の検討

### 1) 成果の検証

本計画は、県営住宅の長寿命化として維持管理の方針を示したものであるが、次に挙げるような数値目標も設定されている。

項目	指標	H23 (現状)	H32 (目標)	最近 H27.11 末
耐震安全性 の確保	耐震安全性確保率	83.9%	100%(*) (H27)	97.8%
高齢化対応	高齢化対応住戸数	14.4%	20%	15.5%
	共用部階段の補助手摺設置率	68.7%	80%	75.2%

(\*) 平成 27 年度の目標値

長寿命化は、ライフサイクルコストを低減することを目的として策定されるため、本来は計画による縮減の総額が示されるべきものであるが、改修する棟での縮減効果を試算するにとどまっている。計画の性格から考えると、県営住宅の目的に沿った提供ができていることが成果を図る目安となる。

この点、香川県内の公営住宅は、市町によっても供給されており、これらを含めて、県営住宅としてどの程度供給するべきかを検討するべきである。

なお、別に記す「香川県住生活基本計画」によると、公営住宅の供給目標量は平成 23 年から 27 年で 3,200 戸、平成 32 年までで 6,300 戸と、新規の入居者を想定した目標設定が行われている。公営住宅は基本的に住宅に関するセーフティネットであり、必要な人に供給されるべきものであるが、借地借家法も適用され入居者の居住権も保護されるため、必ずしも公営住宅を必要としない居住者でも退去させることが難しいなど、住宅自体の維持管理や福祉対応以外の対応が求められるところである。

また、多くの居住戸数を抱える高松市との協議が開始されており、県営住宅の必要供給戸数も変化する可能性がある。

これらを踏まえ、実際の維持管理計画は変更されるべきものであるが、現在の計画は、国庫負担の対象とするために枠を確保している面もあり、実態と乖離してくる可能性がある。

(意見) 当計画による維持管理の実施は国庫負担の対象とするための枠を取る意味があるため、実績は計画を下回る。実際に維持管理すべき住宅数と実際の維持管理による供給予測住戸の関連を明確にした資料を作成し、県が公営住宅としての県営住宅の目的に沿った長期的な管理責任を果たしていることを明確にする必要がある。

## 2) 計画の目的との整合性・課題等

県営住宅に関する諸情勢を考慮すると、居住の実態を把握し、供給が必要な住宅のタイプ、分布、戸数について検討し、市町と協議のうえ、県が維持管理すべき戸数を計画に反映することが望まれる。

## II 香川県の許認可等事務

### 1 行政財産目的外使用許可（庁舎）：財産経営課

#### (1) 許認可の概要

##### 1) 経緯

自治体が保有する財産のうち、行政目的で使用されているものは行政財産とされ、自治体の事務や事業を行うために保有・使用するものであることから、行政目的以外の使用は制限される。

※行政財産の「用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）」とされている。

なお、自治体の財産は、大きく分けると行政財産と普通財産に分類され、普通財産は民間が保有する資産と同様に、売却や貸付が可能である。自治体の公的性格を考えると、限られた財源は有効に使われることが求められ、行政目的に使用しない普通財産の保有は、行政財産の用途廃止にともない、普通財産とした上で売却する場合など、極めて限られた場合に限定されるべきものである。

庁舎では、銀行 ATM や食堂など、当初の設計から組み込まれているものでも庁舎利用者や職員の利便を図る施設であり、庁舎の本来目的とは異なるため目的外使用とされる。目的外使用は、原則 1 年ごとに更新することとされている。平成 18 年の地方自治法改正により、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合（地方自治法施行令第 238 条の 4 第 7 項）、行政財産にも貸付制度が設けられた。従来目的外使用許可とされていた自動販売機の一部は、後に記すように貸付とされた。

使用料の定めはあるが、公的目的で使用する場合の減免制度もある。

##### 2) 根拠法令等

地方自治法 香川県公有財産規則 行政財産の使用許可に関する基準

##### 3) 許認可の内容

行政財産の目的外の使用に関し、使用前に許可を受け、行政財産の使用許可に関する基準により算出された使用料を支払う。

期限は目的外という位置づけから、水道管等の設置のように恒久的な工作物以外は 1 年とされ、継続して使用する場合には、毎年使用許可の申請を行う。

#### (2) 許認可事務の推移等

##### 1) 申請件数等

本庁舎（天神前・県警本部を含む）では、平成 26 年度は 59 件であり、毎年ほぼ同数である。

## 2) 使用料収入

### ①概要

「行政財産の使用許可に関する基準」に本庁舎であれば、㎡あたり 1,829 円/月（消費税課税前）など、基準使用料が定められている。

基準使用料は、国の計算方法を参考に、評価額等から算出するが、平成 16 年度以降は、県の厳しい財政状況等を踏まえ、改定（減額）が見送られている。近年の動向が、改定＝減額となるのは、土地の評価額が逡減傾向にあることも理由であるが、建物は、年数の経過とともに残存価値が下がるためである。また、1 階の入口付近と事務室の一角では、利用価値は大きく異なるが、同じ建物内では同じ使用料が賦課される。具体例を示すと、来客の状況は大きく異なると思われるが、本庁舎 1 階の郵便局、金融機関と旧庁舎中 2 階の金融機関の面積あたり使用料は同額である。

様々な点で、民間の賃貸借取引とは、使用料に関する発想が全く異なるっている。この点からも、使用許可事務は、慎重かつ公平に実施される必要がある。

平成 26 年度の使用料収入の状況は次のとおりである。

	面積 (㎡)			職員数 (人)	算出使用 料年額 (円)
	建物	土地	計		
	非木造				
合計	3,315	1,630	4,945	216	90,735,732
使用料賦課	1,058	1,630	2,688	94	37,126,332
使用料減免	2,257	0	2,257	122	53,609,400

### ②減免

国や他自治体の機関等などが公用で使用する場合は、職員の福利厚生など、香川県使用料手数料条例第 1 条ただし書きの規定により、使用料を免除することができる。

使用料は、使用者の減免申請により審査するのではなく、使用を許可するか否かにあわせ、使用目的と申請者の性格から、減免するか否かは県が判断し、使用許可書の使用料の欄に減免と記載し、使用料を賦課しない。

(意見) 減免については、県が適否を判断しているが、これによると、県が使用者の使用現況を判断し、減免することになり、情報が不足することも考えられる。使用者から、減免を希望する理由を記載した減免申請の提出を求め、その内容が減免の要件を充たす場合に減免を決定する方法への移行を検討することが望まれる。なお、当然に要件を充たしていることが容易に推測できることから、国及び自治体については、減免申請を省略する例外規定を設けることも考えられる。

## (3) 許認可事務の検証

### 1) 受付

使用希望者は期限前に既定の様式に、場所・目的・面積等を記入し、申請を行う。



※申請ファイルを開覧し、申請書がファイルされていることを確認した。

## 2) 審査

申請書が提出されると、規程に沿った資料が添付されていること、及び使用目的が適当であることを確認し承認する。使用料の減免を行う場合を除き、使用料を計算し使用許可とともに通知する。

※申請書ファイルを開覧し、使用目的が適当とは思われない許可がないこと、減免できる要件にあてはまらない減免がないことを確認した。

1件を抽出し、使用料の年額が、規則に沿って計算され、納入されていることを確認した。なお、使用料の年額を前もって納入させるため、未収入金は発生しない。

「行政財産の使用許可に関する基準」には、使用許可をすることができる範囲として、13項目を限定して列挙している。この中には、使用を認めないことが、県の立場上又は社会的若しくは経済的見地から妥当でない場合など、判断を要する場合もある。

これらの13項目は、地方自治法等に基づき、行政財産の使用として適当と判断できるものを限定して示したものである。

使用許可が継続する傾向にあり、当初はどの要件に当てはまるのかを検討して許可したと思われるが、長い間には、許可の条件が変化し、許可要件に欠けることも考えられる。

(意見) 許可の審査にあたり、「行政財産の使用許可に関する基準」のどの要件にあてはまるため、許可することが妥当であると判断したのか、明記することが望まれる。

(意見) 使用許可を得るものが反社会的勢力ではないことを条件とする規程の改正が望まれる。これにあたっては、許可申請書や許可書に記載する使用許可条件に記載を追加することも合わせて検討することが望まれる。

## 3) 取下げ・却下

ほぼ継続利用であること、新規の場合にも、規則等を説明することから、取下げ・却下が行われた例は少なくともここ3年間はない。

なお、年度途中で使用をやめたり、使用面積が減少することなどにより使用許可がなくなったり、減少する場合はあるが、その都度変更申請書が提出される。

## 4) 取り消し

不適当な使用状況であった場合には、許可を取消すが、取り消しの実績はない。

## 5) 継続管理

年度ごとに更新されるため、継続して管理するものは、複数年度にまたがる使用許可に限定される。複数年度にまたがる使用許可は、前記の自動販売機に限定されるため、件数は少ない。また、使用料は毎年徴収するため、有効期間は使用料徴収時に確認するため、更新が漏れることは考えにくい。

使用状況に問題がある場合には、許可を取消すことを検討するが、今のところ、検討する必要が生じた事例はないとのことである。庁舎内での使用であるため、常に監視下

にあると同等であり、不適正な使用が長期間発覚しないことも考えにくい。

#### (4) 総括

行政財産の目的外使用の中には、庁舎等の機能を保持するために必要であるものも多い。一方で、民間企業の営業目的にも合致する使用許可もあり、これらを区分して条件を加重して許可したり、使用料を設定する仕組みにはない。

このため、使用許可の取扱は慎重かつ公平に行われる必要がある。

## 2 庁舎における制限行為に係る許可（庁舎）：財産経営課

### (1) 許認可の概要

#### 1) 経緯

自治体が保有する財産のうち、行政目的で使用されているものは行政財産とされ、自治体の事務や事業を行うために保有・使用するものであることから、庁舎内で行われる行為についても、行政財産の使用目的を損なわない限度に制限される。

香川県では県の庁舎が本来の行政目的のために円滑に使用され、その秩序が保たれるよう、庁舎内での物品の販売行為や、テント等の設置など他の業務を妨げる恐れがあるものなどについて、許可が必要な制限行為としている。

#### 2) 根拠法令等

地方自治法 香川県公有財産規則 庁舎管理規則 本庁舎管理要綱

#### 3) 許認可の内容

庁舎管理規則第10条に制限行為として列挙されている6項目に該当する行為をしようとする者は、行為の内容、場所、期間を記載した申請書を提出する。必要があると認めるときは、当該行為に係る物件又はその見本（物品販売の場合は、販売する物品の写真等）も添付させる。

申請書の内容を検討し、特に問題がなければ許可を与える。許可書とともに、「物品販売許可証」など、許可証を交付する。

### (2) 許認可事務の推移等

#### 1) 申請件数等

本庁舎（天神前・県警本部を含む）では、平成26年度は124件である。

### (3) 許認可事務の検証

#### 1) 受付

使用希望者は期限前に規程の様式に、場所・目的・面積等を記入し、申請を行う。

※申請ファイルを閲覧し、申請書がファイルされていることを確認した。

## 2) 審査

申請書が提出されると、規程に沿った資料が添付されていること、及び使用目的が適当であることを確認し承認する。

※申請書ファイルを閲覧し、目的が適当とは思われない許可はないことを確認した。

## 3) 取下げ・却下

該当なし。

## 4) 取り消し

不適当な状況であった場合には、許可を取消すが、取り消しの実績はない。食中毒等で弁当販売業者が休業する場合も、許可自体は取消さず、法令に基づく休業期間が過ぎれば、許可した期間内であれば販売を再開できる。

許可条件に違反した場合は許可を取り消すが、現在のところ取り消した事例はない。

## 5) 継続管理

実際に申請事項を実施しなくとも、県としては支障がないため、許可した行為が実際に行われたかどうかの確認は不要と考えており、妥当と思われる。

許可は、年度末までとしている。

(意見) 弁当等の販売については、年度ごとに許可しているが、許可の期間について、1年以内という規定はないので、明記することが望まれる。

## (4) 総括

庁舎内で制限された行為についての許可であり、許可の中でも、特にウエイトが高いのは弁当の販売であると思われる。

香川県庁では、弁当の販売時間を11時から12時と限定し、共有スペースでの販売や執務スペースへの立ち入りは禁止している。また、特定の業者に前もって注文して届けてもらうのではなく、毎日業者が自らの判断で持ち込む弁当の数を決め、売りさばいている。

このため、販売時間帯には、複数の業者が執務スペースの受付部分でお弁当販売の声かけをし、希望する職員は駆け寄って弁当を購入する。

民間事業者や他の自治体では、弁当を予約して購入したり、昼休み前から昼休みにかけて一定の場所で弁当を販売している例もあり、参考になるものと思われるので、定期的に最適な販売方法を検討することが望まれる。

## 3 消防設備士免状：危機管理課

### (1) 許認可の概要

#### 1) 経緯

消防法により一定の消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置工事及び整備は、消

防設備士免状を受けたものでなければ行えない（同法第 17 条の 5）とされている。また一定の消防用設備等又は特殊消防用設備等は、定期的に、消防設備士免状の交付を受けている者等に点検させなければならない（同法第 17 条の 3 の 3）とされている。

消防設備士免状の種類は、甲種消防設備士免状及び乙種消防設備士免状とされ、それぞれが行うことのできる工事又は整備の種類についても同法第 17 条の 6 に定めがある。

2) 根拠法令等

消防法

3) 許認可の内容

消防設備士免状交付の要件は、①消防設備士試験に合格していること、②次の欠格事由のいずれにも該当していないことの 2 点である（同法第 17 条の 7、第 13 条の 2）。

(i) 免状の返納を命ぜられ、その日から起算して 1 年を経過しない者

(ii) 消防法又は消防法に基く命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しないもの

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

(単位：件)

年度		H22	H23	H24	H25	H26
新 規	申請	145	122	167	281	311
	許認可	145	122	167	281	311
年度末許認可累計数		7,893	8,015	8,182	8,463	8,774

(数値は甲種消防設備士免状及び乙種消防設備士免状の合算である。)

2) 手数料収入

①概要 1 件あたり 2,800 円

②推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26
手数料収入 (千円)	406	342	468	787	871

3) 標準処理期間 1 件当たり 14 日以内

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

①手続きの概要

消防設備士免状交付の要件のうち消防設備士試験は都道府県知事が行うものとされているが、消防法上試験の実施に関する事務を行わせることが認められており、すべての都道府県において一般財団法人消防試験研究センター（以下「消防試験研究セ

ンター」という。)に委任されている。

本監査において、県と消防試験研究センターとの間の委任に係る内容の開示を受け、内容を確認したところ、指摘するべき点はなかった。

また免状交付事務についても、昭和 62 年 10 月の国からの通知に基づき、消防試験研究センターに委託されており、県では消防試験研究センターから免状の交付伺い(「このとおり交付してもよろしいか」というもの。)を受けて審査を行い、免許交付の可否を消防試験研究センターに回答している。

県における審査の内容は、名前や申請件数、証紙の貼付、欠格事由の該当性などの形式的事項のチェックが主である。

## ②対象・抽出方法

平成 27 年 6 月分から 2 件、7 月分から 1 件を抽出し事務手続きを確認した。申請書は受け付け順に連番を付してファイルされていた。なお、受付印は消防試験研究センター香川県支部である。その後、県が証紙に消印している。

## 2) 審査

本免状については審査のマニュアル等は定められていない。しかし上記のとおり、消防設備士試験に合格した者に対しては、一定の形式的かつ簡素な欠格事由に該当しない限り免状交付を行わなければならないこととされており、県に実質的な審査権はないことから、マニュアル等を定めなくとも特段の問題はないと考えられる。

また審査全般についても、標準処理期間内に交付事務が行われており、不適當な点は見当たらなかった。

## 3) 継続管理

消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内に講習を受講する義務があり、またその後も当該講習を受けた日以後の最初の 4 月 1 日から 5 年以内に講習を受けなければならない(その後も同様。同法第 17 条の 10、同法施行規則第 33 条の 17)。

国からの通知により、講習未受講者は 1 回につき 5 点の減点制度があり、3 年以内に 20 点を超えると免状返納命令の対象となるが、香川県で返納命令まで出した実績はない。

## (4) 総括

消防設備士免状の交付については、法令上申請・交付事務の外部委託が予定されており、県の審査も形式的なものにとどまるものである。

## 4 液化石油ガス設備士免状：危機管理課

### (1) 許認可の概要

### 1) 経緯

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、液化石油ガス設備士でなければ、一定の液化石油ガス設備工事の作業に従事してはならないとされている（同法第 38 条の 7）。

液化石油ガスとはいわゆる LP ガスのことであり、液化石油ガス設備工事とは、LP ガスの一定の供給設備（LP ガス容器からガスメーターの出口まで）又は消費設備（ガスメーターの出口からガス器具まで）の設置又は変更の工事をいう。

### 2) 根拠法令等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 4

### 3) 許認可の内容

液化石油ガス設備士免状は都道府県知事が交付するものとされ、その要件は以下のとおりである。

- ①液化石油ガス設備士試験に合格した者
- ②一定の養成施設において、一定の講習の課程を修了した者
- ③①②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

また以下のいずれかに該当する場合は欠格事由とされている。

- (i) 液化石油ガス設備士免状の返納を命ぜられ、その日から 1 年を経過しない者
- (ii) 一定の法令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

なお、液化石油ガス設備士試験については、都道府県知事が行うものとされるが、法令に基づき、全ての都道府県において、高圧ガス保安法に基づき設立された法人である高圧ガス保安協会に委任されている。

## (2) 許認可事務の推移等

### 1) 申請件数等

(単位：件)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
新規 申請・認可	37	21	34	21	21
廃止	3	1	5	14	17
年度末許認可累計数	1,938	1,958	1,987	1,994	1,998

### 2) 手数料収入

①概要 1 件あたり 3,300 円。

#### ②推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26
手数料収入 (千円)	122	69	112	69	69

3) 標準処理期間 1 件当たり 20 日以内

### (3) 許認可事務の検証

#### 1) 受付

##### ① 手続きの概要

免状交付の事務（受付及び交付）についても、法令により、高圧ガス保安協会に委託している。

※本監査の過程で、県から委託契約の写しの交付を受け、その内容を確認した。

県では当液化石油ガス設備士免状の交付について、全く審査していない。毎月免状交付後に、同協会から県に対して免状交付した者のリストが送付される。

このように、県は、免状交付に全く関与していない。法令により全部委託が認められていることから、違法とまでは言えないが、免状交付という行政行為の主体は県知事であることから、改善が望まれる。

例えば、同様に免状交付事務を外部委託しているものであっても、危険物取扱者免状、消防設備士免状においては、委託先が免状交付を行う前に、県に交付伺いを行い、県がこれを審査している。液化石油ガス設備士免状についても、同様の体制にできな  
いか検討すべきである。また、免状には知事公印を印刷しているが、免状の交付まで委託しており、公印を印刷した免状は、免状交付実績報告書及び免状用紙管理簿により管理している。

(意見) 免状交付という行政行為の責任は知事に帰属するものであるため、高圧ガス保安協会による誤った免状の交付を防ぐことを担保する必要がある。

(意見) 危険物取扱者免状、消防設備士免状と同様に、氏名、証紙の貼付、欠格事由の該当性などについて、免状を交付する前に県において審査するように改善するべきであると思われる。

##### ② 対象・抽出方法

平成 27 年 2 月分（6 件）を調査した。

上記のとおり免状交付の事務は全て高圧ガス保安協会が行っている。

受付印は高圧ガス保安協会が押捺し、平成 27 年 1 月 31 日から 2 月 27 日までの期間の「免状交付実績報告書」が各交付申請書とともに同日付けで同協会から県に提出され、さらに同日付けで各申請書に県の受付印が押されている。

#### 2) 継続管理

液化石油ガス設備士については、免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から 3 年以内に、第 1 回の講習を受けなければならない、また当該講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から 5 年以内に第 2 回の講習を受けなければならない。第 3 回以降の講習についても、同様である。

しかし県では、液化石油ガス設備士が講習を受講したかにつき、把握していないとの

ことである。法令上、講習の不受講については免状の返納命令等によって対処することが予定されていると思われるが、受講状況を把握していなければ県が適切な監督等を行うことは困難である。

(指摘事項) 県において、液化石油ガス設備士についての講習の受講状況を把握するよう、体制を整備すべきである。

#### (4) 総括

法令上、高圧ガス保安協会に対する免状交付事務の全部委託が認められているものの、同様に事務を委託する危険物取扱者免状、消防設備士免状等と比較しても県による審査・監督や、継続的な状況把握がほとんど行われておらず、これらについて前に記した意見のとおり、改善の余地があるものと考えられる。

### 5 高圧ガス製造保安責任者免状等：危機管理課

#### (1) 許認可の概要

##### 1) 経緯

高圧ガス保安法により、一定の高圧ガスの製造等を行う者は、高圧ガス製造保安責任者免状（以下「製造保安責任者免状等」という。）の交付を受けている者であって一定の要件を満たす者を選任し、法定の職務を行わせなければならないとされている（同法第27条の2から第28条）。

製造保安責任者免状は、甲種化学責任者免状など8種類に分かれており、その免状の種類に応じて、行うことのできる職務の範囲が決められている。

##### 2) 根拠法令等

高圧ガス保安法

##### 3) 許認可の内容

製造保安責任者免状等の交付の要件は、高圧ガス製造保安責任者試験等に合格し、また次の欠格事由いずれにも該当しないこととされている。

(i) 免状の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者

(ii) 一定の法令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

試験は経済産業大臣又は都道府県知事が行うものとされているが、試験事務は法令によって外部委託できるものとされており、高圧ガス保安協会に委任されている。

#### (2) 許認可事務の推移等

##### 1) 申請件数等



(単位：件)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
申請	256	180	211	166	153
許認可	256	180	211	166	153
年度末許認可累計数	11,258	11,438	11,649	11,815	11,968

(数値は高圧ガス製造保安責任者免状と高圧ガス販売主任者免状を合わせたもの。)

## 2) 手数料収入

①概要 1件あたり 3,400円

②推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26
手数料収入(千円)	870	612	717	564	520

(数値は高圧ガス製造保安責任者免状と高圧ガス販売主任者免状を合わせたもの。)

3) 標準処理期間 1件当たり 14日以内

## (3) 許認可事務の検証

### 1) 受付

①手続きの概要

免状交付の事務(受付及び交付)についても、法令に基づき高圧ガス保安協会に委託している。

※本監査の過程において県から委託契約の写しの交付を受け、内容を確認した。

高圧ガス保安協会で毎月免状交付された後に、同協会から県に対して免状交付した者のリストが送付されてくる。

これ以降、液化石油ガス設備士免状と同様である。

(意見) 免状交付という行政行為の責任は知事に帰属するものであるため、高圧ガス保安協会による誤った免状の交付を防ぐことを担保する必要がある。

(意見) 危険物取扱者免状、消防設備士免状と同様に、氏名、証紙の貼付、欠格事由の該当性などについて、免状を交付する前に県において審査するように改善するべきであると思われる。

②対象・抽出方法

平成27年3月分(15件)を調査した。

③検討内容

上記のとおり免状交付の事務は全て高圧ガス保安協会が行っている。

すなわち、受付印は高圧ガス保安協会が押捺し、平成27年2月28日から3月31日までの期間の「免状交付実績報告書」が各交付申請書とともに同年3月31日付けで同協会から県に提出され、同日付けで各申請書に県の受付印が押されている。

免状公布日はいずれも3月31日より前になっていた。

### 2) 審査

免状交付の要件はいずれも形式的なものであり、実質的な審査を行うことは予定されていないが、高圧ガス保安協会への委託のあり方について検討すべきである。

### 3) 継続管理

法令上有効期間、講習等は義務づけられていない。

同法第 30 条による免状返納命令についても実例はない。

そもそも、県において、毎年 1 回高圧ガス保安協会から送られてくる免状交付者のリストはあるものの、現時点での免状保有者を網羅するリストは存在しないとのことである。かかる体制では、免状返納命令権の適切な行使を含めた県の監督・指導等を適切に行うことが困難とも思われるため、少なくとも、現時点での免状保有者を把握する体制の整備を検討すべきと考えられる。

### (4) 総括

法令上、高圧ガス保安協会に対する免状交付事務の全部委託が認められているものの、同様に事務を委託している危険物取扱者免状、消防設備士免状等と比較しても県による審査・監督や、継続的な状況把握がほとんど行われておらず、これらについて前に記した意見のとおり、改善の余地があるものと考えられる。

## 6 危険物取扱者免状；危機管理課

### (1) 許認可の概要

#### 1) 経緯

消防法は第 3 章において危険物の製造、貯蔵、取扱い等を規制している。危険物取扱者は、同法において、単独で危険物を取り扱い、他の者の立ち会い・監督をする等の資格者として位置づけられている。

危険物取扱者免状は、①甲種危険物取扱者免状、②乙種危険物取扱者免状、③丙種危険物取扱者免状に分かれ、それぞれ取り扱うことのできる危険物や立ち会うことのできる危険物の種類が法定されている（同法第 13 条の 2）

主な制度の概要は以下のとおりである。

- ・一定の製造所、貯蔵所又は取扱所においては、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者で、6 月以上危険物取扱いの実務経験を有するものうちから危険物保安監督者を定め、保安の監督をさせなければならない（同法第 13 条第 1 項）。
- ・製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない（同法第 13 条第 2 項）。
- ・移動タンク貯蔵所による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させてこれをしなければならない（同法第 16 条の 2）。

2) 根拠法令等

消防法第

3) 許認可の内容

危険物取扱者免状は、危険物取扱者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付するものとされ、次の欠格事由に該当する場合のみ、免状交付を行わないことができるとされている（同法第13条の2第3項、第4項）。

- ①危険物取扱者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して1年を経過しない者
- ②消防法又は同法に基く命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

危険物取扱者試験は都道府県の事務であるが、同法第13条の5において、総務大臣の指定する者に、危険物取扱者試験の実施に関する事務を行わせることができるとされており、香川県でも一般財団法人消防試験研究センター香川県支部（以下「消防試験研究センター」という。）に試験事務を委任している。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

(単位：件)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
新規申請	2,011	2,262	1,488	1,892	1,790
年度末許認可累計数	73,329	75,591	77,079	78,971	80,761

(数値は甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状及び丙種危険物取扱者免状の合計。)

2) 手数料収入

①概要 1件あたり2,800円

②推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26
手数料収入(千円)	5,631	6,334	4,166	5,298	5,012

3) 標準処理期間 1件当たり14日以内

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

①手続きの概要

許認可事務の概要は消防設備士免状と同様である。

すなわち、県と消防試験研究センターとの間の委託契約に基づき、消防試験研究センターが申請の受付と免状の交付事務を行っている。申請を受け付けた消防試験研究センターから県に交付伺いが提出され、県ではこれを審査して、回答する。これに

基づき消防試験研究センターが申請者に免状を交付している。

上記のとおり、形式的な欠格事由に該当しない限り免状を交付しなければならないため、県における審査事項は名簿と氏名の合致の確認等の形式的事項であり、上記法律上の欠格要件以外に特段の審査基準はない。

なお本監査の過程において、県と消防試験研究センターとの間の委託契約の内容を確認した。

## ②対象・抽出方法

平成 27 年 6 月申請分（18 件）及び 7 月申請分（7 件）を抽出し事務手続きを確認した。消防試験研究センターにおいて受付印が押され、受付順にファイルされている。その後県により証紙部分に消印が押されていることを確認した。その他手続きに関して不適当な点は見当たらなかった。

## 2) 審査

審査内容は試験の合格の事実及び形式的な欠格事由に該当しないことの 2 点のみであり、県が裁量的判断を行うことは法制度上認められておらず、上記の実地確認でも裁量的判断が行われたことは認められなかった。

法令の要件以外に特段の審査基準は定められていないが、欠格事由が極めて形式的なものであることからすると、審査基準を定めないことにも合理性が認められると考えられる。

また申請書類も簡素であり、申請者の手続負担についても不適当な点は見当たらない。

## 3) 継続管理

危険物取扱者の名簿は消防試験研究センターにおいて管理をしており、県から消防試験研究センターに照会すれば、他県での状況も含めて返答が返ってくる。

同法第 13 条の 23 により、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は概ね 3 年ごとに講習を受けなければならないとされており、受講していない場合には各消防本部が指導をしているが、香川県としては受講状況について把握ができてない。

## (4) 総括

審査対象は試験合格の事実と形式的な欠格事由のみであり、また法律上申請受付と免状交付義務の外部委託が予定されており、実地調査上も不適当な点は見当たらなかった。

しかし、県において危険物取扱者の名簿を管理していないこともあって法定の講習の受講状況も県として把握ができておらず、継続管理の仕組みについては改善の余地があると考えられる。

(意見) 危険物取扱者の名簿を県においても整備することを含め、免状の交付を受けた者の

管理方法について検討すべきである。

7 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（第一種フロン類充填回収業者の登録等）：環境管理課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

平成 13 年、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）の制定による。当時、地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類（CFC、HCFC、HFC）の排出抑制を図るため、第一種特定製品（フロン類が充填されている業務用のエアコンや冷凍冷蔵庫）及び第二種特定製品（カーエアコン）からのフロン類の回収及びその破壊の実施を確保する目的で制定され、これらの製品の整備時または廃棄時に冷媒用のフロン類を回収することを業として行う者に対し、フロン類の回収業者の登録が義務付けられた。（その後第二種特定製品の取り扱いの使用済自動車の再資源化等に関する法律へ移行）

なお、同法は平成 25 年に改正され、平成 27 年 4 月よりフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が施行された。これは、平成 13 年のフロン回収・破壊法の制定後、代替フロン（冷媒 HFC）の急増、冷媒回収率の低迷、機器使用中の大規模漏えいの判明等の問題について、ノンフロン・低 GWP 製品の技術開発・商業化の進展や代替フロン（冷媒 HFC）の世界的な規制への動きといったフロン類をとりまく状況の変化に対応したものである。この平成 25 年改正により、それまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が制度化されたところである。主な内容として、業務用のエアコンや冷凍冷蔵庫の管理者（所有者等）に対し、機器及びフロン類の適切な管理が義務付けられた。それと同時に、第一種特定製品からフロン類を回収することを業として行う者に加え、冷媒用フロン類を充填することについても、第一種フロン類充填回収業者として業務を行う地域を管轄する知事による登録が義務付けられた。

本登録は、第一種フロン類充填回収業者としての登録を行うものである。

2) 根拠法令等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

3) 許認可の内容

第一種フロン類充填回収業者の登録：第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない（法第 27 条第 1 項）。

登録の更新：第 27 条第 1 項の登録は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（法第 30 条第 1 項）。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

過去5年間の申請件数等の推移は以下のとおりである。平成27年4月の改正法の施行前年である平成26年度には申請・登録が52件と急増している。

(事務の名称): 第一種フロン類充填回収業者登録事務		年度	H22	H23	H24	H25	H26
新規	①申請件数		14	18	21	15	52
	②取下		0	0	0	0	0
	③拒否		0	0	0	0	0
	④登録		14	18	21	15	52
⑤更新申請			9	89	98	19	19
⑥変更届			41	29	27	35	29
⑦廃止届			5	5	5	7	2
⑧取消			5	0	0	0	0
⑨期限切(更新せず)			3	8	16	7	1
年度末総登録件数			285	290	290	291	340
							単位: 件

2) 手数料収入 登録申請: 5,000円/件 登録の更新申請: 4,000円/件  
(単位: 千円)

	H22	H23	H24	H25	H26
新規	70	90	105	75	260
更新	36	356	392	76	76
合計	106	446	497	151	326

3) 標準処理期間 1件当たり14日以内

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

事前審査は行っておらず、受付簿はない。なお、香川県証紙による手数料納付の場合、証紙収納簿、ゆうちょ銀行発行の振替払出証書ないし為替証書による手数料納付の場合、証券受払簿が実質上、受付簿の代わりとなっている。

また、副本等に受付印を押印し、申請者に返却する(受付印を押す副本を持参している場合のみ)。

2) 審査

法第27条から法第33条及び施行規則第8条から施行規則第11条の規定により登録申請書類の記載事項、添付書類等が定められており、これらに形式的に合致していれば受理することとしている。従って、審査基準は作成していないが、審査に不都合は無い。

書面審査のみであり、実地確認はしていない。

※申請毎の決裁簿を閲覧し、適正に審査手続が実施されていることを確認した。

(4) 総括 本許認可事務について、特に問題は認められなかった。

(意見) 当許認可について、書面審査だけを行っているが、抽出などによる実地審査の実施についても検討が望まれる。

## 8 県立自然公園特別地域内における許可：みどり保全課

### (1) 許認可の概要

#### 1) 経緯

自然公園は、優れた美しい自然の景勝地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように、自然公園法に基づき、指定される。土地の所有にかかわらず、地域を指定する公園であるため、指定地域には、民有地も含まれる。香川県には、国立公園1箇所と県立自然公園である大滝大川県立自然公園があり、県は平成4年に自然公園として指定した大滝大川県立自然公園を所管する。

自然公園では、風致を保護するために、特別地域を定め、地域内で工作物の設置・改築や木材の伐採などを行う場合には、県の許可を受けることとしている。

分類	特別地域				普通地域	合計
	第1種	第2種	第3種	合計		
面積 (ha)	4	54	506	564	1,799	2,363

このため、私有地上の木材の伐採や工作物の設置であっても、許可を必要とすることがある。ただし、自然公園という性格から、自然公園として指定した時点で、特別地域に居住施設等が多く存在することは考えられない。

また、展望所やキャンプ場、道路など、利用計画に沿って整備される施設は、当許可の対象外である。

#### 2) 根拠法令等

自然公園法 香川県立自然公園条例及び施行規則

#### 3) 許認可の内容

特別地域内で工作物を設置・改築する場合には、許可申請を行う。県は、申請に必要な書類が揃っていることを確認のうえ、申請内容を県条例施行規則の要件に照らして自然公園の風致を損なわないものであるか検討し、損なわないと判断した根拠を添えて決裁を行い、許可通知を発送する。

許可の多くは、通信用の電柱等の施設や自治体が設置する工作物であり、工事業者が制度を熟知しており、申請前に、工事内容等について問い合わせが行われることが多いが、この時点で許可できない旨通知した案件もなく、申請後に取下・却下した案件もないとのことである。

### (2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

申請数						申請内訳					
項目	H22	H23	H24	H25	H26	項目	H22	H23	H24	H25	H26
申請	9	4	0	4	6	電柱等	4	1	0	1	5
取下・却下	0	0	0	0	0	伐採	2	2	0	2	0
許可	9	4	0	4	6	その他	3	1	0	1	1

2) 標準処理期間 1件あたり 21日以内

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

特別区域内で、工作物の設置や伐採を行おうとする者は、地図などの必要資料を添えて申請書を提出する。県は、これに対して受付票等は発行しない。

(意見) 申請に対する受理票あるいは、申請書に対して控えに日付を入れるなどの方法で、受理した日付を申請者に対しても明らかにすることが望まれる。

なお、当報告書作成時点で、上記の事項は改善されている。

2) 審査

①概要

条例及び施行規則に定めた条件を充たしていることを確認し、許可する。

許可項目は、16項目設けられているが、このうち、植物採取・動物捕獲の許可、湖沼及び湿原への排水等の3項目は、知事が指定した対象物に限定した規定であるが、知事指定が無い場合、実際には該当する項目はない。

21日以内に担当者は審査を行い、適当と認めると決裁を受けたうえで、許可通知を発行する。なお、適当と認めず却下した場合、不許可通知を行う。

②対象・抽出方法

平成26年度の許可6件につき、一覧表から無作為に2件を抽出し、条例等に定めた資料が添付されていること、及び条例等に定めた審査項目が漏れなく適当に検討されていることを確認した。

このうち1件については、施行規則で提出を求めている着手届及び完了届が添付されていない。これについて、理由を確かめたところ、予定期間を過ぎても工事が継続しているため、工事は完了していない。また、着手届は、電話等で催促しているが、未提出である。工事の内容が届け出と異なるものではないこと、私有地内の改築工事であることなどから、許可の取り消しなど、罰則までは適用していないが、現状では妥当な対応と思われる。

(意見) 提出資料は条例等に沿って審査され、不備事項についても把握されているが、必要書面のチェックリストを作成し、審査資料に添付することにより、不備がないことが確認できるよう、添付することが望まれる。



また、年度ごとに作成している許可一覧表に、許可後に提出される着手届、完了届の受理日を記載し、許可行為の現状と、終了したことが一覧できるよう、書式を改めることが望まれる。

今後、罰則等の適用を検討する必要がある場合にそなえ、規程に反している事項がある場合は、督促の電話を行った日付と対応や、工事の状況などを記録しておくことが望まれる。

なお、当報告書作成時点で、上記の事項は改善されている。

### 3) 継続管理

#### ①許可事項の事後管理

特別地域内での、風致に影響する行為に関する許可であるため、工事等の終了後は、増築、塗装、撤去等が行われない限り、特に何も行われない。

設置された工作物が放置され、朽ちたり、倒壊した場合にも風致は損なわれるが、これに対応する規定はない。

現状では、このような事態は生じていないが、何らかの対応が可能な状況にすることが望まれる。

#### ②無届の開発等

許可が必要であるにもかかわらず、許可を得ないで行った場合には、面積が広大であるため、全体の状況を正確に把握することは困難であるが、主要な道路や施設は、「みどりの巡視員」が巡回して、①に記した工作物の維持管理状況など、他の項目とともにチェックしている。

※平成 27 年度の 7 月までの巡回ファイルを閲覧し、県立自然公園を対象とした巡回がほぼ毎月実施されていることを確認した。

当許可の目的は、自然公園の風致の保護であるが、当許可によって設置された工作物のほか、森林などの管理が良好でないことに対して、対応する制度はない。

## 9 狩猟免許及び登録：みどり保全課

### (1) 許認可の概要

#### 1) 経緯

道具を使って野生動物を捕獲するためには狩猟免許が必要である。狩猟免許は、網猟、わな猟、第一種猟銃、第二種猟銃の 4 つに区分され、最も数が多いのはわな猟である。複数の免許を同時に持っている者もいる。

実際に狩猟をするには、毎年猟期の前に狩猟者登録をする必要がある。これも、免許の種類ごとに登録する。香川県の平成 26 年度の人数は次のとおりで、第二種猟銃で登録率が 100%を超えるのは、他県から登録する者がいるため。

項目	網猟	わな猟	第一種猟銃	第二種猟銃	単純合計
試験	7	221	38	5	271
免許保有者	139	1,543	771	29	2,482
登録者数	10	937	533	41	1,521
登録率	7.2	60.7	69.1	141.4	61.3

2) 根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 27 年改正前の名称）

3) 許認可の内容

制度、鳥獣、狩猟に関する知識が充分であり、猟具の使い方にも習熟していることを試験により確認し、免許を与える。実際に、銃で狩猟するには、狩猟免許のほかに銃の所持許可（警察署が許可）が必要である。狩猟免許の有効期限は3年であり、更新する場合は、適性検査と講習を受ける。

毎年狩猟期間の前に狩猟者登録を受付け、登録した種類の狩猟ができる。

このほか、決められた目的により、捕獲許可を行う制度がある。これにより、自治体の職員が、業務で鳥獣の捕獲をすることが可能となる。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

項目		H24	H25	H26
試験	合格者数(人)	180	173	271
	合格率(%)	94.7	96.1	93.8
	平均年齢	54.3	53.5	49.3
免許	年度末人数	2,197	2,327	2,482
	平均年齢	60.8	61.3	61.4
登録	登録者数	1,489	1,488	1,521

狩猟者の高齢化が全国的に問題とされている。

2) 手数料収入

試験（1種類）5,200円が原則 更新2,900円 再交付1,000円 登録1,800円ただし登録時には狩猟税が別途必要となる。申請手数料は、県証紙を貼付し、狩猟税は同時に手続きをするため、未収入金は発生しない。

(3) 許認可事務の検証

1) 試験

試験は、毎年8月及び2～3月にわな猟であれば5回程度実施される。

診断書あるいは銃の所持許可証のコピーと写真、受験料分の証紙を貼付して、申請する。

合格者に狩猟免許を発送している。

※平成 26 年度受験者から 5 名を抽出し、申請書から答案の採点、免許の発行事務までを検討した。

実技の採点にあたっては、チェックポイントを設け、県の職員が複数人で評価している。その他の答案の採点については、ダブルチェックを行った痕跡があり、集計等も適正に行われていたが、誰が採点したのかは不明瞭である。このため、同じ者が 2 回チェックしたのか、複数人がチェックしたのかについて、後日明確に示すことができない。

(意見) 答案の採点を誰が担当したのかがわかるような採点方法にすることが望まれる。

## 2) 狩猟免許

狩猟免許は、その都度作成され、交付についての起案、決裁の手続きを経て発行される。

※ 5 名を抽出し、所定の添付書類が添付され、審査されていることを確認した。

※平成 26 年度の免許交付伺い書を閲覧し、審査のうえ、狩猟免許の発行手続きが行われていることを確認した。

## 3) 狩猟者登録

毎年猟期の始まる前に、狩猟者登録を行う。香川県で登録すると県内の狩猟が可能な区域で狩猟ができる。登録に当たっては、申請する狩猟免許の種類、銃の所持許可証等を照合し、損害賠償能力に関する証明書を確認する。

※平成 26 年度の登録申請ファイルを閲覧し、10 件の申請書を抽出し、狩猟免許及び銃の所持許可証と照合された証跡があること、損害賠償能力に関する書面（大日本猟友会の共済保険が主）を照合等されていることを確認した。

確認後、割印をした登録証、記章の交付とハンターマップを配付する。登録証には、裏面に狩猟実績を記入する欄が設けられており、狩猟期間が終わると回収のうえ、狩猟実績を県のデータとして蓄積する。

※登録証の回収状況を確認した。登録台帳に回収日等が記載されているが、相当期間が経過しても回収されていない者もある。回収できない場合は、紛失届の提出を求めるが、それも提出されない場合もある。

1 年ごとに更新されるものであり、回収できなくとも悪用は出来ないが、別項計画に記載したように、狩猟によるイノシシ、シカの捕獲数は貴重なデータとなる。

なお、登録証、紛失届いずれも未提出の場合には、翌年の登録時に提出を依頼した上で、交付している。

## 4) 捕獲許可

県や市町の業務として鳥獣の捕獲を行う場合には、自治体からの申請に基づき、別に許可証を発行する。これについても、様式は登録証と類似しており、自治体ごとに回収する。

(指摘事項) 平成 26 年度の許可証の交付リストと返納された許可証を照合したところ、許

可者数の多い高松市などのうち、一部が未返納であった。

ただし、高松市の業務捕獲については、許可証の返納とは別に、捕獲実績をとりまとめた報告を受けているとのことである。法令上、返納を受け、とりまとめをする義務があることから、許可証は完全に返納してもらうことが前提で交付するべきものと思われる。

#### 5) 継続管理

狩猟免許は更新制度が有り、登録も1年ごとに行うため、その都度確認される。県に寄せられる苦情ファイルを閲覧したところ、毎年相当数の狩猟違反に関する対応を行っている。はこわな、又はくくりわなには、狩猟者番号や連絡先を記入した標識を表示することとされているが、これが表示されていないものなどであり、密猟の疑いがある場合、県は所轄の警察署に通報し、同行して事案の処理をする。

#### (4) 総括

近年、イノシシやシカ、サルによる農林被害が発生している。別項計画で示したように、県は第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、それによると相当数を捕獲する必要がある。一方、狩猟者は全国的に高齢化し、数も減少しており、県の環境関連諸計画にも狩猟者の増加が課題とされている。

### 1 0 受胎調節実地指導員の指定：子育て支援課

#### (1) 許認可の概要

##### 1) 経緯

昭和23年の母体保護法制定により、女子に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師あるいは都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行ってはならないことになった。この法律が制定された当時は、避妊に関する知識を広く誰もが知れる環境でなかったことから、受胎調節実地指導員を指定して指導に当たることで、望まない妊娠を避け、母体を守る必要があったと推察される。現在は当時と環境が異なっているものの、受胎調節の実地指導に関する定めについては変更がないことから、指定を受けようとする者は、受胎調節実地指導員の指定の申請を行うことになる。

##### 2) 根拠法令等

母体保護法

##### 3) 許認可の内容

受胎調節実地指導員の指定を受けることができる者は、厚生労働大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を修了した助産師、保健師又は看護師である。指定を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して住所地の県知事（実際の窓口

は出先機関である各保健所)に提出する。指定を受けると、指定証や標識の交付が受けられ、受胎調節の実地指導を行うことができるようになる。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

(単位：件)

項目		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新規	申請	4	6	5	13	11
	承認	4	6	5	13	11
指定証訂正申請(*)		1	0	6	4	3
住所変更		1	0	4	3	1

\*氏名、本籍地の変更

受胎調節実地指導員の平成26年度末現在の累計指定者数は以下のとおりである。

内訳	累計指定者数(人)
助産師	213
保健師	92
看護師	221
合計	526

2) 手数料収入

香川県手数料規則により、指定証交付申請は香川県証紙4,000円などと定められている。平成11年10月13日厚生省児童家庭局母子保健課の事務連絡により、各自治体で設定する際の参考として手数料とその積算内訳が示され、それに基づいた金額が設定されている。

近年の手数料収入の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保健所合計	18,400	24,000	34,400	64,400	51,200

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

受胎調節実地指導員の指定を申請する者は、国が定めた様式による指定申請書を作成し、添付書類を付けて保健所に提出する。住所地の保健所は、受胎調節実地指導員名簿と台帳を作成する。

一連の事務処理については、国の法律を基に県で「受胎調節実地指導員指定証等関係事務」にマニュアルとしてまとめられており、これに沿って処理が進められている。

## 2) 審査

受胎調節実施指導員の指定を受けることができる者は、厚生労働大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を修了した助産師、保健師又は看護師であるため、提出書類を確認してこの要件を確認し、要件を満たしていれば指定証等を作成し、保健所長の決裁を受け、受領希望保健所から、申請者に指定証等を渡す。

なお、受付から交付までは通常1週間から10日程度ということである。

※受胎調節実施指導員名簿、台帳、証紙受付簿、指定申請書とその添付資料、決裁書等  
を閲覧し、「受胎調節実施指導員指定証等関係事務」に沿って適正に処理が行われていることを確認した。

## 3) 継続管理

指定には更新等の制度はない。指定取消しの事由は被指定者の死亡又は失そう宣告を受けた場合とされ、30日以内に届出を行うことになっているが、現実問題として、指定取消しの届出は提出されておらず、累計指定者の中には死亡者も含まれていると推察される。年に1度、国に「受胎調節実施指導員調」の報告が義務付けられているが、ここに記載される累計指定者数は、受胎調節実施指導員名簿に記載された数を記載するのみであり、実態調査を行っているわけではない。

※年に1度、国に報告が求められている「受胎調節実施指導員調」を確認した。

(指摘事項) 受胎調査実施指導員の死亡等による指定取消しを厳密に行うことはあまり意味があるとは思えず、法律が過度な管理を要求している感があるが、少なくとも、指定から相当年が経過している者については、問い合わせなどにより現状を確認する必要がある。

## (4) 総括

申請により指定される受胎調節実施指導員とは、厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用して受胎調節実施指導ができることとされている唯一の資格であり、現在、地域において、妊産婦等の訪問や相談事業に従事している助産師等も多く、器具を使用しての受胎調節指導を求められた場合には必要な資格であるということである(助産師学校等から勧められ申請するケースが多いようである)。しかし、以前に比べて受胎調節に関する情報を容易に得られるようになった現代社会においては、受胎調節実施指導員の指定を行政が行い、資格の管理を行っていく当制度は不可欠なものではなくなってしまうようにも思われる。

### 1.1 各種事業所の指定：障害福祉課

#### (1) 許認可の概要

##### 1) 経緯

障害者に対する支援制度は、各種の改正を経て、現在は平成 25 年度から施行された障害者総合支援法により、各種のサービスに対して給付金の制度が設けられている。この仕組みは介護保険に類似しており、利用者は、事業者を選択してサービスを受け、事業者はサービス提供に応じて、利用者負担部分を徴収し、それ以外の部分は、制度による給付金を受ける。この枠組みの中で障がい福祉サービスを提供する事業所は、都道府県等の指定を受ける必要がある。サービスは介護給付、訓練等給付などに区分されており、サービス区分ごとに指定を受ける。また、障がい児（原則 18 歳未満）は、児童福祉法の対象であるため、制度が異なる。このため、一つの施設が複数の指定を受けることもある。

香川県では、これらの事業者（児童通所施設事業者を除く。）のうち、中核市である高松市以外の施設を指定する。

## 2) 根拠法令等

障害者総合支援法、児童福祉法及びその関連規定

## 3) 許認可の内容

指定を受けようとする事業者は、法令に沿った設備や人の配置を行う必要がある。このため、事業を開設するにあたり、県担当部署と協議のうえ、開設の準備を行うことが多い。

また、施設の開設に補助制度を利用する場合もある。

## (2) 許認可事務の推移等

### 1) 新規指定件数等

種別	区分	H25 年度	H26 年度	事業所数 (H27. 4. 1 現在)
居宅介護等	指定	6	2	居宅介護 : 72< 2 > 重度訪問介護 : 64< 2 > 行動援護 : 17< 1 > 同行援護 : 46
	廃止	6	4	
就労継続支援等	指定	6	11	133
	廃止	2	1	
短期入所	指定	1	4	67< 2 >
	廃止			
共同生活援助	指定	1	1	35
	廃止			
障害児通所支援	指定	6	8	57< 1 >
	廃止	2	2	

※ < >は休止中の事業所数（内数）

### (3) 許認可事務の検証

#### 1) 受付

登録又は更新しようとする者は、県が定めた様式による申請書を作成し、図面や免許などを添付し、障害福祉課に提出する。

#### 2) 審査

事業者が条例の要件を充たすか、県が独自で作成したチェックリストにより確認する。チェックリストの項目ごとに、詳細なチェック内容はハンドブック等で確認を行う。確認すべき事項が漏れないように作成されたチェックリストである。これに沿って、施設の整備や人の配置が申請どおりであり、申請が条例の要件を充たすことなどを確認する。

※それぞれ、平成 26 年度の確認から 1 件ずつを抽出し、提出資料が揃っており、チェックリストで確認されていることを確かめた。

これに基づき、伺い書が作成され、確認の通知が作成されていることを確かめた。

#### 3) 継続管理

入所型の施設は毎年 1 回以上の指導監査を行う。その他の施設は、3 年に 1 回以上とされている。そのほか、県に寄せられる苦情に対しても、必要に応じて対応している。

※平成 23 年度から 27 年までの苦情処理ファイルを閲覧し、県の対応が記載されているか、対応が適切か等について確認した。

(意見) 寄せられた情報のなかには、施設容量を超える人数の受入や、虐待に通じたり、人権を尊重していないなど、運営状況が不相当である可能性が感じられるものもある。県では、必要に応じて立入り検査を行い、対応しているが、適切な対応を行ったことが後日でも明らかになるよう、対応メモの様式を作成し、どのような根拠でどのような対応をしたのかを記載することが望まれる。

### (4) 総括

障がい者に対する支援は、古くから行われてきたが、近年障害者総合支援の仕組みとして、難病も枠組みに取り込みながら充実されてきている。

それだけに、制度の変更もしばしば行われている。当手続きは障害者に対応して行われる事業が総合支援の対象になることを指定するものであるが、指定後の制度変更にも対応する。また、6 年ごとの更新の制度もある。

障がい者支援の制度は、医療や高齢者の介護とは区分して運営することが求められている。計画でみたように、身体障害者手帳保持者の多くは 65 歳以上であり、加齢による疾病などを要因としたもので、当初から高齢者の介護保険の対象となる。

重度の障害を持つ子供の保護者である親が、介護が必要な状況になったり、疾病で入院する場合、子供とは別の施設に入所・入院しなければならない。

県は、度重なる制度の変更に対応し、法や国の定める規則に沿って処理することを求



められる。

障がい者の人権や虐待への対応が重視されていることから、寄せられた苦情や情報提供への対応は、ルールは定められていないため、県独自で対応方法を検討し、後日でも検証可能な状態にすることが望まれる。

## 1.2 ふぐ処理師の免許：生活衛生課

### (1) 許認可の概要

#### 1) 経緯

ふぐは、西日本を中心に好まれる食材であるが、たまに毒に当たって死に至ることもあることから、鉄砲とも呼ばれている。毒のある部位は、ふぐの種類によって異なることであり、ふぐに関する知識と処理技能がなければ、安全に処理することはできない。しかし、日本の中でも、地域により消費の程度が異なることもあり、政府による統一された免許制度はない。このため、必要に応じ都道府県ごとに、調理師免許とは別の免許制度が設けられている。香川県では、筆記と実技の試験を行い、合格した者に香川県ふぐ処理師免許を与える。そのほか、同等の技能があるものとして相当と認める20都道府県の免許保持者にも、香川県の免許を与える。実際にふぐの処理を業として行う場合には、事業所を登録する必要があるが、ふぐ処理師免許を持つ専任者がいることも要件である。

#### 2) 根拠法令等

香川県ふぐの処理等に関する条例及び規則

#### 3) 許認可の内容

ふぐの処理を行うために、香川県が必要と考える知識と技能を持つ者に、ふぐ処理師免許を与える。

香川県内でふぐの処理を業として行うためには、ふぐを処理する事業所として登録する必要がある。登録には、衛生面での要件のほか、ふぐ処理師免許を有する者の配置も求められる。

### (2) 許認可事務の推移等

#### 1) 申請件数等

##### ① 受験

受験者と合格者の推移は次のとおりである。

	H22	H23	H24	H25	H26
受験者数(人)	18	17	17	13	18
合格者数(人)	8	9	6	7	10
合格率(%)	44.4	52.9	35.3	53.8	55.6

② 免許

免許所持者の推移は次のとおりである。

	H22	H23	H24	H25	H26
処理師総数(人)	491	501	509	516	527
免許申請数(人)	8	10	8	7	11
免許取り消し数(人)	0	0	0	0	0

③ 登録

一般ふぐ処理業	H22	H23	H24	H25	H26
登録総数	157	156	158	160	155
登録申請数	1	6	8	5	11
登録更新数	5	4	14	1	100

なお、特別ふぐ（なしふぐ）の処理を行う場合は、ふぐ処理師が特別の講習を受けた上で、修了証を添えて特別ふぐ処理業の登録を申請する。総じて、特別ふぐだけを処理する業者はおらず、一般ふぐの登録業者の一部が特別ふぐについても登録している。なお、特別ふぐに関する講習の受講料は4,000円と条例に定められている

特別ふぐ処理業	H22	H23	H24	H25	H26
登録総数	3	5	6	7	9
登録申請数	0	2	1	0	2
登録更新数	0	0	1	0	2

2) 手数料収入

試験 12,000円 免許 5,600円 登録 5,200円

県証紙の貼付によるため、未収入金は発生しない。

(3) 許認可事務の検証

1) 試験

ふぐ処理師の試験は、年に1回実施される。

受験資格は、次のいずれかを満たす者である。

①調理師法に規定する調理師

②ふぐ処理師の立会いの下でその指示を受けて2年以上処理に従事した者

③前号に掲げる者と同等以上の経験を有すると知事が認めた者

試験委員は、県職員及び学識経験者が務めるが、実技試験の採点は、外部に委嘱している。試験委員は、規則により、5名以上7名以下とされている。

試験結果について、不服申立まで行われたことはない、とのことである。

受験しようとする者は、願書に、写真、①から③までのどれかに該当することを証する書面を添えて提出する。

※平成26年度受験者18名につき、調理師免許あるいは業務従事証明書が提出されて

いることを確認した。

平成 26 年度の試験について、実施状況を確認した。採点は、複数のチェック印があり、実技については 6 名の採点員の点数を基に合否が決定されている。

また、技能については、判断の根拠等も記載されていた。

合格者に合格通知を発送し、これと引き換えに免許証を手渡している。合否に関する口頭開示請求の件数は、近年 3～6 件程度である。

(意見) 答案の採点を誰が担当したのかが、わかるような採点方法にすることが望まれる。

## 2) 免許

条例には、次の要件に該当する者には、「免許を与えないことがある。」とされている。

①心身の障害により処理を適切に行うことができない者として規則で定めるもの  
(規則；視覚又は精神の機能の障害により処理を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者)

②麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者

③この条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者  
ふぐ処理師については、県条例による免許であることから、他都道府県の同様のふぐに関する条例に違反した場合でも、香川県の免許は受けることができる。

(意見) 他都道府県で、ふぐ処理に関して同様の処分を受けた者を、免許を与えないことがある要件に加えることについて、検討が望まれる。

免許証は、その都度作成され、知事公印の押印手続きを経て発行される。

※登録者 155 名から 5 名を抽出し、所定の添付書類が添付され、審査されていることを確認した。

平成 26 年度の免許交付伺い書を閲覧し、審査のうえ、免許証の発行手続きが行われていることを確認した。

また、当免許には、前に記した①～③に該当する場合などには、免許を取消することができる規定がある。そのほか、死亡した場合には返納する必要がある。

しかし、免許についての更新制度がないことから、これらの事実を確認することができず、死亡した者の免許が残っていたり、身体に不都合が生じている者も免許を保持している可能性がある。

死亡について、県は、この事務に関して住民基本情報で確認する権限を持たないため、確認は困難である。

これらは適時確認されることが望ましいが、ふぐ処理師が実際にふぐ処理に関わるには、次に記す事業所登録をする必要があり、これには更新制度も設けられている。

この登録及び更新時に、ふぐ処理師免許についても確認を行う制度を設けることが望まれる。

## 3) ふぐ処理業の登録

ふぐ処理業を営もうとする場合には、ふぐ処理業登録申請書に、所定の記載を行い、  
図面やふぐ処理師免許など、規則で求められるものを添付して申請する。

県は、これを審査し、現場も確認のうえ、条例の要件を満たすものにつき、登録簿に  
登録し、登録証を発行する。登録証は、その都度発行される。登録事業者は、発行され  
た登録証を、処理事業所に掲示する。

ふぐ処理業は、5年ごとに更新する。

※平成26年度の登録申請ファイルを閲覧し、申請書に対して調査票が付されており、  
調査票の内容が条例等に記載された要件を充たすことについて、確認できる様式で  
あることを確認した。

※平成26年度の登録台帳48件から3件を抽出し、必要事項が記載されていること、  
添付資料が揃っていること、立入検査のうえ、要件を充たすことを調査票で確認して  
いることについて確認した。

#### 4) 継続管理

ふぐ処理業の登録は、5年間で更新されるため、設備面での衛生状況等は確認できる。

更新時にも、ふぐ処理師免許の添付を求めているが、ふぐ処理師免許の更新制度はな  
い。このため、実際にふぐ処理業に従事しない期間が長い場合でも、過去にふぐ処理師  
免許を取得していれば、ふぐ処理業事業所登録できる制度である。また、取得時以降、  
麻薬類の常習者になったり、視力が不十分な状態になっていたとしても、ふぐ処理業に  
従事できることになる。県としては、登録時に、申請事業者の責任者となるふぐ処理師  
の状況を確認することも必要ではないか。

(意見) ふぐ処理の事業所登録にあたり、ふぐ処理師に関する次の2点について、確認する  
ことなどにより指導を行うことにつき、検討が望まれる。

- ・免許取得時と同様の診断書の提出
- ・過去5年など一定の期間内にふぐ処理に従事していたことの確認

また、2点目について、確認できない場合は、その者に対する実務講習あるいは実務指導  
を受けさせることについても検討が望まれる。

#### (4) 総括

瀬戸内海でとれるふぐは、「讃岐でんぶく」として知られる。県外でとれたものも含  
め、ふぐは冬の高級食材として県民に親しまれる食材である。これらを県内で消費する  
場合、危険部位を取り除き、安全な形で食卓に提供されなければ、県民は安心してふぐ  
を味わうことが出来ない。県民が安心してふぐを食べることができる制度の構築と運  
営が望まれる。

都道府県データランキングによる平成 24 年のふぐ類漁獲高では、香川県は 5 位である。

	県名	漁獲高
1	石川県	982
2	福岡県	488
3	富山県	438
4	新潟県	354
5	香川県	340



ナシフグとは：香川県で獲れる「ナゴヤフグ」と呼ばれるフグの中でも、「ナシフグ」は体の表面がツルツルしていて、胸びれのそばに菊花状の紋があることが特徴です。フグの毒は「フグ喰いたし、命は欲しし」と唄われて昔から恐れられていましたが、現在は厳しい規制があり、資格を持ったものが適正に処理したものだけが市販されています。特にナシフグは、漁獲される海域も全国で限られており、香川県・岡山県海域と有明海・橘湾海域の 2 箇所の産地に制限されています。このように漁獲が限られることで幻の隠れフグと言われていたナシフグは、「讃岐でんぶく」という親しみやすい呼び名をもらって、安全安心に販売されています。(香川県ホームページより)

### 1 3 魚介類行商の登録：生活衛生課

#### (1) 許認可の概要

##### 1) 経緯

香川県には、通称「いただきさん」と呼ばれている魚行商の慣習がある。もともとは、漁師のおかみさんが頭に魚を入れたたらいをのせて売り歩いたものが始まりとのことで、今では、自転車にリヤカーをつけて魚を運び、客の注文に応じて、うろこや内臓を取ったり、三枚におろしたりもしてくれる。県民の日常生活に溶け込んだ存在である。

しかし、魚の行商は、食品衛生法上の店舗に当たらないため、香川県では、衛生管理の観点から独自に条例を制定し、平成 15 年度から従来の届出制を登録制に変更する条例改正を行っている。

##### 2) 根拠法令等

香川県魚介類行商に関する条例

##### 3) 許認可の内容

魚介類行商を行おうとする者は、申請書に申請者及び従事者の氏名、住所、魚介類行商の方法、使用する容器の構造等、行商を行う区域を記載し、住所地の保健所に提出する。

保健所は内容を検討し、魚介類行商登録簿に記載し、登録証を交付する。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

5年ごとに更新されるため、登録制に移行した平成15年度から5年ごとに更新数が多くなる。また、表からもわかるように、行商者数は減少傾向にある。

(単位：件)

	H22	H23	H24	H25	H26
登録総数	97	96	94	89	89
登録申請数	3	4	0	8	1
登録更新数	1	2	4	57	8

2) 手数料収入 1,700円を県証紙の貼付により納付する。

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

登録又は更新しようとする者は、県が定めた様式による申請書を作成し、香川県証紙を貼付し、住所地の保健所に提出する。

2) 審査

記載内容を確認し、台帳に更新の日付を記載する。

チェックリストはないが、申請書の記載事項を検討していけば、必要事項が検討できる様式になっている。

(意見) 規則には、箱の形状などについて、詳細な要件が記載されている。これについて、要件を充たしていることは、記載された図と規則を照合して確認しているが、規則の要件を記載したチェックリストを作成するか、申請書の裏面に印刷してチェックする様式にすることなどの検討が望まれる。

登録証は、金属製のものであり、魚介行商者は、営業中掲示することを求められる。

当初500個を作成し、各保健所に50から150個を配分し、県庁には451番からの50個が保管されている。

※登録証の在庫管理簿と、県庁で保管している登録証の番号が一致していることを確認した。

※申請書ファイルを閲覧し、所定の記載事項が記載され、県証紙が貼付されていることを確認した。

(指摘事項) 更新時に、当初登録の氏名表記が誤っていたとして修正されているものがある。当条例は、違反した場合、20万円以下の罰金を課すことができるとしており、罰則のある登録事務としては不相当である。登録・更新時には、必ず本人確認を行う手続きが取られる必要がある。

3) 継続管理

継続的な管理は台帳で管理されている。登録は5年ごとに更新されるため、定期的に

最新の情報に更新される。

行商を行わなくなる場合などには、廃止を申請すべきところであるが、再開する可能性もあるなどの理由で、更新時まで放置されることもある。不当とまでいえる状況ではない。死亡が把握されないことなどもあると思われるが、県は住民情報で確認できない。また、実害があるということでもない。

#### (4) 総括

当登録事務については、香川県には、食品衛生法の対象外である魚介類行商業者が多いことから、県が独自に条例を策定し、衛生上の管理を行っているものである。

いただきさんの問題としては、高齢化と後継者不足と認識されている。県民の健康を守ることは当然として、食品衛生上の事故により、県民生活に溶け込んだ、いただきさんの姿が消えないよう、条例の規定や運用を随時見直すことが期待される。

条例では、他の制度との均衡などを考慮し、当登録に関して、検便など健康診断を求めているが、生食されることの多い魚を扱うことから、チフス等の健康保菌者でないことを確認するためには、定期的な健康診断を行うことも重要である。更新時などに、これらの周知を行うことについて、検討が望まれる。

### 1 4 特定動物の飼養又は保管の許可：生活衛生課

#### (1) 許認可の概要

##### 1) 経緯

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、ワニやニシキヘビ、虎などの特定動物を飼養あるいは保管しようとする者は知事の許可を受けることとされている。

特定動物も、同法施行令に細かく規定されているが、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物とされ、基本的に危険動物であると考えられる。

##### 2) 根拠法令等

動物の愛護及び管理に関する法律及び施行令

##### 3) 許認可の内容

特定動物を飼養又は保管しようとする者は、申請書に申請者及び管理責任者の氏名、住所、飼養する特定動物、飼養地、飼養の方法等を記載し、図面や写真、飼養計画など、法令に定める添付書類を保健所に提出する。

保健所は内容を検討し、必要に応じて追加の資料の提出を求め、現場を視察し、申請内容が正しく、安全に飼養できる体制が整っていることを確認し、許可する。

##### 4) 類似の許認可

特定外来種の飼養又は保管の許可。(国所管)

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

推移は次のとおりである。販売目的で複数種類の特定動物を保管する場合など、同一人に複数の許可を与えることもある。飼養・保管の目的は、販売、愛玩、養殖などである。

	H22	H23	H24	H25	H26
有効許可総数	68	58	53	59	66
新規許可件数	8	27	9	18	8
変更許可件数	3	0	2	2	2

2) 手数料収入 18,000 円を県証紙の貼付により納付する。変更許可は 12,000 円。

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

許可を受けようとする者は、環境省が定めた様式による申請書を作成し、香川県証紙を貼付し、添付書類を添えて飼養施設の所在地を管轄する保健所に提出する。

2) 審査

記載内容を確認し、許可台帳に入力する。

審査のためのチェックリストはないが、申請書類に必要事項、添付書類が記載されており、記載事項を検討することで、法令で求められる要件は漏れなくチェックできる様式になっている。

※申請書ファイルを閲覧し、所定の書類が添えられ、施設や管理体制が確認されていることを確認した。

申請の中には、比較的大型と思われるヘビやワニなどの爬虫類も多いのであるが、複数の爬虫類を飼養する例もある。

最近の申請では、養殖目的でのワニの飼養というものもあり、最大 100 匹を飼養する計画になっている。県は、安全性など特に注意して検査しているが、当許可は、法令に基づいて行われるため、近隣への意見聴取や反社会的勢力ではないことなどの確認は行えない。

当年度の監査を実施する期間の中で、丸亀市の民間会社の資材置き場で、特定動物には該当しないものであったが、体長 1 メートルのにしきへびが発見され、警察に保護されたという報道が行われていた。

近隣に大型ヘビやワニを趣味で飼養している人物がいることを不安に思う県民は少なくないと推測する。しかし、当制度は、個人的な趣味による飼養を前提として作られた制度であるため、申請者の情報は保護される。ワニのように事業者が営業目的で飼養するものについても同様である。何らかの事故が発生すれば、国も制度改正を検討する可能性はあるが、現在の規程の範囲では、飼養することの可否を近所に問うたり、注意



喚起的に飼養場所を知らせたり公示したりすることは出来ない。

### 3) 継続管理

継続的な管理は許可台帳をもとに行われている。

立入り検査の頻度は、保健所ごとに異なるが、1～5年に一度は実施されるようローテーションを決めて実施される。このように1～5年と幅が設けられているのは、飼養数、苦情の有無、飼養動物の種類により、立入りの必要に応じて実施しているためとのことである。

また、立入り記録は、許可台帳と合わせて保管されている。

(意見) 立入り検査のローテーションを決める上でのルールとして保健所ごとに取扱いが異ならないよう、ルール化することが望まれる。

ルール化については、次の3点が考えられる。

- ・特定動物の飼養前に、管理状況など立入り検査のうえ、許可を与えている。立入り時の心証により、飼養開始後の1回目の立入りの時期を決める目安を設け、それに沿って立入りを行う。
- ・飼養動物が1頭でも危険度が高い場合、立入調査を頻繁に行っているが、その飼養動物の種類について、保健所ごとに異ならないよう、保健所の意見を聴いて統一する。
- ・例えば住宅密集地であれば毎年立ち入るなど、住宅の密度によっても、立入りの頻度を考慮することが望ましい。その住宅の密度について、保健所の意見を聴いて統一する。

### (4) 総括

特定動物の飼養については、昭和54年に、千葉県で寺院で観光用に飼養されていた虎が2頭逃亡したという事件から、法改正が行われたとのことである。

本来は、特定動物を飼養する者は、近隣の同意を得るプロセスを経ることが望ましいと思われるが、その場合同意を得られることは少ないと推測される。県は、飼養状況を確認の後に許可を与えており、継続的に状況を確認する。丸亀市のニシキヘビのように、逃げ出したりすることのないよう、十分に監督する必要がある。

## 1.5 死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜処理の許可：生活衛生課

### (1) 許認可の概要

#### 1) 経緯

食用などの目的で畜産農家が飼養している家畜に関し、死亡獣畜が水や土壌を汚染しないよう、その処理は、専用施設で行うことが原則である。しかし、牛であれば一頭ごとなど、一定数を処理するごとに処理方法を確認し、許可をすることで、専用施設外

で処理することも認めている。

## 2) 根拠法令等

化製場等に関する法律及びその施行細則

## 3) 許認可の内容

畜産農家が飼養する牛などの獣畜が死亡した場合などで、死亡獣畜が食用に供することが出来ない場合は、化製場または死亡獣畜取扱場で処理することが原則とされているが、それ以外の場所に埋める（埋却）ことも、許可のうえ実施することができる。

この許可は、島嶼部の特定の畜産農家数軒が埋却により処理する以外に申請された実績はない。また、死亡獣畜取扱場外での解体についても、同様に許可が必要であるが、牛海綿状脳症（BSE）検査が必要である生後 24 ヶ月以上の牛がへい死した場合に、脳幹部分を切り取って検査する以外に近年の解体の許可実績はない。

## (2) 許認可事務の推移等

### 1) 申請件数等

平成 26 年度は、埋却が 17 件、うち、同時に解体も実施されたものが 5 件である。

## (3) 許認可事務の検証

### 1) 受付

許可を受けようとする者は、県が定めた様式による申請書を作成し、獣医師の診断書、埋却の図面などを添付し、処理場所を所管する保健所に提出する。

### 2) 審査

記載内容を確認し、資料と照合し、衛生上の要件を充たしていることを確認し、許可通知書を交付する。

チェックリストは作成していない。周辺を汚染しないこと、という条件については、新規の案件であれば、様々な検討が必要と思われるが、特定の畜産農家が自分の敷地内に埋めて処理を行うことから、判断が必要な事項はなく、獣医師の診断書と図面の確認で足りることから、チェックリストまで作成する必要はないと思われる。

死体の処理という性質から、獣医師の診断書と申請日は同日になっており、申請日に許可されているが、許可通知書の郵送は翌日以降となっている。

BSE の検査が必要な場合は、埋却場所で脳髄を切り取り、検査終了の連絡後に埋めるということである。

許可後に処理されたことが確認しづらい状況ではあるが、対象が特定島嶼部の特定畜産農家に限定されているため、特に支障は発生していない。

※申請書ファイルを閲覧し、平成 26 年度の申請 17 件から 2 件を抽出し、申請書に所定の記載事項が記載され、図面と診断書が添付され、申請内容と一致していることを確認した。

### 3) 継続管理

処理ごとに申請される。埋却場所は、概ね同じ場所に隣接して穴を掘って埋めているとのことであり、獣畜が周辺を汚染する、近隣者に迷惑をかける、などの不適当な事態が発生した場合は、対応を求めることになると思われるが、今のところそのような事態には至っていない。

死亡獣畜の埋却場所では、獣の死体が白骨化するにつれ、埋めた場所が凹んでくる。

新しく埋却した場所は、土の色が異なるため、同じ場所を掘ってしまうことはないと思われる。また、牛に関しては、いわゆるトレーサビリティ法により、個体ごとに番号を付して管理されていることから、無許可で埋却されることもないと思われる。

申請書を見ると、流産・死産した新生子の死亡が占める割合も多く、これらには個体識別番号はないが、獣医師が診断するため、許可申請が漏れることはないと思われる。

(意見) 許可のうえ処理されたことが後日確認できるよう、埋却日と埋却場所がわかるような印をつけるよう、指導することが望まれる。また、それにより、同じ場所に埋却することが防止できるようにも思われる。

### (4) 総括

当手続きは、牛・豚・馬・めん羊及び山羊が死亡した際に、衛生上問題がないよう死体が処理されるために行われるものである。

香川県の許可は、全て特定の島嶼の数軒の牛の畜産農家に限定されている。通常は、県内坂出市に1箇所設けられている処理場で処理されるのであるが、島嶼部については、輸送がたいへんであること、隔離された処理に適当な土地があることから、当許可による処理が行われている。

前にも記したように、牛については、個体識別が行われていること、胎児の死亡についても、獣医師が診断することから漏れなく許可申請されていると思われるが、一方で、飼養頭数が多い豚については、1件も申請されていないことは不自然であるようにも思われる。

今のところ、衛生に関して苦情等は発生していないこともあり、適正に処理されていると考えられている。

## 1 6 製菓衛生師の免許：生活衛生課

### (1) 許認可の概要

#### 1) 経緯

製菓衛生師法に基づく免許で、当免許を保有することにより、特別に実施できる業務は無いが、食品衛生法上の事業所の開設時に必要な、衛生管理に関する責任者の要件に当免許も含まれる。

2) 根拠法令等

製菓衛生師法及びその関連規則

3) 許認可の内容

試験の受験資格は、実務経験又は養成施設の修了である。受験希望者は、受験願書に受験資格証明書、写真を添えて提出する。これらの者のうち、実技を含む試験に合格した者に合格証書を交付するとされているが、実技試験も、菓子の種別（3分野）のペーパー試験により実施される。免許を受けようとする者は、申請書に合格証書、戸籍抄本等の身元を明かすもの、医師の診断書、を添えて提出する。県は、国の定めた事項を製菓衛生師名簿に登録し、免許証を交付する。受け取りの際には、運転免許証などで本人確認を行う。

免許の更新制度はない。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

受験者と合格者の推移は次のとおりである。

種別（年度）	H23	H24	H25	H26	H27
出願者数	61	89	64	86	116
受験者数	40	66	60	43	62
合格者数	37	55	30	32	35
合格率（%）	92.5	83.3	50.0	74.4	56.5
免許申請数	45	47	39	34	
手数料収入（円）	825,400	1,099,800	820,000	998,800	

(注意) 手数料収入は、受験手数料と免許申請手数料の合計である。

2) 手数料収入 試験 9,400 円 免許 5,600 円

(3) 許認可事務の検証

1) 試験

試験は、年に1回実施される。受験願書に写真、卒業証書等を添えて申し込む。試験の回数が少ないため、県外から受験する者もおり、また、香川県の試験日程より合格発表が早い県があることから、受験願書提出者よりも実際の受験者が少ないことが多いとのことである。

※平成27年度受験者62名につき、試験の結果がルールに沿って採点され、採点結果が合否に反映されていることを確認した。

採点は、複数の職員により行われている。合格者に合格証書を発送する。

(意見) 採点は、複数のチェック印が付されているが、その答案の採点を誰が担当したのか、わかるような採点方法にすることが望まれる。

## 2) 免許

免許は、試験に合格した者に与えられる。

合格証書と戸籍抄本等、医師の診断書を申請書にあわせて提出し、これを確認のうえ、免許証を製菓衛生師名簿と割り印し、交付する。

製菓衛生師法第8条によると、次のいずれかに該当するときは、免許を取り消すことができる」とされている。

①麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者

②その責に帰すべき事由により、菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき

免許を発行するときには、①に関して医師の診断書により、②に関して申請書に取り消し処分を受けたことがない旨記載させることにより、①②のいずれにも該当しないことを確認している。

香川県では、①②いずれによっても免許を取り消した事例はないとのことであるが、都道府県同士で免許取り消しの情報を共有するシステムはない。もし他都道府県で②により免許を取り消されていたとしても、その事実を隠して他の都道府県で免許を申請することは可能である。

## 3) 継続管理

免許に関しては、更新の制度がない。

香川県の製菓衛生師名簿を閲覧し、免許発行番号1番から20番までの登録状況を確認したところ、生年が明治3名、大正5名、昭和12名であった。このうち、昭和生まれの1名が死亡により登録削除されており、平成27年度現在登録者は19名となっている。

他の免許も同様であるが、実際に業務に使用しないような場合、名簿訂正が行われなかったり、死亡していても登録削除が行なわれないことが想定される。

また、該当する可能性は非常に低いですが、免許の取り消し要件のうち、麻薬等の薬物中毒者が当免許を保有している可能性もある。これについて、免許発行時には医師の診断書で確認するが、その後の確認は行わない。例えば、警察と連携して、薬物中毒による逮捕者のうち、製菓衛生師の免許を持つものがないかを確認するなどの方法もあるが、継続して管理できるわけではない。

## (4) 総括

当免許について、特にとりあげたが、免許を取り消す要件として、他の免許制度でも同様の規程がおかれている一方、製菓衛生師名簿の管理の方法も香川県だけではなく、他の都道府県でも法に基づき、同様の管理を行っている。

このため、名簿は実態と乖離する傾向にあり、また、免許を取消す規定も、発覚した場合に取り消すという抑止的な効果になっている。

これらは、免許制度全般に共通するものであるが、教員免許については、平成 21 年度から更新の規定がおかれるなど、徐々に改定されてゆくものと思われる。

## 1.7 一般海域の占用等の許可：土木監理課（小豆総合事務所及び各土木事務所）

### (1) 許認可の概要

#### 1) 経緯

海は公の資産であり、誰でも自由に利用できるが、1 者の使用が他者の利用を妨げる  
ときでも、その使用について公益性が高い場合等には認めるべき場合もある。

港湾法などの適用を受けない一般海域については、平成 12 年まで機関委任事務として、建設省所管公共用財産管理規則に沿って管理してきたが、地方分権一括法により法定受託事務とされたため、県条例を制定している。

#### 2) 根拠法令等

香川県一般海域管理条例及び規則

#### 3) 許認可の内容

一般海域について次の行為を行う場合には許可が必要である。

- ・一般海域を占有すること
- ・土石（砂を含む）を採取すること
- ・土石の投入、掘削その他海底の形状の変更をすること

ただし、土石の採取は、浚渫などの工事を除いて認めていないため、許認可のほとんど全ては占有である。

占有のうち、件数が多いものは、海上保安庁の施設、水道管、海底ケーブルなどである。

継続して占有する場合、公共用目的は 10 年、それ以外は 5 年毎に更新する。

### (2) 許認可事務の推移等

#### 1) 申請件数等

	H22	H23	H24	H25	H26
新規	3	0	11	2	3
継続	26	26	20	23	5
変更	2	0	1	12	2
廃止	2	0	0	2	2
年度末数	123	121	132	135	135
一時占有	3	2	4	4	4

## 2) 使用料収入

条例に、一般の占用であれば年額 240 円など、㎡あたりの占用料が記載されており、平成 26 年度の年間の占用料収入は、18,742 千円であった。

一時占用は許可期間分を、新規の場合も、年度末までの占用料を占用開始前に徴収する。

どのような場合に免除するのかについては、「土木部所管各種占用料の取扱いについて（平成 8 年）」に詳細に記載されている。施設の設置のための占用が多いため、継続占用の数が多くなる。これらについては、年度初めに 1 年分の占用料を徴収する。

未収については、継続して占用する者が倒産し、翌年度の占用料が長期間未収になっているものが 1 件である。

なお、国等による占用の場合、そもそも許可でなく協議であることから、占用料は徴収しない。

## (3) 許認可事務の検証

### 1) 受付

条例に所定の申請書に図面等を添付し、海域を所管する事務所に占用の許可を申請する。事務所ごとの地域は、きちんと区分されているわけではない。概ねの海域を決めているが、複数の事務所に関連する場合は、申請者の利便なども考慮して決定している。

### 2) 審査

新規や一時占用の場合には、地元市町長から意見聴取を行い、漁業者、航路を有する者など利害関係人の同意書の添付を求めている。

申請者の図面と占用期間を確認し、占用料を計算し、これらを記載した許可書を発行する。

※平成 26 年度の申請 12 件につき、申請書が提出され、図面等が添付され、新規のものについては、必要と思われる利害関係人の同意書が添付され、図面と期間に応じて占用料が計算されていること、不相当と思われる占用料免除が無いことを確認した。

3 件について、図面と面積が整合していることを確認した。

海水浴場については、ブイなどで網を張って遊泳スペースを確保しているが、浮島の部分だけが占用許可の対象とされている。遊泳スペース全体について占用されていると見ることも出来るが、そのスペース利用が自由に誰でも入れるかどうかで判断するとのことであり、入場料を取るような有料利用の場合には、海面の占用として、占用料も徴収される。

### 3) 取下げ・却下

占用しようとする場合には、事前に相談されてから申請されるため、該当事項なし。

占用を継続しているものについて、年度途中で占用をやめる場合などはある。

### 4) 継続管理

事務所ごとに一覧表を作成し、申請書をファイルしている。継続占用の場合、過年度分も併せて占有者ごとに綴るところがあったり、年度ごとに綴ったりと、保管方法は、事務所ごとに異なる。

また、違法な海砂利採取がおこなわれていないか、申請内容と現状が異なっていたり、申請せずに占有していないかなどの現地確認として、毎月1回、水産課の船で見回っている。一般海域の管理を適正に行うため、当占用手続きによらない漁港や港湾区域内の占有や、養殖用の網については、担当部署と連携しながら、区域の確認を行っている。

また、平成25年には、特別に県内全域で既存の許可分も併せて占有物件調査を行っている。これにより、届出が出されていないものや、占有状況が変わっているものなど17件を発見し、申請や変更申請を求めている。なお、これらの場合も、悪質なものはなく、罰則規定は適用していない。占用料の増額分も手続き後に徴収している。

#### (4) 総括

規定には、海砂利採取等についても定めがあるが、平成17年度から、環境等に配慮し、禁止されている。不法な採取が行われていないかの確認のため、毎月監視をしている。

占有物件については、事務所において、継続申請時などに確認調査を行っている。平成25年度の県内全域での占有物件調査では、17件の是正指導が行われている。

ローテーションで毎月重点地域を定めて詳細に調査することなどについても、検討が望まれる。



番号	本文ページ	担当課	現行計画の名称	計画期間	当初策定(変更年)	根拠法令等	法令等施行年	策定上の制限	計画による財政メリット等・規制等	外部委員	指摘・意見等		
											指摘	意見	共通意見
1	20	地域活力推進課	香川県離島振興計画	10年間	H25.4 (H25.12、 H28.2)	離島振興法	S28	国方針	財政メリット	なし	0	2	⑥⑦
2	23	水資源対策課	香川県水道整備基本構想	18年間	H10.10	厚労省水道課長通知	S53	なし	なし	なし	0	2	⑨
3	26		香川県広域的水道整備計画	12年間	H10.10	水道法	S32	なし	なし	なし	0	2	⑨
4	28		香川県総合水資源対策大綱2011	10年間	H23.7	香川県独自	H23	なし	なし	香川県水資源対策懇談会	0	2	
5	31	男女参画・ 県民活動課	かがわ青少年育成支援ビジョン	なし	H14.3 (H24.4)	子ども・若者育成支援推進法	H22	国計画	なし	青少年活動推進本部会・青少年問題協議会	0	1	⑥⑨
6	35		共助の社会づくり推進指針	なし	H23.10	—	—	なし	なし	香川県共助の社会づくり懇談会	0	1	⑦⑧⑨
7	38		第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画	5年間	H23.10	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	H13	国基本方針	なし	香川県男女共同参画審議会	0	1	⑥
8	40	文化振興課	香川県文化芸術振興計画	5年間	H20.10 (H25.3)	文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例	H19	なし	なし	香川県文化芸術振興審議会	0	0	⑧
9	44	財産経営課	香川県ファシリティマネジメント推進計画	5年間	H24.2	香川県行財政改革基本方針	H23	なし	なし	なし	0	1	
10	48		県有建物保有総量の現状と最適活用について	なし	H25.3	香川県ファシリティマネジメント推進計画	H24	なし	なし	なし	0	1	
11	49		香川県県有建物長寿命化指針	なし	H25.3	香川県ファシリティマネジメント推進計画	H24	なし	なし	なし	0	1	
12	50	人権・同和政策課	香川県人権教育・啓発に関する基本計画	なし	H15.12 (H25.12)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	H12	なし	なし	香川県人権・同和政策協議会	0	2	⑦
13	54	国際課	かがわ多文化共生推進プラン	4年間	H24.3	—	—	国計画	なし	策定懇談会	0	3	⑥⑦⑩
14	58	危機管理課	香川県国民保護計画	なし	H18.3 (H26.2)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	H16	国趣旨	なし	香川県国民保護協議会	0	1	
15	60		香川県地域防災計画	なし	S39年度以降逐次改正	災害対策基本法	S37	国趣旨	なし	香川県防災会議	0	1	
16	62		香川県第4次地震防災緊急事業五箇年計画	5年間	H24.3	地震防災対策特別措置法	H7	なし	財政メリット	なし	0	2	⑪
17	64		香川県庁業務継続計画(震災対策編)	なし	H22.6	—	—	なし	なし	なし	0	0	
18	66		香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画	3年間	H27.3	—	—	なし	なし	専門家	0	0	
19	68		香川県消防広域化推進計画	なし(ただし推進期限H30)	H20.3	消防組織法	S23	国趣旨	なし	香川県消防広域化推進計画検討委員会(香川県消防広域化検討委員会)	0	1	
20	70		石油基地防災計画	なし	当初策定不明 S51年より前	—	—	なし	なし	香川県石油基地防災対策連絡協議会	0	1	
21	72	くらし安全安心課	第9次香川県交通安全計画	国の改定の都度	H23.5	交通安全対策基本法	S45	国計画	なし	香川県交通安全対策会議	0	1	⑦⑩⑪
22	75	環境政策課	香川県地球温暖化対策推進計画	5年間	H23.3	地球温暖化対策の推進に関する法律	H10	法令において記載事項が定められている	なし	香川県環境審議会		1	⑥
23	78		かがわエコオフィス計画	5年間	H23.11	地球温暖化対策の推進に関する法律	H10	国趣旨	なし	なし	0	0	
24	79		国土利用計画(第3次香川県計画)	なし	S52.3 (H9.3)	国土利用計画法	S49	国計画	なし	香川県国土利用計画審議会	0	0	
25	81		香川県土地利用基本計画(第6回変更)	なし	S50.6 (H26.3)	国土利用計画法	S49	国及び県の国土利用計画	規制等	香川県国土利用計画審議会	0	0	
26	82	環境管理課	香川県全県域生活排水処理構想	H27まで	H19.10	ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例	H14	国通知	財政メリット	なし	0	0	
27	83		香川地域公害防止計画	10年間 (H32まで)	H24.3	環境基本法	H5	なし	財政メリット	なし	0	0	
28	85		瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画	なし	当初S56.7策定 (S62、H4、H9、 H14、H20)	瀬戸内海環境保全特別措置法	S48	国内内容指定	なし	なし	0	0	⑥

番号	本文ページ	担当課	現行計画の名称	計画期間	当初策定(変更年)	根拠法令等	法令等施行年	策定上の制限	計画による財政メリット等・規制等	外部委員	指摘・意見等		
											指摘	意見	共通意見
29	86	環境管理課	香川県海岸漂着物対策等推進計画	5年間	H23.3	海岸漂着物処理推進法	H21	国趣旨	財政メリット	協議会	0	0	
30	87		化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量削減計画	5年間	H24.2	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法	S45、S48	国趣旨	規制等	香川県環境審議会	0	0	
31	88	みどり整備課	香川地域森林計画	5年間 毎年小改正	H22.12	森林法	S26	国計画	なし	香川県森林審議会	0	1	
32	92		香川県森林経営計画	5年間	H26.10	森林法	S26	なし	補助金等	なし	0	1	
33	94	みどり保全課	大滝大川県立自然公園の公園計画	なし	H4.9	香川県立自然公園条例(自然公園法)	H2	国等マニュアル	規制等	香川県自然環境保全審議会	0	2	⑨
34	98		鳥獣保護管理事業計画(第11次)	5年間	H24.3 (H27.5)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	H14 (H26一部改正)	国指針	規制等	香川県環境審議会	0	2	
			イノシシ第二種特定鳥獣管理計画	5年間	H24.3 (H27.5)			国等マニュアル	規制等	香川県環境審議会			
			ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画	5年間	H27.5			国等マニュアル	規制等	香川県環境審議会			
			ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画	5年間	H27.5			国等マニュアル	規制等	香川県環境審議会			
35	100	廃棄物対策課	香川県廃棄物処理計画	5年間	H13.3 (H23.10改訂)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	S46	国趣旨(法・方針)	なし	香川県環境審議会	0	0	①
36	102		香川県分別収集促進計画	5年間 (3年毎見直し)	H9.3 (H25.8改訂)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	H7	国趣旨(法・方針) 市町計画	なし	なし	0	1	⑩
37	104		香川県ごみ処理広域化計画	H30まで	H11.3	厚生省環境整備課長通知	H9	国通知	なし	なし	0	0	
38	105		香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	H38まで	H20.3 (H26.12)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	H13	国趣旨(法・計画)	なし	なし	0	1	①
39	106		豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画	H34まで	H15.12 (H25.1)	調停条項 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	H12 H15、H24	調停条項、国趣旨(法)	補助金等	豊島廃棄物等管理委員会、香川県環境審議会、原状回復特定事業に関する調査会	0	0	
40	107		エコアイランドなおしまプラン	なし	H14.3	地域におけるゼロ・エミッション構想推進のためのエコタウンプラン策定要領及び承認基準等について	H10	国趣旨(要領及び承認基準等)	補助金等	エコタウンプラン検討委員会	0	0	⑤
41	109	健康福祉総務課	健やか香川21ヘルスプラン	10年間(ただし5年毎見直し)	H14.3 (H25.3)	健康増進法	H15	国通知	なし	香川県健康づくり審議会	0	3	①⑤⑥⑦⑩
42	114		第2次香川県がん対策推進計画	5年間	H20.3 (H25.3)	がん対策基本法	H19	国計画	なし	香川県がん対策推進協議会	0	4	⑥⑧⑩
43	118		香川県歯と口腔の健康づくり基本計画	10年間(ただし5年毎見直し)	H25.3	歯科口腔保健の推進に関する法律 歯と口腔の健康づくり推進条例	H23	国計画	なし	香川県8020運動推進特別事業検討評価委員会	0	1	⑥⑦⑧⑩
44	120		香川県地域福祉支援計画	5年間	H20.3 (H25.3)	社会福祉法	S26	国通知	なし	香川県社会福祉審議会	0	2	⑥⑧⑩
45	124	長寿社会対策課	第6期香川県高齢者保健福祉計画	3年	H12.3 (H15,H18,H21,H24,H27)	老人福祉法 介護保険法	S38 H12	国指針	規制等	香川県社会福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会	0	0	⑩
46	126	子育て支援課	香川県ひとり親家庭等自立促進計画	5年間	H19.3 (H27.3)	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S39	国方針	なし	香川県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会 香川県児童福祉審議会	0	1	⑥
47	129		香川県周産期医療体制整備計画	4年間	H23.3 (H26.3)	周産期医療体制整備指針 厚生労働省通知	H22	国指針	なし	香川県周産期医療協議会	0	1	①
48	131		香川県子どもの貧困対策推進計画	5年間	H27.8	子どもの貧困対策の推進に関する法律	H26	国大綱	なし	香川県子どもの貧困対策検討委員会	1	3	⑥
49	134		香川県健やか子ども支援計画	5年間	H27.3	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法 子育て県かがわ少子化対策推進条例	H27 H15 H27	国基本指針	なし	香川県子ども・子育て支援会議	0	0	
50	138		香川県社会的養護推進計画	15年(ただし5年毎見直し)	H27.3	児童養護施設等の小規模化及び家庭の養護の推進について	H24	国通知	なし	香川県児童福祉審議会	0	0	

番号	本文ページ	担当課	現行計画の名称	計画期間	当初策定(変更年)	根拠法令等	法令等施行年	策定上の制限	計画による財政メリット等・規制等	外部委員	指摘・意見等		
											指摘	意見	共通意見
51	141	障害福祉課	第4期かがわ障害者プラン	3年	H15 (H18,H21,H24, H27)	障害者基本法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	S45 H25	機関の意見を聴く	なし	香川県障害者施策推進協議会	0	0	⑥⑧
52	143	生活衛生課	香川県動物愛護管理推進計画	10年間(ただし5年毎見直し)	H20.3 (H26.3)	動物の愛護及び管理に関する法	S49	国指針	なし	香川県動物愛護推進懇談会	0	2	⑦⑧⑩⑪
53	146		香川県食の安全・安心基本指針	定めは無いが改訂されている	H16.3	食品安全基本法	H15	国の基本施策	なし	香川県食の安全推進懇談会	0	1	
54	148	産業政策課	香川県産業成長戦略	10年間	H25.7	—	—	なし	なし	香川県産業成長戦略に関する懇談会	0	2	
55	150	企業立地推進課	香川ものづくり産業振興計画	5年間	当初 H19.12 現 H25.4	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	H19	国の方針	補助金等	香川県企業立地促進協議会	0	0	⑧
56	153	労働政策課	第9次香川県職業能力開発計画	5年間	H23.12	職業能力開発促進法	S33(S60に 現行法の形に修正)	国の計画	なし	香川県職業能力開発審議会	0	1	
57	156		香川県大川地域雇用開発計画	3年間	H24.8	地域雇用開発促進法	S62	国の指針	補助金等	香川地方労働審議会	0	0	
58	159	農政課	香川県農業振興地域整備基本方針	なし (H22 改定)	S45.3 以後逐次変更	農業振興地域の整備に関する法律	S44	国の方針	地域指定	香川県農業振興対策推進協議会	1	0	
59	162	農業経営課	香川県農業経営基盤強化促進基本方針	なし (H26改定)	H22.3	農業経営基盤強化促進法	S55	国の方針	なし	県農業会議、県JA中央会	0	1	⑪
60	165	農業経営課	香川県有機農業推進計画	5年間	H21.3	有機農業の推進に関する法律	H18	国の方針	なし	なし	1	0	⑤⑩
61	167	農業生産流通課	香川県卸売市場活性化基本方針	5年間	H24.3	卸売市場法	S46	国の方針	なし	香川県卸売市場懇談会	0	0	⑪
62	170	畜産課	香川県酪農・肉用牛生産近代化計画	5年間	H18.3 (H24.3)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	S29	国の方針	補助金等	なし	0	1	⑧
63	174		家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画	8年間 (国の告示により不定)	H12.10 (H20.6)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	H11	国の方針	補助金等	なし	0	0	⑤⑪
64	175		獣医療を提供する体制の整備を図るための香川県計画	10年間	H24.2	獣医療法	H4	国の方針	補助金等	なし	0	3	⑨
65	178	土地改良課	香川県老朽ため池整備促進計画 —第10次5か年計画—	5年間	H25.6	老朽溜池整備促進に関する決議	S41	なし	なし	なし	0	1	
66	182	農村整備課	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	なし	H27.4	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	H27	国のガイドライン	補助金等	なし	0	1	
67	185	水産課	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画	7年間	S59.4 (H27.4更新)	沿岸漁場整備開発法	S49	国の方針	なし	海区漁業調整委員会	0	0	
68	187		香川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画	毎年	H8.11 (H27.12更新)	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	H8	国の計画	規制等	なし	0	0	
69	189		圏域総合水産基盤整備事業計画	5年間	H19.6 (H24.12更新)	漁港漁場整備法	S25	国の計画	補助金等	水産審議会	0	1	
70	193	技術企画課	香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針	なし	H20.11	—	—	なし	なし	検討会等	0	1	
71	196	道路課	県土軸ネットワーク計画	なし	H15.7 (H22.12)	—	—	なし	なし	香川県県土軸ネットワーク整備計画検討委員会	0	1	⑤⑨
72	198		香川県橋梁長寿命化修繕計画	50年間 (点検実施毎に見直し)	H21.12	香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針	H20	国の要綱等参考に策定	予防保全型により、コスト削減	学識経験者	0	1	
73	202	河川砂防課	河川整備計画	概ね20～30年	H12.10～	河川法	S40	国趣旨	財政メリット	わがかがわの川懇談会	0	0	
74	204		香川県河川管理施設長寿命化計画(案)	なし	H27.2	香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針	H20	国等マニュアル	財政メリット	なし	0	1	
75	207		讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画	概ね30年間	H15.11 (H27.12)	海岸法	S31	国基本方針	補助金等	香川県海岸保全基本計画変更検討委員会	0	1	③
		燧灘沿岸海岸保全基本計画	概ね30年間	H15.9 (H27.12)									

番号	本文ページ	担当課	現行計画の名称	計画期間	当初策定(変更年)	根拠法令等	法令等施行年	策定上の制限	計画による財政メリット等・規制等	外部委員	指摘・意見等		
											指摘	意見	共通意見
76	208	港湾課	高松港港湾計画	10～15年間	H9.11	港湾法	S25	国の方針	補助金等	香川県地方港湾審議会	0	3	
77	212		港湾施設の維持管理計画	なし	H25.3	港湾法	S25	国のガイドライン	補助金等	なし	0	0	③
78	216	港湾課	地震・津波対策海岸堤防等整備計画	30年間	H27.3	—	—	なし	補助金等	意見聴取	0	0	⑨
79	218	都市計画課	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	20年間	H16.5 (H20.1、 H24.10)	都市計画法	S43	国趣旨	なし	都市計画審議会	0	2	⑩⑪
80	221		香川県景観形成指針	なし	H19.3	景観法	H16	なし	なし	都市計画審議会、美しい景観づくり研究会(市町)	0	1	②③⑨
81	224	都市計画課	高松広域都市圏都市交通マスタープラン	20年間	H27.3	都市計画運用指針 (平成12年都市局長通知)	H12	なし	なし	策定主体が高松広域都市圏総合都市交通体系調査委員会	0	0	④
82	225		香川県公園施設長寿命化計画	なし	H23.5	公園施設長寿命化計画策定指針(案)	H24	国趣旨	補助金等	なし	0	2	⑨
83	229	下水道課	播磨灘流域別下水道整備総合計画	20年間 (ただし10年毎 見直し)	H16.6	下水道法	S45	国基本方針	なし	なし	0	2	
			燧灘流域別下水道整備総合計画		H12.5								
			備讃瀬戸流域別下水道整備総合計画		H18.11								
84	232		香川県下水汚泥処理総合計画(基本計画)	H30まで	H13.6	—	—	なし	なし	なし	0	2	
85	235		香川県流域下水道長寿命化計画(3処理区)	7年程度	H23.12	—	—	国通知	補助金等	なし	0	0	⑪
86	239	建築指導課	香川県建築物耐震化推進プラン(香川県耐震改修促進計画)	10年間	H19.3	建築物の耐震改修の促進に関する法律	H8	国指針	補助金等	なし	0	2	
87	243	住宅課	香川県住生活基本計画	10年間	H20.3 (H24.3)	住生活基本法 住宅局長通達	H18 H23	国計画	なし	香川県住生活基本計画検討委員会	0	1	⑤⑩
88	246		香川県営住宅長寿命化計画	10年間	H23.3 (H26.3)	住宅局長通達	H21	国指針	補助金等	なし	0	1	